

しおり約款閲覧コード

0001181001



ご契約のしおり・約款

保険組曲 Best

保険組曲 総合年金
Best リレープラン

保険組曲 Bestけんこう

保険組曲 Bestレディ



2018年10月版

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
ご一読いただき、内容を十分ご確認いただきますようお願いいたします。

- ◆当冊子において、「当社」または「会社」とあるのは「[太陽生命保険株式会社](#)」を、「支社」とあるのは「[太陽生命支社](#)」を、また「本社」とあるのは「[太陽生命本社](#)」をさします。
- ◆「[保険組曲Best](#)」を構成する普通保険約款の正式名称には「無配当」、「(無解約払戻金型)」、「(低解約払戻金型)」および「(001)」の数字等がついていますが、当冊子においては、[読みやすさを考慮し一部において記載を省略しております。](#)

お願い

「契約のご確認」にお伺いする場合がございます。

このたびは、当社の保険商品にお申込みいただきありがとうございます。
後日当社で委託した専門の業務士（T&Dコンファーム（株）・（株）審調社）等がご自宅等にお伺いさせていただき、お申込みいただきましたご契約の告知内容等について、確認させていただく場合がございます。
なお、業務士等は「業務士証明書」、「名刺」または「あいさつ状」を携行しております。
その節は、ご協力の程お願い申し上げます。

「契約のご確認」訪問について

1. 確認内容は、被保険者の健康状態などの告知事項や、ご契約の同意、お申込み手続き画面等の自署、「ご契約のしおり・約款」のお受け取り等についての確認となります。通常、被保険者への確認となりますが、ご契約者に確認させていただくこともあります。
2. 被保険者・ご契約者が未成年者の場合は、法定代理人（親権者・後見人）に確認します。
3. 事前にお電話で訪問日を確認のうえ訪問します。
4. お申込みいただいてから、1ヵ月後位にお伺いすることもあります。
なお、契約確認に要する時間は約15分です。
5. ご契約によっては、年収等をお聞きすることもあります。

告知いただいた内容について、詳しくお尋ねする場合もございます。
健全な保険制度維持のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
なお、ご意見・ご質問等がございましたら、もよりの支社または太陽生命本社あてにご連絡くださいま
すようお願い申し上げます。

この冊子の構成

この冊子は、つぎの2つの部分から構成されています。

ご契約のしおり

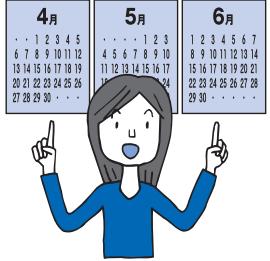
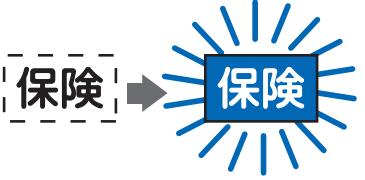
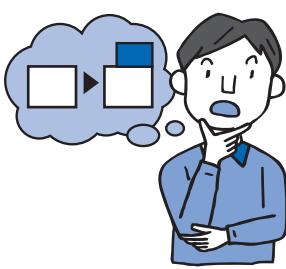
ご契約についての重要な事項、諸手続、税法上の取扱など、ぜひ知りたい事項をわかりやすく説明しています。

約款

ご契約の内容、ご契約後の各種取扱などを規定した普通保険約款および特約条項を記載しています。

目的別もくじ

<p>保険用語について 知りたい</p> <p>主な保険用語のご説明</p> <p>1 ページ</p>	<p>保険の特長や しくみを知りたい</p> <p>特長としくみ</p> <p>5 ページ</p>	<p>保険金等の 請求について知りたい</p> <p>保険金・給付金などの請求</p> <p>9 ページ</p>
<p>どういう場合に保険金等 が支払われるか知りたい</p> <p>保険金・給付金などのお支払い</p> <p>14 ページ</p>	<p>保険料のお払い込みの 免除について知りたい</p> <p>保険料のお払い込みの免除</p> <p>67 ページ</p>	<p>保険金等が支払われない 場合について知りたい</p> <p>保険金・給付金などをお支払い できない場合など</p> <p>76 ページ</p>
<p>保障がいつから 開始するか知りたい</p> <p>責任開始期について</p> <p>92 ページ</p>	<p>申込みを撤回したい</p> <p>ワーリング・オフ制度（ご契約の お申込みの撤回・ご契約の解除）</p> <p>98 ページ</p>	<p>契約見直しや追加に ついて知りたい</p> <p>契約見直し制度と指定契約の追加</p> <p>110 ページ</p>

<p>保険料の払込方法について知りたい</p> <p>保険料の払込方法について 118 ページ</p> 	<p>保険料の払込猶予期間と失効について知りたい</p> <p>払込猶予期間とご契約の効力について 119 ページ</p> 	<p>効力を失った保険をもとに戻したい</p> <p>効力を失ったご契約の復活について 120 ページ</p> 
<p>保険料の負担を減らしたい</p> <p>お払い込みが困難なときの継続方法について 120 ページ</p> 	<p>急にお金が必要になったとき</p> <p>お金がご入用のときの貸付制度（契約者貸付）について 123 ページ</p> 	<p>契約を解約したい</p> <p>ご解約と解約払戻金について 126 ページ</p> 
<p>保障内容を途中で見直したい</p> <p>ご契約後の保障見直しについて 128 ページ</p> 	<p>保険金等にかかる税金について知りたい</p> <p>保険金・給付金などの税法上のお取扱い 132 ページ</p> 	<p>特別条件付契約について知りたい</p> <p>特別条件付契約のしおり 142 ページ</p> 

もくじ

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明	1
特長としくみ	
【1】「保険組曲Best」の特長としくみ	5
【2】契約割引制度	7
保険金・給付金などの請求	
【1】保険金・給付金などの請求方法	9
【2】指定代理請求特約について	12
保険金・給付金などのお支払い	
【1】共通事項	14
【2】主契約の保障内容	15
【3】特約の内容	58
【4】保険期間・更新・終身変更など	61
【5】保険金・給付金などのお支払いの際の保険料精算について	64
保険料のお払い込みの免除	
【1】共通事項	67
【2】保険料のお払い込みを免除する特約を付加した場合	68
【3】保険料のお払い込みを免除する特約を付加していない場合	73
【4】個人年金保険に疾病高度障害状態不担保特則を付加した場合	74
【5】長寿生存年金保険に無選択加入特則を付加した場合	75
保険金・給付金などをお支払いできない場合など	
【1】保険金・給付金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合	76
【2】お支払いできない場合などの事例	79
お申込みに際して	
【1】お申込みの流れ	91
【2】保険契約締結の「媒介」と「代理」	92
【3】当社の生命保険募集人の権限	92
【4】責任開始期について	92
【5】保険証券について	94
【6】お申込みの手続	94
【7】告知に関するご注意点について	94
【8】契約確認	97
【9】保険料払込時のご注意	97
【10】クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)	98

【11】個人情報のお取扱いについて	100
【12】本人特定事項等の確認について	101
【13】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	101
【14】当社の組織形態および株式会社の運営について	104
【15】「生命保険契約者保護機構」について	104

保障内容の見直しによるお申込み

【1】「新たな保険契約への乗換え」や「契約見直し制度」のご利用について	107
【2】保障内容を見直す方法	107

契約見直し制度と指定契約の追加

【1】現在ご加入の当社ご契約の見直し	110
【2】契約見直し制度(現在のご契約を活用した制度)について	110
【3】指定契約の追加について	116

ご契約後について

【1】保険料の払込方法について	118
【2】払込猶予期間とご契約の効力について	119
【3】効力を失ったご契約の復活について	120
【4】お払い込みが困難なときの継続方法について	120
【5】お金がご入用のときの貸付制度(契約者貸付)について	123
【6】契約者配当金について	124
【7】受取人・住所などの変更や証券紛失	124
【8】ご解約と解約払戻金について	126
【9】受取人によるご契約の継続について	128
【10】ご契約後の保障見直しについて	128

税金について

【1】生命保険料控除について	129
【2】各主契約に適用される生命保険料控除	131
【3】保険金・給付金などの税法上のお取扱い	132

免責事由一覧

【1】保険金・給付金等を支払わない場合	136
【2】保険料のお払い込みを免除しない場合	138

特別条件付契約のしおり

【1】特別条件について	142
【2】特別条件の内容をご確認のうえ、お手続きをお願いします	142
【3】特別条件を付加して申し込む場合の責任開始期	142
【4】特別条件の内容	143
【5】特別条件を付加する場合のご注意点	145

もくじ

約款をお読みいただくに際して

【1】約款をお読みいただくに際して	151
-------------------------	-----

各種例表	465
------------	-----

全国支社一覧	473
--------------	-----

約款

取扱総則規定約款

第1節 用語の定義	153
1.用語の定義	153
2.給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由	153
第2節 会社の責任開始期	153
1.会社の責任開始期	153
第3節 保険料の払込	154
1.保険料の払込	154
2.保険料の前納	155
3.保険料払込の猶予期間および保険契約の失効	155
4.保険契約の復活	156
第4節 保険契約の解除等	156
1.詐欺による取消または不法取得目的による無効	156
2.告知義務および保険契約の解除	156
第5節 保険契約内容の変更	158
1.給付金額等の減額	158
2.保険期間の変更	158
3.保険料払込期間の変更	158
第6節 保険契約の更新	158
1.保険契約の更新	158
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更	160
1.保険期間が終身の保険契約への変更	160
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付	161
1.保険料の振替貸付	161
2.保険契約者に対する貸付	161
第9節 契約者配当金	162
1.契約者配当金	162
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	162
1.保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更	162
2.保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表者	163

3. 保険契約者の住所または集金場所の変更	163
第11節 契約内容の登録	163
1. 契約内容の登録	163
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	164
1. 給付金等の受取人による保険契約の存続	164
第13節 その他	165
1. 被保険者の業務、転居および旅行	165
2. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理	165
3. 時効	165
4. 管轄裁判所	165
5. デビットカードおよびクレジットカードによる保険料等の払込	165
6. 給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則	166
7. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則	166
8. インターネットによる保険契約の申込等に関する特則	166
9. 既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則	166

無配当終身保険(001)普通保険約款

第1編 普通規定	168
1. 用語の定義	168
2. 保険金の支払および免責事由	168
3. 保険料の払込免除	170
第2編 共通規定	171
第3編 特別規定	172
1. 保険料の払込方法(回数)	172
2. 解約	172
3. 払戻金	172
4. 払済保険への変更	172
5. 他の保険契約からの変更に関する特則	173

無配当定期保険(001)普通保険約款

第1編 普通規定	174
1. 用語の定義	174
2. 保険金の支払および免責事由	174
3. 保険料の払込免除	177
第2編 共通規定	177
第3編 特別規定	178
1. 保険料の払込方法(回数)	178
2. 解約	178
3. 払戻金	178
4. 無配当終身保険への変更	178
5. 他の保険契約からの変更に関する特則	179

もくじ

6.団体保険からの加入に関する特則	179
-------------------	-----

無配当収入保障保険(002)普通保険約款

第1編 普通規定	181
1.用語の定義	181
2.年金の支払および免責事由	181
3.保険料の払込免除	185
第2編 共通規定	185
第3編 特別規定	186
1.保険料の払込方法(回数)	186
2.解約	186
3.払戻金	186
4.他の保険契約への変更	186
5.年金支払期間の変更	187
6.後継年金受取人の変更	187

無配当特定疾病・疾病障害保険(Ⅰ型)(無解約払戻金型)(001)普通保険約款

(この保険の趣旨)	189
第1編 普通規定	189
1.用語の定義	189
2.保険金の支払および免責事由	190
3.保険料の払込免除	192
第2編 共通規定	194
第3編 特別規定	194
1.保険料の払込方法(回数)	194
2.解約	194
3.払戻金	194
特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則(Ⅰ型)	195

無配当特定疾病・疾病障害保険(Ⅱ型)(001)普通保険約款

(この保険の趣旨)	197
第1編 普通規定	197
1.用語の定義	197
2.保険金の支払および免責事由	197
3.保険料の払込免除	201
第2編 共通規定	202
第3編 特別規定	202
1.保険料の払込方法(回数)	202
2.解約	202
3.払戻金	203
4.払済保険への変更	203

特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則(Ⅱ型)	203
-----------------------------	-----

無配当就業不能収入保障保険(Ⅰ型)(無解約払戻金型)(002)普通保険約款

第1編 普通規定	207
1.用語の定義	207
2.年金および給付金の支払ならびに免責事由	207
3.保険料の払込免除	211
第2編 共通規定	212
第3編 特別規定	213
1.保険料の払込方法(回数)	213
2.解約	213
3.払戻金	213
4.他の保険契約への変更	213
5.年金支払期間の変更	213
6.後継年金受取人の変更	213
7.法令等の改正に伴う支払事由の変更	214

無配当就業不能収入保障保険(Ⅱ型)(002)普通保険約款

第1編 普通規定	215
1.用語の定義	215
2.年金および給付金の支払ならびに免責事由	216
3.保険料の払込免除	220
第2編 共通規定	221
第3編 特別規定	221
1.保険料の払込方法(回数)	221
2.解約	221
3.払戻金	221
4.他の保険契約への変更	222
5.年金支払期間の変更	222
6.後継年金受取人の変更	222
7.法令等の改正に伴う支払事由の変更	222

無配当軽度介護保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款

(この保険の趣旨)	224
第1編 普通規定	224
1.用語の定義	224
2.保険金の支払および免責事由	224
3.保険料の払込免除	226
第2編 共通規定	227
第3編 特別規定	228
1.保険料の払込方法(回数)	228

もくじ

2.解約	228
3.払戻金	228
4.法令等の改正に伴う支払事由の変更	228
無配当生活介護保険(Ⅱ型)(002)普通保険約款	
第1編 普通規定	229
1.用語の定義	229
2.保険金の支払および免責事由	229
3.保険料の払込免除	232
第2編 共通規定	233
第3編 特別規定	234
1.保険料の払込方法(回数)	234
2.解約	234
3.払戻金	234
5.法令等の改正に伴う支払事由の変更	235
6.他の保険契約からの変更に関する特則	235
無配当終身生活介護年金保険(Ⅰ型)(無解約払戻金型)(001)普通保険約款	
(この保険の趣旨)	237
第1編 普通規定	237
1.用語の定義	237
2.終身生活介護年金および死亡給付金の支払ならびに免責事由	237
3.保険料の払込免除	241
第2編 共通規定	242
第3編 特別規定	243
1.保険料の払込方法(回数)	243
2.解約	243
3.払戻金	243
4.後継年金受取人の変更	243
5.保険契約内容の変更	243
6.法令等の改正に伴う支払事由および保険料の払込免除事由の変更	244
無配当積立保険(001)普通保険約款	
(この保険の趣旨)	245
第1編 普通規定	245
1.用語の定義	245
2.保険金および給付金の支払ならびに免責事由	245
3.保険料の払込免除	249
第2編 共通規定	250
第3編 特別規定	250
1.保険料の払込方法(回数)	250

2.解約	250
3.払戻金	250
4.払済保険への変更	250

無配当生存給付定期保険(001)普通保険約款

(この保険の趣旨)	252
第1編 普通規定	252
1.用語の定義	252
2.保険金および生存給付金の支払ならびに免責事由	252
3.保険料の払込免除	255
第2編 共通規定	256
第3編 特別規定	256
1.保険料の払込方法(回数)	256
2.解約	256
3.払戻金	257
4.生存給付金指定特則	257
5.無配当終身保険への変更	257

無配当個人年金保険(001)普通保険約款

(この保険の趣旨)	258
第1編 普通規定	258
1.用語の定義	258
2.年金の種類および型	259
3.年金、死亡一時金および死亡給付金の支払	259
4.保険料の払込免除	262
第2編 共通規定	263
第3編 特別規定	264
1.保険料の払込方法(回数)	264
2.解約	264
3.払戻金	264
4.年金受取人および後継年金受取人	264
5.保険契約内容の変更	265
6.追加指定契約として締結する場合の特則	266
夫婦年金特則	267
疾病高度障害状態不担保特則	269

無配当長寿生存年金保険(低解約払戻金型)(001)普通保険約款

(この保険の趣旨)	271
第1編 普通規定	271
1.用語の定義	271
2.年金の種類	271

もくじ

3. 年金の支払	271
4. 保険料の払込免除	273
第2編 共通規定	275
第3編 特別規定	275
1. 保険料の払込方法(回数)	275
2. 解約	275
3. 払戻金	275
4. 被保険者の死亡	276
5. 年金受取人および後継年金受取人	276
6. 保険契約内容の変更	277
無選択加入特則	278

無配当入院保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款

第1編 普通規定	279
1. 用語の定義	279
2. 給付金の支払および免責事由	279
3. 保険料の払込免除	283
第2編 共通規定	284
第3編 特別規定	285
1. 保険料の払込方法(回数)	285
2. 解約	285
3. 払戻金	285
4. 疾病入院給付金に特別条件を付加する場合の特則	285
5. 他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則	286
6. 医療保障保険(団体型)等から加入する場合の特則	286
備考	287

無配当女性特定疾病入院保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款

(この保険の趣旨)	288
第1編 普通規定	288
1. 用語の定義	288
2. 給付金の支払および免責事由	288
3. 保険料の払込免除	291
第2編 共通規定	292
第3編 特別規定	293
1. 保険料の払込方法(回数)	293
2. 解約	293
3. 払戻金	293
4. 特別条件を付加する場合の特則	293
5. 他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則	294

無配当女性入院保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款

(この保険の趣旨)	295
第1編 普通規定	295
1.用語の定義	295
2.給付金の支払および免責事由	295
3.保険料の払込免除	298
第2編 共通規定	299
第3編 特別規定	300
1.保険料の払込方法(回数)	300
2.解約	300
3.払戻金	300
4.特別条件を付加する場合の特則	300
5.他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則	301

無配当生活習慣病入院保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款

(この保険の趣旨)	302
第1編 普通規定	302
1.用語の定義	302
2.給付金の支払および免責事由	302
3.保険料の払込免除	305
第2編 共通規定	306
第3編 特別規定	307
1.保険料の払込方法(回数)	307
2.解約	307
3.払戻金	307
4.特別条件を付加する場合の特則	307
5.他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則	308

無配当ガン入院保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款

(この保険の趣旨)	309
第1編 普通規定	309
1.用語の定義	309
2.給付金の支払および免責事由	309
3.保険料の払込免除	311
第2編 共通規定	312
第3編 特別規定	313
1.保険料の払込方法(回数)	313
2.解約	313
3.払戻金	313
4.責任開始期前のガン診断確定による無効	313
5.他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則	314

もくじ

無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款

(この保険の趣旨)	315
第1編 普通規定	315
1.用語の定義	315
2.入院一時金および死亡給付金の支払および免責事由	315
3.保険料の払込免除	318
第2編 共通規定	319
第3編 特別規定	320
1.保険料の払込方法(回数)	320
2.解約	320
3.払戻金	320
4.特別条件を付加する場合の特則	320
5.他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則	321

無配当女性入院一時金保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款

(この保険の趣旨)	322
第1編 普通規定	322
1.用語の定義	322
2.女性入院一時金および死亡給付金の支払および免責事由	322
3.保険料の払込免除	324
第2編 共通規定	326
第3編 特別規定	326
1.保険料の払込方法(回数)	326
2.解約	326
3.払戻金	326
4.特別条件を付加する場合の特則	327
5.他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則	327

無配当生活習慣病入院一時金保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款

(この保険の趣旨)	329
第1編 普通規定	329
1.用語の定義	329
2.生活習慣病入院一時金および死亡給付金の支払および免責事由	329
3.保険料の払込免除	331
第2編 共通規定	333
第3編 特別規定	333
1.保険料の払込方法(回数)	333
2.解約	333
3.払戻金	333
4.特別条件を付加する場合の特則	334
5.他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則	334

無配当手術保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款

(この保険の趣旨)	336
第1編 普通規定	336
1.用語の定義	336
2.給付金の支払および免責事由	336
3.保険料の払込免除	340
第2編 共通規定	341
第3編 特別規定	342
1.保険料の払込方法(回数)	342
2.解約	342
3.払戻金	342
4.特別条件を付加する場合の特則	342
5.法令等の改正に伴う支払事由の変更	343
6.他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則	343

無配当傷害保険(001)普通保険約款

(この保険の趣旨)	345
第1編 普通規定	345
1.用語の定義	345
2.保険金および給付金の支払ならびに免責事由	345
3.保険料の払込免除	348
第2編 共通規定	349
第3編 特別規定	350
1.保険料の払込方法(回数)	350
2.解約	350
3.払戻金	350

無配当新総合保険料払込免除特約(001)	351
無配当生活介護保障保険料払込免除特約(001)	358
無配当保険料払込免除特約(001)	363
無配当介護保障保険料払込免除特約(001)	369
保険組立特約	374
リビング・ニーズ特約	377
個人年金保険料税制適格特約(H11)	386
指定代理請求特約	389
契約見直し特約	391
集団月払特別取扱特約	403

もくじ

団体月払特別取扱特約	405
保険料口座振替扱特約	408
特別扱保険契約特約	412
別表	415
請求書類	455

別表

1.不慮の事故	417
2.高度障害状態	417
3.身体障害状態	418
4.感染症	419
5.病院または診療所および入院	419
8.女性疾病	420
9.女性特定疾病	425
10.生活習慣病	430
11.悪性新生物	432
12.悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等	434
13.会社所定の要介護状態、会社所定の要生活介護状態、会社所定の軽度要介護状態	437
14.公的介護保険制度または要介護3以上、要介護2以上および要介護1以上	439
15.疾病障害状態	439
16.身体部位一覧表	444
17.異常分娩	445
18.障害給付金額表および身体の同一部位	446
19.公的医療保険制度	450
20.診療報酬点数表	450
21.先進医療	450
22.造血幹細胞移植術	450
23.造血幹細胞の採取手術	450
24.薬物依存	450

31. 就業不能状態	451
32. 特定障害状態	453

請求書類

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類	456
② その他の請求に必要な書類	460
③ 同時に請求が行われたものとして取り扱うことができる給付金等	461

各種例表

無配当終身保険(001) 払済保険金額例表	466
無配当特定疾病・疾病障害保険(Ⅱ型)(001) 払済保険金額例表	467
無配当特定疾病・疾病障害保険(Ⅱ型)(001) 払済給付金額例表	468
無配当生活介護保険(Ⅱ型)(002) 払済保険金額例表	469
無配当積立保険(001) 払済保険金額例表	470
無配当個人年金保険(001) 払済保険変更後の年金原資例表	471
契約見直し特約 見直し価格の残額例表	472

主な保険用語のご説明

あ行	
受取人 (うけとりにん)	保険金・給付金等を受け取る人をいいます。 例：入院給付金の受取人は被保険者 死亡保険金の受取人はご契約者がお申込み手続き画面または申込書で指定した方
か行	
解除 (かいじょ)	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。
解約 (かいやく)	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されると、以降の保障はなくなります。
解約払戻金 (かいやくはらいもどしきん)	解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
基準応当日 (きじゅんおうとうび)	契約基準日の月単位の応当日(月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日)のことをいいます。
給付金 (きゅうふきん)	被保険者が、病気やケガにより入院されたとき、手術を受けられたときまたは身体に障害が生じたとき、などに当社から支払われるお金のことをいいます。 例：入院給付金、手術給付金、障害給付金
契約応当日 (けいやくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位の契約応当日といったときは、各月の契約日に対応する日をさします。
契約基準日 (けいやくきじゅんび)	指定契約の保険期間等の計算を行う基準日をいい、締結時指定契約の契約日を月日で示したときの日のことをいいます。
契約年齢 (けいやくねんれい)	被保険者の年齢は契約日時点での満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てて計算した年齢をいいます。 例：24歳7カ月の被保険者の契約年齢は24歳となります。
契約日 (けいやくび)	通常は保障が開始される日をいい、保険期間などの計算の基準日になります。ただし、指定契約を追加する場合、追加指定契約の契約日は、責任開始日と異なることがあります。
契約見直し (けいやくみなおし)	これまでご契約されていた契約の責任準備金や契約者配当金等(見直し価格)を、新しい契約の保険料支払いの一部に充当し、新しい契約に切り替える制度です。
後継年金受取人 (こうけいねんきんうけとりにん)	年金受取人が死亡されたときに、年金受取人の保険契約上的一切の権利義務を継承する人のことをいいます。
更新 (こうしん)	保険期間が満了したときに、健康状態に関係なく、保障を継続することをいいます。更新を希望される場合、保険期間満了日の2週間前までに申し出でいただきます(保険料のお払い込みが免除されている場合は取扱いが異なります)。更新時の保険料は更新日現在の年齢・性別・保険料率などにより新たに計算します。保障を同一とした場合、一般的に保険料は更新前に比べて高くなります。

●この冊子をよりいっそうご理解いただけるよう主な保険用語についてご説明します。

か行	
高度障害状態 (こうどしょうがいじょうたい)	被保険者が両眼の視力をまったく永久に失った場合など、約款に定められた、高度障害保険金等の支払対象や保険料の払込免除の対象となる状態のことです。
告知義務 (こくちぎむ) と 告知義務違反 (こくちぎむいはん)	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みなどをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴などの当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただきます。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告をいただいていなかつたり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させること（解除）ができます。
さ行	
失効 (しつこう)	保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態となり、保険金・給付金等を受け取れなくなります。なお、失効したご契約は復活できる場合があります。また失効した場合でも解約払戻金があるときは、ご契約者は解約払戻金を請求することができます。
指定契約 (していけいやく)	保険組立特約が付加され、指定された保険契約のことをいいます。
指定代理請求人 (していだいりせいきゅうにん)	代理請求ができる人として被保険者の同意を得てご契約者があらかじめ指定した人です。
支払事由 (しはらいじゆう)	保険金・給付金などをお支払いする要件をいいます。 例：被保険者の死亡、入院、手術
主契約 (しゅけいやく)	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
充当期間 (じゅうとうときかん)	契約見直し制度において、見直し後契約に充当保険料を充当する期間のことをいいます。なお、保険料払込期間中に充当期間が経過した後は、充当保険料に相当する金額が実払込保険料に上乗せされます。
充当保険料 (じゅうとうほけんりょう)	契約見直し制度において、見直し後契約の保険料のうち、毎月の保険料の一部として見直し価格から充当される部分の保険料をいいます。また、見直し後契約の月払保険料から充当保険料を差し引いた金額を実払込保険料といいます。
診査 (しんさ)	診査扱のご契約を申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断を利用した健康診断書等にもとづく方法、生命保険面接士による面接報告による方法などもあります。
責任開始期・責任開始日 (せきにんかいしき・せきにんかいしげ)	当社がご契約上の保障を開始する時を責任開始期といいます。責任開始日とは責任開始期の属する日をいい、通常、責任開始日は契約日（復活の場合は復活日）となります。ただし、指定契約を追加する場合、追加指定契約の契約日は、責任開始日と異なることがあります。

さ行	
責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の保険金・給付金等をお支払いするために、ご契約者が払い込まれる保険料の中から会社が積み立てておく準備金のことをいいます。
総則規定・総則別表 (そうそくてい・そうそくべっぴょう)	取扱総則規定約款のことと、各保険における共通の取扱いについて規定したものです。また、総則別表とは、総則規定の別表をいいます。

た行	
第1回保険料充当金 (だいいちかいほけんりょうじゅうとうきん)	ご契約の申込時にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
特約 (とくやく)	特約は主契約の保障内容をさらに充実させたり、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。主契約に複数の特約を付加することはできますが、特約のみで契約することはできません。

は行	
払込期月 (はらいこみきげつ)	毎回の保険料をお払い込みいただく期間をいい、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
被保険者 (ひほけんしゃ)	生命保険の保障の対象となる人（保険がかけられている人）のことをいいます。
復活 (ふっかつ)	失効（ご契約が効力を失うこと）したご契約を元の状態に戻すことです。復活の際には、未払込保険料のお払い込みや告知・診査等が必要になります。
振替貸付 (ふりかえかしつけ)	保険料の払込猶予期間をすぎても保険契約が効力を失わないように、猶予期間満了時に、会社が保険料をお立て替え（貸付）する制度です。振替貸付ができる契約は、指定契約の種類や解約払戻金により異なります。
分割払 (ぶんかつからい)	保険料の払込方法が月払（一時払の場合以外）の場合をいいます。
保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから満了するまでの期間をいいます（保険料払込期間とは一致しないこともあります）。
保険金 (ほけんきん)	被保険者の死亡・高度障害などの場合に当社から支払われるお金のことをいいます。
保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)	保険会社と保険契約を締結し、ご契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権など）と義務（保険料のお払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます（契約者・ご契約者ともいいます）。
保険証券 (ほけんしょうけん)	ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
保険年度 (ほけんねんど)	契約日または毎年の契約応当日から起算して、その翌年の契約応当日の前日までをいいます。契約日から最初の1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度・・・といいます。

は行

保険料 (ほけんりょう)	ご契約者から当社へお払い込みいただくお金のことをいいます。
保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	ご契約者から保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。
保険料払込方法 (ほけんりょうはらいこみほうほう)	ご契約者から保険料をお払い込みいただく方法のことをいいます。保険料払込方法には、大きく分けて払込方法（回数）と払込方法（経路）の2通りがあります。払込方法（回数）には、月払・一時払があり、払込方法（経路）には、口座振替扱、団体扱（給与引き去り）、送金扱、店頭扱（持参払）などがあります。通常この2通りを組み合わせて、「口座月払」のような表示をします。
保険料払込猶予期間 (ほけんりょうはらいこみゆうよきかん)	払込期月内に保険料のお払い込みがない場合でも、当社の定める期間内にお払い込みいただいたときは、保険契約は有効に継続します。この期間を保険料払込猶予期間といいます。月払の場合は払込期月の翌月初日から翌々月の末日までです。

ま行

免責事由 (めんせきじゆう)	支払事由または保険料の払込免除事由に該当しても、例外として保険金・給付金などをお支払いしない事由または保険料のお払い込みを免除しない事由をいいます。 例：ご契約後2年以内の自殺
--------------------------	---

や行

約款 (やつかん)	ご契約から消滅までの契約内容を記載したもので、普通保険約款（各普通保険約款と取扱総則規定約款から構成されます）と特約条項があります。
予定利率 (よていりりつ)	保険料はその算出にあたり、当社が資産運用によって得られると想定される収益分をあらかじめ見込んで割り引いています。その計算の際に使用する利率のことを予定利率といいます。

特長としくみ

【1】「保険組曲 Best」の特長としくみ

ライフプランにあわせて、複数の保険を自由に組み立てられる、オーダーメイドの保険です。

1. 販売名称

● 「保険組曲 Best」は、「保険組立特約」を付加した定期保険・入院保険などの単体の保険（以下「指定契約」といいます）を、組み合わせた総合型生命保険の総称です。

● 取扱プランごとの名称と内容は、つぎのとおりです。

取扱プラン名	取扱プランにあらかじめセットされている指定契約
保険組曲 Best 総合年金リレープラン	<input type="radio"/> 個人年金保険 <input type="radio"/> 収入保障保険、就業不能収入保障保険〔I型〕または就業不能収入保障保険〔II型〕
保険組曲 Best レディ	<input type="radio"/> 入院保険 <input type="radio"/> 手術保険 <input type="radio"/> 積立保険 または 生存給付金付定期保険 <input type="radio"/> 女性特定疾病入院保険 または 女性入院保険 ※保険期間は10年にかぎります。
保険組曲 Best けんこう	<input type="radio"/> 入院保険 <input type="radio"/> 手術保険 <input type="radio"/> 積立保険 または 生存給付金付定期保険 ※保険期間は10年にかぎります。

- 組み合わせ可能な主契約・特約は、つぎのとおりです（ただし、取扱プランによっては、組み合わせできない場合もあります）。

主契約	特約
<input type="radio"/> 終身保険 <input type="radio"/> 定期保険 <input type="radio"/> 収入保障保険 <input type="radio"/> 特定疾病・疾病障害保険〔I型〕 <input type="radio"/> 特定疾病・疾病障害保険〔II型〕 <input type="radio"/> 就業不能収入保障保険〔I型〕 <input type="radio"/> 就業不能収入保障保険〔II型〕 <input type="radio"/> 軽度介護保険 <input type="radio"/> 生活介護保険〔II型〕 <input type="radio"/> 終身生活介護年金保険〔I型〕 <input type="radio"/> 積立保険 <input type="radio"/> 生存給付金付定期保険 <input type="radio"/> 個人年金保険 <input type="radio"/> 長寿生存年金保険 <input type="radio"/> 入院保険 <input type="radio"/> 女性特定疾病入院保険 <input type="radio"/> 女性入院保険 <input type="radio"/> 生活習慣病入院保険 <input type="radio"/> ガン入院保険 <input type="radio"/> 入院一時金保険 <input type="radio"/> 女性入院一時金保険 <input type="radio"/> 生活習慣病入院一時金保険 <input type="radio"/> 手術保険 <input type="radio"/> 傷害保険	<input type="radio"/> 保険組立特約 <input type="radio"/> 新総合保険料払込免除特約 <input type="radio"/> 生活介護保障保険料払込免除特約 <input type="radio"/> 保険料払込免除特約 <input type="radio"/> 介護保障保険料払込免除特約 <input type="radio"/> リビング・ニーズ特約 <input type="radio"/> 個人年金保険料税制適格特約（H11） <input type="radio"/> 指定代理請求特約 <input type="radio"/> 契約見直し特約 <input type="radio"/> 集団月払特別取扱特約 <input type="radio"/> 団体月払特別取扱特約 <input type="radio"/> 保険料口座振替扱特約

- 販売にあたり、収入保障保険・就業不能収入保障保険・軽度介護保険については、それぞれ「生活応援保険（月額型）」・「働きなくなったときの保険」・「認知症治療保険」の愛称をつけています。

2. 特長

- 死亡・入院・手術・3大疾病・就業不能・介護・老後などに備える保険から必要な保険種類を選択して、ご希望にあった保険をご準備いただけます。
- 保険金額・保険期間・保険料払込期間などを、ご希望にあわせて自由に選択いただけます。
- 新総合保険料払込免除特約を付加されると、つぎのような状態になられたとき、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
 - ・3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の状態になられたとき
 - ・所定の要生活介護状態等（所定の就業不能状態）になられたとき
 - ・所定の疾病障害状態になられたとき
 - ・所定の身体障害状態になられたとき
 - ・所定の高度障害状態になられたとき
 - ・所定の特定障害状態になられたとき
- ※詳しくは、「保険料のお払い込みの免除」の「【2】保険料のお払い込みを免除する特約を付加した場合」をご覧ください。

ご注意

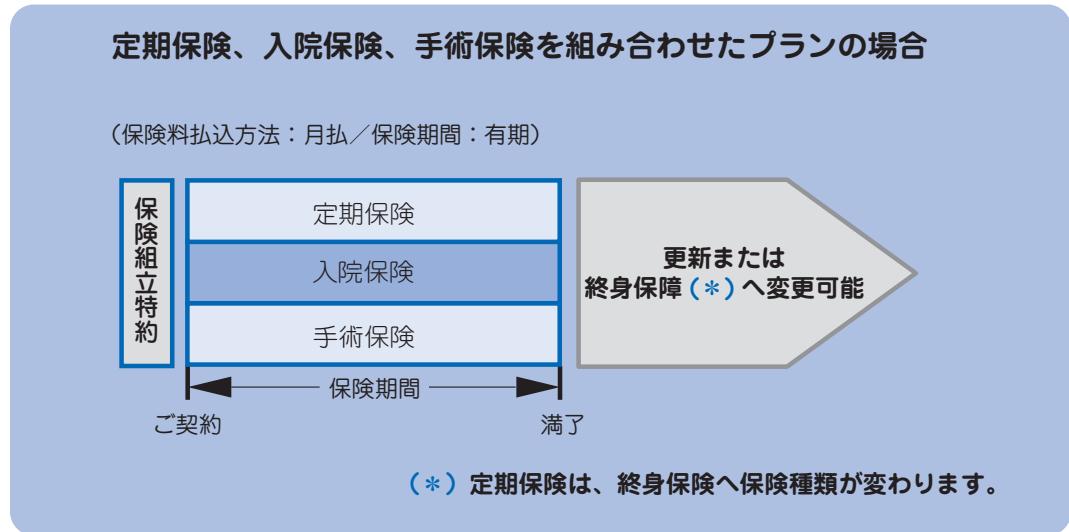
当社の定める範囲内でのお取扱いとなります。

例えば、死亡保険金額には年齢による制限等があります。

参照 68 ページ

【2】保険料のお払い込みを免除する特約を付加した場合

しくみ図



【2】契約割引制度

保険料月払の保険契約の場合、保険金額または口座振替扱保険料率により計算した割引前の月払保険料（以下「割引前月払保険料」といいます）の水準に応じて、保険料が割引となる契約割引制度があります。

契約割引制度には「保険金割引制度」と「保険料割引制度」の2種類があり、内容はつぎのとおりです。なお、これらの割引制度は併用して適用することができます。

1. 保険金割引制度

●通算対象指定契約（*1）の死亡保険金等の合計額が当社所定の金額以上の場合には、保険金割引制度が適用され、割引対象指定契約（*2）の保険料の割引があります。

（*1）通算対象指定契約（保険金割引制度において死亡保険金額等の通算対象となる指定契約）および通算対象の死亡保険金額等は、つぎのとおりです。

通算対象指定契約※	通算対象の死亡保険金額等
<input type="radio"/> 終身保険 <input type="radio"/> 特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕 <input type="radio"/> 生存給付定期保険	<input type="radio"/> 定期保険 <input type="radio"/> 生活介護保険〔Ⅱ型〕 死亡保険金額等 (注1)
<input type="radio"/> 収入保障保険 <input type="radio"/> 就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕	年金現価相当額の平均 (注2)

用語のご説明

「年金現価相当額」
将来支給される各時点の年金額を、現在の価値に置き換えて合計した額。

(注1) 特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕を指定し、特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕を付加した場合、その死亡給付金額も通算します。

(注2)保険期間中の各保険年度の年金現価相当額を累計した金額を、保険期間(年数)で割った額のことです。

(*2) 割引対象指定契約（保険金割引制度において保険料の割引対象となる指定契約）は、つぎのとおりです。

割引対象指定契約※	
○終身保険	○入院保険
○定期保険	○女性特定疾病入院保険
○収入保障保険	○女性入院保険
○特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕	○生活習慣病入院保険
○生活介護保険〔Ⅱ型〕	○ガン入院保険
○就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕	
○生存給付金付定期保険	

※既にご加入の保険組曲Bestに指定契約の追加または契約見直し（部分見直し）をされる場合、記載された通算対象指定契約または割引対象指定契約以外にも、対象となる指定契約がある場合があります。

2. 保険料割引制度

●指定契約の割引前月払保険料の合計額が当社所定の金額以上の場合には、保険料割引制度が適用され、保険料の割引があります。

！ご注意

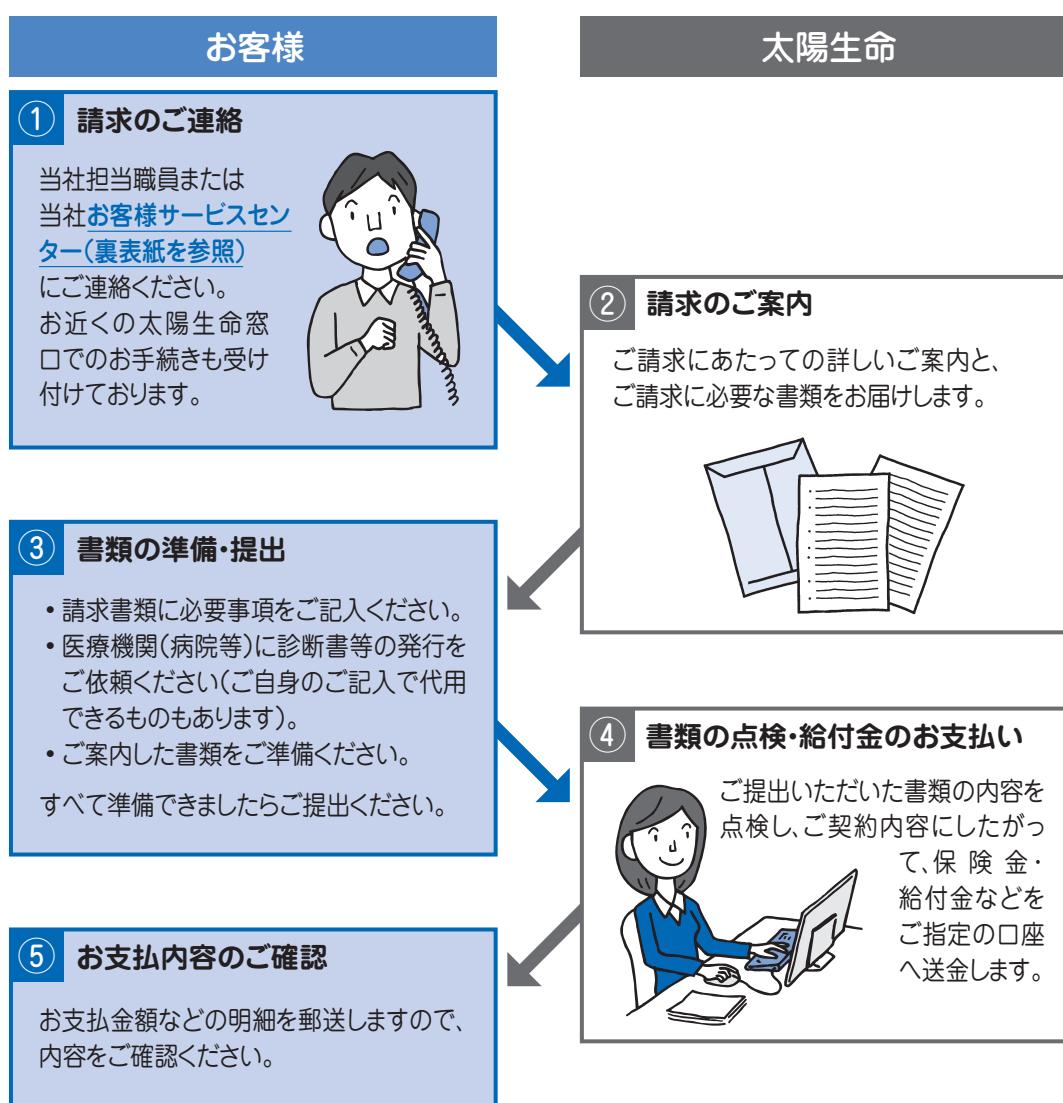
- 契約見直し制度による見直しまたは指定契約の追加などにより、「通算対象の死亡保険金額等」または「割引前月払保険料」の合計額が増加した場合、割引額が増加したり、新たに契約割引制度が適用されることがあります。
- また、ご契約内容の変更（給付金額等の減額など）または指定契約の消滅（解約・保険金等のお支払いなど）などにより、「通算対象の死亡保険金額等」または「割引前月払保険料」の合計額が減少した場合、割引額が減少したり、契約割引制度が適用されなくなることがあります。

保険金・給付金などの請求

【1】保険金・給付金などの請求方法

1. ご請求手続きの流れ

- 被保険者が亡くなられたり、入院・手術などされた場合、まずは太陽生命へご連絡ください。
- 保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合だけでなく、保険金・給付金などのお支払いまたは保険料の払込免除の可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、お気軽にご連絡ください。



お願い

●保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

※たとえば、がんを原因として入院・手術をされた際に入院給付金や手術給付金をご請求される場合、特定疾病・疾病障害保険や新総合保険料払込免除特約などが付加されていれば、特定疾病・疾病障害保険金のお支払いや保険料のお払い込みの免除ができる場合があります。

2. ご連絡をいただく前の確認

- 「保険証券」と「ご契約のしおり・約款」をご用意ください。

3. 請求書類について

- 請求内容によっては、当社所定の様式による医師の診断書のほか、戸籍抄本・印鑑証明書などをご提出いただくこともあります。[これらの発行費用などはお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。](#)

4. お支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合

- 当社では、ご提出いただいた医師の診断書などの内容にもとづき、お支払い・保険料のお払い込みの免除の判断をしますが、医師の診断書などの記載内容によっては、保険金・給付金などのお支払いまたは保険料のお払い込みの免除ができない場合があります。

※詳しくは、「保険金・給付金などをお支払いできない場合など」をご覧ください。

参照 76 ページ

保険金・給付金などを
お支払いできない
場合など

5. お支払いなどのご確認について

- 保険金・給付金などのお支払い・保険料のお払い込みの免除のご請求に関し、当社で委託した業務士などがご請求内容などの確認のため、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などに電話または訪問をさせていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会・確認をさせていただくことがあります。

6. 年金支払証書の発行

- 収入保障保険・就業不能収入保障保険〔I型〕・就業不能収入保障保険〔II型〕・個人年金保険・長寿生存年金保険・終身生活介護年金保険〔I型〕の支払事由に該当したことにより第1回の年金をお支払いするときは、年金受取人に年金支払証書を発行します。

7. 保険金・給付金などのお支払時期について

●保険金・給付金などの請求書類について不足や記入・押印漏れがなく、事実確認を行わない場合は、請求書類が当社に到着した日（＊1）の翌日から起算して5営業日（＊2）以内にお支払いします。

（＊1）請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

（＊2）営業日とは、つぎの日を除く日のことをいいます。（2018年7月現在）

- ・土曜日・日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月30日から翌年1月4日まで

ただし、当社に提出された書類だけでは保険金・給付金などのお支払いをするために必要な事項の確認ができない場合の支払期限（請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数）は、つぎのとおりとなります。

これらの期間を経過して保険金・給付金などをお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

保険金・給付金などをお支払いするための確認などが必要な場合	支払期限
(1)保険金・給付金などをお支払いするための確認が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・支払事由発生の有無の確認が必要なとき ・免責事由に該当する可能性があるとき ・告知義務違反に該当する可能性があるとき ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき
(2)(1)の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 ・弁護士法またはその他の法令にもとづく照会
	<ul style="list-style-type: none"> ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・保険契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国外における調査
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法が適用された地域における調査

※当社が必要に応じて事実の確認を行う場合、その旨を保険金・給付金などの請求者に対してご連絡します。

※事実の確認に際し、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などが、正当な理由がなく確認調査を妨げまたはこれに応じていただけなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます）は、当社は必要な事項の確認が遅延した

期間の遅滞責任を負わず、またその間は保険金・給付金などのお支払いはいたしません。

※保険料のお払い込みの免除の請求についても、上記と同様のお取扱いとなります。

※詳しくは、約款の「保険金の請求、支払時期および支払場所」などをご覧ください。

参照 169 ページ

終身保険約款第6条等

- 保険金・給付金などのお支払い・保険料のお払い込みの免除に関する査定結果についてのご質問・ご相談などは、下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命保険株式会社 お客様サービスセンター

電話番号：0120-97-2111（通話無料）

受付時間：月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時

（祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は除きます）

8. 保険金・給付金などの請求に関して訴訟となつた場合

- 保険金・給付金などの請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

※保険料のお払込免除の請求に関する訴訟についても同様とします。

参照 165 ページ

取扱総則規定約款第35条

！ご注意

- 長寿生存年金保険の死亡払戻金は、「保険金・給付金」とは性質が異なりますので、この「保険金・給付金などの請求」に記載されている内容とは、「7. 保険金・給付金などのお支払時期について」など一部取扱いが異なる場合があります。

●時効について

保険金・給付金・解約払戻金などのお支払いおよび保険料のお払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅しますのでご注意ください。

参照 165 ページ

取扱総則規定約款第34条

【2】指定代理請求特約について

参照 389 ページ

指定代理請求特約

- 指定代理請求特約を付加した場合、被保険者が保険金・給付金などを請求できないつぎのような特別な事情（*）があるときに、あらかじめ被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が保険金・給付金などを請求できます。

（*）請求できない特別な事情

- ・傷害または疾病により保険金・給付金などの請求を行う意思表示が困難であること
- ・傷病名の告知を受けていないこと（がんの場合など）など

代理請求の対象となる保険金・給付金など	指定代理請求人の範囲
<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が受け取る保険金・給付金など ・被保険者とご契約者が同一の場合の保険料のお払込免除 	<p>保険金・給付金などの請求時点において、つぎのいずれかに該当する1名の方</p> <p>(1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族 (2) 被保険者と同居または生計を一にしている(1)以外の方 (※) (3) 被保険者の療養看護に努める方、または財産管理を行っている方 (※) (4) (2)および(3)に掲げる方と同等の特別な事情がある方 (※)</p>

(※)保険金・給付金などの請求時点において、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金・給付金などの受取人等のために保険金・給付金などを請求すべき相応の理由があると会社が認める方にかぎります。

- ・指定代理請求特約を付加した場合、ご契約者は、指定代理請求人に、指定代理請求人として指定している旨および内容についてご説明ください。
- ・**指定代理請求特約を付加した場合、他の特約による代理請求に関する規定は適用しません。**
- ・指定代理請求特約は、中途付加することができます。
- ・ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- ・指定代理請求人は、保険金・給付金などの請求時にも上記の指定可能な方の範囲を満たしている必要があります。
- ・指定代理請求特約は、保険契約者が法人の場合は付加できません。また、保険契約者を法人に変更された場合には、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ・指定代理請求人からご請求いただく場合、会社所定の請求書や保険金・給付金などの支払事由に該当したことを証する書類などに加え、指定代理請求人の範囲内であることを証する書類を提出いただきます。

！ご注意

- 被保険者が傷病名の告知を受けていない場合、指定代理請求人からの請求にもとづき保険金・給付金などをお支払いしたときは、つぎのような理由から、ご契約者または被保険者に傷病名などを知られてしまうことがあります。
 - ・ご契約が消滅するなど契約内容が変更されるため
 - ・支払後にご契約者または被保険者からご照会があった場合に、保険金・給付金などのお支払状況について事実を回答せざるをえないため
- 指定代理請求特約を付加されていない場合は、被保険者が保険金・給付金などを請求できない特別な事情があっても、指定代理請求人による代理請求はできません。
- つぎのいずれかに該当する者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
 - ・故意に保険金等の支払事由を生じさせた者
 - ・故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
 - ・故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者
 - ・故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者

保険金・給付金などのお支払い

【1】共通事項

1. 所定の高度障害状態について

- 保険金・給付金などをお支払いする場合の「所定の高度障害状態」とは、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態などとは異なります。詳しくは、総則別表2の「高度障害状態」をご覧ください。
- 災害高度障害保険金・高度障害保険金・高度障害給付金をお支払いした場合には、その保険契約は、高度障害状態になられた時に消滅したものとみなします。災害高度障害保険金・高度障害保険金・高度障害給付金は災害死亡保険金・死亡保険金・死亡給付金とは重複してお支払いしません。
また、高度障害状態になられた場合でも保険契約が継続する保険種類（入院関係保険など）については、以後の保険料のお払い込みが免除となります。

参照 417 ページ

総則別表2

2. 保険金・給付金などのお支払事由の発生時期について

- 保険金・給付金など（満期保険金などの保険期間の満了時の生存を支払事由とする保険金・給付金などを除きます）のお支払対象となる死亡・入院などのお支払事由は、各保険契約の責任開始期（ご契約時・復活時など）以後の保険期間中に原因が発生したものにかぎります。

ただし、原因となった傷害または疾病が責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに生じていた場合でも、ご契約の締結または復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた傷害または疾病によるものとみなして取り扱います（特定疾病・疾病障害保険などについては、一部お取扱いが異なります）。

- ・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
※ただし、その疾病などを不担保とする特別条件を付加した場合を除きます。
- ・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
※異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前または保険期間満了後にお支払事由に該当しても、保険金・給付金などをお支払いすることはできません。ただし、つぎの場合には、高度障害保険金・高度障害給付金・高度障害年金・災害高度

障害保険金・障害給付金について、当社所定の金額をお支払いがあります。

- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の原因による新たな障害状態が加わって所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になられたとき
- ・高度障害保険金・高度障害給付金・高度障害年金・災害高度障害保険金・障害給付金の支払事由について、回復の見込みの有無が不明確な状態が継続している間に保険期間が満了した場合で、保険期間満了後1年以内に回復の見込みがないことが明確になったとき、または保険期間満了後1年を経過した時点で回復の見込みが不明確な状態にあるとき（積立保険を除きます）

3. 保険契約者が法人の場合の受取人

- 死亡保険金受取人や遺族年金受取人が法人（保険契約者）の場合は、受取人が被保険者となっている保険金・給付金などについても、受取人は法人（保険契約者）となります。

【2】主契約の保障内容

1. 取扱総則規定約款

- この規定は、各保険に共通するお取扱いについてまとめたものです。各保険の主なお取扱いに関してはこの規定が適用されます。

●主な内容

- ・会社の責任開始期
 - ・保険料の払込
 - ・保険契約の解除等
 - ・保険契約内容の変更
 - ・保険契約の更新
 - ・保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付
 - ・契約者配当金
 - ・保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更
- など

2. 死亡・高度障害保障を充実させる保険

- 死亡・高度障害状態になられたときの保障を充実させるための保険です。

※上記の保障に加えて、3大疾病（所定のがん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中）などによる所定の状態、所定の就業不能状態や所定の要生活介護状態になられたときに保障する保険もあります。また、貯蓄性を備えた保険もあります。

詳しくは「3. 3大疾病・疾病障害についての保障を充実させる保険」、「4. 就業不能・介護についての保障を充実させる保険」、「5. 貯蓄性を備えた保険」をご覧ください。

無配当終身保険 (001)

被保険者が死亡・高度障害状態になられたときに、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

[しくみ図]



ご契約

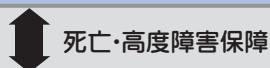
●保障内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金 (支払金額)	受取人
被保険者が死亡されたとき	死亡保険金 (保険金額)	死亡保険金 受取人
被保険者が所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金 (保険金額)	被保険者

無配当定期保険 (001)

被保険者が保険期間中に、死亡・高度障害状態になられたときに、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

[しくみ図]



ご契約

満了

更新または終身保険
への変更可能

●保障内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金 (保険金額)	死亡保険金 受取人
被保険者が保険期間中に、所定の高度障害状態 になられたとき	高度障害保険金 (保険金額)	被保険者

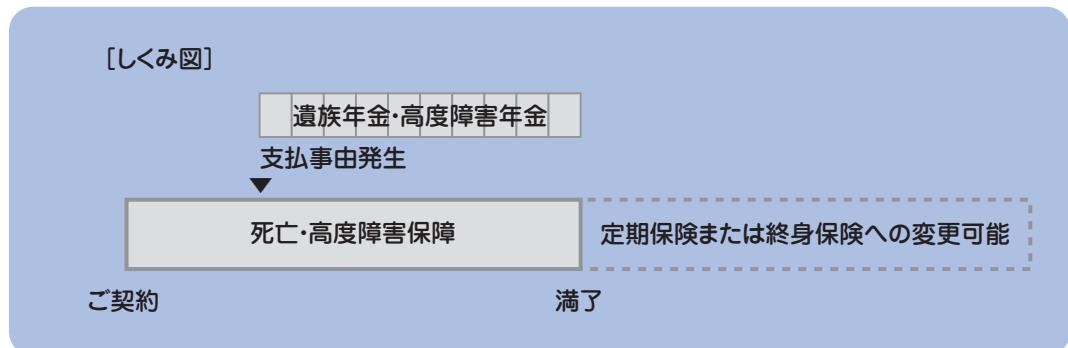
！ご注意

- ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、当社所定の範囲内でご契約を更新することができます（診査等は不要です）。
- ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、被保険者の同意および当社の承諾を得て、当社所定の範囲内で終身保険に変更することができます（診査等は不要です）。

※ただし、保険料のお払い込みが免除されているご契約については、このお取扱いはできません。

無配当収入保障保険（002）

被保険者が保険期間中に、死亡・高度障害状態になられたときに、遺族年金・高度障害年金をお支払いします。



※年金は、年金支払開始日以後、年金支払満了年齢まで毎月お支払いします。

※販売にあたり、収入保障保険を「生活応援保険（月額型）」と、遺族年金・高度障害年金を「生活年金」と呼んでいます。

●保障内容

年金をお支払いする場合		お支払いする年金 (支払金額)	受取人
第1回の 遺族年金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	遺族年金 (年金月額)	遺族年金 受取人
第2回以後の 遺族年金	第1回の遺族年金が支払われた場合で、第1回の遺族年金の年金支払日の翌日以後、年金支払期間中に、年金支払日が到来したとき		
第1回の 高度障害年金	被保険者が保険期間中に、所定の高度障害状態になられたとき	高度障害年金 (年金月額)	被保険者
第2回以後の 高度障害年金	第1回の高度障害年金が支払われた場合で、第1回の高度障害年金の年金支払日の翌日以後、年金支払期間中に、年金支払日が到来したとき		

！ご注意

- ご契約をお申込みの際、当社所定の範囲内で最低支払保証期間（年金支払を最低保証する期間）および年金支払満了年齢（最終の年金を支払う基準となる被保険者の年齢）をご選択いただけます。なお、最低支払保証期間および年金支払満了年齢は、ご契約後、変更することはできません。
- 年金をお支払いするときは、年金支払開始日後に到来する保険料期間に対する保険料のお払い込みは不要です。
- 第1回の遺族年金または第1回の高度障害年金をお支払いしたときは、別の支払事由による年金は、重複してお支払いしません。
- 年金支払にかえて、一括でお支払いすることもできます。
 - ※一括前払は、年金支払と比べて、受取総額は少なくなります。
 - ※一括前払をした場合、この保険は消滅します。
- 第1回の年金支払開始前に限り、年金支払を毎月の支払にかえて、年1回の支払に変更することもできます。
 - ※年1回の支払は、毎月の支払と比べて、受取総額は少なくなります。（既に年金支払日が到来している年金についても少なくなります。）
 - ※年1回の支払へ変更後は毎月の支払への変更はできません。
- ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、被保険者の同意および当社の承諾を得て、当社所定の範囲内で定期保険に変更することができます（診査等は不要です）。
 - ※ただし、遺族年金または高度障害年金の支払事由に該当されている場合には、このお取扱いはできません。
- ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、被保険者の同意および当社の承諾を得て、当社所定の範囲内で終身保険に変更することができます（診査等は不要です）。
 - ※ただし、つぎの場合などには、このお取扱いはできません。
 - ・保険料のお払い込みが免除されているとき
 - ・遺族年金または高度障害年金の支払事由に該当されているとき

用語のご説明

「最低支払保証期間」
年金支払を最低保証する期間のことをいいます。

●収入保障保険による遺族年金のお支払い例

【ご契約内容】

・契約日	: 2018年10月10日
・契約年齢	: 35歳
・保険期間	: 60歳満了（保険料払込期間も同じ）
・保険期間の満了日	: 2043年10月9日
・年金月額	: 15万円
・最低支払保証期間	: 5年
・年金支払満了年齢	: 60歳

◇上記のご契約内容でのお支払い例

【例1】被保険者が2036年10月10日にお亡くなりになられたとき

(死亡時の年齢：53歳)

回数	年金支払日	(存命時) 被保険者年齢	支払年金月額
第1回	2036年10月10日	53歳	15万円
第2回	2036年11月10日		15万円
第3回	2036年12月10日		15万円



第82回	2043年7月10日	59歳	15万円
第83回	2043年8月10日		15万円
第84回（最終）	2043年9月10日		15万円

年金支払回数は84回で、総支払額は1,260万円（＝15万円×84回）となります。

【例2】被保険者が2041年10月10日にお亡くなりになられたとき

(死亡時の年齢：58歳)

回数	年金支払日	(存命時) 被保険者年齢	支払年金月額
第1回	2041年10月10日	58歳	15万円
第2回	2041年11月10日		15万円
第3回	2041年12月10日		15万円



第58回	2046年7月10日	62歳	15万円
第59回	2046年8月10日		15万円
第60回（最終）	2046年9月10日		15万円

年金支払満了年齢に到達するまでの期間における年金支払日が24回しかないため、年金支払回数は60回（最低支払保証期間の5年が適用）となり、総支払額は900万円（＝15万円×60回）となります。

3. 3大疾病・疾病障害についての保障を充実させる保険

3大疾病により当社所定の状態になられたときや所定の疾病障害状態になられたときの保障を充実させることが主な目的の保険です。

●3大疾病について

3大疾病とは、がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中のことをいい、それぞれつぎのような疾病をいいます。

参照 434 ページ

総則別表 12

がん (悪性新生物)	悪性腫瘍細胞が、からだの組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられている疾患をいい、一般に「がん」と呼称されるものです。		
急性心筋梗塞	心臓に酸素や栄養を送っている冠状動脈が、コレステロールによる動脈硬化などにより狭くなったり、心臓への血液供給量が激しく少なくなったりすることによって、心臓の筋肉が壊死してしまう病気です。激しい胸の痛みをともなう心臓発作を起こし、死亡する危険の高い疾病です。		
脳卒中	脳血管の異常により起こる病気で、代表的なものとして、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3つがあります。いずれも発生すると生命の危険がある疾病で、主な内容はつぎのとおりです。		
	くも膜下出血	脳の外側を流れる血管が破裂して、脳を包むくも膜との間に出血する病気です。くも膜下出血の発作は激しい頭痛や吐き気とともに現れ、意識を失い、まひ等の後遺症を残します。また再発することも多く、再発時は初回よりもさらに深刻になるケースが多くなります。	
	脳内出血	高血圧症による血管の変化や動脈硬化などによって、脳内の血管が破裂して、出血する病気です。脳内で出血が起こると、あふれた血液が脳を圧迫して手足のまひや言語障害などが現れます。	
	脳梗塞	コレステロールによる動脈硬化などによって、脳の血管が詰まり、血液が流れにくくなるために、脳細胞に送られる酸素や栄養分が不足して細胞が壊死する病気です。	

●上皮内新生物等について

所定の上皮内新生物等とは、所定のがん（悪性新生物）に該当しない上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんなどをいい、それぞれつぎのような疾病をいいます。

上皮内がん	腫瘍細胞が上皮内にとどまり、より深部の組織に浸潤していないごく早期のがんをいいます。 また、主に乳房（乳管）や尿管などでは非浸潤性のがんと呼ばれ、同様に組織の深部に浸潤していないごく早期のがんをいいます。
皮膚がん	皮膚組織に発生する悪性新生物をいいます。

*対象となる所定のがん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中・上皮内新生物等の詳細については、総則別表12の「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等」をご覧ください。

参照 439 ページ

総則別表 15

●疾病障害について

所定の疾病障害状態とは、つぎのような状態をいいます。詳しくは、総則別表 15 の「疾病障害状態」とその備考をご覧ください。

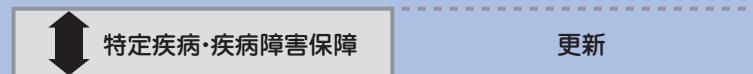
右の疾病障害状態に該当し、該当した日から180日以上継続したと医師に診断されたとき	①呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病または高血圧症により日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの (上記の状態を、以下、「疾病障害状態の①」といいます)
右のいずれかの疾病障害状態に該当したとき	②心臓にペースメーカーもしくは植込み型除細動器を装着したものまたは心臓に人工弁を置換したもの ③永続的な人工透析療法を受けたもの ④ぼうこうを全摘出し、かつ、新ぼうこうを造設したものまたは尿路変更術を受けたもの ⑤人工肛門を造設したもの (上記の状態を、以下、「疾病障害状態の②から⑤まで」といいます)

無配当特定疾病・疾病障害保険〔I型〕(無解約払戻金型) (001)

被保険者が保険期間中に、3大疾病（所定のがん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中）により当社所定の状態になられたときまたは所定の疾病障害状態になられたときに、特定疾病・疾病障害保険金をお支払いします。

特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔I型〕では、被保険者が保険期間中に、所定のがん（悪性新生物）・上皮内新生物等と診断されたとき、所定の急性心筋梗塞・脳卒中により入院されたとき、または所定の疾病障害状態になられたときに、特定疾病・疾病障害ワイド給付金をお支払いします。

[しくみ図]



ご契約

満了

更新

●保障内容

保険金をお支払いする場合		お支払いする 保険金 (支払金額)	受取人
がん (悪性新生物)	被保険者が保険期間中に、生まれて初めて所定の悪性新生物に罹患し、医師により診断確定 (*1) されたとき	特定疾病・ 疾病障害保険金 (保険金額)	被保険者
急性心筋梗塞	被保険者が保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態 (*2) が継続したと医師によって診断されたとき		
脳卒中	被保険者が保険期間中に所定の脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		
被保険者が保険期間中に、疾病を直接の原因として所定の疾病障害状態になられたとき			

用語のご説明

「罹患（りかん）」
病気にかかること

▼特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔I型〕

給付金をお支払いする場合		お支払いする 給付金 (支払金額)	受取人
がん (悪性新生物) 上皮内新生物等	被保険者が保険期間中に、生まれて初めて所定の悪性新生物または上皮内新生物等に罹患し (*3)、医師により診断確定 (*1) されたとき	特定疾病 ・疾病障害 ワイド給付金 (給付金額)	被保険者
急性心筋梗塞 脳卒中	被保険者が保険期間中に、所定の急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として入院されたとき		
被保険者が保険期間中に、疾病を直接の原因として所定の疾病障害状態になられたとき			

(*1) 悪性新生物や上皮内新生物等の診断確定は、病理組織学的所見(生検) (注)により行われ

ます。

(注) 病理組織学的所見(生検)が得られないときは、他の所見により行うことを認めることがあります。

(*2) 労働の制限を必要とする状態とは、軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできる

が、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

(*3)責任開始期(ご契約時・復活時など)前にすでに一度でもがん(悪性新生物)または上皮内新生物等に罹患し、診断確定されていたときは、責任開始期(ご契約時・復活時など)以後に新たにがん(悪性新生物)または上皮内新生物等に罹患しても特定疾病・疾病障害ワイド給付金はお支払いしません。

！ご注意

- 特定疾病・疾病障害保険金および特定疾病・疾病障害ワイド給付金のお支払いは、責任開始期(ご契約時・復活時など)以後に発病したものにかぎります。
- 責任開始期(ご契約時・復活時など)前の疾病により、つぎの①の状態になられた場合でも、当社のご契約の締結または復活などの際に、つぎの②のいずれかに該当したときは、責任開始期(ご契約時・復活時など)以後に生じた疾病により、それぞれ①の状態になられたものとみなして取り扱います。
 - ①被保険者が該当した状態など
 - ・所定の急性心筋梗塞・脳卒中により入院された場合
 - ・所定の急性心筋梗塞・脳卒中により当社所定の状態になられた場合
 - ・所定の疾病障害状態になられた場合
 - ②責任開始期(ご契約時・復活時など)以後に生じた疾病により①の状態になられたものとみなすとき
 - ・ご契約者または被保険者がその疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
 - ・原因となったその疾病について、つぎのすべてに該当するとき
 - ・責任開始期(ご契約・復活時など)前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
 - ・責任開始期(ご契約時・復活時など)前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘(要経過観察または要再検査を含みます)がない場合
※異常の指摘(要経過観察または要再検査を含みます)について、時期は問いません。
 - ・責任開始期(ご契約時・復活時など)前にその疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合
- 死亡後に特定疾病・疾病障害保険金または特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払事由に該当する診断などがあった場合、死亡の直前にその診断などがあったものとして取り扱います。
- 所定の急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日を経過する前にその疾病により死亡した場合、当社所定の状態が死亡時まで継続したと医師により証明されたときは、死亡の直前に特定疾病・疾病障害保険金の支払事由に該当する診断があったものとして取り扱います。
- 保険期間中に所定の急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日を経過する前に保険期間が満了した場合でも、保険期間満了日から起算して60日以内に支払事由に該当した場合には、特定疾病・疾病障害保険金を支払います。
- 保険期間中に「疾病障害状態の①」に該当し、180日を経過する前に保険期間が満了した場合でも、保険期間満了日から起算して180日以内に支払事由に該当した場合には、特定疾病・疾病障害保険金および特定疾病・疾病障害ワイド給付金を支払います。

！ご注意

- 死亡後に所定の急性心筋梗塞または脳卒中により死亡したことが医学上認められる場合、死亡の直前に特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払事由に該当する入院をしたものとして取り扱います。
- 所定の急性心筋梗塞または脳卒中により当社所定の状態に該当し特定疾病・疾病障害保険金が支払われる場合、特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払事由に該当しないときでも、所定の急性心筋梗塞または脳卒中により入院したものとして取り扱います。
- 責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して90日以内に罹患し、診断確定された所定の乳がん（乳房の悪性新生物）については、特定疾病・疾病障害保険金および特定疾病・疾病障害ワイド給付金はお支払いしません。
- 責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して90日以内に罹患し、診断確定された所定の乳房の上皮内がんについては、特定疾病・疾病障害ワイド給付金はお支払いしません。
- 悪性新生物のうち、上皮内がん、非浸潤性のがんおよび皮膚がんについては、特定疾病・疾病障害保険金のお支払いの対象となるがん（悪性新生物）に該当しません。ただし、皮膚の悪性黒色腫（上皮内がん・非浸潤性のがんを除きます）は特定疾病・疾病障害保険金のお支払いの対象となります。
- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに一度でもがん（悪性新生物）に罹患し、診断確定されていたときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に新たにがん（悪性新生物）に罹患しても特定疾病・疾病障害保険金はお支払いしません。
- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに一度でもがん（悪性新生物）または上皮内新生物等に罹患し、診断確定されていたときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に新たにがん（悪性新生物）または上皮内新生物等に罹患しても特定疾病・疾病障害ワイド給付金はお支払いしません。
- 特定疾病・疾病障害保険金をお支払いしたとき、この保険は消滅します。
- 特定疾病・疾病障害ワイド給付金をお支払いしたとき、特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔I型〕は消滅します。なお、特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔I型〕が消滅した場合、将来の保険料が変更されます。
- ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、当社所定の範囲内でご契約を更新することができます（診査等は不要です）。

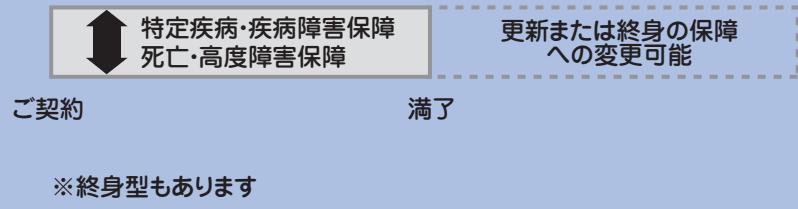
無配当特定疾病・疾病障害保険〔II型〕(001)

被保険者が保険期間中に、3大疾病（所定のがん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中）により当社所定の状態になられたときまたは所定の疾病障害状態になられたときに、特定疾病・疾病障害保険金をお支払いします。

また、被保険者が保険期間中に、死亡・高度障害状態になられたときに、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔II型〕では、被保険者が保険期間中に、所定のがん（悪性新生物）・上皮内新生物等と診断されたとき、所定の急性心筋梗塞・脳卒中により入院されたとき、または所定の疾病障害状態になられたときに特定疾病・疾病障害ワイド給付金を、死亡・高度障害状態になられたときに死亡・高度障害給付金をお支払いします。

[しきみ図] (有期型)



●保障内容

保険金をお支払いする場合		お支払いする 保険金 (支払金額)	受取人
がん (悪性新生物)	被保険者が保険期間中に、生まれて初めて所定の悪性新生物に罹患し、医師により診断確定 (*1) されたとき	特定疾病 ・疾病障害保険金 (保険金額)	被保険者
急性心筋梗塞	被保険者が保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態 (*2) が継続したと医師によって診断されたとき		
脳卒中	被保険者が保険期間中に所定の脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		
被保険者が保険期間中に、疾病を直接の原因として所定の疾病障害状態になられたとき			
被保険者が保険期間中に死亡されたとき		死亡保険金 (保険金額)	死亡保険 金受取人
被保険者が保険期間中に、所定の高度障害状態になられたとき		高度障害保険金 (保険金額)	被保険者

▼特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕

給付金をお支払いする場合		お支払いする 給付金 (支払金額)	受取人
がん (悪性新生物) 上皮内新生物等	被保険者が保険期間中に、生まれて初めて所定の悪性新生物または上皮内新生物等に罹患し(*3)、医師により診断確定(*1)されたとき	特定疾病 ・疾病障害 ワイド給付金 (給付金額)	被保険者
急性心筋梗塞 脳卒中	被保険者が保険期間中に、所定の急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として入院されたとき		
	被保険者が保険期間中に、疾病を直接の原因として所定の疾病障害状態になられたとき		
	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡給付金 (給付金額)	死亡保険 金受取人
	被保険者が保険期間中に、所定の高度障害状態になられたとき	高度障害給付金 (給付金額)	被保険者

(*1) 悪性新生物や上皮内新生物等の診断確定は、病理組織学的所見(生検)(注)により行われます。

(注) 病理組織学的所見(生検)が得られないときは、他の所見により行うことを認めることがあります。

(*2) 労働の制限を必要とする状態とは、軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

(*3) 責任開始期(ご契約時・復活時など)前にすでに一度でもがん(悪性新生物)または上皮内新生物等に罹患し、診断確定されていたときは、責任開始期(ご契約時・復活時など)以後に新たにがん(悪性新生物)または上皮内新生物等に罹患しても特定疾病・疾病障害ワイド給付金はお支払いしません。

！ご注意

- 特定疾病・疾病障害保険金および特定疾病・疾病障害ワイド給付金のお支払いは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に発病したものにかぎります。
- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前の傷害または疾病により、つぎの①の状態になられた場合でも、当社のご契約の締結または復活などの際に、つぎの②のいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた傷害または疾病により、それぞれ①の状態になられたものとみなして取り扱います。

①被保険者が該当した状態など

- ・所定の急性心筋梗塞・脳卒中により入院された場合
- ・所定の急性心筋梗塞・脳卒中により当社所定の状態になられた場合
- ・所定の疾病障害状態になられた場合
- ・所定の高度障害状態になられた場合

②責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた傷害または疾病により①の状態になられたものとみなすとき

- ・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
- ・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

- ・責任開始期（ご契約・復活時など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
※異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

- 保険期間中に所定の急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日を経過する前に保険期間が満了した場合でも、保険期間満了日から起算して60日以内に支払事由に該当した場合には、特定疾病・疾病障害保険金を支払います。
- 保険期間中に「疾病障害状態の①」に該当し、180日を経過する前に保険期間が満了した場合でも、保険期間満了日から起算して180日以内に支払事由に該当した場合には、特定疾病・疾病障害保険金および特定疾病・疾病障害ワイド給付金を支払います。
- 所定の急性心筋梗塞または脳卒中により当社所定の状態に該当し特定疾病・疾病障害保険金が支払われる場合、特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払事由に該当しないときでも、所定の急性心筋梗塞または脳卒中により入院したものとして取り扱います。
- 責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して90日以内に罹患し、診断確定された所定の乳がん（乳房の悪性新生物）については、特定疾病・疾病障害保険金および特定疾病・疾病障害ワイド給付金はお支払いしません。

！ご注意

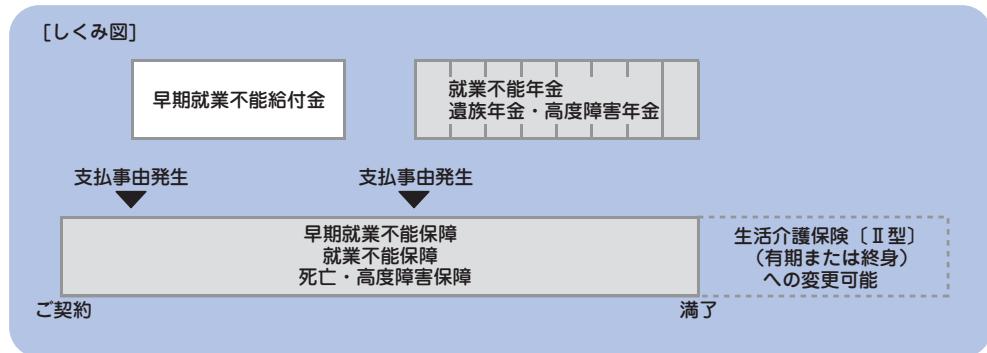
- 責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して90日以内に罹患し、診断確定された所定の乳房の上皮内がんについては、特定疾病・疾病障害ワイド給付金はお支払いしません。
 - 悪性新生物のうち、上皮内がん、非浸潤性のがんおよび皮膚がんについては、特定疾病・疾病障害保険金のお支払いの対象となるがん（悪性新生物）に該当しません。ただし、皮膚の悪性黒色腫（上皮内がん・非浸潤性のがんを除きます）は特定疾病・疾病障害保険金のお支払いの対象となります。
 - 責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに一度でもがん（悪性新生物）に罹患し、診断確定されていたときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に新たにがん（悪性新生物）に罹患しても特定疾病・疾病障害保険金はお支払いしません。
 - 責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに一度でもがん（悪性新生物）または上皮内新生物等に罹患し、診断確定されていたときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に新たにがん（悪性新生物）または上皮内新生物等に罹患しても特定疾病・疾病障害ワイド給付金はお支払いしません。
 - 特定疾病・疾病障害保険金、死亡保険金および高度障害保険金は、重複してお支払いしません。
 - 特定疾病・疾病障害ワイド給付金、死亡給付金および高度障害給付金は、重複してお支払いしません。
 - 特定疾病・疾病障害保険金または高度障害保険金をお支払いしたとき、この保険は消滅します。
 - 特定疾病・疾病障害ワイド給付金または高度障害給付金をお支払いしたとき、特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕は消滅します。なお、特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕が消滅した場合、将来の保険料が変更されます。
 - 保険期間が有期の場合、ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、当社所定の範囲内でご契約を更新することができます（診査等は不要です）。
 - 保険期間が有期の場合、ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、被保険者の同意および当社の承諾を得て、当社所定の範囲内で保険期間が終身の特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕に変更することができます（診査等は不要です）。
- ※ただし、保険料のお払い込みが免除されているご契約については、このお取扱いはできません。

4. 就業不能・介護についての保障を充実させる保険

働けなくなったときや介護を必要とする状態になられたときの保障を充実させることが主な目的の保険です。

無配当就業不能収入保障保険（Ⅱ型）(002)

被保険者が保険期間中に、死亡・高度障害状態または所定の働けない状態になられたときに遺族年金・高度障害年金または就業不能年金を、早期の働けない状態に該当したときに早期就業不能給付金をお支払いします。



※早期就業不能給付金の支払事由は、就業不能年金の支払事由とは異なります。

※販売にあたり、就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕を「働けなくなったときの保険〔Ⅱ型〕」と、遺族年金・高度障害年金を「生活年金」と呼んでいます。

※年金は、年金支払開始日以後、年金支払満了年齢まで毎月お支払いします。

●保障内容

年金・給付金をお支払いする場合		お支払いする年金・給付金(支払金額)	受取人
第1回の就業不能年金	<p>被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかの状態になられたとき</p> <p>(1)当社の定める就業不能状態（*1）に該当し、その該当した日から起算して継続して180日あると医師により診断されたこと</p> <p>(2)公的介護保険制度により、要介護2以上に該当していると認定されたこと（*2）</p>	就業不能年金(年金月額)	被保険者
第2回以後の就業不能年金	第1回の就業不能年金が支払われた場合で、第1回の就業不能年金の年金支払日の翌日以後、年金支払期間中に、年金支払日が到来したとき		

年金・給付金をお支払いする場合		お支払いする年金・給付金 (支払金額)	受取人
第1回の 遺族年金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	遺族年金 (年金月額)	遺族年金 受取人
第2回以後の 遺族年金	第1回の遺族年金が支払われた場合で、第1回の遺族年金の年金支払日の翌日以後、年金支払期間中に、年金支払日が到来したとき		
第1回の 高度障害年金	被保険者が保険期間中に、所定の高度障害状態になられたとき	高度障害年金 (年金月額)	被保険者
第2回以後の 高度障害年金	第1回の高度障害年金が支払われた場合で、第1回の高度障害年金の年金支払日の翌日以後、年金支払期間中に、年金支払日が到来したとき		
早期就業不能 給付金	被保険者が保険期間中に、つぎのすべてに該当したとき (1)責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したこと ア. 当社の定める就業不能状態(*1)に該当すると医師により診断されたとき イ. 治療を目的とした病院または診療所における入院であるとき (2)前(1)の状態が、その該当した日から起算して継続して30日、60日、90日、120日または150日あるとき	早期就業不能 給付金 (年金月額)	被保険者

(*1)当社の定める就業不能状態については、総則別表31の「就業不能状態」をご覧ください。

なお、被保険者が仕事をできるかどうかを基準として判断するものではありませんのでご注意ください。

(*2)公的介護保険制度および要介護2以上については、総則別表14の「公的介護保険制度または要介護3以上、要介護2以上および要介護1以上」をご覧ください。

参照 451 ページ

総則別表3 1

参照 439 ページ

総則別表1 4

!ご注意

- ご契約をお申込みの際、当社所定の範囲内で最低支払保証期間（年金支払を最低保証する期間）および年金支払満了年齢（最終の年金を支払う基準となる被保険者の年齢）をご選択いただきます。なお、最低支払保証期間および年金支払満了年齢は、ご契約後、変更することはできません。
- 年金をお支払いするときは、年金支払開始日後に到来する保険料期間に対する保険料のお払い込みは不要です。

用語のご説明

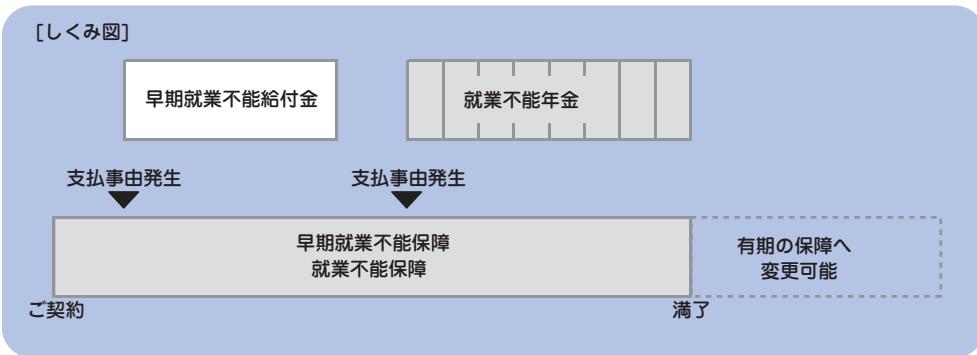
「最低支払保証期間」
年金支払を最低保証する期間のことを行います。

！ご注意

- 第1回の就業不能年金、第1回の遺族年金または第1回の高度障害年金をお支払いしたときは、別の支払事由による年金は、重複してお支払いしません。
- 年金支払にかえて、一括でお支払いすることもできます。
 - ※一括前払は、年金支払と比べて、受取総額は少なくなります。
 - ※一括前払をした場合、この保険は消滅します。
- 第1回の年金支払開始前に限り、年金支払を毎月の支払にかえて、年1回の支払に変更することもできます。
 - ※年1回の支払は、毎月の支払と比べて、受取総額は少なくなります。(既に年金支払日が到来している年金についても少なくなります。)
 - ※年1回の支払へ変更後は毎月の支払への変更はできません。
- ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、被保険者の同意および当社の承諾を得て、当社所定の範囲内で保険期間が有期の生活介護保険〔Ⅱ型〕に変更することができます(診査等は不要です)。
 - ※ただし、就業不能年金、遺族年金または高度障害年金の支払事由に該当されている場合などには、このお取扱いはできません。
- ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、被保険者の同意および当社の承諾を得て、当社所定の範囲内で保険期間が終身の生活介護保険〔Ⅱ型〕に変更することができます(診査等は不要です)。
 - ※ただし、つぎの場合などには、このお取扱いはできません。
 - ・保険料のお払い込みが免除されているとき
 - ・就業不能年金、遺族年金または高度障害年金の支払事由に該当されているとき
- 当社は公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、この保険の普通保険約款の支払事由を変更することができます。この場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をお知らせします。
- 早期就業不能給付金については、つぎのとおり取扱います。
 - ・就業不能状態(当社の定める就業不能状態)または入院が継続して30日以上あり、その後断続して就業不能状態に該当または入院した場合、就業不能状態に該当した最終の日または退院日の翌日から起算して30日以内につぎの就業不能状態に該当または入院を開始したときは、継続したものとみなします。ただし、就業不能状態に該当した最終の日・退院した日の翌日から起算してつぎの就業不能状態に該当・入院を開始した日の前日までは継続した期間とみなしません。
 - ・就業不能年金・遺族年金・高度障害年金の支払事由に該当した場合、その後は早期就業不能給付金はお支払いしません。
 - ・早期就業不能給付金の支払は36回を限度とします。

無配当就業不能収入保障保険〔I型〕（無解約払戻金型）(002)

被保険者が保険期間中に、所定の働けない状態になられたときに就業不能年金を、早期の働けない状態に該当したときに早期就業不能給付金をお支払いします。



※早期就業不能給付金の支払事由は、就業不能年金の支払事由とは異なります。

※販売にあたり、就業不能収入保障保険〔I型〕を「働けなくなったときの保険〔I型〕」と呼んでいます。

※年金は、年金支払開始日以後、年金支払満了年齢まで毎月お支払いします。

●保障内容

年金・給付金をお支払いする場合		お支払いする年金・給付金 (支払金額)	受取人
第1回の就業不能年金	<p>被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかの状態になられたとき</p> <p>(1)当社の定める就業不能状態(*1)に該当し、その該当した日から起算して継続して180日あると医師により診断されたこと</p> <p>(2)公的介護保険制度により、要介護2以上に該当していると認定されたこと(*2)</p>	就業不能年金 (年金月額)	被保険者
第2回以後の就業不能年金	第1回の就業不能年金が支払われた場合で、第1回の就業不能年金の年金支払日の翌日以後、年金支払期間中に、年金支払日が到来したとき		

参照 451 ページ

総則別表3 1

参照 439 ページ

総則別表1 4

年金・給付金をお支払いする場合		お支払いする年金・給付金(支払金額)	受取人
早期就業不能給付金	<p>被保険者が保険期間中に、つぎのすべてに該当したとき</p> <p>(1)責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したこと</p> <p>ア. 当社の定める就業不能状態 (*1) に該当すると医師により診断されたとき</p> <p>イ. 治療を目的とした病院または診療所における入院であるとき</p> <p>(2)前(1)の状態が、その該当した日から起算して継続して30日、60日、90日、120日または150日あるとき</p>	早期就業不能給付金(年金月額)	被保険者

(*1)当社の定める就業不能状態については、総則別表31の「就業不能状態」をご覧ください。なお、被保険者が仕事をできるかどうかを基準として判断するものではありませんのでご注意ください。

(*2)公的介護保険制度および要介護2以上については、総則別表14の「公的介護保険制度または要介護3以上、要介護2以上および要介護1以上」をご覧ください。

! ご注意

- ご契約をお申込みの際、当社所定の範囲内で最低支払保証期間（年金支払を最低保証する期間）および年金支払満了年齢（最終の年金を支払う基準となる被保険者の年齢）をご選択いただきます。なお、最低支払保証期間および年金支払満了年齢は、ご契約後、変更することはできません。
- 年金をお支払いするときは、年金支払開始日後に到来する保険料期間に対する保険料のお払い込みは不要です。
- 年金支払にかえて、一括でお支払いすることもできます。
※一括前払は、年金支払と比べて、受取総額は少なくなります。
※一括前払をした場合、この保険は消滅します。
- 第1回の年金支払開始前に限り、年金支払を毎月の支払にかえて、年1回の支払に変更することもできます。
※年1回の支払は、毎月の支払と比べて、受取総額は少なくなります。（既に年金支払日が到来している年金についても少なくなります。）
※年1回の支払へ変更後は毎月の支払への変更はできません。
- ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、被保険者の同意および当社の承諾を得て、当社所定の範囲内で保険期間が有期の他の保険に変更することができます（診査等は不要です）。
※ただし、就業不能年金の支払事由に該当されている場合などには、このお取扱いはできません。
- 当社は公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、この保険の普通保険約款の支払事由を変更することができます。この場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をお知らせします。

！ご注意

●早期就業不能給付金については、つぎのとおり取扱います。

- ・就業不能状態（当社の定める就業不能状態）または入院が継続して30日以上あり、その後断続して就業不能状態に該当または入院した場合、就業不能状態に該当した最終の日または退院日の翌日から起算して30日以内につぎの就業不能状態に該当または入院を開始したときは、継続したものとみなします。ただし、就業不能状態に該当した最終の日・退院した日の翌日から起算してつぎの就業不能状態に該当・入院を開始した日の前日までは継続した期間とみなしません。
- ・就業不能年金の支払事由に該当した場合、その後は早期就業不能給付金はお支払いしません。
- ・早期就業不能給付金の支払は36回を限度とします。

●就業不能年金のお支払い例

(就業不能収入保障保険〔I型〕・就業不能収入保障保険〔II型〕共通)

【ご契約内容】

- ・契約日 : 2018年10月10日
- ・契約年齢 : 35歳
- ・保険期間 : 60歳満了（保険料払込期間も同じ）
- ・保険期間の満了日 : 2043年10月9日
- ・年金月額 : 15万円
- ・最低支払保証期間 : 5年
- ・年金支払満了年齢 : 60歳

◇上記のご契約内容でのお支払い例

【例1】被保険者が2036年10月10日に第1回の就業不能年金の支払事由に該当されたとき

(支払事由該当時の年齢：53歳)

回数	年金支払日	被保険者年齢	支払年金月額
第1回	2036年10月10日	53歳	15万円
第2回	2036年11月10日		15万円
第3回	2036年12月10日		15万円



第82回	2043年7月10日	59歳	15万円
第83回	2043年8月10日		15万円
第84回（最終）	2043年9月10日		15万円

年金支払回数は84回で、総支払額は1,260万円（＝15万円×84回）となります。

【例2】被保険者が2041年10月10日に第1回の就業不能年金の支払事由に該当されたとき
(支払事由該当時の年齢：58歳)

回数	年金支払日	被保険者年齢	支払年金月額
第1回	2041年10月10日	58歳	15万円
第2回	2041年11月10日		15万円
第3回	2041年12月10日		15万円



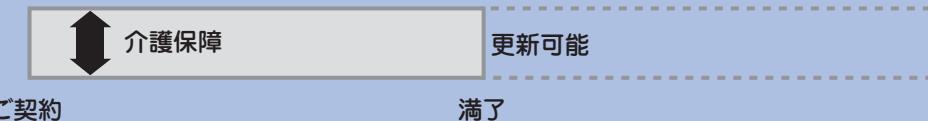
第58回	2046年7月10日	62歳	15万円
第59回	2046年8月10日		15万円
第60回（最終）	2046年9月10日		15万円

年金支払満了年齢に到達するまでの期間における年金支払日が24回しかないため、年金支払回数は60回（最低支払保証期間の5年が適用）となり、総支払額は900万円（=15万円×60回）となります。

無配当軽度介護保険（無解約払戻金型）（002）

被保険者が保険期間中に、所定の軽度要介護状態等になられたときに、軽度介護保険金をお支払いします。

[しくみ図]



※販売にあたり、軽度介護保険を「認知症治療保険」と呼んでいます。

●保障内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする 保険金 (支払金額)	受取人
<p>被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかの状態になられたとき</p> <p>(1) 当社の定める軽度要介護状態 (*1) に該当し、その該当した日から起算して180日その状態が継続したと医師によって診断確定されたとき</p> <p>(2) 公的介護保険制度により要介護 1 以上に該当していると認定されたとき (*2)</p>	軽度介護 保険金 (保険金額)	被保険者

(*1)当社の定める軽度要介護状態については、総則別表13の「会社所定の要介護状態、会社所定の要生活介護状態、会社所定の軽度要介護状態」をご覧ください。

(*2)公的介護保険制度および要介護 1 以上については、総則別表14の「公的介護保険制度または要介護 3 以上、要介護 2 以上および要介護 1 以上」をご覧ください。

参照 437 ページ

総則別表 13・14

！ご注意

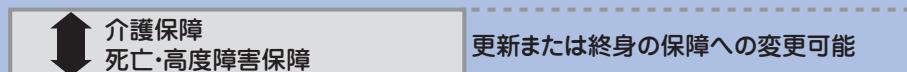
- 軽度介護保険金をお支払いしたとき、この保険は消滅します。
- ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、当社所定の範囲内でご契約を更新することができます（診査等は不要です）。
- 当社は公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、この保険の普通保険約款の支払事由を変更することがあります。この場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をお知らせします。

無配当生活介護保険〔Ⅱ型〕(002)

被保険者が保険期間中に、所定の要生活介護状態等になられたときに、生活介護保険金をお支払いします。

また、被保険者が保険期間中に、死亡・高度障害状態になられたときに、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

[しくみ図] (有期型)



ご契約

満了

※終身型もあります

●保障内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする 保険金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかの状態になられたとき (1) 当社の定める要生活介護状態 (*1) に該当し、その該当した日から起算して180日その状態が継続したと医師によって診断確定されたとき (2) 公的介護保険制度により要介護 2 以上に該当していると認定されたとき (*2)	生活介護保険金 (保険金額)	被保険者
被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金 (保険金額)	死亡保険金 受取人
被保険者が保険期間中に、所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金 (保険金額)	被保険者

参照 437 ページ

総則別表 13・14

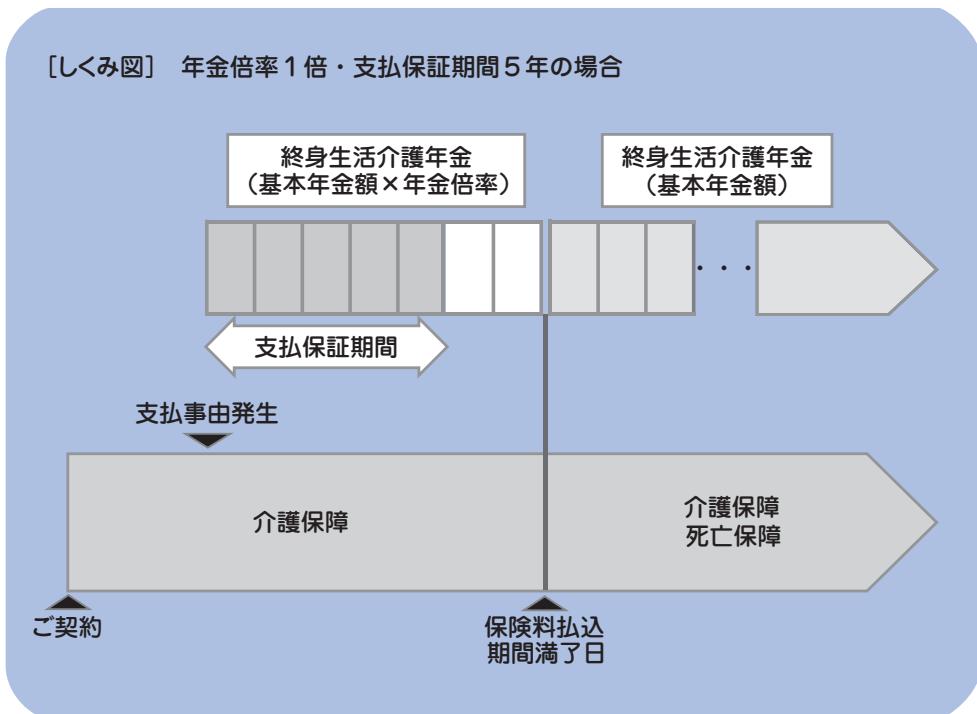
- (*1)当社の定める要生活介護状態については、総則別表13の「会社所定の要介護状態、会社所定の要生活介護状態、会社所定の軽度要介護状態」をご覧ください。
- (*2)公的介護保険制度および要介護 2 以上については、総則別表14の「公的介護保険制度または要介護 3 以上、要介護 2 以上および要介護 1 以上」をご覧ください。

！ご注意

- 生活介護保険金、死亡保険金および高度障害保険金は、重複してお支払いしません。
- 生活介護保険金または高度障害保険金をお支払いしたとき、この保険は消滅します。
- 保険期間が有期の場合、ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、当社所定の範囲内でご契約を更新することができます（診査等は不要です）。
- 保険期間が有期の場合、ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、被保険者の同意および当社の承諾を得て、当社所定の範囲内で保険期間が終身の生活介護保険〔Ⅱ型〕に変更することができます（診査等は不要です）。
- ※ただし、保険料のお払い込みが免除されているご契約については、このお取扱いはできません。
- 当社は公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、この保険の普通保険約款の支払事由を変更することがあります。この場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をお知らせします。

無配当終身生活介護年金保険〔I型〕(無解約払戻金型) (001)

被保険者が保険期間中に、所定の要生活介護状態等になられたとき、以後、被保険者が生存している間（支払保証期間経過前に死亡したときは支払保証期間）、終身生活介護年金をお支払いします。



●保障内容

終身生活介護年金をお支払いする場合	お支払いする年金 (支払金額)	受取人
<p>(1) 第1回の終身生活介護年金 被保険者が保険期間中につぎのいずれかの状態になられたとき</p> <p>ア. 当社の定める要生活介護状態 (*1) に該当し、その該当した日から起算して180日その状態が継続したと医師によって診断確定されたとき</p> <p>イ. 公的介護保険制度により要介護2以上に該当していると認定されたとき (*2)</p>	<p>【保険料払込期間中】 終身生活介護年金 (基本年金額 × 年金倍率)</p> <p>【保険料払込期間満了後】 終身生活介護年金 (基本年金額)</p>	被保険者
<p>(2) 第2回以後の終身生活介護年金</p> <p>ア. 支払保証期間中 第1回の終身生活介護年金が支払われた場合で、第1回の終身生活介護年金の支払事由が生じた日後、支払保証期間中の年金支払日が到来したとき</p> <p>イ. 支払保証期間経過後 支払保証期間満了までの終身生活介護年金が支払われた場合で、被保険者が支払保証期間満了後の年金支払日に生存しているとき</p>		

(*1)当社の定める要生活介護状態については、総則別表13の「会社所定の要介護状態、会社所定の要生活介護状態、会社所定の軽度要介護状態」をご覧ください。

(*2)公的介護保険制度および要介護2以上については、総則別表14の「公的介護保険制度または要介護3以上、要介護2以上および要介護1以上」をご覧ください。

死亡給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
保険料払込期間の満了後に、第1回の終身生活介護年金の支払事由に該当せずに、被保険者が死亡されたとき	死亡給付金 (基本年金額)	死亡給付金受取人

●終身生活介護年金の一括前払のお取扱い

終身生活介護年金の受取人は、年金支払開始日以後、まだ年金支払日が到来していない支払保証期間中の終身生活介護年金の一括前払を請求することができます。支払金額は、支払保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額です。

終身生活介護年金を一括前払したあと、被保険者が支払保証期間経過後の年金支払日に生存されているときは、終身生活介護年金を継続して支払います。

！ご注意

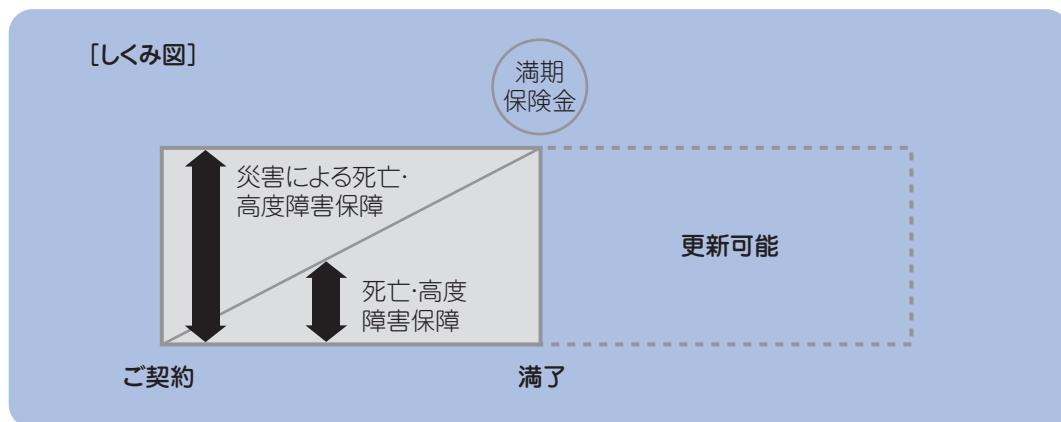
- 終身生活介護年金と死亡給付金は、重複してお支払いしません。
- 死亡給付金をお支払いする前に第1回の終身生活介護年金の請求を受け、第1回の終身生活介護年金が支払われるときは、死亡給付金をお支払いしません。
- 第1回の終身生活介護年金の支払事由発生後、終身生活介護年金の請求前に死亡給付金の請求を受け、死亡給付金が支払われるときは、その支払後に第1回の終身生活介護年金の請求を受けても、第1回の終身生活介護年金をお支払いしません。ただし、その場合の死亡給付金は、終身生活介護年金の支払保証期間に対する年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 当社は公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、この保険の普通保険約款の支払事由および保険料の払込免除事由を変更することがあります。この場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をお知らせします。

5. 貯蓄性を備えた保険

所定の時期に生存していたときの保障を充実させるための保険です。

無配当積立保険(001)

被保険者が保険期間中に、「不慮の事故など」により死亡・高度障害状態になられたときに災害死亡・災害高度障害保険金を、「不慮の事故など以外」により死亡・高度障害状態になられたときに死亡・高度障害給付金を、保険期間の満了時に生存されていたときに満期保険金をお支払いします。



●保障内容

保険金・給付金をお支払いする場合	お支払いする保険金・ 給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険期間満了時に生存されているとき	満期保険金 (保険金額)	満期保険金 受取人
被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡されたとき (1) 所定の不慮の事故 (*1) による傷害 ※ただし、その事故が生じた日から起算して180日以内の死亡にかぎります。 (2) 所定の感染症 (*2)	災害死亡保険金 (保険金額)	死亡保険金 受取人
被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として所定の高度障害状態になられたとき (1) 所定の不慮の事故 (*1) による傷害 ※ただし、その事故が生じた日から起算して180日以内に所定の高度障害状態になられたときにかぎります。 (2) 所定の感染症 (*2)	災害高度障害保険金 (保険金額)	被保険者
被保険者が保険期間中に、上記の災害死亡保険金の支払事由に該当せずに死亡されたとき	死亡給付金 (所定の死亡給付金額 (*3))	死亡保険金 受取人

参照 417 ページ

総則別表 1・4

参照 251 ページ

積立保険約款別表 1

保険金・給付金をお支払いする場合	お支払いする保険金・給付金(支払金額)	受取人
被保険者が保険期間中に、上記の災害高度障害保険金の支払事由に該当せずに所定の高度障害状態になられたとき	高度障害給付金 (所定の高度障害給付金額 (*3))	被保険者

(*1) 対象となる不慮の事故については、総則別表 1 の「不慮の事故」をご覧ください。

(*2) 対象となる感染症とは、「コレラ」や「ペスト」などです。詳しくは、総則別表 4 の「感染症」をご覧ください。

(*3) 所定の死亡給付金額・高度障害給付金額は、つぎのとおり計算した金額です。詳しくは、無配当積立保険(001)普通保険約款 別表 1 の「死亡給付金額および高度障害給付金額」をご覧ください。

$$(保険金額) \times \left(\frac{\text{経過月数}}{\text{保険期間(月数)}} \right)$$

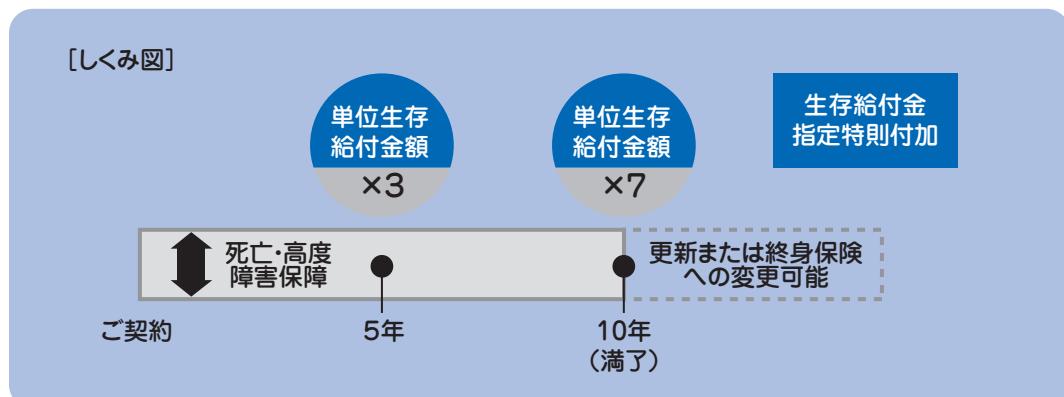
！ご注意

- ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、当社所定の範囲内でご契約を更新することができます（診査等は不要です）。

※ただし、保険料のお払い込みが免除されている場合などは、このお取扱いはできません。
- 災害死亡保険金・災害高度障害保険金・死亡給付金・高度障害給付金のいずれかをお支払いした場合には、他の保険金・給付金は重複してお支払いしません。

無配当生存給付定期保険(001)

被保険者が保険期間中に、死亡・高度障害状態になられたときに死亡・高度障害保険金を、所定の時期に生存されていたときに生存給付金をお支払いします。



●保障内容

保険金・給付金をお支払いする場合	お支払いする保険金・給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金 (単位生存給付金額×保険期間の年数)	死亡保険金受取人
被保険者が保険期間中に、所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金 (単位生存給付金額×保険期間の年数)	被保険者
被保険者がつぎの時点に生存されているとき (1) 第5保険年度の満了時 (2) 保険期間の満了時	生存給付金 (左記(1)の場合:単位生存給付金額×3) (左記(2)の場合:単位生存給付金額×7)	保険契約者

！ご注意

- 生存給付金指定特則が付加されています。
- 生存給付金は、支払事由が生じた時から、当社所定の利率による利息をつけて自動的に据え置き、ご契約者からご請求があったとき、またはご契約が消滅したときにご契約者にお支払いします。ただし、保険金などをお支払いするときは、それまで据え置いた生存給付金もあわせて保険金などの受取人にお支払いします。
- 据置利率は経済情勢により変動（増減）することがあります。
- 保険料の立替金や貸付金がある場合には、生存給付金からそれらの元利合計を差し引いた後、据え置きます。
- ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、当社所定の範囲内でご契約を更新することができます（診査等は不要です）。

※ただし、保険料のお払い込みが免除されている場合などはこのお取扱いはできません。
- ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、被保険者の同意および当社の承諾を得て、当社所定の範囲内で終身保険に変更することができます（診査等は不要です）。

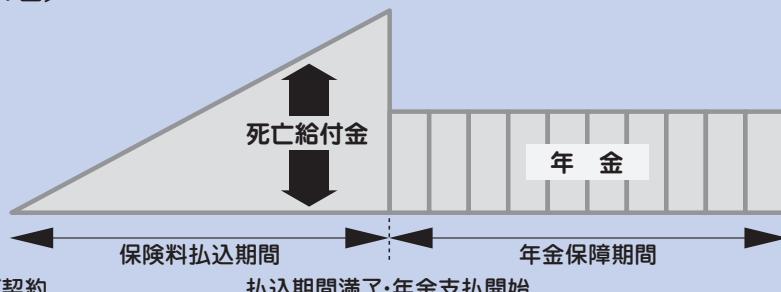
※ただし、保険料のお払い込みが免除されているご契約については、このお取扱いはできません。

無配当個人年金保険(001)

被保険者が、年金支払開始日前に死亡されたときに死亡給付金を、年金支払開始日に生存されていたときに年金をお支払いします。

確定年金（保険料払込方法：月払 年金の型：定額型）

[しくみ図]



参照 270 ページ

個人年金保険約款別
表2

●保障内容
【年金支払開始日前】

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき	死亡給付金 (所定の死亡給付金額 (*1))	死亡給付金受取人

(*1)所定の死亡給付金額は、つぎのとおり計算した金額です。詳しくは、無配当個人年金保険(001)普通保険約款 別表2の「死亡給付金額」をご覧ください。

●保険料月払の保険契約の場合

$$(年金原資) \times \left[\frac{\text{経過月数}}{\text{保険料払込期間(月数)}} \right]$$

【年金支払開始日以後】

年金の種類	年金をお支払いする場合	お支払いする年金 (支払金額)	受取人
確定年金	被保険者が年金支払開始日に生存されており、かつ、年金保障期間中の年金支払日が到来したとき	年金 (基本年金額)	年金受取人(*2)

(*2)年金受取人は、ご契約者または被保険者のうち、ご契約者が指定した方となります。

●年金の一括前払のお取扱い

年金受取人は、年金支払開始日以後、つぎのとおり一括前払の請求を行うことができます。

年金の種類	請求対象範囲	支払金額
確定年金	まだ年金支払日が到来していない年金保障期間中の年金	年金保障期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額

！ご注意

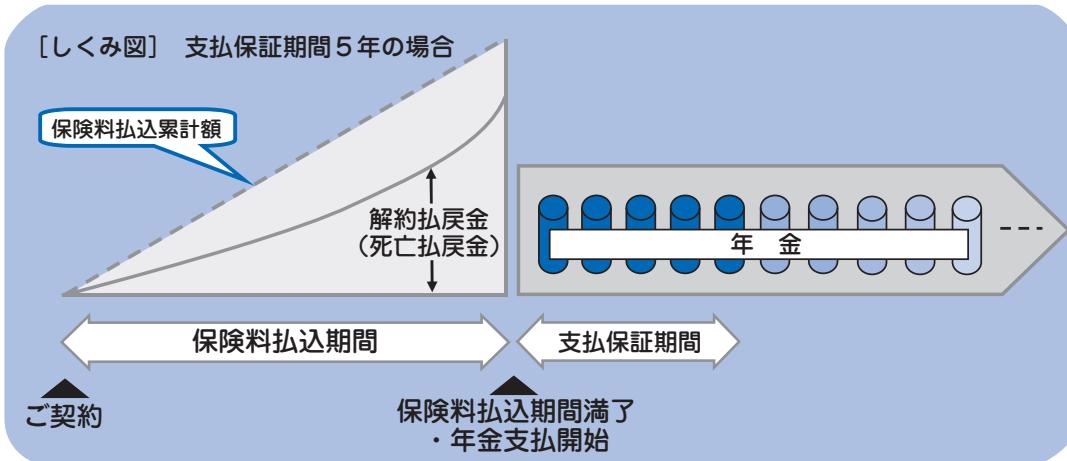
- この保険における年金の種類・年金の型は、それぞれ確定年金・定額型のみのお取扱いとなります。
- 元本欠損について（お受取額と個人年金保険の保険料払込累計額との関係）
 - ・この保険の保険料の一部は保険料払込免除の保障や生命保険の運営に必要な経費などにあてられます。したがって、ご契約後短期間で解約されたり、年金の一括前払を請求された場合などは、お支払いする金額が保険料払込累計額を下回ることがあります。
 - ・新総合保険料払込免除特約または生活介護保障保険料払込免除特約などを付加された場合などは、年金の受取累計額が保険料払込累計額を下回ることがあります。
 - ・つぎの場合、「死亡保険金額」または「割引前月払保険料」の合計額が減少することにより、個人年金保険の保険料の割引率が変更され、年金原資（年金を受け取るための基となる金額）が保険料払込累計額を下回ることがあります。
 - ・個人年金保険のご契約内容の変更（基本年金額の減額など）
 - ・個人年金保険を含めた指定契約のご契約内容の変更（給付金額等の減額など）または指定契約の消滅（解約・保険金等の支払など）

6. 長生きへの備えを充実させる保険

無配当長寿生存年金保険（低解約払戻金型）（001）

支払保証期間付終身年金です。被保険者が年金支払開始日に生存されていたときには、支払保証期間中、年金をお支払いします。支払保証期間経過後は、被保険者が生存されている限り、終身にわたって年金をお支払いします。
死亡保障を行わず、解約払戻金を低く設定することで、将来お受け取りいただく年金額を大きくするしくみの保険です。

支払保証期間付終身年金（保険料払込方法：月払）



**●保障内容
【年金支払開始日以後】**

年金をお支払いする場合		お支払いする年金 (支払金額)	受取人
支払保証 期間中	被保険者が年金支払開始日に生存されており、かつ、年金支払日が到来したとき	年金 (年金額)	年金 受取人 (*)
支払保証 期間経過後	被保険者が年金支払日に生存されているとき		

(*) 年金受取人は、契約者か被保険者のいずれかからご指定いただきます。

●年金の一括前払のお取扱い

年金受取人は、年金支払開始日以後、つぎのとおり一括前払の請求を行うことができます。

請求対象範囲	支払金額
まだ年金支払日が到来していない 支払保証期間中の年金	支払保証期間の残存期間に対する 年金の現価に相当する金額

※この保険には、死亡保障はありません。被保険者が年金支払開始日前に亡くなられた場合、解約払戻金（*）と同じ額の死亡払戻金を死亡払戻金受取人にお支払いします。

(*) この保険は低解約払戻金型のため、解約払戻金額は低く設定しない場合の70%となります。

！ご注意

- この保険の年金の種類は、支払保証期間付終身年金のみのお取扱いとなります。
- 元本欠損について（お受取額と長寿生存年金保険の払込保険料総額との関係）
 - ・年金支払開始日から被保険者が死亡された日までの期間によっては、年金の受取累計額が払込保険料総額を下回ることがあります。
- 無選択加入特則を付加することができます。くわしくは、「保険料のお払い込みの免除
【5】長寿生存年金保険に無選択加入特則を付加した場合」をご覧ください。

参照 75ページ

【5】長寿生存年金保険に無選択加入特則を付加した場合

7. 入院保障を充実させる保険

入院したときの保障を充実させるための保険です。

入院保険、女性特定疾病入院保険、女性入院保険、生活習慣病入院保険、ガン入院保険、入院一時金保険、女性入院一時金保険および生活習慣病入院一時金保険（以下「入院関係保険」といいます）があります。

●入院関係保険の支払限度

入院関係保険の支払限度は、つぎのとおりです。なお、ご契約を更新される場合の更新後のご契約の通算支払日数・通算支払回数は、更新前のご契約の支払日数・支払回数と通算します。

名称	支払限度
・入院保険 ・女性特定疾病入院保険 ・女性入院保険 ・生活習慣病入院保険	<ul style="list-style-type: none">● 1回の入院による支払日数（注）<ul style="list-style-type: none">・60日型の場合 : 60日・120日型の場合 : 120日● 通算支払日数（注） 1,095日（＊1） <small>（注）当社所定の悪性新生物（＊2）の治療を目的とする入院は、その支払日数に含めません。</small>
・ガン入院保険	なし
・入院一時金保険 ・女性入院一時金保険 ・生活習慣病入院一時金保険	<ul style="list-style-type: none">● 通算支払回数 20回

（＊1）入院保険については、疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれについて、通算支払日数1,095日を支払限度とします。

（＊2）対象となる悪性新生物については、総則別表11の「悪性新生物」などをご覧ください。

参照 432 ページ

総則別表 11 など

参照 419 ページ

総則別表5

入院関係保険共通の留意事項

- 入院保険・女性特定疾病入院保険・女性入院保険・生活習慣病入院保険の支払限度の型は、すべて同一の型となります。
- 1日入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- お支払いの対象となる「入院」については、総則別表5の「病院または診療所および入院」をご覧ください。なお、お支払いの対象となる「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・医学的常識などに照らして判断します。
- 解約払戻金は、保険期間に応じてつきのとおりです。

保険期間	解約払戻金	
有期の場合	ありません	
終身の場合	保険料払込期間中	ありません
	保険料払込期間経過後	死亡給付金額と同額

- 入院一時金保険・女性入院一時金保険・生活習慣病入院一時金保険は、各入院一時金の支払回数が通算限度に達した場合、消滅します。
 - 保険期間が有期の場合、ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、当社所定の範囲内でご契約を更新することができます（診査等は不要です）。
 - 保険期間が有期の場合、ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、被保険者の同意および当社の承諾を得て、当社所定の範囲内で保険期間を終身に変更することができます（診査等は不要です）。
- ※ただし、保険料のお払い込みが免除されているご契約については、このお取扱いはできません。

無配当入院保険（無解約払戻金型）(002)

被保険者が保険期間中に、1日以上入院されたときに、その入院日数に応じて入院給付金（災害入院給付金・疾病入院給付金）をお支払いします。

● 保障内容

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険期間中に、不慮の事故（＊1）による傷害により1日以上入院されたとき	災害入院給付金 (入院給付金日額×入院日数)	被保険者
被保険者が保険期間中に、疾病により1日以上入院されたとき（＊2）	疾病入院給付金 (入院給付金日額×入院日数)	

（＊1）対象となる不慮の事故については、総則別表1の「不慮の事故」をご覧ください。

（＊2）造血幹細胞の採取手術（注）を直接の目的とする入院は、疾病による入院とみなし、疾病入院給付金をお支払いします。ただし、責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して1年を経過した日以後の入院にかぎります。

（注）組織の機能に障害がある者に対して造血幹細胞を移植することを目的として、骨髓から骨髓幹細胞または末梢血幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髓幹

参照 417 ページ

総則別表1

細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

※保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合には、上記に加えてつぎの保障を行います。

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険料払込期間満了後に、死亡されたとき	死亡給付金 (入院給付金日額×10)	死亡給付金受取人

！ご注意

- 同一の入院について、災害入院給付金および疾病入院給付金を重複してお支払いしません。
- がん以外の疾病（＊3）による疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上されたとき、または災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上されたときは、入院の原因を問わず、それぞれ継続した1回の入院とみなします。
ただし、つぎについては新たな入院とみなします。
 - ・がん以外の疾病（＊3）により疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始したがん以外の疾病（＊3）による入院
 - ・災害入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した災害入院給付金の支払事由に該当する入院（＊3）がん以外の疾病とは、当社所定の悪性新生物（注）以外の疾病をいいます。
- （注）対象となる悪性新生物については、総則別表11の「悪性新生物」をご覧ください。

参照 432 ページ

総則別表 11

無配当女性特定疾病入院保険（無解約払戻金型）(002)

被保険者が保険期間中に、女性特定疾病により1日以上入院されたときに、その入院日数に応じて女性特定疾病入院給付金をお支払いします。

●保障内容

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険期間中に、所定の女性特定疾病（＊1）により1日以上入院されたとき	女性特定疾病入院給付金 (入院給付金日額×入院日数)	被保険者

参照 425 ページ

総則別表 9

（＊1）対象となる女性特定疾病については、総則別表9の「女性特定疾病」をご覧ください。

※保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合には、上記に加えてつぎの保障を行います。

参照 425 ページ

総則別表 9①ア.

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険料払込期間満了後に、死亡されたとき	死亡給付金 (入院給付金日額×10)	死亡給付金 受取人

!ご注意

●入院の原因を問わず、がん以外の女性特定疾病（＊2）による女性特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上されたときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、がん以外の女性特定疾病（＊2）により女性特定疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始したがん以外の女性特定疾病（＊2）による入院については新たな入院とみなします。

（＊2）当社所定の悪性新生物（注）以外の女性特定疾病をいいます。

（注）対象となる悪性新生物については、総則別表 9①ア. をご覧ください。

無配当女性入院保険（無解約払戻金型）(002)

被保険者が保険期間中に、女性疾病（女性特定疾病および生活習慣病）により1日以上入院されたときに、その入院日数に応じて女性疾病入院給付金をお支払いします。

●保障内容

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険期間中に、所定の女性疾病（＊1）により1日以上入院されたとき	女性疾病入院給付金 (入院給付金日額×入院日数)	被保険者

（＊1）対象となる女性疾病については、総則別表 8 の「女性疾病」をご覧ください。

※保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合には、上記に加えてつきの保障を行います。

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険料払込期間満了後に、死亡されたとき	死亡給付金 (入院給付金日額×10)	死亡給付金 受取人

！ご注意

- 入院の原因を問わず、がん以外の女性疾病（＊2）による女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上されたときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、がん以外の女性疾病（＊2）により女性疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始したがん以外の女性疾病（＊2）による入院については新たな入院とみなします。
- （＊2）がん以外の女性疾病とは、当社所定の悪性新生物（注）以外の女性疾病をいいます。
- （注）対象となる悪性新生物については、総則別表8①ア.をご覧ください。

参照 420 ページ

総則別表8①ア.

無配当生活習慣病入院保険（無解約払戻金型）（002）

被保険者が保険期間中に、生活習慣病により1日以上入院されたときに、その入院日数に応じて生活習慣病入院給付金をお支払いします。

●保障内容

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険期間中に、所定の生活習慣病（＊1）により1日以上入院されたとき	生活習慣病入院給付金 (入院給付金日額×入院日数)	被保険者

（＊1）対象となる生活習慣病については、総則別表10の「生活習慣病」をご覧ください。

参照 430 ページ

総則別表10

※保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合には、上記に加えてつぎの保障を行います。

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険料払込期間満了後に、死亡されたとき	死亡給付金 (入院給付金日額×10)	死亡給付金受取人

！ご注意

- 入院の原因を問わず、がん以外の生活習慣病（＊2）による生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上されたときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、がん以外の生活習慣病（＊2）により生活習慣病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始したがん以外の生活習慣病（＊2）による入院については新たな入院とみなします。
- （＊2）がん以外の生活習慣病とは、当社所定の悪性新生物（注）以外の生活習慣病をいいます。
- （注）対象となる悪性新生物については、総則別表10①ア.をご覧ください。

参照 430 ページ

総則別表10①ア.

無配当ガン入院保険（無解約払戻金型）（002）

被保険者が保険期間中に、がん（悪性新生物）により1日以上入院されたときに、その入院日数に応じてガン入院給付金をお支払いします。

●保障内容

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に罹患し、診断確定（＊1）された所定のがん（悪性新生物）（＊2）により1日以上入院されたとき	ガン入院給付金 (入院給付金日額×入院日数)	被保険者

（＊1）がん（悪性新生物）の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者によりなされることを要します。

（＊2）対象となるがん（悪性新生物）については、総則別表11の「悪性新生物」をご覧ください。

※保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合には、上記に加えてつぎの保障を行います。

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険料払込期間満了後に、死亡されたとき	死亡給付金 (入院給付金日額×10)	死亡給付金受取人

！ご注意

- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前にがん（悪性新生物）に罹患し、一度でも診断確定されていた場合には、ご契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかに関わらず、この保険は無効とし、ガン入院給付金はお支払いしません。また、告知の際、被保険者ががん（悪性新生物）と診断されていた事実をご契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合は、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しません。
※ただし、責任開始日（契約日・復活日など）から起算して5年以内にガン入院給付金の支払事由が生じなかったときは、上記の取扱はしません。
- 責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して90日以内に罹患し、診断確定された所定の乳がん（乳房の悪性新生物）については、ガン入院給付金はお支払いしません。この場合、その診断確定された日から起算して180日以内に保険契約者からお申し出いただることにより、この保険を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

無配当入院一時金保険（無解約払戻金型）（002）

被保険者が保険期間中に、1日以上入院されたときに、入院一時金をお支払いします。

●保障内容

一時金をお支払いする場合	お支払いする一時金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険期間中に1日以上入院されたとき（＊）	入院一時金 (入院一時金額)	被保険者

(*) 造血幹細胞の採取手術(注)を直接の目的とする入院は、疾病による入院とみなし、入院一時金をお支払いします。ただし、責任開始日(ご契約日・復活日など)から起算して1年を経過した日以後の入院にかぎります。

(注)組織の機能に障害がある者に対して造血幹細胞を移植することを目的として、骨髓から骨髓幹細胞または末梢血幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

※保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合には、上記に加えてつぎの保障を行います。

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険料払込期間満了後に、死亡されたとき	死亡給付金 (入院一時金額)	死亡給付金受取人

！ご注意

- 入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の原因にかかわらず、入院一時金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過する前に開始した入院は、前回の入院から継続する1回の入院とみなして、入院一時金の支払は1回のみとします。

無配当女性入院一時金保険（無解約払戻金型）(002)

被保険者が保険期間中に、女性疾病（女性特定疾病および生活習慣病）により1日以上入院されたときに、女性入院一時金をお支払いします。

●保障内容

一時金をお支払いする場合	お支払いする一時金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険期間中に、所定の女性疾病（*）を直接の原因として1日以上入院されたとき	女性入院一時金 (女性入院一時金額)	被保険者

(*) 対象となる女性疾病については、総則別表8の「女性疾病」をご覧ください。

※保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合には、上記に加えてつぎの保障を行います。

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険料払込期間満了後に、死亡されたとき	死亡給付金 (女性入院一時金額)	死亡給付金受取人

参照 420 ページ

総則別表8

参照 430 ページ

総則別表 10

!ご注意

- 女性入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の原因にかかわらず、女性入院一時金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過する前に開始した入院は、前回の入院から継続する1回の入院とみなして、女性入院一時金の支払は1回のみとします。

無配当生活習慣病入院一時金保険（無解約払戻金型）(002)

被保険者が保険期間中に、生活習慣病により1日以上入院されたときに、生活習慣病入院一時金をお支払いします。

●保障内容

一時金をお支払いする場合	お支払いする一時金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険期間中に、所定の生活習慣病（＊）を直接の原因として1日以上入院されたとき	生活習慣病入院一時金 (生活習慣病入院一時金額)	被保険者

（＊）対象となる生活習慣病については、総則別表10の「生活習慣病」をご覧ください。

※保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合には、上記に加えてつきの保障を行います。

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険料払込期間満了後に、死亡されたとき	死亡給付金 (生活習慣病入院一時金額)	死亡給付金 受取人

!ご注意

- 生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の原因にかかわらず、生活習慣病入院一時金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過する前に開始した入院は、前回の入院から継続する1回の入院とみなして、生活習慣病入院一時金の支払は1回のみとします。

8. 手術保障などを充実させる保険

手術または放射線治療を受けたときの保障を充実させるための保険です。

無配当手術保険（無解約払戻金型）(002)

被保険者が保険期間中に、所定の手術を受けられたときに手術給付金（入院治療手術給付金・外来手術給付金）を、所定の放射線治療を受けられたときに放射線治療給付金をお支払いします。

●保障内容

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
<p>被保険者が保険期間中に、傷害または疾病の治療を目的として入院 (*1) し、その入院中に、つぎのいずれかの手術を受けられたとき</p> <p>(1)診療報酬点数表 (*2) により手術料の算定対象となる手術</p> <p>(2)先進医療 (*3) に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術 (*4)</p> <p>(3)診療報酬点数表 (*2) により輸血料の算定対象となる造血幹細胞移植術 (*5)</p> <p>(4)責任開始日から起算して1年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術 (*6)</p>	入院治療手術給付金 (手術1回につき、基準手術給付金額 × 4)	被保険者
<p>被保険者が保険期間中に、傷害または疾病の治療を目的として、つぎのいずれかの手術を受けられたとき。ただし、入院治療手術給付金の支払事由に該当する手術は除きます。</p> <p>(1)医科診療報酬点数表 (*7) により手術料の算定対象となる手術 (*8)</p> <p>(2)先進医療 (*3) に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術 (*4) (*9)</p> <p>(3)医科診療報酬点数表 (*7) により輸血料の算定対象となる造血幹細胞移植術 (*5)</p> <p>(4)責任開始日から起算して1年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術 (*6)</p>	外来手術給付金 (手術1回につき、基準手術給付金額)	
<p>被保険者が保険期間中に、傷害または疾病の治療を目的として、つぎのいずれかの診療行為を受けられたとき</p> <p>(1)診療報酬点数表 (*2) により放射線治療料の算定対象となる診療行為 (*10)</p> <p>(2)先進医療 (*3) に該当する診療行為のうち、放射線治療または温熱療法に該当する診療行為 (*11)</p>	放射線治療給付金 (放射線治療1回につき、基準手術給付金額 × 4)	

(*1) 対象となる「入院」については、総則別表5の「病院または診療所および入院」をご覧ください。なお、「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・医学的常識などに照らして判断します。

(*2) 対象となる診療報酬点数表とは、公的医療保険制度(注)にもとづく医科診療報酬点数表および歯科診療報酬点数表をいいます。詳しくは、総則別表20の「診療報酬点数表」をご覧ください。

(*3) 対象となる先進医療については、総則別表21の「先進医療」をご覧ください。

(*4) 検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

参照 419 ページ

総則別表5

参照 450 ページ

総則別表20～21

参照 450 ページ

総則別表 22・23

(*5) 対象となる造血幹細胞移植術については、総則別表22の「造血幹細胞移植術」をご覧ください。

(*6) 対象となる造血幹細胞の採取手術については、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。詳しくは、総則別表23の「造血幹細胞の採取手術」をご覧ください。

(*7) 対象となる医科診療報酬点数表とは、公的医療保険制度(注)にもとづく医科診療報酬点数表をいい、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められているものとします。

(*8) つぎのいずれかに該当する手術は除外します。

- ◆創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます）
- ◆皮膚切開術
- ◆デブリードマン
- ◆鼓膜切開術
- ◆骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- ◆鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
- ◆鼻内異物摘出術および外耳道異物除去術
- ◆眼球または眼球付属器についてのつぎの手術
 - ・麦粒腫切開術、マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術、霰粒腫摘出術、涙囊切開術、眼瞼膿瘍切開術および外眞切開術
 - ・睫毛電気分解術（毛根破壊）
 - ・角膜・強膜異物除去術、結膜下異物除去術および結膜結石除去術
- ◆抜歯手術

(*9) 「歯、義歯または歯肉の手術」およびそれに相当する手術は除外します。

(*10) 血液照射を除きます。

(*11) 診断および検査を目的とした診療行為を除きます。

(注) 対象となる公的医療保険制度については、総則別表19の「公的医療保険制度」をご覧ください。

※保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合には、上記に加えてつぎの保障を行います

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険料払込期間満了後に、死亡されたとき	死亡給付金 (基準手術給付金額×2)	死亡給付金 受取人

！ご注意

●同時に2種類以上の手術をあわせて受けられた場合または同一の日に複数の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして取り扱います。

●1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。

！ご注意

- 診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療に関する技術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術の開始日（＊）をその手術を受けた日とみなします。
- （＊）入院治療手術給付金に該当する手術と外来手術給付金に該当する手術がある場合には、入院治療手術給付金に該当する手術の開始日とします。
- 一連の治療過程で2回以上行っても診療報酬点数表の手術料・輸血料または先進医療にかかる技術料が1回のみ算定されるものとされている手術を2回以上受けた場合、一連の治療過程で最初に手術を受けた日から起算して14日以内に受けた手術のうち最も給付倍率の高いいすれか1回の手術についてのみ支払い、14日を経過した後に受けた手術については新たな手術とみなします。
- 放射線治療給付金のお支払いは、60日に1回が限度となります。
- つぎの場合などは、手術給付金の支払対象とはなりません。（2018年7月現在）
 - ・診療報酬点数表の手術料の算定対象となっていない、レーザー屈折矯正手術（レーシック）
 - ・診療報酬点数表の検査料の算定対象となる臓器穿刺および組織採取
 - ・診療報酬点数表の処置料の算定対象となる持続的胸腔ドレナージおよび留置カテーテルの設置
 - ・美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない診断・検査のための手術
- 解約払戻金は、保険期間に応じてつぎのとおりです。

保険期間	解約払戻金	
有期の場合	ありません	
終身の場合	保険料払込期間中	ありません
	保険料払込期間経過後	死亡給付金額と同額 (基準手術給付金額×2)

- 保険期間が有期の場合、ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、当社所定の範囲内でご契約を更新することができます（診査等は不要です）。
- 保険期間が有期の場合、ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、被保険者の同意および当社の承諾を得て、当社所定の範囲内で保険期間が終身の手術保険に変更することができます（診査等は不要です）。
- ※ただし、保険料のお払い込みが免除されているご契約については、このお取扱いはできません。
- 当社は公的医療保険制度または先進医療の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、この保険の普通保険約款の手術給付金および放射線治療給付金の支払事由を変更することができます。この場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をお知らせします。

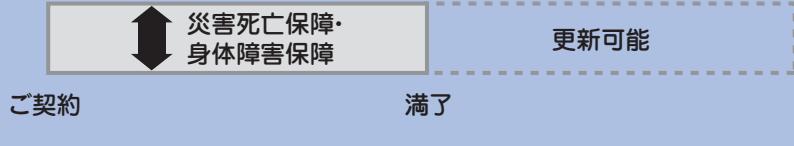
9. 災害に対する保障を充実させる保険

不慮の事故による傷害または所定の感染症になられたときの保障を充実させるための保険です。

無配当傷害保険（001）

被保険者が保険期間中に、不慮の事故による傷害または所定の感染症により死亡されたときに災害死亡保険金を、不慮の事故による傷害により所定の身体障害状態になられたときに障害給付金をお支払いします。

[しくみ図]



●保障内容

保険金・給付金をお支払いする場合	お支払いする保険金・給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡されたとき (1) 所定の不慮の事故 (*1) による傷害 (2) 所定の感染症 (*2)	災害死亡保険金 (災害保険金額)	死亡保険金受取人
被保険者が保険期間中に、所定の不慮の事故 (*1) による傷害により、所定の身体障害状態 (*3) になられたとき	障害給付金 (障害等級に応じて、災害保険金額の10%～100%) (*4)	被保険者

参照 417 ページ

総則別表1

参照 419 ページ

総則別表4

参照 446 ページ

総則別表 18 ①

!ご注意

- 不慮の事故による傷害を原因とする場合は、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当した場合にかぎります。
- 傷害保険には、解約払戻金はありません。
- 保険期間が有期の場合、ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、当社所定の範囲内でご契約を更新することができます（診査等は不要です）。
- 障害給付金のお支払いは、その支払割合を通算して100%を限度とします。なお、ご契約を更新される場合の更新後のご契約の通算支払割合は、更新前のご契約の支払割合と通算します。
- 災害死亡保険金をお支払いする際は、同一の不慮の事故によりすでにお支払いした障害給付金額の合計額 (*) を差し引いてお支払いします。
(*) 「災害保険金額」に「同一の不慮の事故によりすでにお支払いした障害給付金の給付割合」を乗じた金額の合計額となります。
- 災害死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に、災害死亡保険金のお支払いの原因となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金の請求をいただいても、お支払いしません。

【3】特約の内容

1. 複数の保険（主契約）を組み合わせる特約

保険組立特約

- 保険契約者が同一である主契約（以下「指定契約」といいます）について、保険料をまとめてお払い込みいただくなど同じ取扱いを行うことができる特約です。

特に、保険組立特約の締結の際に、同じ取扱いを行う指定契約として最初に指定されたご契約を「締結時指定契約」といい、ご契約後に追加された指定契約を「追加指定契約」といいます。

※保険組立特約は、すべての主契約に付加する必要があります。

2. 保険料の払込を免除する特約

無配当新総合保険料払込免除特約(001)・無配当生活介護保障保険料払込免除特約(001)

無配当保険料払込免除特約(001)・無配当介護保障保険料払込免除特約(001)

- 被保険者が所定の状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除することができる特約です。詳しくは、「保険料のお払い込みの免除」をご覧ください。なお、それぞれの特約を付加するには所定の条件があります。

参照 67 ページ

保険料のお払い込みの免除

3. その他の特約

リビング・ニーズ特約

- 被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、死亡保険金額の全部または一部を被保険者にお支払いすることができる特約です。

●保障内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金 (支払金額)	受取人
被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき	特約保険金 (所定の金額 (*))	被保険者

(*)所定の金額は、つぎのとおり計算した金額です。

用語のご説明

「年金の現価に相当する金額」

将来支給される各時点の年金額を、現在の価値に置き換えて合計した額。

(指定保険金額(注)) - (指定保険金額(注)に対する6カ月分の利息)
- (指定保険金額(注)に対する6カ月分の保険料に相当する金額)

(注)指定保険金額とは、主契約の保険金額等(※)のうち、当社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額です。

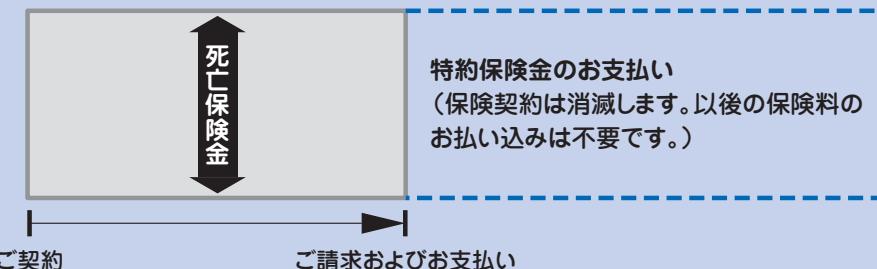
(※)収入保障保険・就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕においては、リビング・ニーズ特約の特約保険金の請求日の翌日から起算して6カ月を満了する日における、残存年金支払期間に対応する年金の現価に相当する金額とします。

！ご注意

- リビング・ニーズ特約を付加できる主契約はつぎのとおりです。
 - ・終身保険
 - ・定期保険
 - ・収入保障保険
 - ・特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕
 - ・生活介護保険〔Ⅱ型〕
 - ・就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕
 - ・生存給付定期保険
- ※付加する場合は、付加可能なすべての主契約に付加する必要があります。
- 「余命が6カ月以内」の判断は、医師の診断書の内容および当社が確認を行った結果などにもとづき当社が判断します。なお、「余命が6カ月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることをいいます。
- リビング・ニーズ特約による特約保険金のお支払いは、各主契約について1回かぎりとし、特約保険金をお支払いした場合、その主契約に付加されたリビング・ニーズ特約は消滅します。
- 法人契約（保険契約者・死亡保険金受取人が法人の契約）の場合、リビング・ニーズ特約を付加することはできません。
- リビング・ニーズ特約による特約保険金の請求日が各主契約の保険期間満了（主契約が更新される場合を除きます）前1年以内である場合は特約保険金をお支払いしません。
- 特約保険金のお支払い後、6カ月以内に被保険者が死亡された場合でも、指定保険金額から差し引かれた「利息」および「保険料に相当する金額」は返金いたしません。

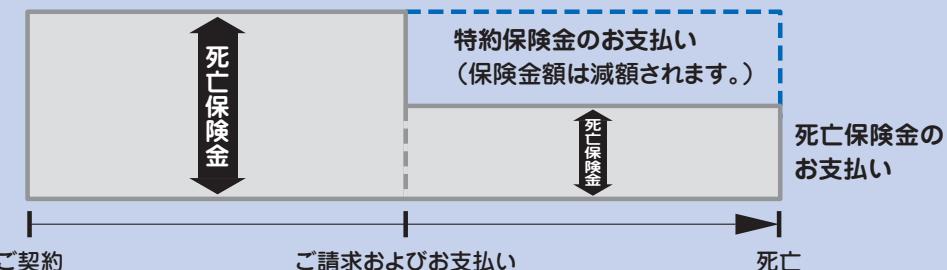
●特約保険金のお支払い例

(例1) 死亡保険金の全部を指定保険金額として指定する場合



※死亡保険金の全部をお支払いした場合には、そのご契約はその請求日に消滅します。
また、その主契約に付加されている各特約も同時に消滅します。

(例2) 死亡保険金の一部を指定保険金額として指定する場合



※死亡保険金の一部をお支払いした場合には、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に減額されたものとして取り扱います。この場合、減額部分については解約払戻金をお支払いしません。
また、その主契約に付加されているリビング・ニーズ特約を除く各特約は、そのまま継続します。
※特約保険金のお支払い後も継続する部分については、引き続き保険料のお払い込みが必要となります。

指定代理請求特約

●被保険者が保険金・給付金などを請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が保険金・給付金などを請求することができる特約です。詳しくは「保険金・給付金などの請求」の「【2】指定代理請求特約について」をご覧ください。

※付加する場合は、付加可能なすべての主契約に付加します。

契約見直し特約

●すでにあるご契約を消滅させ、新たなご契約に見直すことができる特約です。詳しくは「保障内容の見直しによるお申込み」および「契約見直し制度と指定契約の追加」をご覧ください。

個人年金保険料税制適格特約 (H11)

●無配当個人年金保険(001)または無配当長寿生存年金保険（低解約払戻金型）(001)の保険料を所得税法に定める「個人年金保険料」に該当させ、個人年金保険料控除が受けられるようにすることができる特約です。

参照 12 ページ

指定代理請求特約について

参照 107 ページ

保障内容の見直しによるお申込み

参照 110 ページ

契約見直し制度と指定契約の追加

●個人年金保険料税制適格特約を付加する場合の主な要件

- ・年金受取人はご契約者またはその配偶者のいずれかであること
- ・年金受取人は被保険者と同一人であること
- ・月払契約で、かつ、保険料払込期間が10年以上であること
- ・確定年金では、つぎのすべての要件を満たすこと
 - ・年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上であること
 - ・年金保障期間が10年以上であること

●個人年金保険料税制適格特約が付加された場合、つぎのようなときに、普通保険約款とは異なるお取扱いとなります。

契約内容の変更など	<ul style="list-style-type: none"> ・前記の「個人年金保険料税制適格特約を付加する場合の主な要件」に反するような契約内容の変更などは取り扱いません。 ※保険契約者の変更は可能ですが、変更により、個人年金保険料税制適格特約の付加要件を満たさなくなってしまった場合、個人年金保険料税制適格特約は消滅します。 ・個人年金保険(001)の場合、契約日から10年間は、払済保険への変更は取り扱いません。
契約内容の変更などに伴う払戻金	<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容の変更（個人年金保険の基本年金額の減額など）に伴い払戻金がある場合などは、当社所定の利息をつけて年金支払開始日まで積み立てておき、年金の増額にあてます。
解約	<ul style="list-style-type: none"> ・個人年金保険料税制適格特約のみの解約はできません。
後継年金受取人	<ul style="list-style-type: none"> ・後継年金受取人を指定または変更する場合は、年金受取人の法定相続人にかぎります。

●個人年金保険料税制適格特約が付加できない場合または要件を満たしていても個人年金保険料税制適格特約が付加されていない場合には、無配当個人年金保険(001)および無配当長寿生存年金保険（低解約払戻金型）(001)は個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。これらの場合には、一般生命保険料控除の対象となります。

※生命保険料控除制度の概要については「生命保険料控除について」をご覧ください。

参照 129 ページ

生命保険料控除について

【4】保険期間・更新・終身変更など

1. 保険期間

●ご契約時の、各主契約の保険期間・保険料払込期間については、契約概要でご確認ください。また、保険証券到着後は、保険証券でご確認ください。

参照 67 ページ

新総合保険料払込免除特約などを付加されている場合で保険料のお払い込みが免除されたときは、更新のお取扱いが異なります。

2. 更新（保険期間が有期の場合）

- ご契約者は、保険期間満了日の2週間前（＊1）までにお申し出いただくことにより、被保険者の健康状態に関する診査・告知なしで、保険期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます）に、当社所定の範囲内で更新することができます。（＊1）保険契約者に特別な事情があると当社が認めた場合は、この期間を短縮することができます。
- 更新制度により最長90歳（更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が90歳を限度）（＊2）まで保障されます。（＊2）保険種類および特約の付加状況などによっては90歳まで更新できないことがあります。
- 保険料の払込免除事由に該当された場合、当社所定の範囲内で原則として自動的に更新されます。
- 更新後の主契約・特約は更新日における約款を適用し、各保険料は更新日現在の被保険者の年齢・性別・保険料率などにより新たに計算します。**保障を同一とした場合、通常、更新前に比べて保険料は高くなります（ご契約内容によっては著しく高くなることもあります）。**
- 更新後のご契約の保険期間は、原則として更新前と同一の保険期間（＊3）となります。（＊3）当社所定の範囲内で、保険期間を変更して更新することができます。
- 更新後のご契約の保険金額などは更新前と同一とします。ただし、あらかじめご契約者からお申し出があれば、当社所定の範囲内で、保険金額などを減額することができます。
- 更新時にお取扱いできるご契約・特約の内容は、更新前のご契約・特約の内容と異なる場合があります。

！ご注意

- つぎのいずれかの場合などは、更新することができません。
 - ・保険期間満了日までの保険料が払い込まれていないとき
 - ・更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の範囲をこえるとき
 - ・積立保険・生存給付金付定期保険において、保険料のお払い込みが免除されたとき
 - ・ご契約が収入保障保険、就業不能収入保障保険（I型）、就業不能収入保障保険（II型）または個人年金保険のとき
 - ・積立保険が払済保険に変更されているとき
- 上記の内容は2018年10月現在のものであり、今後取扱が変更となる場合があります。

3. 終身変更（保険期間が有期の場合）

- ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険期間満了日の2週間前までにお申し出いただくことにより、被保険者の健康状態に関する診査・告知なしで、保険期間満了日の翌日（以下「変更日」といいます）に、当社の定める範囲内で保険期間が終身の保険に変更（終身変更）することができます。
- 変更後のご契約・特約は変更日における約款を適用し、各保険料は変更日現在の被保険者の年齢・性別・保険料率などにより新たに計算します。**保障を同一とした場合、通常、変更前に比べて保険料は高くなります（ご契約内容によっては著しく高くなることもあります）。**
- 変更後のご契約の保険金額などは変更前と同一とします。ただし、あらかじめ

ご契約者からお申し出があれば、当社所定の範囲内で、保険金額などを減額することができます。

- 変更時にお取扱いできるご契約・特約の内容は、変更前のご契約・特約の内容と異なる場合があります。

！ご注意

- つぎのような場合は、終身変更のお取扱いはできません。
 - ・ご契約が、特定疾病・疾病障害保険〔I型〕、就業不能収入保障保険〔I型〕、軽度介護保険、積立保険、傷害保険、個人年金保険のとき
 - ・保険料のお払い込みが免除されているときなど
- つぎのご契約は、同一保険種類における保険期間の終身への変更ではなく、終身保険への変更を取り扱います。
定期保険、収入保障保険、生存給付金付定期保険
※なお、収入保障保険から終身保険に変更後の保険金額は、変更日の前日の年金の現価に相当する金額以下の範囲でのお取扱いとなります。
- 就業不能収入保障保険〔II型〕は、保険期間が終身の生活介護保険〔II型〕への変更を取り扱います。
※なお、就業不能収入保障保険〔II型〕から保険期間が終身の生活介護保険〔II型〕に変更後の保険金額は、変更日の前日の年金の現価に相当する金額以下の範囲でのお取扱いとなります。
- 上記の内容は2018年10月現在のものであり、今後取扱が変更となる場合があります。

4. 有期変更（収入保障保険・就業不能収入保障保険の場合）

- 収入保障保険および就業不能収入保障保険のご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険期間満了日の2週間前までにお申し出いただくことにより、被保険者の健康状態に関する診査・告知なしで、保険期間満了日の翌日（以下「変更日」といいます）に、当社の定める範囲内で、保険期間が有期の他の保険に変更（有期変更）することができます。
- 保険料のお払い込みが免除されている収入保障保険、就業不能収入保障保険〔I型〕・〔II型〕は、保険期間満了の2週間前までに反対の申出がなければ、所定の範囲内で有期変更されます。
- 変更後のご契約・特約は変更日における約款を適用し、各保険料は変更日現在の被保険者の年齢・性別・保険料率などにより新たに計算します。
- 変更後のご契約の保険期間は、ご契約者よりお申し出がない場合、変更前と同一の保険期間（＊）となります。
（＊）当社所定の範囲内で、保険期間を変更することができます。
- 変更後の保険金額は、変更日の前日の年金の現価に相当する金額以下の範囲でのお取扱いとなります。

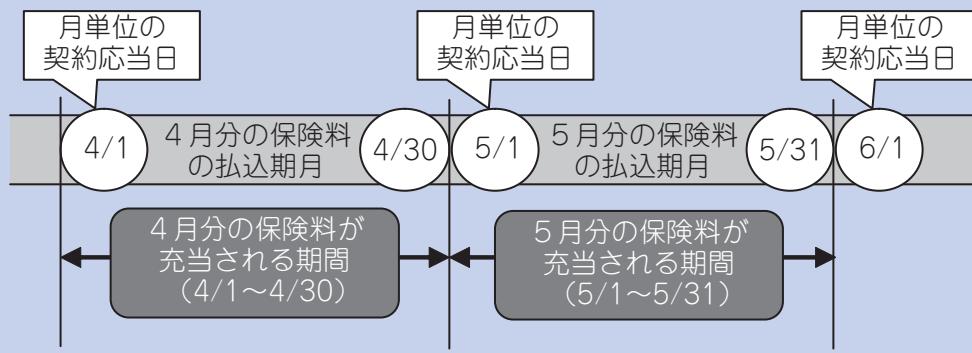
！ご注意

- 上記の内容は2018年10月現在のものであり、今後取扱が変更となる場合があります。

(5) 保険金・給付金などのお支払いの際の保険料精算について

毎月お払い込みいただく保険料は、払込期月ごとの契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間（この期間のことを「保険料期間」といいます）に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込むものとして計算されています。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



したがって、保険金・給付金などの支払事由が発生した日を含む期間に充当される保険料が払い込まれていない場合には、つぎのとおり取り扱います。

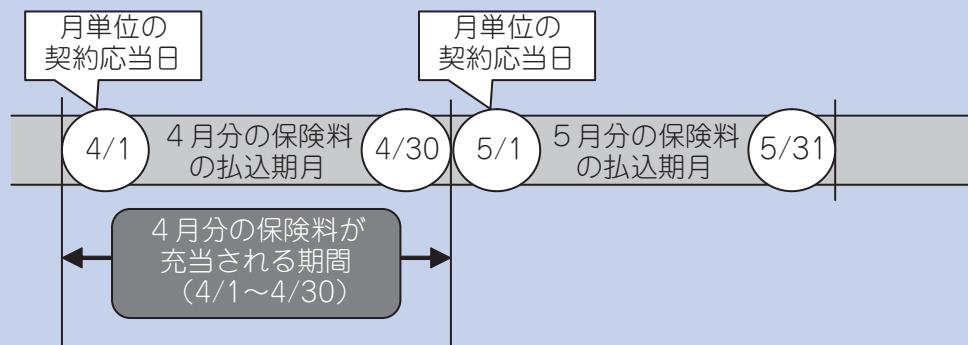
●払込期月中の未払込保険料の精算

事由に応じて、つぎのとおり取り扱います。

内容	取扱
・保険金・給付金などを お支払いするとき	<ul style="list-style-type: none"> 未払込保険料（*）[1カ月分]をお支払いする金額 から差し引かせていただきます。 ※ただし、保険料払込方法が口座振替扱・団体扱のご 契約およびお支払いする金額が未払込保険料（*） [1カ月分]より少ない場合などは、猶予期間内に 未払込保険料（*）[1カ月分]をお払い込みいた だくことがあります。
・保険料のお払い込みを 免除するとき	<ul style="list-style-type: none"> 猶予期間内に未払込保険料（*）[1カ月分]をお払 い込みいただけます。

(*) 未払込保険料は、お払い込みが必要なすべての主契約・特約の保険料合計額と
なります。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



- 4月分の保険料（1カ月分）が未払い込みのまま、4/1～4/30の間に
- 保険金・給付金などの支払事由が発生したとき
4月分の保険料（1カ月分）を差し引きます。
 - 保険料の払込免除事由が発生したとき
4月分の保険料（1カ月分）をお払い込みいただけます。

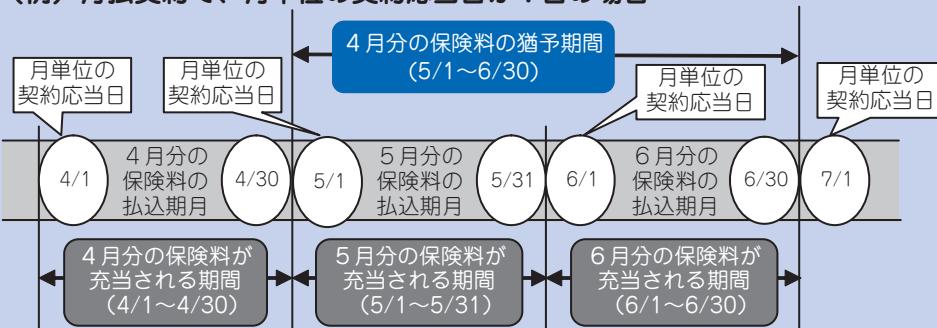
●猶予期間中の未払込保険料の精算

事由に応じて、つぎのとおり取り扱います。

内容	取扱
・保険金・給付金などを お支払いするとき	・未払込保険料（＊）をお支払いする金額から差し引か せていただきます。 ※ただし、保険料払込方法が口座振替扱・団体扱のご 契約およびお支払いする金額が未払込保険料（＊） より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料 （＊）をお払い込みいただくことがあります。
・保険料のお払い込みを 免除するとき	・猶予期間内に未払込保険料（＊）をお払い込みいただ きます。

（＊）未払込保険料は、お払い込みが必要なすべての主契約・特約の保険料合計額と
なります。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



4月～5月分の保険料（2カ月分）が未払い込みのまま、5/1～5/31の間に
 ●保険金・給付金などの支払事由が発生したとき
 4月～5月分の保険料（2カ月分）を差し引きます。
 ●保険料の払込免除事由が発生したとき
 4月～5月分の保険料（2カ月分）をお払い込みいただきます。

4月～6月分の保険料（3カ月分）が未払い込みのまま、6/1～6/30の間に
 ●保険金・給付金などの支払事由が発生したとき
 4月～6月分の保険料（3カ月分）を差し引きます。
 ●保険料の払込免除事由が発生したとき
 4月～6月分の保険料（3カ月分）をお払い込みいただきます。

保険料のお払い込みの免除

【1】共通事項

1. 所定の高度障害状態について

- 保険料のお払い込みを免除する場合の「所定の高度障害状態」とは、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態などとは異なります。詳しくは、総則別表2の「高度障害状態」をご覧ください。

2. 所定の身体障害状態について

- 保険料のお払い込みを免除する場合の「所定の身体障害状態」とは「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。詳しくは、総則別表3の「身体障害状態」をご覧ください。

3. 不慮の事故による傷害について

- 不慮の事故による傷害を原因とする場合は、その事故の日から起算して180日以内に保険料の払込免除事由に該当した場合にかぎります。

4. 保険料のお払込免除事由の発生時期について

- 保険料のお払込免除の対象となる保険料の払込免除事由は、各保険契約・特約の責任開始期（ご契約時・復活時など）以後の保険料払込期間中に原因が発生したものにかぎります。

ただし、各保険契約・特約の責任開始期（ご契約時・復活時など）前の傷害または疾病により、所定の急性心筋梗塞もしくは脳卒中による当社所定の状態、または介護を要する状態、身体障害状態、疾病障害状態、高度障害状態もしくは特定障害状態になられた場合でも、当社のご契約・特約の締結または復活の際に、つぎのいずれかに該当したときは、各保険契約・特約の責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた傷害または疾病により、所定の急性心筋梗塞もしくは脳卒中による当社所定の状態、または介護を要する状態、身体障害状態、疾病障害状態、高度障害状態もしくは特定障害状態になられたものとみなして取り扱います。

- ・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が各保険契約・特約を引き受けたとき
※ただし、その疾病などを不担保とする特別条件を付加した場合を除きます。
- ・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき
 - ・各保険契約・特約の責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
 - ・各保険契約・特約の責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再

参照 417 ページ

総則別表2

参照 418 ページ

総則別表3

検査を含みます)がない場合 (*)

- (*)異常の指摘(要経過観察または要再検査を含みます)について、時期は問いません。
- 各保険契約・特約の責任開始期(ご契約時・復活時など)前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合
 - 各保険契約・特約の責任開始期(ご契約時・復活時など)前または保険料払込期間満了後に保険料の払込免除事由に該当しても、保険料のお払い込みを免除することはできません。

! ご注意

- 責任開始期(ご契約時・復活時など)前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の原因による新たな障害状態が加わって身体障害状態、疾病障害状態、高度障害状態または特定障害状態になられた場合には、保険料のお払い込みを免除できることがあります。

[2] 保険料のお払い込みを免除する特約を付加した場合

- 保険料月払のご契約の場合、被保険者が所定の状態になられたときに以後の保険料のお払い込みを免除する特約を付加することができます。
 - 新総合保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、生活介護保障保険料払込免除特約および介護保障保険料払込免除特約(以下「[保険料払込免除関係特約](#)といいます)があります。なお、それぞれの特約を付加するには所定の要件があります。
※それぞれの特約の保障内容の詳細については「1. 特約の内容」をご覧ください。
- これらの特約を付加された場合、付加された主契約には、これらの特約が付加される場合の保険料率を適用します。**

1. 特約の内容

- 被保険者が保険料払込期間中に、所定の状態に該当した場合、以後の保険料のお払い込みを免除します。

参照

[新総合保険料払込免除特約](#)、[保険料払込免除特約](#)、[生活介護保障保険料払込免除特約](#)、[介護保障保険料払込免除特約](#)

無配当新総合保険料払込免除特約(001)

項目		保険料のお払い込みを免除する場合
3大疾病による所定の状態	がん (悪性新生物)	●生まれて初めて所定の悪性新生物(*1)に罹患し、医師により診断確定(*2)されたとき
	急性心筋梗塞	●所定の急性心筋梗塞(*3)を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(*4)が継続したと医師によって診断されたとき
	脳卒中	●所定の脳卒中(*5)を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
所定の要生活介護状態等		●つぎのいずれかの状態になられたとき (1) 当社の定める要生活介護状態(*6)に該当し、その該当した日から起算して180日その状態が継続したと医師によって診断確定されたとき (2) 公的介護保険制度により要介護2以上に該当していると認定されたとき(*7)
所定の身体障害状態		●傷害または疾病を原因として、所定の身体障害状態になられたとき
所定の疾病障害状態		●疾病を直接の原因として、所定の疾病障害状態(*8)になられたとき
所定の高度障害状態		●傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき
所定の特定障害状態		●傷害または疾病を原因として、所定の特定障害状態(*9)になられたとき

無配当保険料払込免除特約(001)

項目		保険料のお払い込みを免除する場合
3大疾病による所定の状態	がん (悪性新生物)	●生まれて初めて所定の悪性新生物(*1)に罹患し、医師により診断確定(*2)されたとき
	急性心筋梗塞	●所定の急性心筋梗塞(*3)を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(*4)が継続したと医師によって診断されたとき

項目	保険料のお払い込みを免除する場合
3大疾病による所定の状態 脳卒中	●所定の脳卒中 (*5) を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
所定の要介護状態等	●つぎのいずれかの状態になられたとき (1) 当社の定める要介護状態 (*6) に該当し、その該当した日から起算して180日その状態が継続したと医師によって診断確定されたとき (2) 公的介護保険制度により要介護3以上に該当していると認定されたとき (*7)
所定の身体障害状態	●傷害または疾病を原因として、所定の身体障害状態になられたとき
所定の疾病障害状態	●疾病を直接の原因として、所定の疾病障害状態 (*8) になられたとき
所定の高度障害状態	●傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき

無配当生活介護保障保険料払込免除特約(001)

項目	保険料のお払い込みを免除する場合
所定の要生活介護状態等	●つぎのいずれかの状態になられたとき (1) 当社の定める要生活介護状態 (*6) に該当し、その該当した日から起算して180日その状態が継続したと医師によって診断確定されたとき (2) 公的介護保険制度により要介護2以上に該当していると認定されたとき (*7)
不慮の事故による 所定の身体障害状態	●所定の不慮の事故 (*10) による傷害を直接の原因として、所定の身体障害状態になられたとき
所定の高度障害状態	●傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき

無配当介護保障保険料払込免除特約(001)

項目	保険料のお払い込みを免除する場合
所定の要介護状態等	<ul style="list-style-type: none"> ●つぎのいずれかの状態になられたとき <ul style="list-style-type: none"> (1) 当社の定める要介護状態 (*6) に該当し、その該当した日から起算して180日その状態が継続したと医師によって診断確定されたとき (2) 公的介護保険制度により要介護3以上に該当していると認定されたとき (*7)
不慮の事故による所定の身体障害状態	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の不慮の事故 (*10) による傷害を直接の原因として、所定の身体障害状態になられたとき
所定の高度障害状態	<ul style="list-style-type: none"> ●傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき

(*1) 対象となる悪性新生物とは、悪性腫瘍細胞が、からだの組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられている疾病をいい、一般に「がん」と呼称されるものです。対象となる悪性新生物の詳細については、総則別表12の「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等」をご覧ください。

(*2) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見(生検)(注)により行われます。

(注)病理組織学的所見(生検)が得られないときは、他の所見により行うことを認めることがあります。

(*3) 対象となる急性心筋梗塞とは、心臓に酸素や栄養を送っている冠状動脈が、コレステロールによる動脈硬化などにより狭くなったり、心臓への血液供給量が急激に少なくなったことによって、心臓の筋肉が壊死してしまう病気です。激しい胸の痛みとともに心臓発作を起こし、死亡する危険の高い疾病です。対象となる急性心筋梗塞の詳細については、総則別表12の「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等」をご覧ください。

(*4) 労働の制限を必要とする状態とは、軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

(*5) 対象となる脳卒中とは、脳血管の異常により起こる病気で、代表的なものとして、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3つがあります。いずれも発生すると生命の危険がある疾病で、主な内容はつぎのとおりです。対象となる脳卒中の詳細については、総則別表12の「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等」をご覧ください。

くも膜下出血	脳の外側を流れる血管が破裂して、脳を包むくも膜との間に出血する病気です。くも膜下出血の発作は激しい頭痛や吐き気とともに現れ、意識を失い、まひ等の後遺症を残します。また再発すること多く、再発時は初回よりもさらに深刻になるケースが多くなります。
脳内出血	高血圧症による血管の変化や動脈硬化などによって、脳内の血管が破裂して出血する病気です。脳内で出血が起こると、あふれた血液が脳を圧迫して手足のまひや言語障害などが現れます。
脳梗塞	コレステロールによる動脈硬化などによって、脳の血管が詰まり血液が流れにくくなるために、脳細胞に送られる酸素や栄養分が不足して細胞が壊死する病気です。

参照 434 ページ

総則別表 12

参照 437 ページ

総則別表 13～15

- (*6) 当社の定める要生活介護状態および当社の定める要介護状態については、総則別表13の「会社所定の要介護状態、会社所定の要生活介護状態、会社所定の軽度要介護状態」をご覧ください。
- (*7) 公的介護保険制度、要介護2以上および要介護3以上については、総則別表14の「公的介護保険制度または要介護3以上、要介護2以上および要介護1以上」をご覧ください。
- (*8) 対象となる疾病障害状態とは、つぎのような状態をさします。詳しくは、総則別表15の「疾病障害状態」をご覧ください。

- 以下の「疾病障害状態の①」に該当し、180日以上継続したと医師に診断されたとき
「疾病障害状態の①」
 - ① 呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病または高血圧症により日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの
- 以下の「疾病障害状態の②から⑤まで」のいずれかに該当したとき
「疾病障害状態の②から⑤まで」
 - ② 心臓にペースメーカーもしくは植込み型除細動器を装着したものまたは心臓に人工弁を置換したものの
 - ③ 永続的な人工透析療法を受けたもの
 - ④ ぼうこうを全摘出し、かつ、新ぼうこうを造設したものまたは尿路変更術を受けたもの
 - ⑤ 人工肛門を造設したものの

- (*9) 対象となる特定障害状態とは、つぎのような状態をさします。詳しくは、総則別表32の「特定障害状態」をご覧ください。

- 身体障害者福祉法に定める1級、2級または3級の障害に該当し（免責事由に該当せず、責任開始期前の傷害や疾病を直接の原因としない複数の障害に重複して該当し、これらの等級の障害に該当した場合を含みます）、同法にもとづく1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付を受けたとき
- 国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき（精神障害の状態に該当していると認定されたときを除く）
- ※複数の障害に該当したことにより上記の手帳の交付を受けたり障害基礎年金の受給権が生じた場合、個々の障害の内容を確認し、免責事由に該当しているときなどは保険料の払込を免除しないことがあります。

- (*10) 対象となる不慮の事故については、総則別表1の「不慮の事故」をご覧ください。

参照 453 ページ

総則別表 32

参照 417 ページ

総則別表 1

！ご注意（新総合保険料払込免除特約、保険料払込免除特約 共通）

- 特約の責任開始日（特約付加日・復活日など）から起算して90日以内に罹患し、診断確定された所定の乳がん（乳房の悪性新生物）については、保険料のお払い込みは免除しません。
- がん（悪性新生物）のうち、非浸潤性のがん、上皮内がんおよび皮膚がんについては、保険料のお払込免除の対象となるがん（悪性新生物）に該当しません。ただし、皮膚の悪性黒色腫（非浸潤性のがん、上皮内がんを除きます）は保険料のお払込免除の対象となります。
- 特約の責任開始期（特約付加時・復活時など）前にすでに一度でもがん（悪性新生物）に罹患し、診断確定されていたときは、特約の責任開始期（特約付加時・復活時など）以後に新たにがん（悪性新生物）に罹患しても、所定のがん（悪性新生物）による当社所定の状態に該当したものとしては保険料のお払い込みを免除しません。

2. 「保険料払込免除関係特約」の注意事項

- 「保険料払込免除関係特約」を付加する場合は、付加できるすべての指定契約に同一の特約を付加する必要があります。
※ただし、個人年金保険・長寿生存年金保険については、付加しないで契約することができます。
- 「保険料払込免除関係特約」の保険料のお払込免除事由に該当された場合、それらの特約を付加したご契約は、当社所定の範囲内で原則として自動的に更新され、更新後のご契約の保険期間満了日は被保険者の年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日となります。
- 「保険料払込免除関係特約」の保険料のお払込免除事由に該当された場合、それらの特約を付加したご契約を有期変更する場合、有期変更後のご契約の保険期間満了日は被保険者の年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日となります。
- 「保険料払込免除関係特約」の保障の対象は「被保険者」であり、ご契約者ではありません。ご契約者が「保険料のお払い込みを免除する場合」に該当されても保険料払込免除にはなりません。
- 当社は公的介護保険制度、身体障害者福祉法または国民年金法等の改正が行われた場合等でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、「保険料払込免除関係特約」の特約条項の保険料の払込免除事由を変更することがあります。この場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をお知らせします。
- つぎのいずれかに該当した場合には、「保険料払込免除関係特約」は、消滅します。
 - ・主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - ・主契約が払済保険に変更されたとき
 - ・主契約の保険料払込期間が満了したとき

【3】保険料のお払い込みを免除する特約を付加していない場合

参照

各普通保険約款第1編

- 保険料月払のご契約の場合、被保険者が保険料払込期間中に、つぎのいずれかの状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。
なお、個人年金保険に疾病高度障害状態不担保特則を付加した場合は、疾病を直接の原因として高度障害状態になられても、保険料のお払い込みは免除されません。また、長寿生存年金保険に無選択加入特則を付加した場合、保険料のお払い込みは免除されません。

項目	保険料のお払い込みを免除する場合
不慮の事故による所定の身体障害状態	●所定の不慮の事故（＊1）による傷害を直接の原因として、所定の身体障害状態になられたとき
所定の高度障害状態	●傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき（＊2）

（＊1）対象となる不慮の事故については、総則別表1の「不慮の事故」をご覧ください。

（＊2）対象は、高度障害状態になられてもご契約が継続するつぎの保険種類です。

- | | |
|---------------|------------------|
| ○入院保険 | ○手術保険 |
| ○ガン入院保険 | ○女性入院保険 |
| ○女性特定疾病入院保険 | ○生活習慣病入院保険 |
| ○入院一時金保険 | ○女性入院一時金保険 |
| ○生活習慣病入院一時金保険 | ○傷害保険 |
| ○軽度介護保険 | ○特定疾病・疾病障害保険〔I型〕 |
| ○個人年金保険 | ○終身生活介護年金保険〔I型〕 |
| ○長寿生存年金保険 | ○就業不能収入保障保険〔I型〕 |

- 終身生活介護年金保険〔I型〕の場合、上記に加えて、被保険者が保険料払込期間中に、以下の「所定の要生活介護状態等」になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。

項目	保険料のお払い込みを免除する場合
所定の要生活介護状態等	<p>●つぎのいずれかの状態になられたとき</p> <p>(1) 当社の定める要生活介護状態(*3)に該当し、その該当した日から起算して180日その状態が継続したと医師によって診断確定されたとき</p> <p>(2) 公的介護保険制度により要介護2以上に該当していると認定されたとき(*4)</p>

(*3)当社の定める要生活介護状態および当社の定める要介護状態については、総則別表13の「会社所定の要介護状態、会社所定の要生活介護状態、会社所定の軽度要介護状態」をご覧ください。

(*4)公的介護保険制度、要介護2以上および要介護3以上については、総則別表14の「公的介護保険制度または要介護3以上、要介護2以上および要介護1以上」をご覧ください。

- 保険料の払込免除事由に該当された場合、更新可能な主契約は原則として自動的に更新されます。

参照 437 ページ

総則別表13、14

【4】個人年金保険に疾病高度障害状態不担保特則を付加した場合

- 「部分見直し」における「見直し後の指定契約」または「指定契約の追加」における「追加指定契約」に個人年金保険のみを指定する場合にかぎり、この特則を付加することができます。
- ※保険料払込免除関係特約を付加した個人年金保険に、この特則を付加することはできません。
- この特則を付加した個人年金保険については、保険料払込期間中に、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後の疾病を直接の原因として高度障害状態(*)になられても、保険料のお払い込みは免除されません。
- (*)被保険者がつぎのいずれかに該当した場合には、疾病を直接の原因とする高度障害状態とみなします。
- ①責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた不慮の事故以外の外因を原因とし、高度障害状態になられたとき
- ②責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた不慮の事故を原因として、その事故の日から起算して180日を経過した後に高度障害状態になられた

- 疾病高度障害状態不担保特則のみの解約は、取り扱いません。

【5】長寿生存年金保険に無選択加入特則を付加した場合

- 指定契約が長寿生存年金保険のみの場合に限り、この特則を付加することができます。
※保険料払込免除関係特約を付加した長寿生存年金保険に、この特則を付加することはできません。
- この特則を付加した長寿生存年金保険の場合、被保険者の健康状態や職業の選択を受けることなく加入することができます。この場合、このしおりに記載された告知に関する項目は、長寿生存年金保険に関しては適用されません。
- この保険に無選択加入特則を付加した場合、保険料払込期間中に被保険者が高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害状態になられても、保険料のお払い込みは免除されません。
- 無選択加入特則のみの解約は、取り扱いません。

保険金・給付金などをお支払いできない場合など

【1】保険金・給付金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合

保険金・給付金などのお支払いや保険料の払込免除は、約款の規定にもとづいてお取り扱いしますが、以下のように保険金・給付金などをお支払いできない場合や保険料のお払い込みが免除できない場合があります。

1. 支払事由・保険料の払込免除事由に該当しない場合

- 保険金・給付金などのお支払事由・保険料の払込免除事由に該当しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ◆「入院給付金・入院一時金」のお支払事由に該当しない入院の例
 - ・「治療処置を伴わない人間ドック検査・美容上の処置・正常分娩」などの治療を目的としない入院をしたとき
 - ・総則別表5に定める「病院または診療所」以外の医療機関において入院をしたとき
 - ◆「手術給付金」のお支払事由に該当しない手術の例
 - ・診療報酬点数表の手術料の算定対象となっていない、レーザー屈折矯正手術（レーシック）
 - ・診療報酬点数表の検査料の算定対象となる臓器穿刺および組織採取
 - ・診療報酬点数表の処置料の算定対象となる持続的胸腔ドレナージおよび留置カテーテルの設置
 - ・美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない診断・検査のための手術
 - ◆「災害死亡保険金・災害入院給付金」のお支払事由に該当しない例
 - ・疾病を原因とする事故など総則別表1の「不慮の事故」に定める不慮の事故に該当しないとき

参照

各普通保険約款第1編

参照 419 ページ

総則別表5

参照 417 ページ

総則別表1

2. 支払事由に該当しても保険金・給付金などをお支払いできない場合

- 支払事由に該当しても保険金・給付金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ・約款に規定された免責事由（保険金・給付金などを支払わない場合等）に該当したとき（詳細は「免責事由一覧」をご参照ください）
 - ・約款に規定された支払限度まで、すでに入院給付金をお支払いしているとき

参照 136 ページ

免責事由一覧

参照

各普通保険約款第1編

3. 責任開始期前に生じた不慮の事故・疾病などを原因とする場合

- 責任開始期前に原因が生じたことにより、保険金・給付金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ◆当社の責任開始期(ご契約時・復活時など)前に生じた傷害・疾病を原因として、所定の高度障害状態または所定の介護を要する状態になられたとき
 - ◆当社の責任開始期(ご契約時・復活時など)前に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による治療を目的として入院または手術を受けたとき
- ※ただし、責任開始期(ご契約時・復活時など)前にすでに原因が生じていた場合でも、ご契約の復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期(ご契約時・復活時など)以後に生じた原因によるものとみなして取り扱います(特定疾病・疾病障害保険や新総合保険料払込免除特約などについては、一部お取扱いが異なります)。
 - ・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病(その傷害または疾病による症状を含みます)について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
 - ※ただし、その疾病などを不担保とする特別条件を付加した場合を除きます。
 - ・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき
 - ・責任開始期(ご契約時・復活時など)前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
 - ・責任開始期(ご契約時・復活時など)前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘(要経過観察または要再検査を含みます)がない場合
 - ※異常の指摘(要経過観察または要再検査を含みます)について、時期は問いません。
 - ・責任開始期(ご契約時・復活時など)前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

4. 告知義務違反による解除の場合

- 告知義務違反による解除により、保険金・給付金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったとき
 - ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違するとき
- ※ただし、告知義務違反の対象になった原因と保険金・給付金などの請求原因になった事実との間に因果関係がない場合には、保険金・給付金などをお支払いします。

5. 重大事由による解除の場合

- 重大事由による解除により、保険金・給付金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ①ご契約者または受取人等が保険金・給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故(未遂を含みます)を起こしたとき
 - ②受取人に保険金・給付金などの請求に関して詐欺行為(未遂を含みます)があつ

参照 156 ページ

取扱総則規定約款第12条

参照 157 ページ

取扱総則規定約款第14条

たとき

- ③ご契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力 (*1) に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係 (*2) を有していると認められるとき
 - ④他の保険契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき
 - ⑤ご契約に付加されている特約が重大事由により解除されたり、または、ご契約者、被保険者・給付金などの受取人が他の保険会社等と締結している保険契約が重大事由により解除されるなど、上記①～④と同等の重大な事由があったとき
- ※上記の事由が生じた以後に、保険金・給付金などのお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が生じたときは、当社は保険金・給付金などのお支払いまたは保険料のお払い込みの免除を行いません（上記③の事由にのみ該当した場合で、保険金・給付金などの受取人が複数の場合、保険金・給付金などのうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた保険金・給付金などを除いた額を、他の受取人に支払います。）。当社は、すでに保険金・給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払い込みを免除していたときでもその保険料のお払い込みを求めることができます。

(*1) 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます）、暴力団構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金・給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

6. 詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

- 詐欺による取消または不法取得目的による無効により、保険金・給付金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ・ご契約の締結または復活に際して、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人に詐欺行為があつたものと認められるとき（詐欺による取消）
 - ・保険金・給付金などを不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもつてご契約を締結（復活）されたものと認められるとき（不法取得目的による無効）
- ※詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

参照 156 ページ

取扱総則規定約款第
10条

7. ご契約が失効している場合

- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効しているときは、その後、保険金・給付金などの支払事由が生じても保険金・給付金などをお支払いできません。

参照 155 ページ

取扱総則規定約款第
8条

※保険金・給付金などをお支払いする場合・お支払いできない場合については、次ページ以降の具体例をご参照ください。

参照 92 ページ

責任開始期について

参照 77 ページ

責任開始期前に生じた不慮の事故・疾病などを原因とする場合

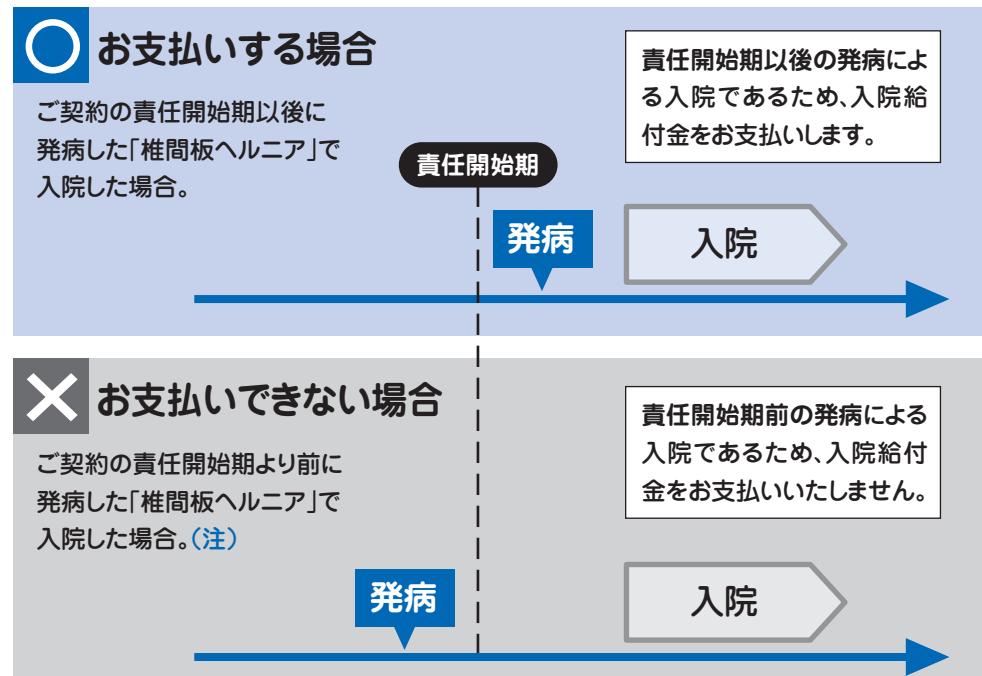
参照 279 ページ

入院保険約款第2条等

【2】お支払いできない場合などの事例

●保険金・給付金などをお支払いする場合・できない場合の主な事例はつぎのとおりです。なお、ご契約内容によっては、異なる場合がありますので、必ずご契約の内容をご確認ください。また、「お支払いする場合」の例でも、「【1】保険金・給付金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合」にあてはまるときは保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

事例1 責任開始期と発病時期



(注)ご契約・復活などの際にその疾病について告知をいただいている場合で、当社がその内容を承知のうえご契約を引き受けたときは、お支払いの対象となります。

○死亡保険金・死亡給付金・遺族年金以外の保険金・給付金など（満期保険金などの保険期間の満了時の生存を支払事由とするものも除きます）は、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に発病した病気（疾病）または発生した不慮の事故による傷害などを原因とする場合がお支払いの対象となるものと定められています。したがって、責任開始期（ご契約時・復活時など）より前に発病していた病気や責任開始期（ご契約時・復活時など）より前に発生した不慮の事故などを原因とする場合にはお支払いできません。

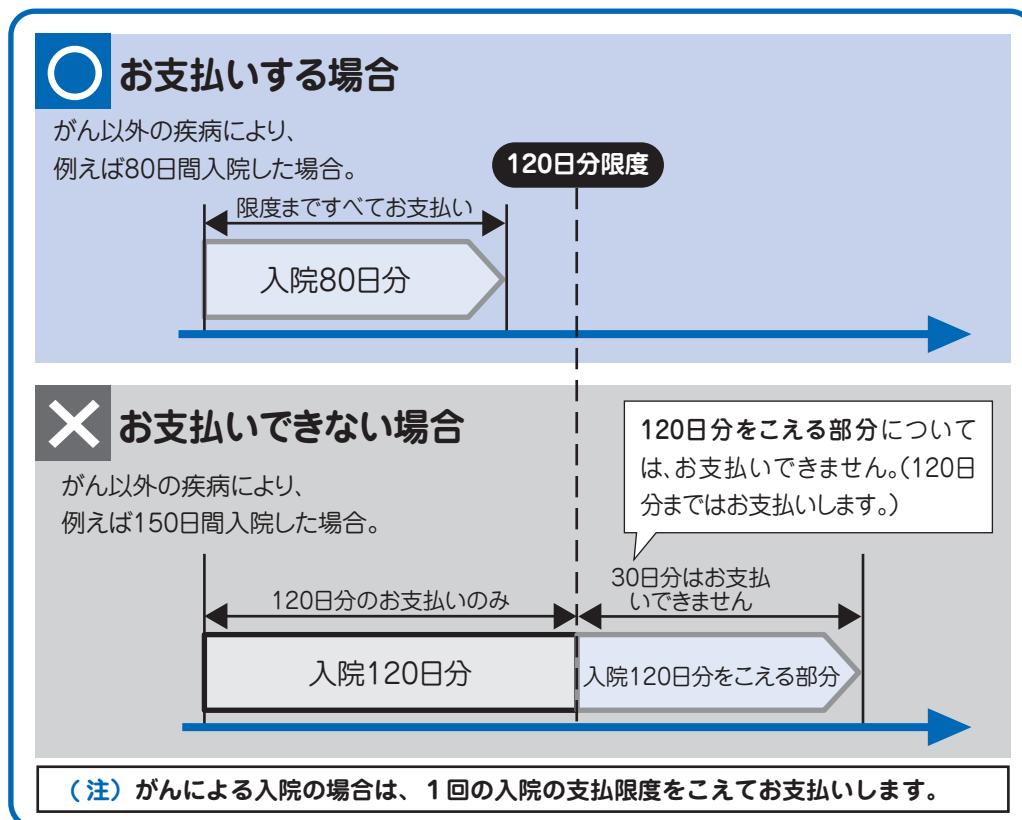
○責任開始期（ご契約時・復活時など）前に発病した病気などを原因とする場合でも、つぎのいずれかに該当したときにはお支払いすることができます。
・ご契約・特約の締結または復活などの際に、ご契約者または被保険者がその疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約・特約を受けたとき

*ただし、その疾病などを不担保とする特別条件を付加した場合を除きます。

- ・ご契約者および被保険者が、責任開始期(ご契約時・復活時など)前に原因となつた疾病について、「医師の診療」「健康診断などの検査における異常の指摘(要経過観察または要再検査を含みます)」「その疾病による症状についての自覚または認識」がなかったとき
- ・責任開始日(ご契約日・復活日など)から起算して2年経過後に開始した入院・手術
- ・契約見直し制度で見直しされたとき(お支払対象は、見直し前のご契約の保障範囲内となります)

事例2 入院給付金のお支払い～1回の入院に対する支払限度日数

<支払限度の型が120日型の場合>



○入院給付金をお支払いする保険(ガン入院保険を除きます)では、1回の入院に対してお支払いできる限度日数(*)を定めており、その日数をこえた部分の入院についてはお支払いできません。

○「保険組曲Best」の入院給付金をお支払いする保険(ガン入院保険を除きます)は、1回の入院に対する支払限度が「60日」か「120日」のいずれかからお選びいただけます。

(*)がんの治療を目的とする入院については、1回の入院の支払日数および通算支払日数の限度はありません。

【関連する主契約】

入院保険、女性特定疾病入院保険、女性入院保険、生活習慣病入院保険

参照 281 ページ

入院保険約款第5条等

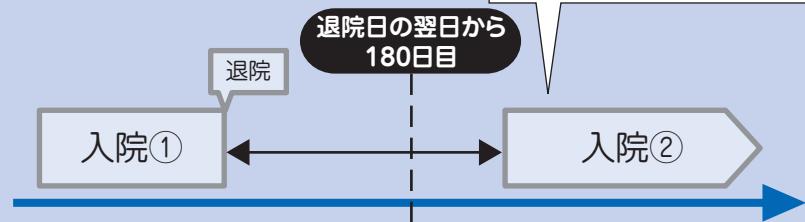
事例3 疾病入院給付金のお支払い～複数回の入院

<支払限度の型が120日型の場合>

○ お支払いする場合

がん以外の疾病により、例えば、お支払い日数の限度(120日分)をこえて入院後、退院日の翌日から数えて180日経過した後に、がん以外の疾病(直接の原因が同一かは問いません)で入院の場合。

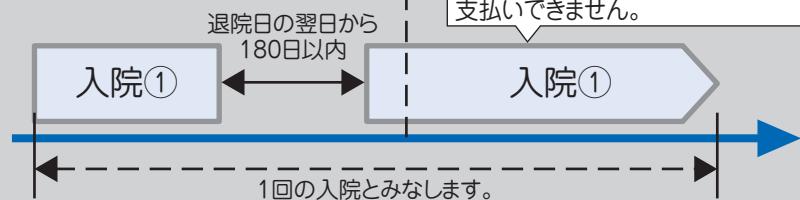
退院日の翌日から数えて180日経過しているため、入院①とは別の入院とみなし、新たに120日分限度までお支払いします。



✗ お支払いできない場合

がん以外の疾病により、例えば、お支払い日数の限度(120日分)をこえて入院後、退院日の翌日から数えて180日以内に、がん以外の疾病(直接の原因が同一かは問いません)で入院した場合。

退院日の翌日から数えて180日経過前にがん以外の疾病(直接の原因が同一かは問いません)で入院した場合、1回の入院とみなすため、最初の入院と通算してお支払い日数が120日分をこえる入院日数についてはお支払いできません。



(注) がんによる入院の場合は、1回の入院の支払限度をこえてお支払いします。

○がん以外の疾病で2回以上の入院をされた場合、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の退院日の翌日から次の入院までの間隔が180日以内であれば、継続する1回の入院とみなします。

(例：支払限度の型が120日型の場合)

80日間がん以外の疾病により継続入院をした後に退院し、その後100日が経過し、再度がん以外の疾病（直接の原因が同一かは問いません）で60日間継続入院した場合、2回目の入院は40日分のお支払いとなります（20日分はお支払いの対象となりません）。

○がん以外の疾病による入院の退院日の翌日から、180日経過した後に再度がん以外の疾病（直接の原因が同一かは問いません）により入院した場合は、新たな入院（2回の入院）とみなします。

【関連する主契約】

入院保険、女性特定疾病入院保険、女性入院保険、生活習慣病入院保険

事例4

高度障害保険金のお支払い～高度障害状態と回復の見込み



お支払いする場合

糖尿病性網膜症で両眼の視力を全く永久に失い、回復の見込みがない場合(両眼のきょうせい視力が0.02以下)。



回復の見込みがなく、約款に定める高度障害状態に該当するため、**高度障害保険金をお支払いします。**



お支払いできない場合

糖尿病性網膜症で、両眼のきょうせい視力が0.02以下となったが、回復の見込みがあって治療を続けている場合。



回復の見込みがあり、約款に定める高度障害状態には該当しないため、**高度障害保険金はお支払いできません。**

○高度障害保険金は、普通保険約款に定める「高度障害状態（＊）」になられたときにお支払いします。

（＊）・身体の障害に加え、回復の見込みがないことが条件となります。

・身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態とは異なります。

○今後の治療やリハビリなどによって回復が見込まれる場合には、高度障害保険金はお支払いできませんので、診断書などを用意いただく前に、回復の見込みについて主治医にご確認ください。

○入院関係保険、手術保険、特定疾病・疾病障害保険〔I型〕、就業不能収入保障保険〔I型〕、軽度介護保険、個人年金保険、長寿生存年金保険および終身生活介護年金保険〔I型〕については、約款に定める高度障害状態になられた場合でも、保険金・給付金などのお支払いはありませんが、保険料のお払い込みが免除となります。

※個人年金保険に疾病高度障害状態不担保特則を付加した場合は、疾病を原因として高度障害状態になられても保険料のお払い込みの免除はありません。

※長寿生存年金保険に無選択加入特則を付加した場合は、高度障害状態になられても保険料のお払い込みの免除はありません。

【関連する主契約・特約】

終身保険、定期保険、収入保障保険、特定疾病・疾病障害保険〔I型〕、特定疾病・疾病障害保険〔II型〕、軽度介護保険、生活介護保険〔II型〕、終身生活介護年金保険〔I型〕、就業不能収入保障保険〔I型〕、就業不能収入保障保険〔II型〕、積立保険、生存給付金付定期保険、個人年金保険、長寿生存年金保険、入院保険、女性特定疾病入院保険、女性入院保険、生活習慣病入院保険、ガン入院保険、入院一時金保険、女性入院一時金保険、生活習慣病入院一時金保険、手術保険、傷害保険、新総合保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、生活介護保険料払込免除特約、介護保険料払込免除特約

参照 417 ページ

総則別表2

【ご参考】

収入保障保険・就業不能収入保障保険〔II型〕の場合は高度障害年金となります。

参照 74 ページ

個人年金保険に疾病高度障害状態不担保特則を付加した場合

参照 75 ページ

長寿生存年金保険に無選択加入特則を付加した場合

事例5

生活介護保険金などのお支払い・保険料
払込免除～所定の要生活介護状態等

○ お支払いする場合

歩行・衣服の着脱・入浴など、他の人に手伝ってもらわないとできない場合(介助が必要な場合)で、その状態が180日継続したとき。



約款に定める所定の要生活介護状態等に該当するため、
生活介護保険金をお支払いします。



✖ お支払いできない場合

歩行・衣服の着脱・入浴など、他の人に手伝ってもらわないとできなかった(介助が必要)が、180日を経過する前に状態が改善し、自力でできるようになり、公的介護保険制度による要介護認定も受けていない場合。



約款に定める所定の要生活介護状態等に該当しないため、
生活介護保険金はお支払いできません。

- 生活介護保険〔Ⅱ型〕にご加入の場合、普通保険約款に定める「所定の要生活介護状態等（＊）」になられたときは、生活介護保険金をお支払いします。
- 終身生活介護年金保険〔I型〕にご加入の場合、普通保険約款に定める「所定の要生活介護状態等（＊）」になられたときは、終身生活介護年金をお支払いします。
- 新総合保険料払込免除特約や生活介護保障保険料払込免除特約を付加されている場合、特約条項に定める「所定の要生活介護状態等（＊）」に該当されたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
- 軽度介護保険にご加入の場合、生活介護保険金の支払事由に該当する「所定の要生活介護状態等（＊）」になられたときは、軽度介護保険の普通保険約款に定める「所定の軽度要介護状態等（＊）」にも該当するため、軽度介護保険金をお支払いします。
- 上記の他にも、保険料払込免除特約や介護保障保険料払込免除特約を付加されている場合、特約条項に定める「所定の要介護状態等（＊）」になられたときは、以後の保険料の払込が免除されます。

（＊）各保険種類および特約においてつぎのいずれかの状態に該当した場合です。

保険種類・特約	介護状態	支払事由および保険料払込免除事由に該当する状態
軽度介護保険	所定の軽度要介護状態等	・当社の定める軽度要介護状態が、180日継続したと医師により診断確定されたとき
		・公的介護保険制度により要介護1以上と認定されたとき

保険種類・特約	介護状態	支払事由および 保険料払込免除事由に 該当する状態
生活介護保険〔Ⅱ型〕 終身生活介護年金保険〔I型〕 新総合保険料払込免除特約 生活介護保障保険料払込免除特約	所定の 要生活介護状態等	・当社の定める要生活介護状態が、180日継続したと医師により診断確定されたとき
		・公的介護保険制度により要介護2以上と認定されたとき
保険料払込免除特約 介護保障保険料払込免除特約	所定の 要介護状態等	・当社の定める要介護状態が、180日継続したと医師により診断確定されたとき
		・公的介護保険制度により要介護3以上と認定されたとき

【関連する主契約・特約】

軽度介護保険、生活介護保険〔Ⅱ型〕、終身生活介護年金保険〔I型〕、新総合保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、生活介護保障保険料払込免除特約、介護保障保険料払込免除特約

参照 434 ページ

総則別表 12

事例6

特定疾病・疾病障害保険金のお支払い、
保険料払込免除～がん（悪性新生物）

○ お支払いする場合

子宮頸がんの診断により手術を受け、病理組織の診断の結果、「お支払い対象のがん」であった場合。



お支払い対象となるがんのため、
特定疾病・疾病障害保険金をお支払いします。



✖ お支払いできない場合

子宮頸がんの診断により手術を受け、病理組織の診断の結果、「上皮内がん」であった場合。



上皮内がんであるため、
特定疾病・疾病障害保険金はお支払いできません。

○特定疾病・疾病障害保険にご加入の場合、生まれて初めて普通保険約款に定める「悪性新生物（*1）（肉腫や白血病などを含みます）」に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病・疾病障害保険金をお支払いします。

○新総合保険料払込免除特約や保険料払込免除特約を付加されている場合、生まれて初めて特約条項に定める「悪性新生物（*1）（肉腫や白血病などを含みます）」に罹患し、医師により診断確定されたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

（*1）約款に定める「悪性新生物」とは、つぎのすべての要件を満たす必要があります。

- ・総則別表12の「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等」に定める悪性新生物であること

※上皮内がん、非浸潤性のがん、皮膚がん（基底細胞がん、有きよく細胞がんなど）ではないこと。ただし、皮膚の悪性黒色腫（上皮内がん、非浸潤性のがんを除く）は、特定疾病・疾病障害保険金のお支払いや保険料のお払込免除の対象となります。

- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前を含めて、過去にがんに罹患したことがないこと
- ・責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して90日以内に罹患した乳がんではないこと

○特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則を付加した特定疾病・疾病障害保険にご加入の場合、普通保険約款に定める「悪性新生物（*1）」または「上皮内新生物等（*2）」に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病・疾病障害ワイド給付金をお支払いします。

（*2）約款に定める「上皮内新生物等」とは、つぎのすべての要件を満たす必要があります。

- ・総則別表12の「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等」に定める上皮内新生物等であること
- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前を含めて、過去にがんおよび上皮内がんに罹患したことがないこと
- ・責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して90日以内に罹患した乳房の上皮内がんではないこと

参照 434 ページ

総則別表 12

事例7

特定疾病・疾病障害保険金のお支払い、
保険料払込免除～急性心筋梗塞

○ お支払いする場合

胸痛で受診し、冠動脈検査等の精密検査の結果、「急性心筋梗塞」と診断されて2週間入院し、さらに受診から60日後にも自宅安静が必要と医師によって診断された場合。



約款に定める「急性心筋梗塞」に該当し、かつ初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働制限を必要とする状態が続いていたため、
特定疾病・疾病障害保険金をお支払いします。



× お支払いできない場合

胸痛の症状があり、病院で受診したところ、いったん「急性心筋梗塞」と告げられたが、精密検査では約款記載の「急性心筋梗塞」の定義に記載する所見はなく、その後まもなく症状はおさまった場合。



約款に定める「急性心筋梗塞」に該当しないため、
特定疾病・疾病障害保険金はお支払いできません。

○特定疾病・疾病障害保険にご加入の場合、普通保険約款に定める「急性心筋梗塞（*）」を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したことによる診断されたときは、特定疾病・疾病障害保険金をお支払いします。

○新総合保険料払込免除特約や保険料払込免除特約を付加されている場合、特約条項に定める「急性心筋梗塞（*）」を発病し、上記と同様の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

○特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則を付加した特定疾病・疾病障害保険にご加入の場合、普通保険約款に定める「急性心筋梗塞（*）」の治療を目的として入院されたときは、特定疾病・疾病障害ワイド給付金をお支払いします。

（*）約款に定める「急性心筋梗塞」とは、「対象となる急性心筋梗塞の定義」の条件をすべて満たす場合をいいます。

胸部痛などの自覚症状のみで診断された場合や、「狭心症」「陳旧性心筋梗塞」などは、約款に定める「急性心筋梗塞」には該当しません。

【関連する主契約・特約】

特定疾病・疾病障害保険（I型）、特定疾病・疾病障害保険（II型）、新総合保険料払込免除特約、保険料払込免除特約

参照 434 ページ

総則別表 12

事例8

特定疾病・疾病障害保険金のお支払い、 保険料払込免除～脳卒中



○ お支払いする場合

突然、左半身がまひし、頭部のCT検査の結果、「脳梗塞」と診断され、さらにその日から60日以上、まひの後遺症が続いたと医師によって診断された場合。



約款に定める「脳卒中」に該当し、かつ初めて医師の診療を受けた日からその日も含めて60日以上、左半身まひの後遺症が続いているため、
特定疾病・疾病障害保険金をお支払いします。



✗ お支払いできない場合

何となく手がしびれるため病院で受診したところ、いったん「脳梗塞」と告げられたが、その後、症状がなくなった場合。



約款に定める「脳卒中」に該当しないため、
特定疾病・疾病障害保険金はお支払いできません。

- 特定疾病・疾病障害保険にご加入の場合、普通保険約款に定める「脳卒中 (*)」を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたときは、特定疾病・疾病障害保険金をお支払いします。
- 新総合保険料払込免除特約や保険料払込免除特約を付加されている場合、特約条項に定める「脳卒中 (*)」を発病し、上記と同様の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
- 特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則を付加した特定疾病・疾病障害保険にご加入の場合、普通保険約款に定める「脳卒中 (*)」の治療を目的として入院されたときは、特定疾病・疾病障害ワイド給付金をお支払いします。

(*) 約款に定める「脳卒中」とは、「対象となる脳卒中の定義」の条件をすべて満たす場合をいいます。

自覚症状のみで診断された場合や、「外傷性くも膜下出血(疾病性のものは含まれません)」「脳動脈瘤(破裂していないもの)」「一過性脳虚血発作」などは、約款に定める「脳卒中」には該当しません。

【関連する主契約・特約】

特定疾病・疾病障害保険〔I型〕、特定疾病・疾病障害保険〔II型〕、新総合保険料払込免除特約、保険料払込免除特約

参照 434 ページ

総則別表 12

事例9

特定疾病・疾病障害保険金のお支払い、
保険料払込免除～疾病障害状態

○ お支払いする場合

慢性腎不全により、永続的な
人工透析療法を受けた場合。



約款に定める「疾病障害状態の②か
ら⑤まで」の③に該当するため、
**特定疾病・疾病障害保険金
をお支払いします。**



× お支払いできない場合

呼吸不全により、約款記載の
日常生活が著しい制限を受ける
状態に該当したが、180日を経過
する前に回復した場合。



約款に定める「疾病障害状態の①」に
該当するものの、その状態が180日
以上継続していないため、
**特定疾病・疾病障害保険金
はお支払いできません。**

○特定疾病・疾病障害保険にご加入の場合、普通保険約款に定める「疾病障害状態の① (*1)」に該当し、その日からその状態が180日以上継続したと医師によって診断されたとき、または、普通保険約款に定める「疾病障害状態の②から⑤まで (*2)」のいずれかに該当したときに、特定疾病・疾病障害保険金をお支払いします。

○新総合保険料払込免除特約や保険料払込免除特約を付加されている場合、特約条項に定める「疾病障害状態の① (*1)」に該当し、その日からその状態が180日以上継続したと医師によって診断されたとき、または、特約条項に定める「疾病障害状態の②から⑤まで (*2)」のいずれかに該当したときに、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

(*1) 約款に定める「疾病障害状態の①」とは「呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病または高血圧症により日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの」をいいます。なお、「日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする」状態については、疾患ごとに所定の条件があります。

(*2) 約款に定める「疾病障害状態の②から⑤まで」とは以下の状態をいいます。なお、それぞれの状態について、所定の条件があります。

- ②心臓にペースメーカーもしくは植込み型除細動器を装着したものまたは心臓に人工弁を置換したもの
- ③永続的な人工透析療法を受けたもの
- ④ぼうこうを全摘出し、かつ、新ぼうこうを造設したものまたは尿路変更術を受けたもの
- ⑤人工肛門を造設したもの

【関連する主契約・特約】

特定疾病・疾病障害保険〔I型〕、特定疾病・疾病障害保険〔II型〕、新総合保険料払込免除特約、保険料払込免除特約

参照 439 ページ

総則別表 15

事例10 災害死亡保険金のお支払い～免責



○ お支払いする場合

高速道路で事故を起こし、後続車に事故を知らせ二次災害を防止するために、車外に出て停止表示器材を設置しようとしていたところ、後続車に衝突されて亡くなられた場合。



重大な過失とはいえないため、
災害死亡保険金をお支払いします。



✗ お支払いできない場合

お酒を飲んで泥酔し、車を運転して帰宅中に、泥酔のため運転を誤り街路樹に激突して亡くなられた場合。



「法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故」は免責事由に該当するため、
災害死亡保険金はお支払いできません。

参照 136 ページ

免責事由一覧

○保険金・給付金などはそれぞれ、お支払事由に該当してもお支払いできない場合（免責事由）を約款に定めており、そのいずれかに該当するときは、保険金・給付金などはお支払いできません。

※死亡保険金・高度障害保険金・入院給付金なども、別途、免責事由を設けています。

○災害死亡保険金の免責事由には、「被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故」のほか、「被保険者の故意または重大な過失」「被保険者の犯罪行為」などがあります。

○重大な過失とは、著しい不注意をいいます。

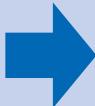
重大な過失の判断にあたっては、客観的・一般的な視点から、著しい不注意にあたるか否か、個別的な特殊事情があるかどうかなどを考慮し、医学的・法的な観点を踏まえて慎重に判断します。

【関連する主契約】

積立保険、傷害保険

事例11**死亡保険金などのお支払い～告知義務違反による解除****お支払いする場合**

ご契約前に高血圧で通院していることを告知書で正しく告知され、特別保険料をお払い込みのうえ特別条件付でご加入、その1年後に高血圧を原因とする脳卒中で亡くなられた場合。



ご契約に際して、
告知義務違反がないため、
**死亡保険金を
お支払いします。**

**お支払いできない場合**

ご契約前に慢性C型肝炎で通院していることを告知書で正しく告知されずにご加入、その1年後に慢性C型肝炎を原因とする肝がんで亡くなられた場合。



告知義務違反により
契約は解除となり、
**死亡保険金は
お支払いできません。**

○ご契約に際し、ご契約者や被保険者が、当社が告知を求めた事項について故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合には、責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して2年以内であればご契約を解除し、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。（責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して2年を経過していても、2年以内に保険金・給付金などの支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。）

○死亡や入院などが、解除の原因となった事実によらなかったときは、保険金・給付金などをお支払いします。

○ご契約が解除された場合には、解約払戻金をご契約者にお支払いしますが、多くの場合、解約払戻金は払い込まれた保険料の総額よりも少なくなります。

○営業職員に口頭でお話しされただけでは告知したことにはならず、告知義務違反でご契約が解除となる場合があります。

参照 156 ページ

取扱総則規定約款第
12条

お申込みに際して

- ご契約の前には、必ず「契約概要」、「意向についてのご確認画面、意向把握・意向確認書」、「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」の内容についてご説明いたします。内容を十分ご確認のうえお申込みください。

【1】お申込みの流れ

お客様のご意向に沿った保険商品のご提案を行うための情報提供をいただきます（個人情報のお取扱いについてご了承ください）。



お客様のご意向を確認しながら、おすすめするプランを端末画面やご提案書で説明します。また契約概要については、取扱者がつぎの点を口頭で説明しますので、ご了解ください。

- ① 「契約概要」には、とくにご確認いただきたい契約の内容等に関する重要な事項が記載されていること
- ② 記載された支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示していること



「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」を説明し、「ご契約のしおり・約款」を提供します（Web版と冊子版から選択できます。冊子版の場合、原則後送となります）。また、お申込みいただくプランがお客様の意向と合致しているかを「意向についてのご確認画面」または「意向把握・意向確認書」で確認させていただきます（意向と合致していない場合は、取扱者にお申し出ください）。

注意喚起情報は、とくにつぎの点などについては、取扱者が口頭で説明しますので、ご了解ください。

- ① 「注意喚起情報」には、ご契約の申込みに際してとくにご注意いただきたい事項が記載されていること
- ② 保険金・給付金などをお支払いできない場合など、お客様にとってとくに不利益な情報が記載された事項を読むことが重要であること
- ③ 契約見直し制度を利用する場合や現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本保険商品のお申込みを検討されている場合、お客様にとって不利益になる可能性があること



お申込み手続き画面または申込書によりお手続きいただきます（その後、第1回保険料充当金をお払い込みいただきます）。

【2】保険契約締結の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

【3】当社の生命保険募集人の権限

- 当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

ご契約の成立後にご契約内容の変更などをされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。

（例）・保険契約の復活 など

参照 120 ページ

効力を失ったご契約の復活について

- 当社では、ご契約内容変更などの手続きは一部を除いて、当社の職員経由もしくは本社・支社の窓口または郵送でお取扱いしております。詳しくはもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【4】責任開始期について

参照 153 ページ

取扱総則規定約款第3条

- 保険契約の引受けを当社が承諾した場合、つぎの①と②のいずれか遅い時から保険契約上の責任を開始します。

①告知時（告知手続き画面への入力時・告知書への記入時）（＊1）

②第1回保険料充当金の受取時（＊2）

（＊1）長寿生存年金保険に無選択加入特則を付加する場合、①の「告知時」は「申込時（申込手続き画面・申込書への署名時）」として取扱います。

（＊2）第1回保険料充当金の受取時（当社が受け取ったとみなす時期）は払込方法ごとにつぎに定める時となります。

払込方法	当社が受け取ったとみなす時期
現金	当社職員が受け取った時
デビットカード	当社所定の決済端末による決済が完了した時

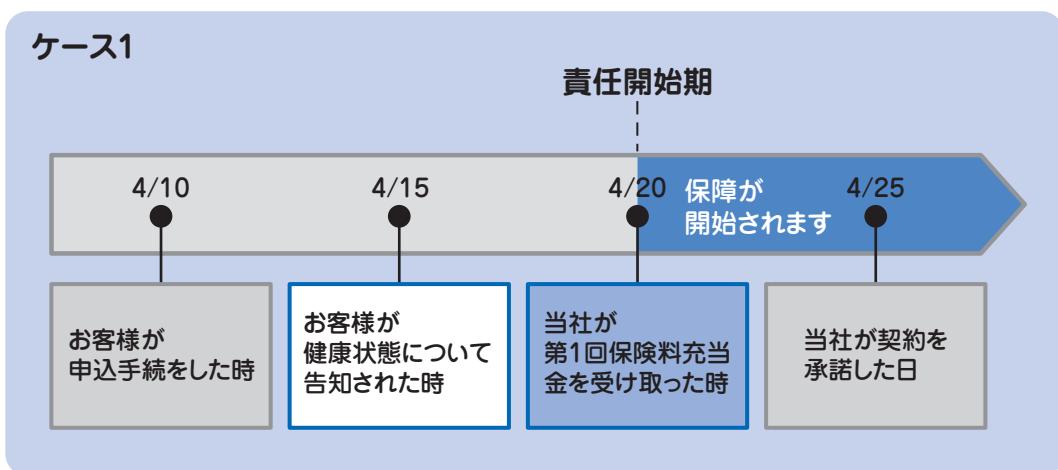
払込方法	当社が受け取ったとみなす時期
クレジットカード	当社所定の決済端末による決済が完了した時（＊）
当社保険契約の満期保険金などの支払金からの差引	保険期間満了日の翌日
当社保険契約の年金からの差引	年金支払開始日（第1回の年金支払日）
当社指定口座への振込	当社指定口座への着金時
見直し前契約の前納保険料残額からの充当	見直し後契約の申込時

（＊）当社がクレジットカードの有効性などを確認した時（所定の払込手続き画面上に決済完了メッセージが表示された時）を指します。

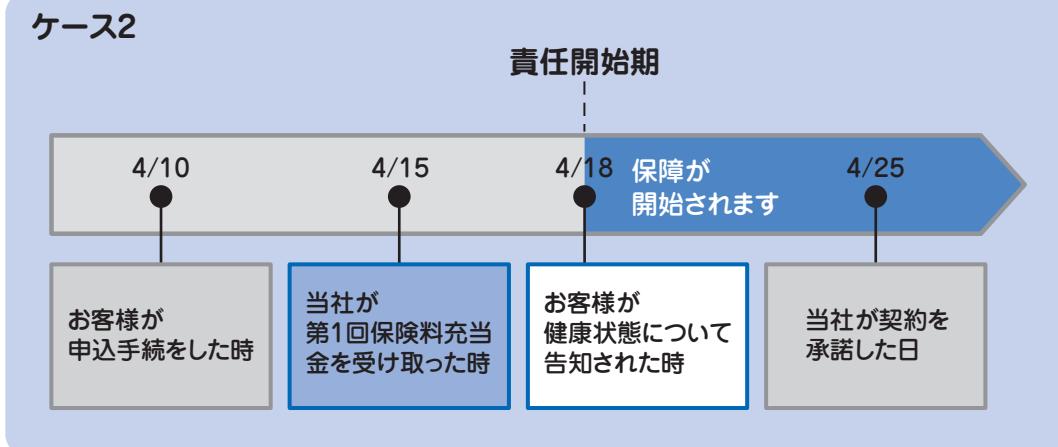
※指定契約を追加される場合も同様のお取扱いとなります。

●責任開始期について図示するとつぎのとおりです。

ケース1



ケース2



参照 142 ページ

特別条件付契約のしおり

※特別条件付のご契約の場合

保険料割増などの特別条件が付加される場合は、特別条件のお取扱いを記載した承諾書に署名をいただいたうえで、第1回保険料充当金を当社が受け取った

時(告知の前に受け取ったときは告知の時)にさかのぼって保障が開始されます。

!ご注意

- 契約見直し制度(部分見直し)をご利用の場合は、部分見直し後の指定契約および特約の責任開始日は申込(告知)直後に到来する基準応当日となり、上記のお取扱いと異なります。
- 詳しくは、「契約見直し制度と指定契約の追加」をご覧ください。

参照 110 ページ

契約見直し制度と指定契約の追加

【5】保険証券について

- ご契約のお申込みを当社がお引き受けしますと、保険証券をご契約者あてに郵送いたします(指定契約を追加する場合も同様です)。保険証券とお申込みの契約内容が相違していないか、お確かめください。
- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がございましたら、ただちに当社お客様サービスセンター(裏表紙をご参照ください)にご連絡ください。
- 保険証券は、その後の契約内容の変更等各種お手続きを行う場合に必要となります。紛失等されませんよう大切に保管願います。

【6】お申込みの手続

- お申込みの契約内容について、ご契約者・被保険者ご自身がお申込み手続き画面または申込書を十分ご確認のうえ署名し、お手続きください。なお、申込書によるお手続きの場合は、署名または押印願います。
- 告知書は、被保険者ご自身で正確にご記入(告知)をお願いします。
※告知書とは、告知書面または告知手続き画面をさし、告知とはこれらに記入または入力することをさします(以下同様とします)。

【7】告知に関するご注意点について

1. 告知の重要性

- ご契約をお引き受けするにあたっては、これを決めるための重要な事項をおたずねすることになります。そのため、ご契約者・被保険者には健康状態など重要な事項について告知していただく義務があります。生命保険は、多数の方が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態が良くない方や危険度が高い職業に従事されている方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。そこで、ご契約にあたって

参照 156 ページ

取扱総則規定約款第
11条、12条、14
条

は、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など「告知書」で当社がおたずねする重要な事項（お申込み手続き画面または申込書でおたずねする告知事項を含みます）について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

- 診査を行うご契約の場合には、当社指定の医師（当社が指定する生命保険面接士は医師ではありません）が被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）などについておたずねしますので、同様にありのままを正確にもれなくお伝え（告知）ください。
- 告知をお受けできる権利（告知受領権といいます）は、生命保険会社（当社所定の書面（「告知書」）にご記入いただく場合）および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（募集代理店等を含みます）・生命保険面接士には告知受領権がないので、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。必ず、被保険者ご自身で告知書にご記入ください。

2. 正しく告知されない場合のデメリットについて

- 告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（契約日・復活日など）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約（特約のみの場合を含みます）を解除することがあります。

- ・ 責任開始日（契約日・復活日など）から2年を経過していても、保険金・給付金などの支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ・ ご契約を解除した場合には、たとえ保険金・給付金などを支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払い込みを免除する事が発生していても、お払い込みを免除することはできません（ただし、「保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金などを支払いまたは保険料のお払い込みを免除することができます）。この場合は、所定の解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

※なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況などにより、保険金・給付金などを支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

この場合、

- ・ 責任開始日（契約日・復活日など）からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象となる2年経過後にも取消となることがあります）。
- ・ すでにお払い込みいただいた保険料はお返しません。

〔具体例〕

	告知義務違反	告知義務違反の内容が特に重大な場合(詐欺による取消)
具体的な内容 (例)	1年前に胃潰瘍で入院したことを告知しなかった。	加入直前に、胃がんと診断(本人了知)され、手術したことを、故意に(わざと)告知しなかった。
解除・取消される期間	責任開始日(契約日・復活日など)から2年以内	責任開始日から2年以上経過していても取消となることがあります。
解除・取消したときの給付金など	お支払いできません。 (ただし、支払事由と解除原因に因果関係がなければお支払いすることができます)	お支払いできません。
お払い込みいただいた保険料	お返ししません。 (解約払戻金をお支払いします)	お返ししません。 (解約払戻金もお支払いしません)

!ご注意

- 新規加入時のほか、つぎのような場合にも告知が必要です。
 - ・他の保険契約からの乗換え
 - ・契約見直し制度をご利用の場合
 - ・復活時
 - ・中途付加、追加加入時

参照 107 ページ

「新たな保険契約への乗換え」や「契約見直し制度」のご利用について

●告知に関するお問い合わせ窓口

「告知に関する疑問」、「告知いただいた内容のご照会」などは下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命保険株式会社 契約査定課

電話番号：0120-506-376 (通話無料)

受付時間：月～金曜日 9時～17時

(土・日・祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)

3. 当社が告知義務違反による解除ができない場合

- つぎのような場合は、当社は告知義務違反による解除はできません。
 - ・保険契約締結の際、当社が解除の原因を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - ・生命保険募集人(募集代理店を含みます)が、ご契約者や被保険者が告知をすることを妨げたとき、または、告知しないことをすすめたときや事実でないことを告げるようすすめたとき

参照 157 ページ

取扱総則規定約款第13条

参照 142 ページ

特別条件付契約のしおり

4. 特別条件付引受制度について

●特別条件について

当社では、ご契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態、すなわち保険金・給付金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴などがある場合でも、その内容やご加入される保険種類によっては、お引き受けすることができます。(お引き受けできることや「保険料の割増」「保険金の削減」「特定部位の不担保」などの特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。)

詳しくは、「特別条件付契約のしおり」をご覧ください。

【8】契約確認

- 当社で委託した業務士等が、ご契約のお申込後にご契約のお申込内容や告知内容等についてご確認させていただく場合があります。

【9】保険料払込時のご注意

●第1回保険料に充当する金額

払込方法	お取扱い
現金	当社が領収した旨を、ご契約者の指定する携帯電話にショートメッセージサービス (SMS) で送信または固定電話等にFAXにて送信させていただきますので、ご確認ください。 ショートメッセージサービス (SMS) またはFAXをご利用できない場合などには、「第1回保険料充当金領収証」を発行します。
デビットカード クレジットカード	当社所定の決済端末にてお手続きいただきます。 決済の完了時に確認メッセージが画面に表示されますのでご確認ください。

- ・つぎの払込方法では、「第1回保険料充当金領収証」の発行等は行いません。
 - ・ご加入いただいている当社保険契約の満期保険金などの支払金より第1回保険料充当金を差し引く場合（第1回保険料充当金は、「お支払額計算書兼精算書」にてお確かめください）
 - ・口座振替により第1回保険料充当金をお払い込みいただく場合
 - ・見直し前契約の前納保険料残額から第1回保険料を充当する場合

●第2回以後の保険料

- ・口座振替扱契約の場合、当社指定の金融機関等の中からご契約者が原則ご本人名義の口座をご指定ください。ご指定の口座より自動的に保険料が当社に払い込まれます。

- ・指定契約の追加をされた場合、追加するご契約の第2回以後の保険料は、追加する前のご契約の保険料とあわせてお払い込みいただきます。

[10] クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)

■生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いいたします。

●クーリング・オフの取扱期間

- ・お申込者またはご契約者（以下「お申込者等」といいます）は、つぎの起算日からその日を含めて20日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。

お申込み経路	起算日
・営業職員	<p>●つぎのいずれか遅い日</p> <p>①「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」 (*1) または「クーリング・オフ制度について記載した 書面」(*1) の交付日のいずれか早い日</p> <p>②保険契約の申込日（更新・変更の場合は、更新・変更後 のご契約の申込日）</p> <p>③第1回保険料充当金の払込日 (*2)</p>

(*1) 保険契約の申込みの撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第1項第1号に定める書面になります。

(*2) 払込日は、払込方法ごとにつぎに定める日となります。

払込方法	払込日
現金	領収日
デビットカード	ご利用日
クレジットカード	ご利用日
当社保険契約の満期保険金などの支払金からの差引	当社保険契約の満期保険金などの支払日
当社保険契約の年金からの差引	当社保険契約の年金（第1回）の支払日
当社指定口座への振込	当社指定口座への着金日
見直し前契約の 前納保険料残額からの充当	見直し後契約の申込日

※契約見直し制度（部分見直し）の場合、後日送付する第1回保険料の振替日

に関する「ご案内（はがき）」の到着日を③の「第1回保険料充当金の払込日」として取扱います。

- お申込みの撤回等は、書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により取扱支社または太陽生命本社あてに、つぎの項目をご記入のうえ、発信してください。

- ①お申込みを撤回等する旨
- ②お申込みいただいた商品名
- ③保険契約の申込日（更新・変更の場合は、更新・変更後のご契約の申込日）
- ④お申込者等の住所・電話番号・氏名（自署）

ご記入例

太陽生命保険株式会社 行	
①	私は下記の保険契約の申込みの撤回を行います。
②	商品名 ○○○○○
③	申込日 ○月○日
④	住所 ○○県○○市○○町○-○-○
	電話番号 ○○○-○○○-○○○○
申込者（契約者） ○○ ○○	
お申込者（ご契約者）ご自身がご署名ください。	

- お申込みの撤回等をされた場合には、お申込み時に当社が受領した金額（後日振替となった場合はその金額）をお返しします。
- 当社はお申込者等に対し、お申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金・給付金などの支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、お申込者等が保険金・給付金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

！ご注意

- つぎの契約・取扱いなどについて、クーリング・オフをすることができません。
 - ①法人契約
 - ②債務履行の担保のための保険契約
 - ③既存の保険契約の内容変更（保険金額の減額など）に関する取扱い

【ご参考】

指定契約の追加については、クーリング・オフ制度の対象となります。

[11]個人情報のお取扱いについて

当社では、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」および関係法令等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客様の個人情報について適正な取扱いに努めています。

1. 個人情報の取得・利用目的

- 当社はお客様から取得する個人情報をつきの目的のために業務上必要な範囲で利用します。
なお、当該個人情報は既に取得しているものも含みます。
 - ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務
- ※当社は医療・健康等の機微（センシティブ）情報を含め、本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約・保険期間終了後など保険契約が消滅した後も保持し、上記利用目的のために利用させていただくことがあります。なお、当社が申込関係書類等を取得した場合、それらの書類は返却いたしません。

2. 医療・健康等の機微（センシティブ）情報のお取扱い

- 当社はお客様の機微（センシティブ）情報については、各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公正性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保することを目的として、業務上必要な範囲で契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人・保険募集人・事務担当者等に開示する場合があります。なお、機微（センシティブ）情報には、当社が既に取得し管理しているものも含まれます。これらの個人情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

3. 個人情報の第三者提供の制限

- 当社は業務上必要な範囲を超えて、個人情報を第三者に提供いたしません。個人情報を第三者に提供するのは以下の場合に限定されております。
 - ①各種保険契約のお引受け、保険金・給付金等のお支払い等に際し、診査・診察・面接等を行った医療機関や確認会社などの関係先へ業務上必要な照会を行う場合
提供する個人情報の項目は、氏名、住所、生年月日、健康状態等です。提供する手段または方法は、郵送等による書面問合せの方法によります。なお、この場合、当該医療機関や確認会社等の関係先より、当社が個人情報の提供を受けることもあります。
 - ②当社は引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。かかる場合（既に再保険出再契約を締結している場合を含みます）に、再保険会社

(再々保険会社を含みます)における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社へ提供する場合

提供する手段または方法は、契約時にご提出頂いた書類がある場合は、その送付もしくは、当社が編集・加工した帳票または電磁的記録媒体の送付・送信によります。(個人情報の取扱いについては、再保険会社との再保険契約の中で、当社と同等の水準の個人情報保護水準を求めております。)

③当社の業務上必要な範囲で、グループ会社、外部の情報処理業者、他の保険会社、嘱託医、面接士、募集代理店、契約確認会社等の委託先へ提供する場合

④法令にもとづく場合 (法令により情報の開示が許容されている場合を含みます)

⑤団体(集団)扱にてお払込みの保険契約について、保険料の引き去り、配当金のお支払い、年末調整などの事務処理に必要な情報を団体(集団)へ提供する場合

※当社の個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)の詳細については、当社のホームページ(<http://www.taiyo-seimei.co.jp/>)をご覧ください。

! ご注意

- 上記の内容は2018年7月現在のものであり、今後、法令の改正などにより変更となる場合があります。

[12]本人特定事項等の確認について

●当社では、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結等の際、お客様の本人特定事項(氏名、住所、生年月日等)、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認を行っております。これは、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダーリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等を変更されたときは、すみやかに、もよりの支社または当社お客様サービスセンター(裏表紙をご参照ください)にご連絡ください。

[13]他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」およ

び「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とする目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。
保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きにしたがい、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

2. 「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とする目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

●保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。

相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。

また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

●当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。

【相互照会事項】

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

- 当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度の詳細については、当社のホームページ(<http://www.taiyo-seimei.co.jp/>)をご覧ください。

【14】当社の組織形態および株式会社の運営について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社におけるご契約者は相互会社のように、「社員」として会社の運営に参加することはできません。

【15】「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。

保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である

生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定 (*1) に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約 (*2) を除き、責任準備金等 (*3) の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(*4)）。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

(*1)特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能ですが（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

(*2)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

$$=90\% - \{(過去5年間に於ける各年の予定利率 - 基準利率)の総和 \div 2\}$$

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

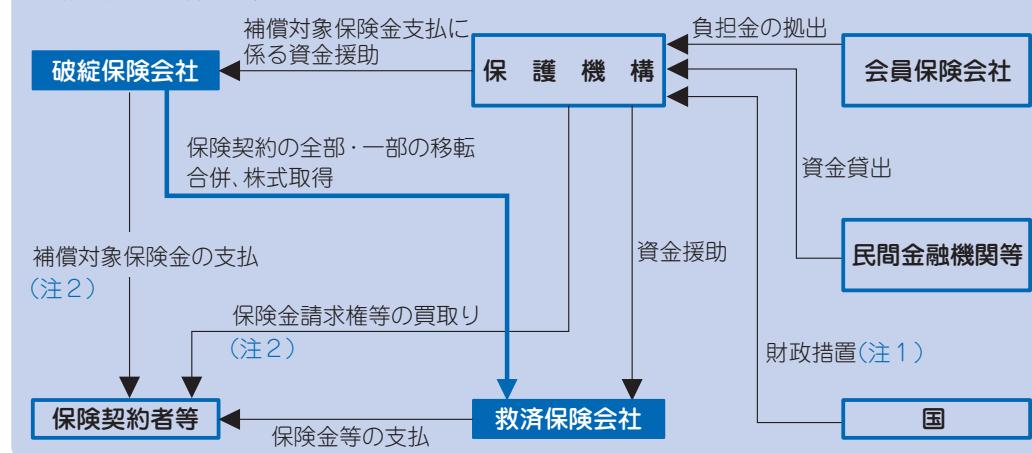
（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(*3)責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

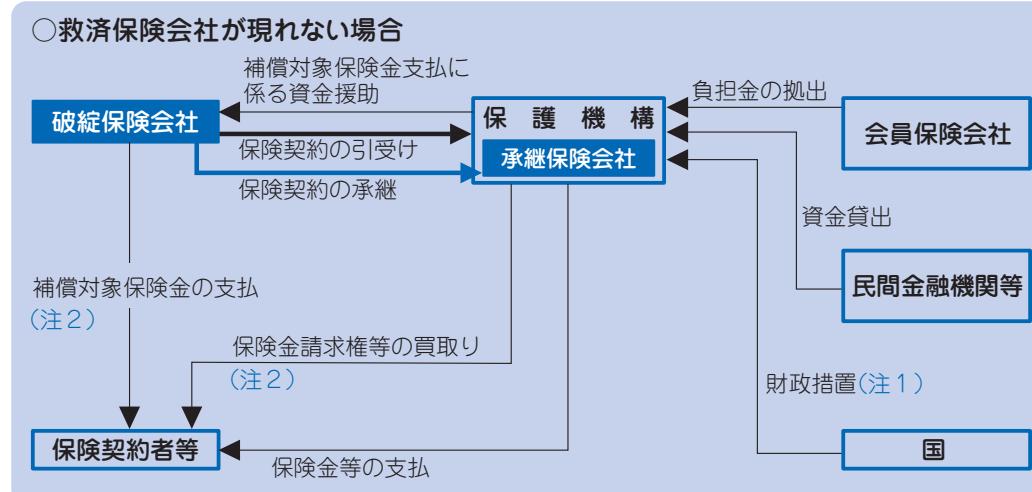
(*4)個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

●仕組みの概略図

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、(*2)に記載の率となります。)

■補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

保障内容の見直しによるお申込み

【1】「新たな保険契約への乗換え」や「契約見直し制度」のご利用について

現在ご加入の保険契約を解約・減額することまたは契約見直し制度を利用するこ^トを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されているお客様は、つぎのよ^うに不利益となることがありますので、ご留意ください。

●現在ご加入の保険契約を解約・減額する際の留意事項

- 多くの場合、解約払戻金は、お払い込み保険料の合計額より少ない金額とな^{ります}。とくに、ご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、まっ^{たく}ないか、あってもごくわずかです（一時払の場合を除きます）。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権等を失う場合があ^{ります}。

●新たな保険契約を申し込む場合の留意事項

- 「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始期」、契約見直し制度をご利用の場合は「契約見直しによる新しいご契約の責任開始期」を起算点として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約や契約見直し制度による見直し後契約の引き受けができないことがあります。また、その告知をされなかったためにご契約が解除・取消となることもあります。
- 新たにお申込みの保険契約の保険料については、お申込みの際の被保険者の年齢等により計算されます。また、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在ご加入の保険契約と異なることがあります。
- 新たな保険契約の責任開始日から起算して2年以内に被保険者が自殺した場合などは、死亡保険金などをお支払いしません。
- 詐欺による保険契約の取消の規定等についても、新たな保険契約の締結または契約見直し制度による見直し後契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

【2】保障内容を見直す方法

- 現在当社にご加入のご契約の保障内容の見直しをされる際には、つぎのよ^うな方法がご利用いただけます。
 - 新規の保険に追加で加入
 - 特約の中途付加や増額
 - 契約見直し制度など
- *特約の中途付加や増額については所定の制限があります。
- 「保険組曲Best以外のご契約から保険組曲Bestへの見直し」、「保険組曲Bestの見直し」には、つぎのよ^うな方法があります。

参照 110 ページ

契約見直し制度の詳細は「【2】契約見直し制度（現在のご契約を活用した制度）について」をご覧ください。

ご利用いただく方法	契約見直し制度		指定契約の追加
	全部見直し	部分見直し	
特徴	保障額の見直しと同時に、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	保険組曲 Best から見直しの必要な部分だけを新しい契約に変更することができます。 見直す必要のない契約はそのまま継続します。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。
しくみ	現在の当社のご契約を解約することなく、その責任準備金や契約者配当金など（見直し価格）を新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。	現在ご契約の保険組曲 Best の一部の指定契約を新たな指定契約に変更する方法です。 見直し前の指定契約の見直し価格は見直し後の指定契約の保険料の一部に充当されます。	現在ご契約の保険組曲 Best に新しい指定契約を追加していただく方法です。
図解			
現在のご契約は	消滅します。	見直し前の指定契約は消滅し、他の指定契約は継続します。	継続します。
保険料	契約見直し制度ご利用時の契約年齢、保険料率等により保険料を計算し、充当期間中は見直し価格による充当保険料を差し引いた保険料をお払い込みいただきます。 (注)	見直し後の指定契約の保険料は、見直し時の契約年齢により計算し、充当期間中は見直し価格による充当保険料を差し引いた保険料をお払い込みいただきます。	追加する指定契約のご契約時の契約年齢、保険料率等により追加指定契約の保険料を計算し現在のご契約の保険料と合わせてお払い込みいただきます。

(注) 見直し後の指定契約の保険料は、継続する部分の保険料と合わせてお払い込みいただきます。

！ご注意

- 保障内容見直し後の保険料は、どの方法をご利用いただくかによって異なります。また、契約見直し制度をご利用の場合には、ご利用時点での予定利率・予定死亡率などを使用して見直し後契約の保険料計算を行いますので、見直し前契約とこれらの率が変更になることがあります。
- それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により、所定の要件を満たすことが必要になります。詳しくはもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。
- いずれの方法をご利用いただく場合も、あらためて告知・診査が必要となります。また、健康状態等によっては、ご利用になれない場合もあります。

契約見直し制度と指定契約の追加

【1】現在ご加入の当社ご契約の見直し

- 「契約見直し制度」は、現在ご加入の当社のご契約（見直し前契約）を解約することなく、その責任準備金や契約者配当金など（見直し価格）を新しいご契約（見直し後契約）の保険料の一部に充当して、新しいご契約により保障内容を充実していただく制度で、「全部見直し」と「部分見直し」があります。また、保険組曲Bestについて、「指定契約の追加」をすることもできます。

- ・保険組曲Best以外からの契約見直しの場合は「全部見直し」を利用します。
- ・保険組曲Bestから保険組曲Bestへの見直しの場合は、「全部見直し」の他に「部分見直し」もご利用いただけます。
- ・ご利用にあたっては、当社所定の要件を満たしている必要があります。
- ・「全部見直し」をご利用の場合、見直し前契約は消滅します。
- ・「部分見直し」をご利用の場合、見直し前の指定契約は消滅します。

参照 391 ページ

契約見直し特約

【2】契約見直し制度(現在のご契約を活用した制度)について

契約見直し制度をご利用の場合の、充当対象となる見直し後契約・見直し価格・充当期間などは、当社の定める範囲内でのお取扱いとなります。

1. 全部見直しについて

- 「全部見直し」は現在ご加入のご契約を、被保険者の同意を得て見直しを行い、新たに「保険組曲Best」にご加入いただく方法です。具体的にはつきのようになります。

- ・全部見直しをご利用の場合、元の契約（見直し前契約）は消滅します。

現在ご加入の当社のご契約	取扱内容	見直し後のご契約
保険組曲Best以外の商品	現在ご加入のご契約のうち、見直しをしたい契約（複数も可）を、保険組曲Bestに変更します。	保険組曲Best
保険組曲Best	現在ご加入の保険組曲Bestのすべての指定契約を新たな指定契約に変更します <small>(注)</small>	

(注)現在ご加入の保険組曲Best以外の商品や、一時払の保険組曲Bestと合わせて見直すこともできます。

用語のご説明

「無解約払戻金型商品」

見直し前契約で「無解約払戻金型商品」に該当する商品としては、保険期間が終身の入院関係特約および保険期間が終身の入院関係保険などがあります。

契約見直し制度と指定契約の追加

参照 3ページ

責任準備金については、「主な保険用語のご説明」をご覧ください。

- 保険料払込期間中の解約払戻金がない保険種類（または特約）のことを「無解約払戻金型商品」といいます。契約見直し制度のご利用に際しては、「見直し前契約」が、「無解約払戻金型商品」か、それ以外の商品かによってお取扱いが異なります。

具体的なお取扱いはつぎのとおりです。

	「見直し前契約」が無解約払戻金型商品以外の商品の場合	「見直し前契約」が無解約払戻金型商品の場合
見直し価格の充当対象となる指定契約(*1)	<input type="radio"/> 終身保険 <input type="radio"/> 定期保険 <input type="radio"/> 収入保障保険 <input type="radio"/> 特定疾病・疾病障害保険〔I型〕 <input type="radio"/> 特定疾病・疾病障害保険〔II型〕 <input type="radio"/> 生活介護保険〔II型〕 <input type="radio"/> 就業不能収入保障保険〔I型〕 <input type="radio"/> 就業不能収入保障保険〔II型〕 <input type="radio"/> 終身生活介護年金保険〔I型〕 <input type="radio"/> 積立保険 <input type="radio"/> 生存給付金付定期保険 <input type="radio"/> 個人年金保険 <input type="radio"/> 長寿生存年金保険 <input type="radio"/> 入院保険 <input type="radio"/> 手術保険	<input type="radio"/> 入院保険 <input type="radio"/> 女性特定疾病入院保険 <input type="radio"/> 女性入院保険 <input type="radio"/> 生活習慣病入院保険 <input type="radio"/> ガン入院保険 <input type="radio"/> 手術保険 <input type="radio"/> 入院一時金保険 <input type="radio"/> 女性入院一時金保険 <input type="radio"/> 生活習慣病入院一時金保険 (以下、「無解約払戻金型の入院関係保険」といいます。) 無解約払戻金型の入院関係保険が「見直し後契約」に付加(指定)されていないとき <input type="radio"/> 特定疾病・疾病障害保険〔I型〕 <input type="radio"/> 就業不能収入保障保険〔I型〕 <input type="radio"/> 軽度介護保険
見直し価格の計算方法	見直し価格加算額①－見直し価格差引額② (*2)	責任準備金－未払込保険料
充当を要しなくなった場合の見直し価格の残額の取扱い(*3)	ご契約者（給付金などが支払われるときは、その受取人）にその見直し価格の残額を支払います。（*4）	支払いません。 (前納保険料等は払い戻します)

(*1) 見直し前契約に無解約払戻金型の特約(保険)が付加(指定)されている場合は、その部分の見直し価格は、見直し後契約の無解約払戻金型商品にのみ充当できます。その他の部分の見直し価格は、見直し後契約の無解約払戻金型商品以外の所定の指定契約に充当することができます。

(*2) 見直し価格加算額①と見直し価格差引額②はつぎのとおり。

見直し価格加算額①	責任準備金（見直し前契約に見直し価格の残額がある場合はこれを含む）、契約者配当金、前納保険料残額（注）等
見直し価格差引額②	貸付金およびその利息、未払込保険料（全部見直し）

(注) 保険契約者から申出があった場合には、当社所定の範囲内で、見直し前契約の前納保険料残額を見直し価格加算額①に含めず、見直し後契約の第1回保険料充当金および前納保険料（以下、本項において「前納保険料等」といいます）に充当することができます。
この場合、前納保険料等に充当されずに据え置かれる当社所定の金額は、ご契約が消滅

するまで当社所定の利率により据え置かれます(ご契約途中のお引き出しはできません)。

なお、前納保険料残額の充当方法ごとの特徴は、つぎのとおりです。

前納保険料残額の充当方法	特徴
①見直し価格に加算する場合	・②の方法と比べて充当保険料の金額が多くなり、充当期間中の実払込保険料の負担を抑えることができます。
②見直し後契約の前納保険料等に充当する場合	・見直し前契約の前納保険料残額が見直し後契約の実払込保険料として充当される期間中は、毎月の保険料の払込は不要です。 ・見直し前契約の前納保険料残額が見直し後契約の前納保険料等として充当される期間が経過した後、実払込保険料の払込が開始されます。この場合、毎月お払い込みいただく実払込保険料の金額は①の方法と比べて多くなります。

(*3) 充当を要しなくなった場合とは、見直し後契約がつぎのいずれかに該当した場合です。

消滅 保険料の払込免除 払済保険への変更

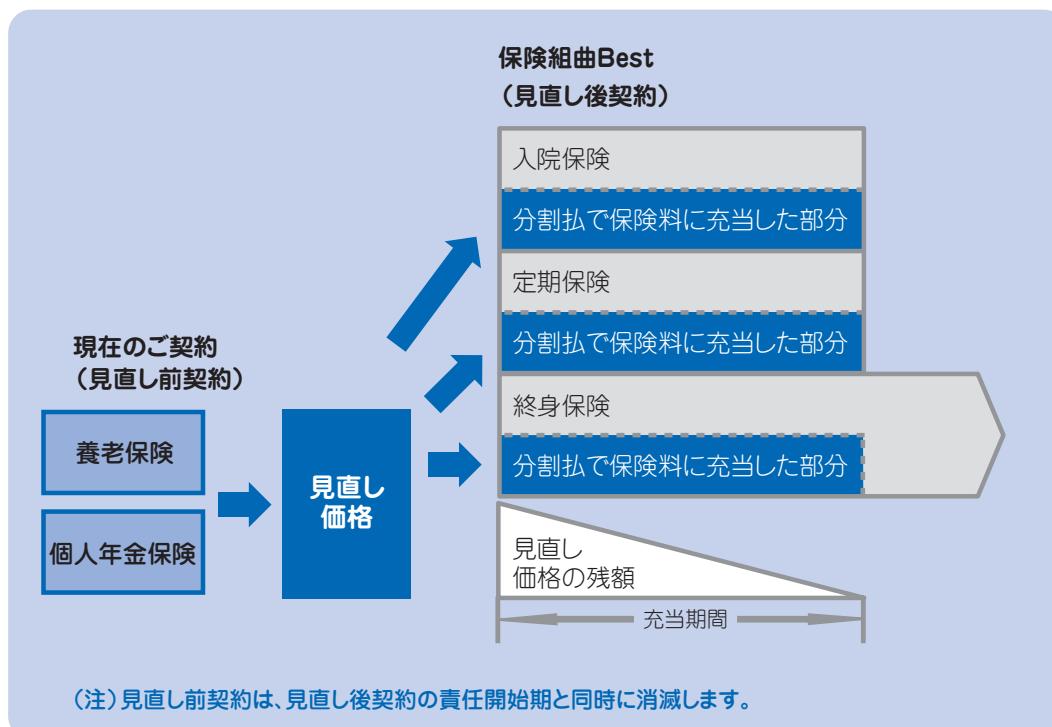
収入保障保険・就業不能収入保障保険の場合は、第1回の年金のお支払い

(*4) 見直し後契約が、見直し日以後1年以内の期間に対する保険料が払い込まれる前につぎのいずれかに該当した場合、見直し価格の残額は所定の金額を控除した金額になります。

解約 解除 払済保険への変更

*上記のほかにも、見直し前契約が「無解約払戻金型商品」か否かによってお取扱いに制限があります。詳しくは当社担当職員におたずねください。

契約見直し制度（全部見直し）のイメージ

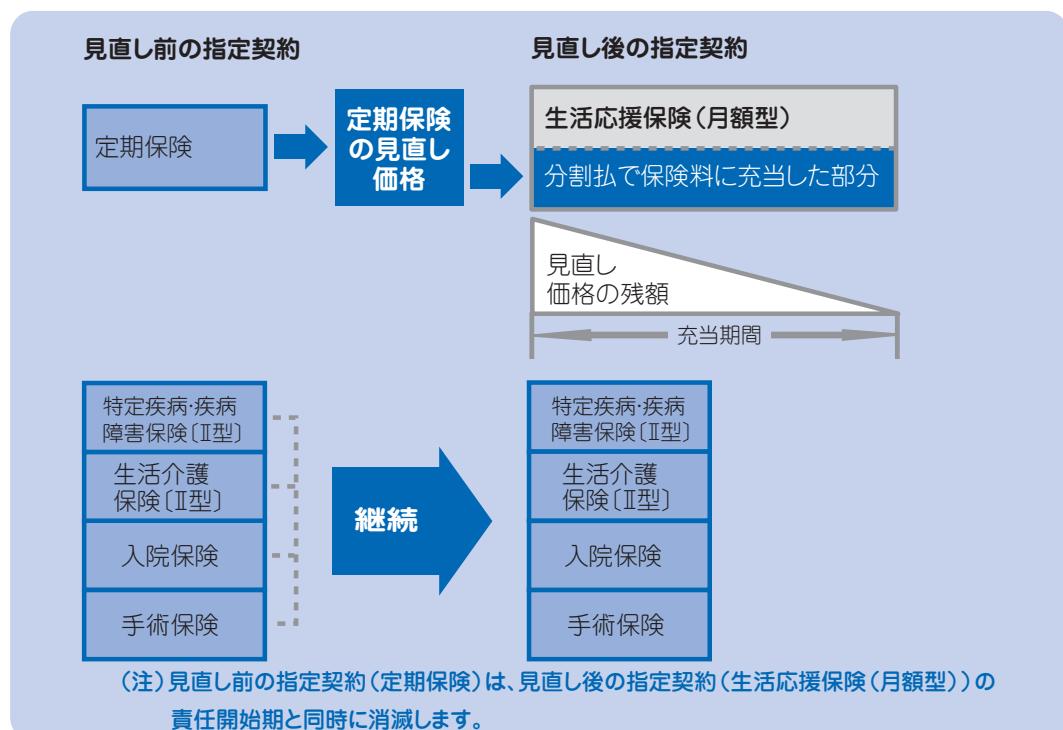


2. 部分見直しについて

- 「部分見直し」は、保険組曲Bestにおいて、見直す必要のない指定契約はそのまま継続させ、見直したい指定契約（ご契約の一部）だけを被保険者の同意を得て、新しいご契約に変更する方法です。
 - ・部分見直しをご利用の場合、元の契約（見直し前の契約）のうち、見直し前の指定契約は消滅します。
- ※見直し価格の計算方法や充当を要しなくなった場合の残額の取扱いは、「全部見直し」に準じます。
- ※継続する指定契約に付加されている所定の特約が見直されることがあります。この場合、部分見直しの責任開始期に見直し後の特約の保障が開始されます。また、見直し前の特約は、見直し時に消滅します。
- ※継続する指定契約に新たに特約が中途付加されることがあります。この場合、部分見直しの責任開始期に見直し後の特約の保障が開始されます。

契約見直し制度（部分見直し）のイメージ

<定期保険を生活応援保険（月額型）に見直す場合>



3. 部分見直しにおける第1回保険料の口座振替のお取扱い

- 契約見直し制度で部分見直しをする場合、第1回保険料を口座振替にてお払い込みいただきます。
この場合、部分見直しをした「見直し後の指定契約」の責任開始日は、申込（告知）直後に到来する基準応当日となります。この日が部分見直しをした「見直し後の指定契約」の契約日となります。
- 申込（告知）日から契約日（責任開始日）までの間に、「見直し後の指定契約」のお支払事由が生じた場合でも保険金・給付金などのお支払いはできません。
- 保険料の口座振替日は毎月27日（＊）です。
(*) 保険料の口座振替日が金融機関等の休業日の場合には翌営業日
- 第1回保険料の口座振替日に、振替できなかった場合で、見直し後契約の第1

回保険料を契約日の属する月の翌月末日までにお払い込みいただけない場合は、部分見直しは無効になります。

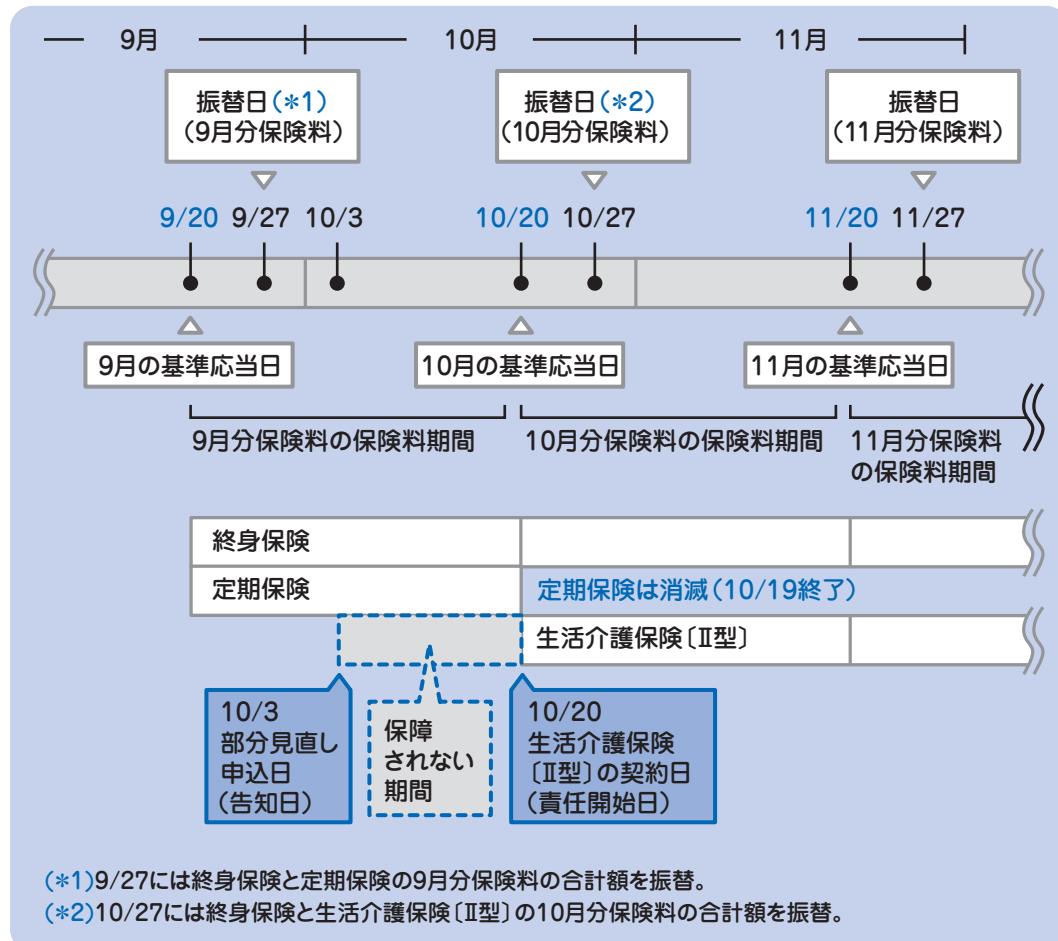
- 申込（告知）日、契約基準日等によって第1回保険料の口座振替を行う月や口座より引き落される保険料が変わることがあります。以下の部分見直しの例もご参照ください。

部分見直しの例

- 部分見直しの例は以下のとおりです。

～前提条件～

- ・見直し前契約（終身保険と定期保険）の契約日（契約基準日）は20日とします。
- ・「部分見直し」により定期保険を生活介護保険〔Ⅱ型〕へ見直します。
- ・見直し前の指定契約（定期保険）は、部分見直し後に消滅します。
- ・終身保険の保障は継続します。



※上記の他にもご契約内容等により、色々なケースがあります。詳しくは契約概要等をご覧ください。

4. その他の留意事項

- ご利用にあたっては、「保障内容の見直しによるお申込み」の「【2】保障内容を見直す方法」の項および別途お渡しする「契約概要」、「契約見直し比較表」等をご覧のうえ、ご検討ください。
 - ・契約見直しにより、保障内容、保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料などのご契約内容（部分見直しの場合は見直した部分）は新しい内容に切り替わります。

参照 107 ページ

保障内容を見直す方法

参照 123 ページ

お金がご入用のとき
の貸付制度（契約者
貸付）について

- 契約見直し制度をご利用いただいた場合、見直し後短期間は、契約者貸付制度をご利用いただけない場合があります。
- 見直し後契約については、充当期間中は、給付金額等の減額および保険料払込期間の変更について、お取扱いに所定の制限があります。
- 契約見直し後、告知義務違反により解除されたり、2年以内の自殺により保険金をお支払いできない場合などでも、ご契約者等からのお申し出があれば、契約見直しは行われず、元のご契約は消滅しなかったものとしてお取扱いします（復旧）。
 - ・すでに保険金等が支払われている場合や、見直し後契約の死亡保険金額が見直し前契約の死亡保険金額をこえない場合などには、このお取扱いは行いません。
 - ・保険組立特約を付加して同時に見直しを行った見直し後の指定契約がある場合、見直し前契約への復旧を取り扱うときは、そのすべての見直し後の指定契約について保険契約の見直しがなかったものとして取り扱います。
- 現在のご契約がつぎの項目に該当する場合、契約見直し制度をご利用いただけません。
 - ・有効に継続していない場合
 - ・契約日（復活日等）から所定の期間を経過していない場合
 - ・保険料の払込が免除されている場合
 - ・保険料の振替貸付を行っている場合
 - ・見直し日から保険期間の満了する日までの期間が所定の期間に満たない場合
 - ・部分見直しの場合で、保険料払込方法（経路）が口座振替扱以外の場合
 - ・部分見直しの場合で、見直し前契約が前納されている場合
 - ・その他、当社の定める条件を満たしていない場合

！ご注意

- **見直し後契約（部分見直しの場合は見直し後の指定契約部分）の保険料は、契約見直し時の被保険者の年齢・性別・保険料率などにより新たに計算します。**なお、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、見直し前契約と見直し後契約で異なる場合があります。
 また、**契約見直しにより、保険料計算に用いる予定利率が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、保険種類によっては、保険料が引き上げられる場合があります。**
 ※部分見直しの場合であっても保険料の割引率の変更等により、見直し後の指定契約部分以外の保険料も変更となることがあります。
- **保険料払込期間より充当期間が短い場合は、毎月のお払込保険料が払込期間の中途で上がります。**
- **契約見直し制度をご利用いただく際には改めて告知・診査が必要です。（長寿生存年金保険に無選択加入特則を付加した場合を除きます。）**
- **契約見直し制度をご利用いただいた場合、見直し前契約（見直し前の指定契約）は消滅しますので、見直し後は見直し前契約（見直し前の指定契約）の満期保険金、生存給付金、契約者配当金等は受け取れません。**
 また、**見直し後契約（保険組曲 Best）は無配当であるため、契約者配当金はありません。**

【3】指定契約の追加について

- ご契約後、当社所定の範囲内で指定契約を追加して、保障内容を充実させることができます。
- 追加指定契約の契約日は、追加指定契約の責任開始日の直後に到来する契約基準日の月単位の応当日（ただし、月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日）となります。
同日の場合は、追加指定契約の責任開始日が契約日となります。
- *契約基準日とは、締結時指定契約の契約日を月日で示した場合の日のことをいいます。
- 追加指定契約の責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合は、責任開始日を契約日とし、保険料の再計算をします。再計算した保険料に過不足がある場合は、お支払いすべき金額と精算します。

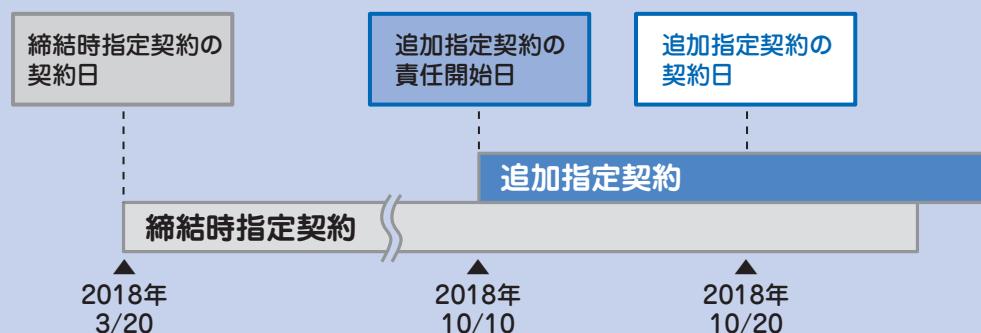
(追加指定契約の契約日について)

(例)締結時指定契約の契約日(最初にご契約いただいた日)：2018年3月20日

契約基準日：20日

追加指定契約の責任開始日：2018年10月10日

契約基準日の10月の応当日：10月20日



※追加指定契約の契約日は2018年10月20日です。保障は2018年10月10日から開始されます。

※万一、2018年10月10日(追加指定契約の責任開始期)から2018年10月19日までの間に、
保険金等の支払事由が発生した場合は、2018年10月10日を契約日とします。

- 追加する前のご契約がつぎのいずれかに該当する場合は、指定契約の追加はできません。
 - ・保険料の払込方法が一時払の場合
 - ・失効中の指定契約がある場合
 - ・すべての指定契約が、保険料払込期間満了、払済保険に変更または保険料払込免除に該当している場合
 - ・保険料の振替貸付を行っている場合
 - ・最初に保険期間が満了になる指定契約の保険期間満了までの残存期間が6カ月未満の場合
 - ・その他、当社の定める条件を満たしていない場合

参照 374 ページ

保険組立特約第5条

参照 376 ページ

保険組立特約第16条

！ご注意

- ・追加指定契約の保険料は、追加指定契約の契約日における被保険者の年齢・性別・保険料率などにより計算します。
- ・指定契約を追加するときは、あらためて告知・診査が必要となります。

ご契約後について

【1】保険料の払込方法について

- 保険料は払込期月中に当社へお払い込みください。お払い込みにはつきのような方法があります。なお、[同じ取扱をする指定契約については、まとめて保険料をお払い込みいただく必要があります。](#)

1. 口座振替によるお払い込み

- 当社指定の金融機関等の、ご契約者が指定された口座より自動的に保険料が当社に払い込まれる方法です。
詳しくは、「保険料口座振替特約条項」をご覧いただか、当社の営業職員またはもよりの支社におたずねください。

参照 154 ページ

取扱総則規定約款
第4、5条

参照 408 ページ

保険料口座振替特約

2. 送金扱によるお払い込み

- 口座振替でのお払い込みができない場合に、郵便振替等で保険料をお払い込みいただく方法です。
あらかじめ当社から「お払い込みのご案内」をお送りしますので、払込期月中に同封の振替用紙で、もよりの郵便局または当社提携先のコンビニエンス・ストアからお払い込みください。その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますので、大切に保管してください。

3. 団体扱によるお払い込み

- 集団扱・団体扱契約の場合に、勤務先団体を経由してお払い込みいただく方法です。この場合は、まとめて1枚の領収証を団体代表者にお渡しし、個々のご契約者にはお渡しません。

4. 店頭扱によるお払い込み

- もよりの支社または本社に持参してお払い込みいただく方法です。

◆保険料をまとめて払い込む方法

保険料をまとめてお払い込みいただける制度として、つぎの制度があります。

■前納

- ・まだ保険料期間の到来していない将来の月払保険料を前もって納めて（払い込んで）いただく方法です。前納された保険料（前納保険料といいます）は一旦保険会社が預かり、その預かり金の中から、毎月、保険料として充当していきます。
- ・当月分を含めて6カ月分以上お払い込みいただくときは所定の割引があります。
- ・ご契約が途中で消滅（死亡・解約など）した場合や保険料の払込免除事由が発生した場合、[前納保険料の残額（前納未経過保険料といいます）があれば払い戻されます（前納保険料のご契約者のお申し出による払い戻しは行いません）。](#)

参照 155 ページ

取扱総則規定約款
第6条

お願い

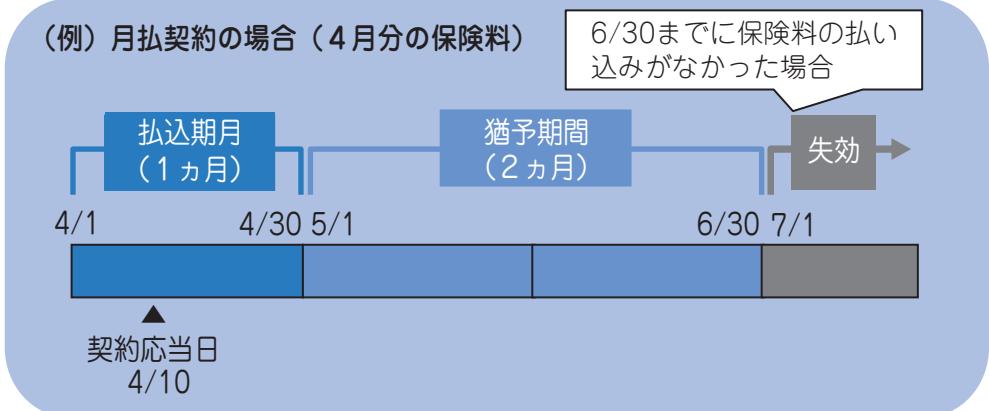
- お払い込み方法の変更を希望される場合や、転居および勤務先団体からの脱退等の場合は、すみやかにもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお申し出ください。お払い込み方法の変更についてお申し出があつた場合、当社所定の事務手続きを経て、新たなお払い込み方法に変更させていただきます。この場合、新たなお払い込み方法に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも、もよりの支社または本社にてお払い込みください。

！ご注意

- つぎの場合により保険料のお払い込み方法が変更されたときなどには、保険料が変更されることがあります。
 - ・口座振替扱から送金扱に変更されたとき
 - ・退職などにより所属する団体・集団から脱退されたときなど
- 保険金額の減額等のご契約内容の変更などにより、毎月の保険料合計額が所定の金額を下回る場合は、その金額を上回るよう前納により保険料をお払い込みいただく必要があります。

【2】払込猶予期間とご契約の効力について

- 保険料は払込期月中にお払い込みください。払込期月中にお払い込みがない場合、当社はつぎの内容をご契約者に通知します。
 - ・保険料が払込期月中に払い込まれなかつたこと
 - ・保険料お払い込みの猶予期間
 - ・保険料のお払い込みがないまま猶予期間が過ぎると、ご契約の効力がなくなる（失効する）こと**
- 保険料お払い込みの猶予期間は「払込期月の翌月初日から翌々月の末日まで」です。
- ・保険料のお払い込みがないまま猶予期間を過ぎますと、ご契約は効力がなくなります。**



！ご注意

- 失効したご契約でも解約払戻金を請求できることがあります。

【3】効力を失ったご契約の復活について

- 万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。

- ご契約の復活をする際のお手続きは、つぎのとおりです。

- ・あらためて被保険者に告知または医師の診査をしていただきます（長寿生存年金保険に無選択加入特則を付加している場合を除きます）。
- ・当社が復活を承諾したときは、つぎの金額を一括でお払い込みいただきます。この場合、当社はつぎの金額を受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

ご契約が失効した理由	お払い込み金額
保険料が払い込まれないまま猶予期間が経過したとき	お払い込みを中止された時から復活するまでの保険料
保険料の振替貸付および契約者貸付による貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえたとき	当社所定の方法により計算した金額

- ・復活をする場合、失効しているすべての指定契約を同時に取り扱います。

！ご注意

- つぎに該当する場合などは、復活できません。
 - ・健康状態が当社所定の基準を満たさないとき
 - ・すでに解約払戻金を請求されているとき
 - ・ご契約の効力がなくなった状態で、すでに保険期間満了日（個人年金保険・長寿生存年金保険については、年金支払開始日）を経過しているとき
- 営業職員には、復活を承諾する権限はありません。

【4】お払い込みが困難なときの継続方法について

保険料のお払い込みが困難になられたときでも、ご契約を有効にお続けいただけるように、つぎのような方法があります。

参照 156 ページ

取扱総則規定約款第
9条

参照 161 ページ

取扱総則規定約款第
20条

1. 一時的に保険料のご都合がつかないとき

保険料の振替貸付（当社が保険料をお立て替えする制度）

- ご契約者からあらかじめお申し出があった場合で、ご契約内容が所定の要件を満たしているときは、猶予期間満了時に、2カ月分の保険料（＊）に相当する金額を当社がお立て替えします。
- ＊2カ月分の保険料（＊）とその利息の合計額が、つきの保険種類のうち、ご契約者が保険料の振替貸付の原資の対象として指定した保険契約の解約払戻金の所定の範囲内である必要があります。

終身保険、特定疾病・疾病障害保険〔II型〕（保険期間が終身の場合のみ）、生活介護保険〔II型〕（保険期間が終身の場合のみ）、積立保険、生存給付金付定期保険、個人年金保険（年金支払開始日前の場合のみ）、長寿生存年金保険（年金支払開始日前の場合のみ）

- 貸付する金額は払込が必要なすべての指定契約の保険料の合計とします。
- （＊）保険料払込期間の最終月までの月数が2カ月未満のときは、1カ月分の保険料となります。

- お立て替えとなった場合には、集団月払特別取扱特約、団体月払特別取扱特約および保険料口座振替扱特約は消滅します。特約の消滅後は、個人扱の保険料率に変更され、その保険料率を基準にお立て替えします。
- この制度は、保険料の貸付制度であり利息をご契約者に負担いただきます。利息は当社所定の利率で複利計算します。
この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、つきの日から変更後の利率を適用します。

	1月見直しの場合	7月見直しの場合
新たにお立て替えを行うとき	4月1日	10月1日
すでにお立て替えを行っているとき	4月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日	10月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日

●貸付利率の見直し時期と適用期間（イメージ）



1月の最初の営業日
(貸付利率の見直し)
7月の最初の営業日
(貸付利率の見直し)

◇「4/1～9/30」に適用する貸付利率（1月の当社の最初の営業日を1/5とした場合）
1/5に「4/1～9/30」に適用する貸付利率の見直しを決定（A率の適用）し、「4/1～9/30」はA率が適用されます。

◇「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率（7月の当社の最初の営業日を7/1とした場合）
7/1に「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率の見直しを決定（B率の適用）し、「10/1～翌年3/31」はB率が適用されます。

！ご注意

- 貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 振替貸付の貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的なご返済をおすすめします。ご返済は、全額返済のほか一部返済もお取り扱いします。

2. 途中から保険料を払い込まずにご契約を有効に続けたいとき

払済保険への変更

- つぎの保険種類は、将来の保険料のお払い込みを中止し、そのときの解約払戻金をもとにして、払済保険に変更できます。

終身保険、特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕（保険期間が終身の場合のみ）、生活介護保険〔Ⅱ型〕（保険期間が終身の場合のみ）、積立保険、個人年金保険（年金支払開始日前の場合のみ）

- 払済保険に変更した場合、保険金額等は元の契約より少なくなります。なお、積立保険を払済保険に変更する場合は、払済保険金額は変更時の死亡給付金額を限度とします。

また、個人年金保険で、年金支払開始日前に死亡されたときは当社の定める方法により計算した死亡給付金額をお支払いします。変更後の死亡給付金額は当社へお問い合わせください。

- 払済保険へ変更すると特約が消滅することがあります。

- *払済保険とは、通常、保険料払込済の元の保険と同じ種類の保険をいいます（積立保険は保障内容が異なります）。
- *払済保険金額等については、「各種例表」に例示の払済保険金額例表をご参照ください。
- *払済保険への変更は有効中のご契約にかぎりお取り扱いします。
- *当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。
- *個人年金保険料税制適格特約が付加されているご契約は異なるお取扱いとなります。詳しくは、「保険金・給付金などのお支払い」の「【3】特約の内容」の「4. その他の特約」の「個人年金保険料税制適格特約(H11)」の項をご覧ください。

3. 保険料の負担を軽くしたいとき

給付金額等の減額

- 給付金額等を少なくして以後の保険料を少なくします。
- *給付金額等の減額は有効中のご契約にかぎりお取り扱いします。
- *当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。

指定契約の解約

- 保険組曲Bestを構成する複数の指定契約のうち、希望する指定契約を解約して以後の全体の保険料を少なくします。

参照 60 ページ

個人年金保険料税制適格特約 (H11)

参照 158 ページ

取扱総則規定約款第
15条

参照 161 ページ
取扱総則規定約款第
21条

!ご注意

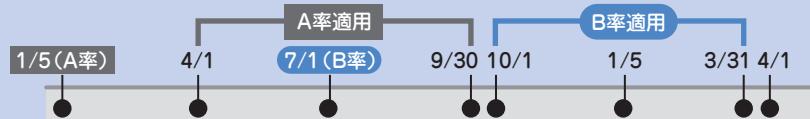
- 減額・解約等により、「契約割引制度」の割引額に影響することがありますので、事前に当社担当職員までご相談ください。

【5】お金がご入用のときの貸付制度(契約者貸付)について

- 途中でお金がご入用のときに、必要な資金をお貸しする、「契約者貸付制度」をご利用いただける場合があります。[ご利用できるのは所定の保険種類にご加入の場合にかぎります。](#)

貸付可能な保険種類	終身保険、特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕（保険期間が終身の場合のみ）、生活介護保険〔Ⅱ型〕（保険期間が終身の場合のみ）、積立保険、生存給付金付定期保険、個人年金保険（年金支払開始日前の場合のみ）、長寿生存年金保険（年金支払開始日前の場合のみ）
貸付金額の範囲	保険契約ごとに解約払戻金の一定の範囲内（最低1,000円以上）。 （注）保険金額・払込年数などによりお貸付できる金額は異なります。 ご契約後、短期間の場合などはお貸付できないこともあります。
利息	当社所定の利率で複利計算します。 この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。
返済	各保険ごとに全額返済のほか一部返済もお取り扱いします。
精算	死亡・高度障害保険金などをお支払いする場合、ご契約が消滅する場合、保険金額を減額する場合などには、貸付元利金が差し引かれて精算されます。

●貸付利率の見直し時期と適用期間(イメージ)



1月の最初の営業日
(貸付利率の見直し)
7月の最初の営業日
(貸付利率の見直し)

◇「4/1～9/30」に適用する貸付利率(1月の当社の最初の営業日を1/5とした場合)
1/5に「4/1～9/30」に適用する貸付利率の見直しを決定(A率の適用)し、「4/1～9/30」はA率が適用されます。

◇「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率(7月の当社の最初の営業日を7/1とした場合)
7/1に「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率の見直しを決定(B率の適用)し、「10/1～翌年3/31」はB率が適用されます。

！ご注意

- 貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。**
- 契約者貸付の貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的なご返済をおすすめします。
- 契約者貸付および保険料の振替貸付の貸付金の元利合計額が解約払戻金をこえた場合は、ご返済がありませんとご契約は効力を失います（一時払の場合を含みます）。
万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。
- 死亡・高度障害保険金などをお支払いする場合、契約見直し制度などによりご契約が消滅する場合、保険金額を減額する場合などには、貸付元利金が差し引かれて精算されます。
- 個人年金保険および長寿生存年金保険において年金支払開始日の前日までに貸付金の元利金が返済されないときは、責任準備金からその元利金を差し引き、新たに基本年金額（年金額）および年金原資を定めます。ただし、新たな基本年金額（年金額）が当社所定の金額に満たないときは、年金の支払を行わず、差引後の金額を一時に保険契約者に支払い、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。**

【6】契約者配当金について

- この「保険組曲Best」は無配当です。契約者配当金はありません。

参照 162 ページ

取扱総則規定約款第
22条

【7】受取人・住所などの変更や証券紛失

1. 保険契約者・死亡保険金受取人などの変更

- ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者を変更することができます。

保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利や保険料を支払う義務など）は、すべて新しい保険契約者に引き継がれます。

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、通知により死亡保険金受取人などを変更することができます。ただし、当社に到着前にすでに保険金・給付金などを変更前の受取人に支払っていた場合は、その後、変更後の受取人から請求を受けても当社は保険金・給付金などをお支払いしません。

*死亡保険金受取人などを変更する場合は、当社所定の請求書類などを当社担当職員へ提出いただくかまたは当社まで郵送願います。

- 個人年金保険・長寿生存年金保険のご契約者は、年金支払開始日前までは、被保険者の同意を得て、通知により年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は、保険契約者または被保険者のいずれかとなります。

*個人年金保険料税制適格特約を付加されているご契約は異なるお取扱いとなります。詳しくは、「保険金・給付金などのお支払い」の【3】特約の内容の「4.

参照 162 ページ

取扱総則規定約款第
23・24条

参照 265 ページ

個人年金保険約款第
20条

参照 60 ページ

個人年金保険料税制適格特約(H11)

参照 129 ページ

税金について

参照 163 ページ

取扱総則規定約款第
28 条

「その他の特約」の「個人年金保険料税制適格特約(H11)について」の項をご覧ください。

- ご契約者は、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人などを変更することができます。ただし、被保険者の同意が必要です。

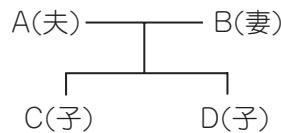
お願い

- 死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡願います。

- ・新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをお願いします。
- ・死亡保険金受取人が死亡された時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が新たな死亡保険金受取人となります。具体的には、つぎのような取扱いとなります。

(例)

保険契約者・被保険者 Aさん(夫) 死亡保険金受取人 Bさん(妻)



Aさんより先にBさんが死亡し、その後Aさんが死亡した場合



Bさんが死亡した時に、Bさんの法定相続人である、AさんとCさんとDさんが死亡保険金受取人になります（ただし、死亡保険の場合は、被保険者であるAさんは実際は受取人にはなれません）。その後、Aさんが死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人になります。この場合、CさんとDさんの受取割合は均等となります。

！ご注意

- 死亡保険金受取人などの変更について

- ・死亡保険金などの支払事由発生後の受取人の変更はできません。
- ・高度障害保険金などの受取人の変更はできません。
- ・遺言による変更の場合は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人から当社に通知していただく必要があります。

- 生命保険金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって、税法上の取扱いが異なりますので、変更にあたっては事前に十分ご確認ください。

（税法上の取扱いについては、「税金について」をご覧ください。）

2. 指定代理請求特約の中途付加・指定代理請求人の変更

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求特約の中途付加または指定代理請求人の変更をすることができます。この場合、当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡のうえ、所定の請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。

3. 住所変更・改姓・改名・証券紛失などの際の手続き

- つぎのような場合には、すみやかに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

- ・転居、住居表示の変更などにより、ご住所・電話番号が変更されたとき

- ・ご契約者・被保険者・受取人などが改姓または改名されたとき
- ・保険証券を紛失されたときまたは盗難にあわれたとき

- 当社ホームページにおいても、つぎのお手続き等が可能です。
- ・住所の変更
 - ・保険証券の再発行
 - ・指定代理請求特約の中途付加

なお、お手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。

※上記のお取扱いは2018年10月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

【8】ご解約と解約払戻金について

1. 解約について

参照

各約款第3編

●生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。

したがって、保険を解約されたときの解約払戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。とくに契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金等の支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、ご契約後の経過年数が短い場合は、一時払のご契約を除き、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

●解約はいつでもできますが、ご契約いただいた生命保険は、家族の生活保障、資金づくりなどにお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。

●一旦解約後、あらためてご契約されますと、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。

解約払戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年月数などによって異なります。

！ご注意

- 入院保険、女性入院保険、女性特定疾病入院保険、生活習慣病入院保険、ガン入院保険、入院一時金保険、女性入院一時金保険、生活習慣病入院一時金保険および手術保険の解約払戻金は、保険期間に応じてつぎのとおりです。

保険期間	解約払戻金	
有期の場合	ありません	
終身の場合	保険料払込期間中	ありません
	保険料払込期間経過後	死亡給付金額と同額

- 終身生活介護年金保険〔I型〕は、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。保険料払込期間経過後に解約した場合は、死亡給付金と同額の解約払戻金をお支払いします。
- 長寿生存年金保険は低解約払戻金型のため、解約払戻金を低解約払戻金型ではない場合の70%と低く設定しています。そのため、保険料払込期間中どの時点で解約しても、長寿生存年金保険の解約払戻金は保険料払込累計額よりも少ない金額となります。ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 特定疾病・疾病障害保険〔I型〕、就業不能収入保障保険〔I型〕、軽度介護保険、傷害保険、新総合保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、生活介護保障保険料払込免除特約および介護保障保険料払込免除特約は、解約払戻金はありません。

2. 解約した場合の特約等の取扱い

- 主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約等も同時に解約となります。

3. 解約払戻金の請求について

- ご契約を解約される場合には、解約払戻金をご請求ください。解約払戻金額は、当社の定める方法によって計算します。
- 効力のなくなったご契約（失効契約）についても解約払戻金をお支払いできる場合があります。
- ご継続を迷われた場合は、ぜひお気軽に当社担当職員または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご相談ください。

- ・お金がご入用のとき・・・契約者貸付制度があります。
- ・お払い込みが困難なとき・・・給付金額等の減額等があります。

お願い

- ご契約者と被保険者の家族関係が変わったこと等により、被保険者から契約を解約して欲しい旨のお申し出があった場合は、解約についてご検討ください。解約される場合は、ご契約者からのお申し出が必要です。

【9】受取人によるご契約の継続について

- 債権者等が、解約払戻金等の差押えを目的として、保険契約の解約を当社に請求してきた場合は、その通知が当社に到着した日の翌日から1ヶ月を経過した日に効力を生じるものとします。
- 債権者等から、保険契約解約の請求があった場合は、当社はご契約者に対しその旨のご連絡をします。なお、上記の解約請求があった場合でも、所定の要件を満たしている保険金等の受取人は、ご契約者の同意を得て、解約払戻金相当額(*)を債権者等に支払う(介入する)ことでご契約を継続することができます。
(*)解約払戻金相当額とは債権者等からの解約通知が当社に到達した日に解約の効力が生じるものとした場合、当社が債権者等に支払うべき金額のことをいいます。

参照 164 ページ

取扱総則規定約款第
30 条

【10】ご契約後の保障見直しについて

1. 契約見直し制度のご利用

- 所定の要件を満たしていれば、契約見直し制度をご利用いただけます。

参照 110 ページ

契約見直し制度（現在のご契約を活用した制度）について

2. 指定契約の追加

- ご契約後、当社所定の範囲内で指定契約を追加することができます。

参照 116 ページ

指定契約の追加について

3. 特約の中途付加

- ご契約後、当社所定の範囲内で特約を中途付加することができます。
付加できる特約は、つぎのとおりです。ただし、お申し出時の当社の取扱状況によって異なることがあります。

- ・リビング・ニーズ特約
- ・指定代理請求特約
- ・個人年金保険料税制適格特約(H11)

*上記の特約以外に、当社所定の範囲内で一部の主契約について、無配当年金支払特約を保険金の支払事由発生以後、付加することができます。

税金について

！ご注意

- 本項記載の税務のお取扱いは、2018年7月現在の税制にもとづくものです。今後、税制の改正などに伴い、記載の内容が変更されることがあります。個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、個人年金保険料税制適格特約を付加する必要があります。
※個人年金保険料税制適格特約が付加されていない個人年金保険および長寿生存年金保険は、一般の生命保険料控除の対象となります。

【1】生命保険料控除について

- 一般的な生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料をお払い込みになった場合には、年間払込保険料（＊1）に応じた額が、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。
（＊1）年間払込保険料とは、当年中（1月から12月まで）にお払い込みいただいた保険料です。
(以下同様とします)
- 生命保険料控除の適用対象となる保険契約・保険料は、つぎのとおりです。

項目	内 容
対象となる保険契約	・受取人すべてが、保険料のお払い込みをする方、その配偶者またはその他の親族であるご契約にかぎります。
対象となる保険料	・年間払込保険料の合計額です。ただし、身体の傷害のみに基づいて保険金・給付金等が支払われる保険・特約（傷害保険など）は、生命保険料控除の対象外となります。 ※保険料払込方法が一時払のご契約の場合、一時払保険料をお払い込みになられたその年のみ生命保険料控除が適用されます。

- 生命保険料控除の適用を受けるためには、年末調整または確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、当社から毎年郵送される「生命保険料控除証明書」が必要になりますので、大切に保管してください。

■所得税の所得控除額

- 一般的生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおりの金額となり、その上限額はそれぞれ40,000円、あわせて120,000円となります。

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/2) + 10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/4) + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

■住民税の所得控除額

- 一般的生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおりの金額となり、その上限額はそれぞれ28,000円、あわせて70,000円となります。

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/2) + 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/4) + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

！ご注意

- この生命保険料控除の内容は、契約日が2012年1月1日以降のご契約に適用されます。
- 契約日が2011年12月31日以前のご契約がある場合、上記と異なる取扱となることがあります。

【2】各主契約に適用される生命保険料控除

生命保険料控除の区分	主契約の種類	
一般生命保険料控除	<input type="radio"/> 終身保険 <input type="radio"/> 定期保険 <input type="radio"/> 生活応援保険（月額型） <input type="radio"/> 特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕 <input type="radio"/> 生活介護保険〔Ⅱ型〕	<input type="radio"/> 働けなくなったときの保険〔Ⅱ型〕 <input type="radio"/> 積立保険 <input type="radio"/> 生存給付金付定期保険 <input type="radio"/> 個人年金保険（＊） <input type="radio"/> 長寿生存年金保険（＊）
介護医療保険料控除	<input type="radio"/> 特定疾病・疾病障害保険〔I型〕 <input type="radio"/> 働けなくなったときの保険〔I型〕 <input type="radio"/> 認知症治療保険 <input type="radio"/> 終身生活介護年金保険〔I型〕 <input type="radio"/> 入院保険 <input type="radio"/> 女性特定疾病入院保険 <input type="radio"/> 女性入院保険	<input type="radio"/> 生活習慣病入院保険 <input type="radio"/> ガン入院保険 <input type="radio"/> 入院一時金保険 <input type="radio"/> 女性入院一時金保険 <input type="radio"/> 生活習慣病入院一時金保険 <input type="radio"/> 手術保険
個人年金保険料控除	<input type="radio"/> 個人年金保険（＊） <input type="radio"/> 長寿生存年金保険（＊）	

（＊）個人年金保険料控除を受けるためには、個人年金保険料税制適格特約を付加する必要があります。付加されていない場合は、一般生命保険料控除の区分が適用されます。

！ご注意

- 傷害保険は生命保険料控除の対象外です。
- 上記の内容は2018年7月現在のものであり、今後取扱が変更となる場合があります。

【3】保険金・給付金などの税法上のお取扱い

1. 保険金・給付金などの非課税扱い

- つぎの保険金・給付金などは、一般的に税金がかかりません（ご契約者が法人でかつ受取人の場合は課税されることがあります）。

- 高度障害保険金（高度障害給付金、高度障害年金、災害高度障害保険金を含みます）
- 生活介護保険金（軽度介護保険金を含みます）
- 終身生活介護年金
- 就業不能年金（早期就業不能給付金を含みます）
- 特定疾病・疾病障害保険金（特定疾病・疾病障害ワイド給付金を含みます）
- リビング・ニーズ特約の特約保険金
- 障害給付金
- 災害入院給付金
- 疾病入院給付金
- 女性特定疾病入院給付金
- 女性疾患入院給付金
- 生活習慣病入院給付金
- ガン入院給付金
- 手術給付金（放射線治療給付金を含みます）
- 入院一時金（女性入院一時金、生活習慣病入院一時金を含みます）

ご参考

(所得税法施行令第30条 所得税基本通達9-21)

※指定代理請求人が受取人の代わりに保険金・給付金などを受け取った場合も非課税となります。

2. 死亡保険金などの税法上のお取扱い

- ご契約者、被保険者、死亡保険金などの受取人の関係により、つぎのとおりお受け取りになる死亡保険金などにかかる税金が異なります。

〔災害死亡保険金・死亡保険金・死亡給付金をお受け取りのとき〕

契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	 夫	 夫	 妻	相続税 (*)
ご契約者と受取人が同一人の場合	 夫	 妻	 夫	所得税 (一時所得)

契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人の場合				贈与税

(*) ご契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金(死亡給付金、災害死亡保険金などを含み、保険契約が複数ある場合は合算します)の受取人が相続人の場合は、死亡保険金に相続税が課税されますが、所定の金額までは非課税扱となります。

3. 満期保険金の税法上のお取扱い

- ご契約者、満期保険金などの受取人の関係により、つぎのとおりお受け取りになる満期保険金にかかる税金が異なります。

[満期保険金をお受け取りのとき]

契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と受取人が同一人の場合				所得税 (一時所得)
ご契約者と受取人が別人の場合				贈与税

4. 年金の税法上のお取扱い(個人年金保険・長寿生存年金保険)

- ご契約者、年金の受取人の関係により、つぎのとおりお受け取りになる年金にかかる税金が異なります。

[年金をお受け取りのとき]

契約形態	ご契約例			課税の種類	
	ご契約者	被保険者	受取人	年金受給権 取得時	毎年の 受取時
ご契約者と年金受取人が同一人の場合				—	所得税 (雑所得)
ご契約者と年金受取人が別人の場合				贈与税 (*)	

(*)年金を受け取ることとなった権利の評価額について、課税されます。

5. 遺族年金の税法上のお取扱い（収入保障保険・就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕）

- 遺族年金にかかる税金はご契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

[遺族年金をお受け取りのとき]

契約形態	ご契約例			課税の種類			
	ご契約者	被保険者	受取人	遺族年金で受け取った場合		遺族年金を一括前払した場合	
				被保険者死亡時	毎年の受取時	第1回の遺族年金の請求時	第1回の遺族年金の請求後
ご契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合				相続税 (*1)	所得税 (雑所得) (*2)	相続税	所得税 (一時所得)
ご契約者と受取人が同一人の場合				—	所得税 (雑所得)	所得税 (一時所得)	
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人の場合				贈与税 (*1)	所得税 (雑所得) (*2)	贈与税	

(*1) 遺族年金を受け取ることになった権利の評価額について、課税されます。

(*2) 第1回の遺族年金は全額非課税で、第2回以後の遺族年金は非課税部分が徐々に減少する取扱いとなります。

！ご注意

- 2037年まで復興特別所得税として、各年分の納付すべき所得税の額の2.1%が課されます。

免責事由一覧

【1】保険金・給付金等を支払わない場合

保険金・給付金等 名 称	免責事由
死亡保険金 死亡給付金 遺族年金	<ul style="list-style-type: none"> ・責任開始日から起算して2年以内の自殺 (*1) (*2) ・保険契約者の故意 ・死亡保険金受取人（死亡給付金受取人・遺族年金受取人）の故意 (*3) ・戦争その他の変乱 (*2) (*4)
災害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (*3) ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波 (*4) ・戦争その他の変乱 (*4)
高度障害保険金 高度障害給付金 高度障害年金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意 ・被保険者の故意 ・被保険者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱 (*4)
生活介護保険金 軽度介護保険金 就業不能年金 終身生活介護年金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存 (*5) ・戦争その他の変乱 (*4)
災害高度障害保険金 障害給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波 (*4) ・戦争その他の変乱 (*4)

保険金・給付金等 名 称	免責事由
特定疾病・疾病障害保険金 特定疾病・疾病障害ワイド 給付金 (いずれも疾病障害状態を支 払事由とする場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存 (* 5) ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転して いる間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当 する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波 (* 4) ・戦争その他の変乱 (* 4)
災害入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転して いる間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当 する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波 (* 4) ・戦争その他の変乱 (* 4)
疾病入院給付金 手術給付金 放射線治療給付金 入院一時金 早期就業不能給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転して いる間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当 する運転をしている間に生じた事故 ・被保険者の薬物依存（入院一時金の支払事由のうち不慮 の事故による場合を除きます。）(* 5) ・地震、噴火または津波 (* 4) ・戦争その他の変乱 (* 4)
特約保険金 (リビング・ニーズ特約)	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意 ・被保険者の故意 ・指定代理請求人の故意 ・被保険者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱 (* 4)

(* 1)自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ
認識がなかったと認められる場合には、保険金・給付金をお支払いすることができます
ので、当社にお問い合わせください。

(*2) つぎの保険種類の死亡給付金については、対象外となります。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ○入院保険 | ○入院一時金保険 |
| ○女性特定疾病入院保険 | ○女性入院一時金保険 |
| ○女性入院保険 | ○生活習慣病入院一時金保険 |
| ○生活習慣病入院保険 | ○手術保険 |
| ○ガン入院保険 | ○終身生活介護年金保険〔I型〕 |

(*3) 被保険者を死亡させた受取人が死亡保険金などの一部の受取人である場合は、死亡保険金などの残額を他の受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金(入院関係保険、手術保険および終身生活介護年金保険〔I型〕)の場合、死亡給付金があるときは死亡給付金に相当する金額はご契約者にお支払いします。死亡保険金受取人(死亡給付金受取人・遺族年金受取人)が保険契約者の場合は、保険契約者の故意となり保険金などは支払われません。

(*4) 保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部をお支払いすることがあります。

(*5) 対象となる薬物依存については、総則別表24の「薬物依存」をご覧ください。

参照 450 ページ

総則別表 24

※長寿生存年金保険の死亡払戻金の取扱いについて

死亡払戻金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合は、死亡払戻金を支払わず、契約者に解約払戻金を支払います。

その受取人が死亡払戻金の一部の受取人であるときは、死亡払戻金の残額を他の死亡払戻金受取人に支払い、支払わない部分の解約払戻金を契約者に支払います。

【2】保険料のお払い込みを免除しない場合

●お払い込みを免除する特約が付加されていない場合

保険料のお払い込みを免除する場合 (払込免除事由)	保険料のお払い込みを免除しない場合 (免責事由)
高度障害状態になられたとき (注1) (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意 ・被保険者の故意 ・被保険者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱 (*)
不慮の事故による所定の身体障害状態 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波 (*) ・戦争その他の変乱 (*)

参照 74 ページ

個人年金保険に疾病高度障害状態不担保特則を付加した場合

参照 75 ページ

長寿生存年金保険に無選択加入特則を付加した場合

参照 353 ページ

新総合保険料払込免除特約第5条

参照 365 ページ

保険料払込免除特約第5条

保険料のお払い込みを免除する場合 (払込免除事由)	保険料のお払い込みを免除しない場合 (免責事由)
所定の要生活介護状態等になられたとき (終身生活介護年金保険 [I型] の場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存 ・戦争その他の変乱 (*)

(*) 保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部のお払い込みを免除することがあります。

(注1) 個人年金保険の場合、「疾病高度障害状態不担保特則」を付加した場合で、疾病により高度障害状態に該当された場合は保険料のお払い込みの免除対象外となります。詳しくは「保険料のお払い込み免除」の「個人年金保険に疾病高度障害状態不担保特則を付加した場合」をご覧ください。

(注2) 長寿生存年金保険に「無選択加入特則」を付加した場合で、高度障害状態または所定の身体障害状態に該当された場合は保険料のお払い込みの免除対象外となります。詳しくは「保険料のお払い込み免除」の「長寿生存年金保険に無選択加入特則を付加した場合」をご覧ください。

●お払い込みを免除する特約が付加されている場合

- ・新総合保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加されている場合

保険料のお払い込みを免除する場合 (払込免除事由) (* 1)	保険料のお払い込みを 免除しない場合 (免責事由)
<ul style="list-style-type: none"> ●初めてがんと診断確定されたとき ●急性心筋梗塞になられたとき ●脳卒中になられたとき 	—
<ul style="list-style-type: none"> ●所定の介護を要する状態になられたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存 (* 2) ・戦争その他の変乱 (* 3)
<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害状態になられたとき ●疾病障害状態になられたとき ●特定障害状態になられたとき (新総合保険料払込免除特約のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存 (* 2) ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波 (* 3) ・戦争その他の変乱 (* 3)

保険料のお払い込みを免除する場合 (払込免除事由) (*1)	保険料のお払い込みを 免除しない場合(免責事由)
●高度障害状態になられたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意 ・被保険者の故意 ・被保険者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱 (*3)

- ・生活介護保障保険料払込免除特約または介護保障保険料払込免除特約が付加されている場合

保険料のお払い込みを免除する場合 (払込免除事由) (*1)	保険料のお払い込みを 免除しない場合(免責事由)
●所定の介護を要する状態になられたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存 (*2) ・戦争その他の変乱 (*3)
●身体障害状態になられたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波 (*3) ・戦争その他の変乱 (*3)
●高度障害状態になられたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の故意 ・被保険者の故意 ・被保険者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱 (*3)

(*1) 免除する場合の詳細は、「保険料のお払い込みの免除」をご覧ください。

(*2) 対象となる薬物依存については、総則別表24の「薬物依存」をご覧ください。

(*3) 該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響の程度が少ない場合には、保険料の全部または一部のお払い込みを免除することができます。

参照 359 ページ

生活介護保障保険料
払込免除特約第5条

参照 370 ページ

介護保障保険料払込
免除特約第5条

参照 67 ページ

保険料のお払い込み
の免除

参照 450 ページ

総則別表 24

用語のご説明

「罹患（りかん）」
病気にかかること

！ご注意

- 新総合保険料払込免除特約および保険料払込免除特約（以下、この項目において「新総合保険料払込免除特約等」といいます）の責任開始期（特約付加時・復活時など）前に一度でもがん（悪性新生生物）に罹患し、診断確定されていたときは、責任開始期（特約付加時・復活時など）以後に新たに悪性新生生物に罹患されても保険料のお払い込みを免除しません。
- 「新総合保険料払込免除特約等」の責任開始日（特約付加日・復活日など）から起算して90日以内に罹患し、診断確定された所定の乳がん（乳房の悪性新生生物）については、保険料のお払い込みは免除しません。
ただし、「新総合保険料払込免除特約等」の責任開始日（特約付加日・復活日など）から起算して90日経過後に新たに所定の乳がん（乳房の悪性新生生物）に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料のお払い込みを免除します。
- がん（悪性新生生物）のうち、非浸潤性のがん、上皮内がんおよび皮膚がんについては、保険料のお払込免除の対象となるがん（悪性新生生物）に該当しません。ただし、皮膚の悪性黒色腫（非浸潤性のがん、上皮内がんを除きます）は保険料のお払込免除の対象となります（「新総合保険料払込免除特約等」のみ）。
- 「保険料払込免除関係特約」の保障の対象は「被保険者」であり、ご契約者ではありません。ご契約者が「保険料のお払い込みを免除する場合」に該当されても保険料払込免除にはなりません。

！ご注意

- この、「特別条件付契約のしおり」は、特別条件を付加してご契約を申し込まれる方を対象としています。
特別条件を付加しないでご契約を申し込まれる方は、お読みいただく必要はありません。

【1】特別条件について

- 生命保険は多くの方々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから健康状態がすぐれない方などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。そこで、ご契約に際して、ご契約者または被保険者から、過去の病歴（病名、治療期間等）、現在の健康状態などについて告知をしていただいたり、医師の診査を受けていただいております。
- 告知の内容や医師の診査所見によっては、他のご契約者との公平性を保つため、ご契約をお断りせざるをえないこともあります、多くの方々に生命保険をご利用いただくために、無条件ではお引き受けできないときでも場合によっては、一定の条件を付加することによりご契約をお引き受けすることができます。（この一定の条件を「特別条件」といいます）

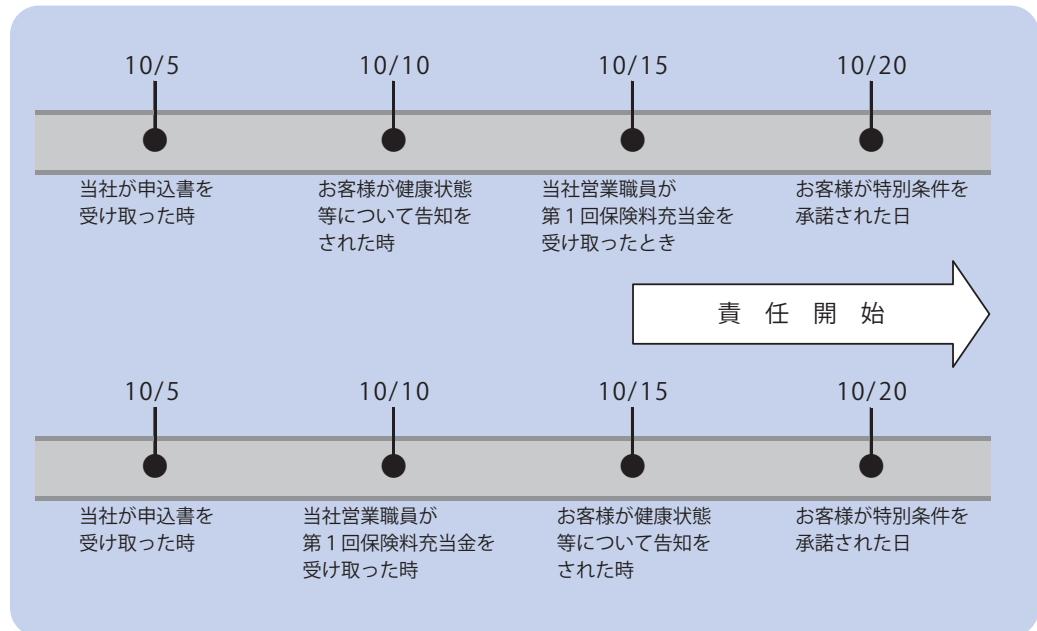
【2】特別条件の内容をご確認のうえ、お手続きをお願いします

- お申込みのご契約に付加させていただく特別条件については、書面でお渡しする「特別条件の内容」に記載しております。記載内容を確認いただき署名をお願いいたします。

【3】特別条件を付加して申し込む場合の責任開始期

- お申込みいただいたご契約に特別条件が付加されている場合には、第1回保険料に相当する金額を当社営業職員が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の責任を負います。

●責任開始期の例はつぎのとおりです



【4】特別条件の内容

1. 特別条件の種類と対象となる主契約

- 特別条件には、割増保険料法、保険金削減法、特定疾病・部位不担保法があります。
※特定疾病・部位不担保法には、特定の疾病について保障しないものと特定の身体部位について保障しないものがあります。

対象となる主契約	適用される特別条件	
<ul style="list-style-type: none"> ・終身保険 (*1) ・特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕(*1) ・生活介護保険〔Ⅱ型〕(*1) 	保険料払込期間が有期の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・割増保険料法 ・保険金削減法
	保険料払込期間が終身の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金削減法
<ul style="list-style-type: none"> ・定期保険 (*1) ・収入保障保険 (*1) ・生存給付金付定期保険 (*1) ・就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕(*1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・割増保険料法 ・保険金削減法 	
<ul style="list-style-type: none"> ・入院保険 (*2) ・女性特定疾病入院保険 (*2) ・女性入院保険 (*2) ・生活習慣病入院保険 (*2) ・手術保険 (*2) ・入院一時金保険 (*2) ・女性入院一時金保険 (*2) ・生活習慣病入院一時金保険 (*2) 	保険期間が有期の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・割増保険料法 ・特定疾病・部位不担保法
	保険期間が終身の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾病・部位不担保法

参照 412 ページ

特別扱保険契約特約

参照

各約款「特別条件を付加する場合の特則」など

(*1)「特別扱保険契約特約条項」をご参照ください。

(*2)各約款の「特別条件を付加する場合の特則」などをご参照ください。

2. 割増保険料法

- 割増保険料を普通保険料とともにその保険料払込期間中にお払い込みいただきます。
- 更新前の主契約に割増保険料法が適用されている場合、更新後の主契約についても、それぞれ更新前の主契約と同一の条件を付加して更新するものとします。なお、更新後の主契約の割増保険料は、更新日における被保険者の年齢・性別・保険料率などにより新たに計算します。
また、割増保険料部分の解約払戻金がある場合、その金額を普通保険料部分の解約払戻金に加えます。(普通保険料と割増保険料の合計金額に対する解約払戻金額については、保険証券に記載の「解約払戻金額例表」をご覧ください)

用語のご説明

「普通保険料」
特別条件を付加しない契約の保険料

3. 保険金削減法

- 契約日から当社の定める削減期間中に、死亡・高度障害保険金、死亡・高度障害給付金、遺族・高度障害年金、特定疾病・疾病障害保険金、特定疾病・疾病障害ワイド給付金、生活介護保険金、就業不能年金または早期就業不能給付金の支払事由が生じたときは、死亡・高度障害保険金、死亡・高度障害給付金、遺族・高度障害年金、特定疾病・疾病障害保険金、特定疾病・疾病障害ワイド給付金、生活介護保険金、就業不能年金または早期就業不能給付金に当社所定の割合を乗じて得た金額をお支払いします(*1)。
ただし、死亡・高度障害保険金、死亡・高度障害給付金、遺族・高度障害年金、生活介護保険金、就業不能年金または早期就業不能給付金の支払事由が不慮の事故または所定の感染症(*2)による場合には、死亡・高度障害保険金、死亡・高度障害給付金、遺族・高度障害年金、生活介護保険金、就業不能年金または早期就業不能給付金の金額は削減しません。
- (*1) 遺族・高度障害年金および就業不能年金については、遺族・高度障害年金および就業不能年金の年金月額に、支払事由が生じたときの当社所定の割合を乗じて得た金額を年金支払の満了までお支払いします。
当社所定の割合については、特別扱保険契約特約条項をご覧ください。
- (*2) 「所定の感染症」とは「コレラ」「腸チフス」などの感染症をいいます。詳しくは「特別扱保険契約特約条項」の「別表1 対象となる感染症」をご参照ください。
- ※保険金削減法が適用されている場合で、リビング・ニーズ特約が付加され、削減期間中に特約保険金の請求があったときは、指定保険金額に、当社所定の割合を乗じて得た金額から特約保険金の請求日から6ヵ月間の、この金額に対応する利息と指定保険金額に対応する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。

参照 412 ページ

特別扱保険契約特約
第2条

参照 412 ページ

特別扱保険契約特約

参照 414 ページ

特別扱保険契約特約
別表1

4. 特定疾病・部位不担保法

- 不担保となる疾病、身体部位の部位番号および不担保期間については、保険証券に記載されますのでご確認ください。
- 不担保期間の満了する日を含んで入院が継続している場合は、不担保期間の満了する日の翌日を「入院の開始日」とみなして、入院給付金、入院一時金をお支払いします。

参照 146 ページ

表1 不担保となる
疾病一覧表

参照 149 ページ

表2 不担保となる
身体部位一覧表

参照 150 ページ

表3 対象となる感
染症

●特定の疾病について保障しない場合

- ・「表1 不担保となる疾病一覧表」のうち、当社が指定した疾病（医学上重要な関係がある疾病を含みます）を直接の原因として、不担保期間中に入院、手術または放射線治療を受けられた場合には、入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金および入院一時金はお支払いしません。
- (例1) 現在妊娠中のため、「異常妊娠、異常分娩」について1年間不担保とされた場合、不担保期間中に「子宮外妊娠」で入院等されても、給付金および一時金はお支払いしません。
- ・不担保となる疾病的うち、左右が区別されて病名がついているものであっても、左右の区別はせず、ともに、不担保とします。
- (例2) 左腎結石のため、「腎結石、尿管結石」について4年間不担保とされた場合、不担保期間中に「右腎結石」で入院等されても、給付金および一時金はお支払いしません。

●特定の身体部位について保障しない場合

- ・「表2 不担保となる身体部位一覧表」のうち、当社が指定した身体部位に生じた疾病（所定の感染症（*1）を除きます）を直接の原因として、不担保期間中に入院、手術または放射線治療を受けられた場合には、入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金および入院一時金はお支払いしません。
- (*1) 「所定の感染症」とは「コレラ」「腸チフス」などの感染症をいいます。詳しくは「表3 対象となる感染症」および各約款をご参照ください。
- (例3) 胃潰瘍のため、「胃および十二指腸（空腸を含む）」について3年間不担保とされた場合、不担保期間中に「胃ポリープ」で入院等されても、給付金および一時金はお支払いしません。
- ・不担保となる身体部位のうち、左右一対となっている身体部位については、左右の区別はせず、ともに不担保とします。ただし、「左上肢（左肩関節部を除く）」のように、左右を区別して指定した身体部位については、この限りではありません。
- (例4) 左側の乳腺症のため、「乳房（乳腺を含む）」について5年間不担保とされた場合、不担保期間中に反対側の乳房の乳腺症で入院等されても、給付金および一時金はお支払いしません。

●更新前の主契約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了していないときは、更新前の主契約と同一の条件を附加して更新するものとします。不担保期間が満了しているときは、更新後の主契約には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用しません。

【5】特別条件を附加する場合のご注意点

- 終身保険、定期保険、収入保障保険、生存給付金付定期保険、特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕、生活介護保険〔Ⅱ型〕または就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕に特別条件が附加されているときは、つぎのお取扱いはできません。
 - ・保険契約の更新（*1）
 - ・保険期間が終身の保険契約への変更（*2）

- ・定期保険、終身保険または生活介護保険〔Ⅱ型〕への変更 (*2)
 - ・払済保険への変更 (*2)
 - ・保険料払込期間の変更 など
- 入院保険、女性特定疾病入院保険、女性入院保険、生活習慣病入院保険、手術保険、入院一時金保険、女性入院一時金保険または生活習慣病入院一時金保険のいずれかに特別条件が付加されているときは、つぎのお取扱いはできません。(*3)
- ・保険期間が終身の保険契約への変更 など
- (*1) 割増保険料法が適用されている場合、または保険金削減法が適用されている保険契約について保険期間の満了する日より前に削減期間が満了している場合には、更新をお取り扱いします。
- (*2) 保険金削減法のみが適用されている場合で、削減期間が満了しているときは、お取り扱いします。
- (*3) 特定疾病・部位不担保法が適用されている場合で、不担保期間が満了しているときは、お取り扱いします。

表1 不担保となる疾病一覧表

疾病番号	疾 病 名
疾1	白内障
疾2	緑内障
疾3	胆石、胆のう炎
疾4	腎結石、尿管結石
疾5	異常妊娠、異常分娩
疾6	外傷に伴う合併症、後遺症

(注) 対象となる「異常妊娠、異常分娩」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠（O00～O08）中の ・子宮外妊娠 ・受胎のその他の異常生成物（O02）中の ・稽留流産 ・自然流産 ・医学的人工流産 ・その他の流産 ・詳細不明の流産	O00 O02.1 O03 O04 O05 O06
○妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害（O10～O16）中の ・妊娠、分娩および産じょく＜褥＞に合併する既存の高血圧（症） ・増悪したたんぱく＜蛋白＞尿を伴う既存の高血圧性障害 ・高血圧（症）を伴わない妊娠浮腫および妊娠たんぱく＜蛋白＞尿 ・明らかなたんぱく＜蛋白＞尿を伴わない妊娠高血圧（症） ・明らかなたんぱく＜蛋白＞尿を伴う妊娠高血圧（症） ・子かん＜瘤＞ ・詳細不明の母体の高血圧（症）	O10 O11 O12 O13 O14 O15 O16
○主として妊娠に関連するその他の母体障害（O20～O29）中の ・妊娠早期の出血 ・過度の妊娠嘔吐 ・妊娠中の腎尿路性器感染症 ・主として妊娠に関連するその他の病態の母体ケア	O20 O21 O23 O26
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題（O30～O48）中の ・多胎妊娠に特異的な合併症（O31）中の ・紙様（胎）児 ・一胎以上の流産後の妊娠継続 ・一胎以上の子宮内死亡後の妊娠継続 ・既知の胎位異常またはその疑いのための母体ケア ・既知の胎児骨盤不均衡またはその疑いのための母体ケア ・既知の母体骨盤臓器の異常またはその疑いのための母体ケア ・その他の既知の胎児側の問題またはその疑いのための母体ケア ・羊水過多症 ・羊水および羊膜のその他の障害 ・前期破水 ・胎盤障害 ・前置胎盤 ・（常位）胎盤早期剥離 ・分娩前出血、他に分類されないもの ・偽陣痛 ・遷延妊娠	O31.0 O31.1 O31.2 O32 O33 O34 O36 O40 O41 O42 O43 O44 O45 O46 O47 O48

分類項目	基本分類コード
○分娩の合併症（O60～O75）中の ・早産 ・娩出力の異常 ・遷延分娩 ・胎位異常および胎向異常による分娩停止 ・母体の骨盤異常による分娩停止 ・その他の分娩停止 ・分娩時出血を合併する分娩、他に分類されないもの ・胎児ストレス〔仮死＜ジストレス＞〕を合併する分娩 ・臍帯合併症を合併する分娩 ・その他の産科的外傷（O71）中の ・分娩開始前の子宮破裂 ・分娩における子宮破裂 ・分娩後の子宮内反（症） ・子宮頸（部）の産科的裂傷＜laceration＞ ・産科的高位腔（壁）裂傷＜laceration＞のみ ・骨盤臓器のその他の産科的損傷 ・骨盤関節および靭帯の産科的傷害 ・その他の明示された産科的外傷 ・産科的外傷、詳細不明 ・分娩後出血 ・分娩のその他の合併症、他に分類されないもの（O75）中の ・分娩における母体窮迫＜ジストレス＞ ・分娩中または分娩に続発するショック ・産科手術および処置のその他の合併症 ・人工破膜後の遷延分娩 ・自然破水または詳細不明の破水後の遷延分娩 ・既往帝王切開後の経腔分娩 ・分娩のその他の明示された合併症	O60 O62 O63 O64 O65 O66 O67 O68 O69 O71.0 O71.1 O71.2 O71.3 O71.4 O71.5 O71.6 O71.8 O71.9 O72 O75.0 O75.1 O75.4 O75.5 O75.6 O75.7 O75.8
○分娩（O80～O84）中の ・単胎自然分娩（O80）中の ・自然骨盤位分娩 ・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 ・帝王切開による単胎分娩 ・その他の介助単胎分娩（O83）中の ・骨盤位牽出 ・その他の介助骨盤位分娩 ・その他の用手分娩 ・分娩のための破壊手術 ・その他の明示された介助単胎分娩 ・介助単胎分娩、詳細不明 ・多胎分娩（O84）中の ・多胎分娩、全児鉗子分娩及び吸引分娩 ・多胎分娩、全児帝王切開 ・その他の多胎分娩	O80.1 O81 O82 O83.0 O83.1 O83.2 O83.4 O83.8 O83.9 O84.1 O84.2 O84.8

分類項目	基本分類コード
○主として産じよく<褥>に関連する合併症（O85-O92）中の ・その他の産じよく<褥>性感染症（O86）中の ・分娩に続発する腎尿路感染症 ・分娩に続発するその他の腎尿路性器感染症 ・産じよく<褥>の合併症、他に分類されないもの（O90）中の ・分娩後急性腎不全	O86.2 O86.3 O90.4

表2 不担保となる身体部位一覧表

部位番号	身体部位の名称
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む）
4	口腔、歯、舌、がく下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	咽頭および喉頭
7	胃および十二指腸（空腸を含む）
8	小腸
9	盲腸（虫様突起を含む）
10	大腸および直腸
11	肛門
12	肝臓、胆のうおよび胆管
13	すい臓
14	肺臓、胸膜、気管および気管支
15	胸郭
16	腎臓および尿管
17	膀胱および尿道
18	そけい部
19	こう丸および副こう丸
20	前立腺
21	乳房（乳腺を含む）
22	卵巣、卵管および子宮附属器
23	子宮
24	子宮体部
25	頸椎部（当該神経を含む）
26	胸椎部（当該神経を含む）
27	腰椎部（当該神経を含む）
28	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
29	左肩関節部
30	右肩関節部

部位番号	身体部位の名称
31	左股関節部
32	右股関節部
33	左上肢（左肩関節部を除く）
34	右上肢（右肩関節部を除く）
35	左下肢（左股関節部を除く）
36	右下肢（右股関節部を除く）
37	皮膚（頭皮を含む）
38	食道

表3 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 IC D-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスである ものにかぎります。)	U04

約款をお読みいただくに際して

【1】約款をお読みいただくに際して

この約款をお読みいただく際の参考としてください。なお、当社の定める取扱基準等は、将来変更することがあります。

■据置払の取扱について

最低金額	10万円（なお、一部据え置く場合は1万円単位となります）
据置期間	3年以上10年以下（保険期間を限度とします）

※年金の据置払のお取扱いは異なります。

■保険料期間について（払込方法が月払の場合）

保険料期間	【例】 契約日が4月1日で、8月分の保険料期間
当月の契約応当日から 翌月の契約応当日の前日まで	保険料期間は8月1日～8月31日まで

■払済保険とは

将来の保険料のお払い込みを中止し、そのときの解約払戻金をもとにして、元の保険と同じ種類の保険等に切り換えるものです。保険金額は元の保険よりも少なくなります。

払済保険に変更できるのは、つぎの保険種類です。

終身保険、特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕（保険期間が終身の場合のみ）、生活介護保険〔Ⅱ型〕（保険期間が終身の場合のみ）、積立保険、個人年金保険（年金支払開始日前の場合のみ）

■解約払戻金について

当社の定める方法によって計算される解約払戻金については、保険証券に記載の「解約払戻金額例表」などをご覧ください。

■保険契約者に対する貸付（契約者貸付）について

契約者貸付ができる保険種類の貸付利率は、当社ホームページをご覧いただくな、当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

参照 62 ページ

更新・終身変更については制限があります。なお、収入保障保険・就業不能収入保障保険は更新ではなく、他の保険への変更を取り扱います。

■更新・終身変更について（保険期間が有期の場合）

ご契約者は、保険期間満了日の2週間前（＊1）までにお申し出いただくことにより、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に、当社所定の範囲内で更新することができます（保険料の払込免除事由に該当された場合、当社所定の範囲内で原則として自動的に更新されます）。

（＊1）保険契約者に特別な事情があると当社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。

更新制度により最長90歳（更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が90歳を限度）（＊2）まで保障されます。

（＊2）保険種類および特約の付加状況などによっては90歳まで更新できないことがあります。また、一部の保険種類を除き、保険期間満了日の翌日に保険期間が終身の保険へ変更することもできます。

■総則規定・総則別表について

「保険組曲Best」は、複数の保険を組み合わせて契約できる保険です。各保険に共通の規定は、取扱総則規定約款（総則規定といいます）に記載されています。なお、総則規定の別表を総則別表といいます。

取扱総則規定約款

平成30年10月1日改定

(この規定の趣旨)

この取扱総則規定約款は、この取扱総則規定約款を適用することを各普通保険約款に定める保険契約を締結する場合に適用され、各普通保険約款における共通の取扱について規定しています。

この取扱総則規定約款が適用される保険契約の普通保険約款は、締結する保険契約に応じて、各普通保険約款および取扱総則規定約款で構成され、各普通保険約款および取扱総則規定約款が同時に適用されるものとします。

第1節 用語の定義

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この規定において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
給付金（額）等	各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。
支払事由	給付金等を支払う場合のことをいいます。
総則別表	この規定の別表のことをいいます。
請求書類別表	この規定の請求書類別表のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約または保険契約内容の変更が行われた場合の増額部分については、最後の復活または保険契約内容の変更の際の責任開始期のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
死亡保険金等	死亡給付金、満期保険金および遺族年金を含みます。

② この規定において使用する保険種類の名称には、同じ名称の中で特に区別する場合を除いて、付されている番号、「(無解約払戻金型)」および「(低解約払戻金型)」の表示を省略して記載します。

2. 給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由

(給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由)

第2条 保険契約における給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由に関する規定については、各普通保険約款の第1編（普通規定）または特則に定めるものとします。

第2節 会社の責任開始期

1. 会社の責任開始期

(会社の責任開始期)

第3条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合

第1回保険料を受け取った時

(2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合

第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）

② 会社の責任開始の日を契約日とします。

③ 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算します。

④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

(1) 会社名

(2) 保険契約者の氏名または名称

- (3) 被保険者の氏名
 - (4) 死亡保険金等（死亡払戻金を含みます。）の受取人および年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 支払事由または給付金等の名称（支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を含みます。）
 - (6) 保険期間
 - (7) 通常期間
 - (8) 紙付金額等およびその支払方法
 - (9) 年金倍率
 - (10) 保険料およびその払込方法
 - (11) 契約日
 - (12) 保険証券を作成した年月日
- ⑤ 保険料一時払の保険契約のときは、第1項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

第3節 保険料の払込

1. 保険料の払込

（保険料の払込）

第4条 第2回以後の保険料の払込については、保険料払込期間中、当月の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）からその翌月の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料額を次条第1項に定める払込方法（経路）にしたがって、当月の契約応当日（保険料期間の初日）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

- ② 第2回以後の保険料が払込期月中に払い込まれなかった場合、会社は保険契約者につきの事項を通知します。
 - (1) 保険料が払込期月中に払い込まれなかったこと
 - (2) 猶予期間
 - (3) 猶予期間の満了する日までに保険料が払い込まれないときは、猶予期間の満了する日の翌日から保険契約が効力を失うこと
- ③ 保険料がその払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約もしくは特則が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料（特則が消滅したときは、その払込を要しなくなった金額）を保険契約者に払い戻します。ただし、給付金等（死亡払戻金を含み、保険契約または特則の消滅をともなうものおよび年金にかぎります。）を支払うときは、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除き、給付金等（死亡払戻金を含みます。）とともにその受取人に払い戻します。
- ④ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに給付金等の支払事由が生じた場合（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）には、会社は、支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。この場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者（死亡払戻金を支払う場合で、死亡払戻金受取人を指定している場合は死亡払戻金受取人）は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑥ 前項の場合、未払込保険料の払込については、第7条（保険料払込の猶予期間）第4項の規定を準用します。
- ⑦ つぎの各号により保険料が会社の定める金額に満たなくなる場合、会社の定める範囲内で保険料の前納により払い込むことを要します。
 - (1) 紙付金額等の減額が行われたとき
 - (2) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき

（保険料の払込方法（経路））

第5条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 会社の派遣した集金員に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定める地域内にある場合にかぎります。）
 - (3) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体特別取扱等に関する契約が締結されている場合にかぎります。）
 - (6) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- ② 前項第2号の方法による場合、払込期月内に保険料の払込がないときは、第7条第1項の猶予期間中にその未払込

保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間中でも集金員を派遣します。

- ③ 第1項第2号の方法による場合、第7条第1項の猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があつた後、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法（経路）について、会社の定める範囲内で変更することができます。
- ⑤ 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号、第3号、第5号または第6号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は、保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ⑥ 保険契約者は、第1項に定める保険料の払込方法（経路）にかかわらず、会社の承諾を得て、保険料を会社の定める保険金等（他の保険契約の保険金等ならびにこの保険契約および他の保険契約に付加している特約の保険金等を含みます。ただし、生存を支払事由とする保険金等にかぎります。以下本条において「保険金等」といいます。）と相殺する方法で払い込むことができます。この場合、保険金等の受取人は保険契約者と同一人であることを要します。

2. 保険料の前納

（保険料の前納）

第6条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、当月分を含めて6か月分以上払い込むときは、会社の定める率で割り引きします。

- ② 前項の前納保険料は、会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、保険料期間の初日が到来するごとに保険料の払込に充当します。
- ③ つぎの各号の場合に、前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 将來の保険料の払込を要しなくなったとき
 - (3) 無配当個人年金保険契約または無配当長寿生存年金保険契約（以下「個人年金保険契約等」といいます。）の年金支払開始日が到来するとき（ただし、あらかじめ保険契約者から申出がないときは、保険契約の責任準備金に充当し、会社の定める方法により、新たに年金の金額を定めます。）
 - (4) 前項第1号の場合、つぎの各号の給付金等を支払うときは、給付金等（死亡払戻金を含みます。以下本条において同様とします。）とともにその受取人に払い戻します。ただし、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除きます。
 - (1) 保険契約の消滅をともなう給付金等
 - (2) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、個人年金保険契約等の年金を除きます。）
 - (5) 特則の給付金が支払われたことにより特則が消滅した場合、特則部分の前納保険料の残額があるときは、払い戻すべき金額を給付金等とともにその受取人に払い戻します。

3. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（保険料払込の猶予期間）

第7条 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

- ② 猶予期間中に給付金等の支払事由が生じた場合（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）には、会社は、支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きます。
- ③ 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する給付金等（死亡払戻金を含みます。）があるときは、その給付金等を支払います。
- ④ 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに猶予期間中の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

（保険契約の失効）

第8条 保険料が払い込まれないまま前条第1項の猶予期間が経過したときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、解約払戻金があるときは、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を請求することができます。

4. 保険契約の復活

(保険契約の復活)

第9条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約の解約後は、保険契約を復活することはできません。

- ② 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-1）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 前条の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息を払い込んでください。
- ④ 第21条（保険契約者に対する貸付）第6項の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を払い込んでください。
- ⑤ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の復活を承諾した後に第3項および前項の金額を受け取った場合
その金額を受け取った時
 - (2) 第3項および前項の金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
その金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ⑥ 会社は、保険契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

第4節 保険契約の解除等

1. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

(詐欺による取消または不法取得目的による無効)

第10条 保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に詐欺の行為があったときは、保険契約を取消（復活の際の詐欺の場合には、復活を取消）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

- ② 保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活を行ったときは、保険契約を無効（復活の場合には、復活を無効）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

2. 告知義務および保険契約の解除

(告知義務)

第11条 保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第12条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかっただけでなく、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- ② 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金等を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかつたものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその給付金等の受取人が証明したときは、会社は、給付金等を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。
- ⑤ 本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第13条 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

(重大事由による解除)

第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金、死亡給付金または遺族年金の場合は被保険者を除きます。）または給付金等の受取人がこの保険契約の給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額（死亡を支払事由とする給付金額等を除きます。）が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - 工. 保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による給付金等（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号ア、からオ、までに該当したのが給付金等の受取人のみであり、その給付金等の受取人が給付金等の一部の受取人であるときは、給付金等のうち、その受取人に支払われるべき給付金等をいいます。以下、本項において同様とします。）を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 第1項および前項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します
- ④ 本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し給付金等を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない給付金等に対応する部分については前項の規定を適用します。この場合、その部分に解約払戻金があるときには、その部分の各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑥ 個人年金保険契約等または無配当終身生活介護年金保険契約もしくは無配当終身生活介護年金保険〔I型〕契約（以下「終身生活介護年金保険契約」といいます。）または無配当収入保障保険契約、無配当特定疾病収入保障保険契約、無配当介護収入保障保険契約、無配当生活介護収入保障保険契約、無配当就業不能収入保障保険(001)契約、無配当就業不能収入保障保険〔I型〕契約もしくは無配当就業不能収入保障保険〔II型〕契約（以下「収入保障保険契約」

- といいます。)の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 個人年金保険契約等、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない年金に対応する部分のみを解除するものとします。
- (2) 個人年金保険契約等、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に第3項から前項までの規定を適用するときは、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えて適用します。
- (3) 個人年金保険契約等、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に解除事由が生じ、第4項および前項の規定を適用するときは、「各普通保険約款の第3編(特別規定)に定める解約払戻金」とあるのは「各普通保険約款の第1編(普通規定)に定める年金の一括前払の際の支払金額」と読み替えて適用します。
- ⑦ 会社は、支払事由が生じた給付金等について各普通保険約款の第1編(普通規定)に定める据置払または分割払の取扱を開始した後に第1項各号に定める事由に該当した場合には、据置払または分割払中の保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第3項および第4項中、「保険契約者」とあるのは「給付金等の受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4項中、「各普通保険約款の第3編(特別規定)に定める解約払戻金」とあるのは「据え置かれている給付金等(給付金等とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同様とします。)または分割払による給付金等の未支払分およびその利息」と読み替えて適用します。

第5節 保険契約内容の変更

1. 給付金額等の減額

(給付金額等の減額)

- 第15条 保険契約者は、将来に向かって、給付金額等を減額することができます。ただし、減額後の給付金額等が会社の定める金額に満たないときは、給付金額等の減額を取り扱いません。
- ② 給付金額等の減額をするときは、保険契約者は、請求書類別表(②-3)に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 給付金額等が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 給付金額等が減額されたときは、保険契約者に通知します。

2. 保険期間の変更

(保険期間の変更)

- 第16条 保険期間の変更是取り扱いません。

3. 保険料払込期間の変更

(保険料払込期間の変更)

- 第17条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、保険料払込期間を変更することができます。
- ② 保険料払込期間の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表(②-3)に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 会社が保険料払込期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料を改めます。
- ④ 保険料払込期間が変更されたときは、保険契約者に通知します。

第6節 保険契約の更新

1. 保険契約の更新

(保険契約の更新)

- 第18条 保険契約者は、保険期間の満了する日の2週間(ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。以下本項において同様とします。)前までに申し出ることにより、保険契約を保険期間の満了する日の翌日(以下「更新日」といいます。)に更新することができます。
- ② 前項のほか、保険料の払込が免除されている保険契約は、保険期間の満了する日の2週間前までに保険契約者から

とくに反対の申出がないかぎり、更新日に更新されます。

③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の更新を取り扱いません。

(1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき

(2) 更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき

(3) つぎの各号のいずれかの保険契約において、保険料の払込が免除されているとき

ア. 無配当積立保険

イ. 無配当養老保険

ウ. 無配当生存給付金付定期保険

(4) 保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき

④ つぎの各号については、それぞれ更新後と更新前で同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、更新後の保険期間を変更することができます。この場合、更新後の保険期間は、更新前の保険契約の保険料の払込が免除されている場合を除き、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。

(1) 保険期間

(2) 保険契約の型

(3) 支払限度の型

(4) 生存給付金の形式

(5) 年金支払満了年齢

(6) 最低支払保証期間

⑤ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険期間についてはつぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、第1項に定める保険契約の更新の申出の際、会社の承諾を得て、更新後の保険期間を変更することができます。

(2) 保険期間を更新前と同一とすると第3項第2号に該当するときは、つぎのとおり取り扱います。

ア. 更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲内であるとき

会社の定める範囲内で保険期間を短縮して更新します。

イ. 前ア. 以外であるとき

保険契約は更新することができません。

⑥ 更新後の給付金額等は、更新前の給付金額等と同一とします。ただし、保険契約者から保険期間の満了する日の2週間前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、給付金額等を変更して更新することができます。

⑦ 更新後の保険料または給付金額等は、更新日における被保険者の年齢により計算します。

⑧ 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、更新日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。

⑨ 第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。

⑩ 更新後の保険契約の第1回保険料が払い込まれないまま第8項の猶予期間が経過したときは、保険契約は更新されなかつたものとします。

⑪ 更新後の保険契約については、更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。

⑫ 保険契約が更新された場合、つぎの規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(1) 給付金等（満期保険金、生存給付金、満期祝金および健康祝金を除きます。）の支払

(2) 給付金等の支払限度

(3) 保険料の払込免除

(4) 告知義務および告知義務違反による解除

(5) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前のガン診断確定による無効

ア. 無配当ガン保険

イ. 無配当ガン入院保険

ウ. 無配当ガン先進医療保険

(6) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効

ア. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険

イ. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険

ウ. 無配当選択緩和型認知症治療保険

エ. 無配当選択緩和型認知症診断保険

(7) 削減期間

⑬ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。

⑭ 保険料一時払の保険契約に更新する場合、第8項および第10項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

⑮ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料一時払の保険契約を保険料月払の保険

契約に変更することができます。この場合、第12項第3号の規定にかかわらず、保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱いません。

- ⑯ 第3項第4号の規定により保険契約が更新されないときは、更新の取扱に準じて会社の定める他の保険を更新時に締結します。
- ⑰ 保険契約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

第7節 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 保険期間が終身の保険契約への変更

(保険期間が終身の保険契約への変更)

第19条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険期間が有期のこの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）前までに申し出ることにより、保険期間が終身のこの保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。

- ② 前項の場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。
- ③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
- (1) 変更前契約の保険料の払込が免除されている場合
- (2) 特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。
- (3) 変更前契約に特別条件が付加されている場合。ただし、特定疾病・部位不担保法の場合で、その不担保期間が満了しているときを除きます。
- (4) 変更前契約の保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合
- (5) 変更日に会社がこの保険契約（保険期間が終身の保険契約のことをいいます。）の締結を取り扱っていない場合
- ④ 前項第5号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。
- ⑤ 変更後契約の給付金額等は、変更前契約の給付金額等の同額以下とします。ただし、変更後契約の給付金額等は、会社の定める範囲内であることを要します。
- ⑥ 変更後契約の保険契約の型および支払限度の型は、変更前契約の保険契約の型および支払限度の型と同一とします。
- ⑦ 変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- ⑧ 変更後契約の第1回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。
- ⑨ 第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。
- ⑩ 変更後契約の第1回保険料が払い込まれないまま第8項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。
- ⑪ 変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- (1) 給付金等の支払
- (2) 給付金等の支払限度
- (3) 保険料の払込免除
- (4) 告知義務および告知義務違反による解除
- (5) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前のガン診断確定による無効
- ア. 無配当ガン保険
- イ. 無配当ガン入院保険
- ウ. 無配当ガン先進医療保険
- (6) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
- ア. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険
- イ. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険
- ウ. 無配当選択緩和型認知症治療保険
- エ. 無配当選択緩和型認知症診断保険
- (7) 削減期間
- ⑫ 保険契約者は、本条の変更の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。
- ⑬ 保険料一時払の保険契約に変更する場合、第8項および第10項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

⑯ 本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付

1. 保険料の振替貸付

(保険料の振替貸付)

第20条 保険料が第7条第1項の猶予期間の満了する日までに払い込まれない場合でも、保険契約者からあらかじめ申出があったときは、会社は、保険契約者に払い込むべき月以後2か月分の保険料（保険料払込期間の最終月までの月数が2か月末満のときは、1か月分の保険料）に相当する金額を猶予期間の満了時に貸し付け、これを保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。

② 前項の保険料の振替貸付は、貸し付ける保険料に相当する金額（すでに本条による貸付金があるときは、第5項第1号の新たな貸付金となる金額）とその利息の合計額がつぎの金額をこえない場合にかぎり行われるものとします。

(1) 保険料の振替貸付による保険料を払い込んだものとして計算した、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）

(2) すでに本条または次条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額

③ 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②-4）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

④ 本条の貸付金の利息は、つぎのとおりとします。

(1) 会社所定の利率で計算します。

(2) 本条による貸付を行った日の年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。

(3) 保険料の払込を要しなくなった保険契約においては、保険料払込中の保険契約に準じて取り扱います。

⑤ すでに本条の貸付金がある保険契約について、保険料の振替貸付を追加して行う場合には、つぎのとおりとします。

(1) 保険料の振替貸付を追加して行う日現在の本条による貸付元利金および追加の貸付金の合計額を新たな貸付金とします。

(2) 前号の場合、前項第2号の規定中「本条による貸付を行った日」とあるのは「保険料の振替貸付を追加して行った日」と読み替えます。

⑥ 保険契約者は、保険期間中、いつでも本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。

(1) 保険契約または特則が消滅したとき

(2) 紿付金額等を減額したとき

(3) 保険料払込期間を変更したとき

⑦ 生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を差し引き、その残額を据え置きます。

⑧ 前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第1回の終身生活介護年金の金額をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。

2. 保険契約者に対する貸付

(保険契約者に対する貸付)

第21条 保険契約者は、つぎの金額の範囲内であれば、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たないときは、本条の貸付を取り扱いません。

(1) 各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）のうち会社の定める範囲内の金額

(2) すでに前条または本条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額

② 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②-5）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③ 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。

④ つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。

(1) 保険契約または特則が消滅したとき

(2) 紿付金額等を減額したとき

(3) 保険料払込期間を変更したとき

⑤ 生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を差し引き、その残額を据え置きます。

⑥ 前条および本条による貸付金の元利合計額が、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加

された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。) をこえたときは、保険契約は効力を失います。

⑦ 前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 無配当終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第1回の終身生活介護年金の金額をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。

(2) 第1回の終身生活介護年金の支払事由発生後は、新たに本条による貸付は取り扱いません。

第9節 契約者配当金

1. 契約者配当金

(契約者配当金)

第22条 この保険契約には、契約者配当金はありません。

第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人

1. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更

(保険契約者の変更)

第23条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

② 保険契約者の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類別表(②-6)に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③ 保険契約者が変更されたときは、保険契約者に通知します。

(死亡保険金等の受取人の変更)

第24条 保険契約者は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、つぎの各号の受取人にかぎり、会社に対する通知により、受取人を変更することができます。

(1) 死亡保険金受取人、死亡給付金受取人および遺族年金受取人
(2) 満期保険金受取人

② 各普通保険約款において、給付金等の受取人を保険契約者または被保険者に限定している場合には、給付金等の受取人の変更を取り扱いません。

③ 第1項第1号の変更を行う場合には、被保険者の同意を要します。ただし、つぎのすべてを満たす場合を除きます。
(1) ガン死亡保険金または災害死亡保険金の死亡保険金受取人の変更の場合
(2) 変更後の受取人が被保険者の相続人である場合

④ 紿付金等の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金等の受取人とします。

⑤ 前項の規定により給付金等の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金等の受取人となった者のうち生存している他の給付金等の受取人を給付金等の受取人とします。

⑥ 第4項および前項により給付金等の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

⑦ 死亡保険金等の受取人の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表(②-7)に定める書類を会社に提出してください。

⑧ 第1項の通知が会社に到達する前に、会社が変更前の死亡保険金等の受取人に死亡保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金等の受取人から死亡保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による死亡保険金等の受取人の変更)

第25条 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、前条に定める死亡保険金等の受取人の変更をすることができます。

② 前項の受取人の変更は、前条第3項に定める被保険者の同意がなければ、その変更の効力を生じません。

③ 本条による死亡保険金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

④ 保険契約者の相続人は、請求書類別表(②-7)に定める書類を会社に提出してください。

2. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表者

(保険契約者の代表者)

第26条 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対して行った行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

(死亡保険金等の受取人の代表者)

第27条 死亡保険金等の受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡保険金等の受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡保険金等の受取人の1人に対して行った行為は、他の死亡保険金等の受取人に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者の住所または集金場所の変更

(保険契約者の住所または集金場所の変更)

第28条 保険契約者が住所または集金場所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所または集金場所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または集金場所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第11節 契約内容の登録

1. 契約内容の登録

(契約内容の登録)

第29条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
- (2) 死亡保険金もしくは災害死亡保険金の金額または入院給付金の種類ならびに日額
- (3) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日とします。以下第2項において同様とします。）
- (4) 当会社名
- (5) 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいざれか長い期間）以内とします。
- (6) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金、災害死亡保険金または入院給付金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金、災害死亡保険金または入院給付金のある特約を含みます。以下本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約（入院給付金は対象から除きます。）が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (7) 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- (8) 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同様とします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいざれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金、高度障害保険金または入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金、高度障害保険金または入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (9) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (10) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (11) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、入院給付金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、入院共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続

1. 給付金等の受取人による保険契約の存続

(給付金等の受取人による保険契約の存続)

- 第30条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、その通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者でないこと
(3) 生存を支払事由とする給付金等のみの受取人でないこと
- ③ 前項の場合、給付金等の受取人は、請求書類別表（②-11）に定める書類を会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、つぎの各号の給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときは、次項から第7項までのとおり取り扱います。
- (1) 死亡を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
(2) 支払事由の発生により保険契約が終了する生存を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
(3) 支払事由の発生により保険契約が終了する傷害または疾病を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
(4) 支払事由の発生により保険契約が終了しないつぎの給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
ア. 生存を支払事由とする給付金等
イ. 解約払戻金が減少する傷害または疾病を支払事由とする給付金等
ウ. 特則の給付金等
(5) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、第8項に該当するものを除きます。）
⑤ 前項第1号から第3号までの場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。
- ⑥ 第4項第4号の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合
ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。
(2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合
ア. 当該支払うべき金額を債権者等に支払います。
イ. 当該給付金等の支払事由が生じた時以後、第2項本文の金額は、前ア. の金額を差し引いた金額とします。
ウ. 第1項の規定により解約の効力が生じたときは、前号の規定を適用します。この場合、「給付金等の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- ⑦ 第4項第5号の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合
ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。
(2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合
ア. 当該支払うべき金額は、第1回および第2回以後の年金支払の給付金等の一括前払を行う金額とし、前号の規定を適用します。
イ. 保険契約は支払事由が生じた時に消滅します。ただし、終身生活介護年金保険契約の場合を除きます。
- ⑧ 個人年金保険契約等において、第1項の解約の効力を生じる日が、年金支払開始日以後となる場合、第1項から前項までの規定は適用せず、保険契約の解約を取り扱うものとします。

第13節 その他

1. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第31条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居もししくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または保険料もしくは給付金額等の変更を行わず、保険契約上の責任を負います。

2. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第32条 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年末満の端数は切り捨てます。

② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第33条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

- (1) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲内であったときは、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。
 - (2) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、前項の規定を準用します。

3. 時効

(時効)

第34条 給付金等、解約払戻金、その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

4. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第35条 この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金等の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

5. デビットカードおよびクレジットカードによる保険料等の払込

(デビットカードによる保険料等の払込)

第36条 保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。

② 前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。

(クレジットカードによる保険料等の払込)

第37条 保険契約者は、会社の指定したクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）を使用することにより保険料等を払い込むことができます。

- ② 前項の場合、会社が指定カードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行ったうえで、指定カードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用するときは、クレジットカード利用票を作成した時）に保険料等が払い込まれたものとします。
- ③ 会社が指定カードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの条件をすべて満たすときは、保険料等の払込はなかったものとして取り扱います。

（1）会社が、会社と保険料等のクレジットカードによる決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下

- 「提携カード会社」といいます。)から保険料等を受け取ることができないこと
- (2) 提携カード会社が指定カードの名義人から保険料等を受け取ることができないこと
- ④ 前項の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 本条の取扱に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
- (2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、保険料等を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

6. 給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則

(給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則)

- 第38条 保険組立特約条項の規定により同じ取扱を行う保険契約について、給付金等（死亡払戻金を含みます。以下本条において同様とします。）の請求が行われ、その請求に必要な書類が提出された場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 提出された書類から会社が支払事由（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）に該当すると判断でき、かつ、つぎのすべてを満たす他の給付金等がある場合、その請求が給付金等の受取人から同時に行われたものとして取り扱います。
- ア. 給付金等の受取人が同一であること
- イ. 保険種類および名称が同一の給付金等または請求書類別表③に該当する給付金等であること
- (2) 提出された書類から会社が保険料の払込免除事由に該当すると判断できるときは、その保険料の払込免除の請求が保険契約者から同時に行われたものとして取り扱います。

7. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則

(情報端末による保険契約の申込等に関する特則)

- 第39条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末などの情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込および告知をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社に送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、保険契約の申込をできるものとします。
- (2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社に送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、告知をできるものとします。
- ② 会社は、前項の規定による保険契約の申込および告知を受けたときは、その保険契約の申込および告知に関する書面等を保険契約者（被保険者に関する書面等については被保険者）に交付します。

8. インターネットによる保険契約の申込等に関する特則

(インターネットによる保険契約の申込等に関する特則)

- 第40条 保険契約者は、会社の承諾を得て、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により、保険契約の申込および告知（以下「保険契約の申込等」といいます。）をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 被保険者は、保険契約者と同一人とします。
- (2) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、会社が電磁的方法により表示した保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、保険契約の申込をできるものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、会社が電磁的方法により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、告知をできるものとします。
- (4) 会社は、第2号および前号により保険契約者または被保険者から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込等があったものとして取り扱います。この場合、会社は、受信した保険契約の申込等の内容を保険契約者または被保険者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

9. 既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則

(既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則)

- 第41条 保険契約者は、すでにある会社の定める保険契約（以下本条において「既契約」といいます。）の保険期間が満了する日の2週間前（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することができます。）までに申し出ることにより、会社の承諾を得て、つぎのとおり取り扱うことができるものとします。

- (1) この保険契約の契約日は、第3条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、既契約の保険期間の満了する日の翌日とします。
- (2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日までの間にこの保険契約の保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- (2) この保険契約の責任開始の日が既契約の保険期間の満了する日の翌日以降となる場合には、前項の規定は適用しません。

無配当終身保険（001）普通保険約款

平成30年10月1日改定

（この保険の趣旨）

この保険は、被保険者の生涯を保障することを目的とした保険で、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）死亡保険金

被保険者が死亡したときにお支払いします。

（2）高度障害保険金

被保険者が高度障害状態に該当したときにお支払いします。

（3）保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお支払いを免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	保険金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 保険金の支払および免責事由

（保険金の支払）

第2条 この保険契約において支払う保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき		被保険者

② 前項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

（保険金の免責事由）

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、保険金を支払いません。

名称	免責事由
死亡保険金	(1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱

名称	免責事由
高度障害 保険金	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

(保険金の支払に関する補則)

- 第4条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- ② 会社が高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態に該当した時から消滅したものとみなします。
- ③ 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。
- ④ 死亡保険金が支払われたときは、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、高度障害保険金を支払いません。
- ⑤ 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、第2条（保険金の支払）の規定にかかわらず、高度障害保険金の受取人は保険契約者とします。
- ⑥ 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑦ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合は高度障害状態に該当した場合でも、その原因により死亡した場合は高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑧ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、死亡保険金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺
(2) 死亡保険金受取人の故意
(3) 戦争その他の変乱
- ⑨ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑩ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。）
(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

(保険金の支払方法の選択)

- 第5条 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。
- ② 前項の規定により据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。
- ③ 会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
- ④ 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、第1項の規定により据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。
- ⑤ 保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第1項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

(保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 第6条 保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その保険金を請求してください。

保険金の名称	請求書類別表の番号
死亡保険金	(①-1)
高度障害保険金	(①-3)

③ 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

(2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金を請求した者に通知します。

⑧ 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または受給者が保険金の請求内容を了知していることが確認できる書類

(2) 被保険者または受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類

(3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第7条 月払契約の場合、この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料

- ② 前項の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- ③ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ④ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定を適用しません。
- ⑤ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第8条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
身体障害状態 (総則別表3)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第9条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①-12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

（共通規定）

第10条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する 規定	適用しない 規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第5節 保険契約内容の変更	1. 紹付金額等の減額	○
	2. 保険期間の変更	○
	3. 保険料払込期間の変更	○
第6節 保険契約の更新		○
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更		○
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付	○	
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録	○	
第12節 紹付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第11条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払または一時払とします。

2. 解約

（解約）

第12条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第13条 解約払戻金は、保険料払込期間中の保険契約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料一時払の保険契約および保険料払込済の保険契約については、それぞれその経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。
- ③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

4. 払済保険への変更

（払済保険への変更）

第14条 保険契約者は、月払契約の場合、将来の保険料の払込を中止して、払済保険に変更することができます。ただし、変更後の保険金額（以下「払済保険金額」といいます。）が会社の定める金額に満たないときは、払済保険への変更を取り扱いません。

- ② 払済保険への変更後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 払済保険の保険期間は、変更前の保険期間と同一とします。
 - (2) 払済保険金額は、変更時の解約払戻金額（総則規定に定める保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付による貸付金があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）にもとづいて定めます。
 - (3) 払済保険への変更後は、つぎに定める保険金を支払います。
 - (1) 被保険者が第2条に定める死亡保険金の支払事由に該当したときは、払済保険金額に相当する金額を死亡保険金

として死亡保険金受取人に支払います。

- (2) 被保険者が第2条に定める高度障害保険金の支払事由に該当したときは、払済保険金額に相当する金額を高度障害保険金として被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、保険契約者）に支払います。
- ④ 払済保険への変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ⑤ 払済保険に変更されたときは、保険契約者に通知します。

5. 他の保険契約からの変更に関する特則

（他の保険契約からの変更に関する特則）

第15条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、つぎの各号のいずれかの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することができます。）前までに申し出ることにより、この保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。

- (1) 無配当定期保険
(2) 無配当養老保険
(3) 無配当生存給付金付定期保険
(4) 無配当収入保障保険
- ② 前項の場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。
- ③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
- (1) 変更前契約の保険料の払込が免除されている場合
(2) 変更前契約に特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。
(3) 変更前契約の保険期間の満了する日までの変更前契約の保険料が払い込まれていない場合
(4) 変更日に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合
- ④ 前項第4号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。
- ⑤ 変更後契約の保険金額は、変更前契約の保険金額（変更日の前日における変更前契約の年金現価に相当する金額を含みます。）の同額以下とします。ただし、変更後契約の保険金額は、会社の定める範囲内であることを要します。
- ⑥ 変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- ⑦ 変更後契約の第1回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。
- ⑧ 総則規定第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび総則規定第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。
- ⑨ 変更後契約の第1回保険料が払い込まれないまま第7項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。
- ⑩ 変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- (1) 保険金の支払
(2) 保険料の払込免除
(3) 告知義務および告知義務違反による解除
- ⑪ 本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

無配当定期保険（001）普通保険約款

平成30年10月1日改定

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）死亡保険金

被保険者が保険期間中に死亡したときにお支払いします。

（2）高度障害保険金

被保険者が高度障害状態に該当したときにお支払いします。

（3）保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	保険金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 保険金の支払および免責事由

（保険金の支払）

第2条 この保険契約において支払う保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡 保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金 受取人
高度障害 保険金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき		被保険者

② 前項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

（保険金の免責事由）

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、保険金を支払いません。

名称	免責事由
死亡 保険金	(1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱

名称	免責事由
高度障害 保険金	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

(保険金の支払に関する補則)

- 第4条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- ② 会社が高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態に該当した時から消滅したものとみなします。
- ③ 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。
- ④ 死亡保険金が支払われたときは、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、高度障害保険金を支払いません。
- ⑤ 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、第2条（保険金の支払）の規定にかかわらず、高度障害保険金の受取人は保険契約者とします。
- ⑥ 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑦ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合は高度障害状態に該当した場合でも、その原因により死亡した場合は高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑧ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、死亡保険金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺
(2) 死亡保険金受取人の故意
(3) 戦争その他の変乱
- ⑨ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑩ 高度障害保険金の支払事由について、回復の見込の有無が不明確な状態が継続している間にこの保険期間が満了した場合で、保険期間の満了する日の翌日から起算して1年以内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、保険期間の満了する日の翌日から起算して1年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明確な状態にあるときは、高度障害保険金を支払います。
- ⑪ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

(保険金の支払方法の選択)

- 第5条 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。
- ② 前項の規定により据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。
- ③ 会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
- ④ 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、第1項の規定により据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。
- ⑤ 保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第1項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

(保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 第6条 保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してく

ださい。

- ② 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その保険金を請求してください。

保険金の名称	請求書類別表の番号
死亡保険金	(①-1)
高度障害保険金	(①-3)

- ③ 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

- ④ 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金を請求した者に通知します。

- ⑧ 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または受給者が保険金の請求内容を了知していることが確認できる書類

- (2) 被保険者または受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類

- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

3. 保険料の払込免除

(保険料の払込免除)

第7条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料

- ② 前項の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- ③ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ④ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- ⑤ 保険料の払込を免除されたときは、保険契約者に通知します。

(保険料の払込を免除しない場合)

第8条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

- ② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。
 - (1) 地震、噴火または津波
 - (2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

第9条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①-12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第10条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 紹付金額等の減額	○
	2. 保険期間の変更	○
	3. 保険料払込期間の変更	○
第6節 保険契約の更新	○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更		○
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録	○	
第12節 紹付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第11条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第12条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第13条 解約払戻金は、保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。
- ③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

4. 無配当終身保険への変更

（無配当終身保険へ変更する場合の特則）

第14条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、無配当終身保険普通保険約款に定めるところにより、この保険契約を無配当終身保険へ変更することができます。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

- (1) 保険料の払込が免除されている場合
- (2) 特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。
- (3) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合
- (4) 変更日に会社が無配当終身保険の締結を取り扱っていない場合
- ② 本条による変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

5. 他の保険契約からの変更に関する特則

(他の保険契約からの変更に関する特則)

第15条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、つぎの各号のいずれかの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することができます。以下本条において同様とします。）前までに申し出ることにより、この保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。

- (1) 無配当収入保障保険
- ② 前項のほか、保険料の払込が免除されている変更前契約は、変更前契約の保険期間の満了する日の2週間前までに保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、変更後契約に変更されます。
- ③ 本条の変更を行う場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。
- ④ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 変更前契約に特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。
 - (2) 変更前契約の保険期間の満了する日までの変更前契約の保険料が払い込まれていない場合
 - (3) 変更日に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合
- ⑤ 変更後の保険期間は、変更前の保険期間と同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、変更後の保険期間を変更することができます。この場合、変更後の保険期間は、変更前の保険契約の保険料の払込が免除されている場合を除き、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、変更後の保険期間についてはつぎのとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、第1項に定める他の保険契約からの変更の申出の際、会社の承諾を得て、変更後の保険期間を変更することができます。
 - (2) 保険期間を変更前と同一とすると変更後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 変更日における被保険者の年齢が会社の定める範囲内であるとき
会社の定める範囲内で保険期間を短縮して変更します。
 - イ. 前ア. 以外であるとき
本条の変更を行うことができません。
- ⑦ 第4項第3号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。
- ⑧ 変更後契約の保険金額は、変更日の前日における変更前契約の年金現価に相当する金額と同額とします。ただし、保険契約者から変更前契約の保険期間の満了する日の2週間前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、変更後契約の保険金額を変更することができます。
- ⑨ 変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- ⑩ 変更後契約の第1回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。
- ⑪ 総則規定第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび総則規定第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。
- ⑫ 変更後契約の第1回保険料が払い込まれないまま第10項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかつたものとして取り扱います。
- ⑬ 変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
 - (1) 保険金の支払
 - (2) 保険料の払込免除
 - (3) 告知義務および告知義務違反による解除
- ⑭ 本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

6. 団体保険からの加入に関する特則

(団体保険からの加入に関する特則)

第16条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める団体保険契約（団体保険契約に特約が付加されている場合はその特約を含み、以下本条において「加入前契約」といいます。）からこの保険契約に加入することができます。

- ② 前項の規定によりこの保険契約に加入された場合の契約日は、総則規定第3条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、加入前契約のその被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間の最終日の翌日になるものとし、会社は、その日からこの保険契約上の責任を負います。
- ③ 第1項の規定により加入前契約からこの保険契約への加入が行われた場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 加入前契約の責任開始期以後で、かつ、この保険契約の責任開始期前の原因により、この保険契約の高度障害保険金が支払われるべき事由に該当した場合、その原因は、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、この保険契約について保険契約の復活があった場合を除きます。
- (2) 加入前契約または加入前契約のその被保険者に対する部分に詐欺の行為または保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約に詐欺の行為または保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があったものとします。

無配当収入保障保険（002）普通保険約款

平成30年10月1日改定

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 遺族年金

被保険者が保険期間中に死亡したとき、以後、所定の期間まで年金をお支払いします。

(2) 高度障害年金

被保険者が高度障害状態に該当したとき、以後、所定の期間まで年金をお支払いします。

(3) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
年金	遺族年金または高度障害年金のことをいいます。
支払事由	年金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても年金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。
年金支払開始日	第1回の年金が支払われることとなる支払事由が生じた日のことをいいます。
年金支払日	第1回の年金については年金支払開始日のことをいい、第2回以後の年金については年金支払開始日の月単位の応当日（月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日）のことをいいます。
年金支払満了年齢	この保険契約の締結の際に定める、最終の年金を支払う場合の基準となる被保険者の年齢のことをいいます。
最低支払保証期間	この保険契約の締結の際に定める、年金支払を最低保証する期間のことをいいます。
年金支払期間	年金を支払う期間のことをいい、その期間の計算にあたっては年金支払開始日から起算し、年金支払満了年齢となる年単位の契約応当日の前日までの期間または最低支払保証期間の満了する日までの期間のどちらか長い期間のことをいいます。ただし、年金支払期間を変更した場合、その変更後の期間のことをいいます。

2. 年金の支払および免責事由

（年金の支払）

第2条 この保険契約において支払う年金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
遺族年金	(1) 第1回の遺族年金 被保険者が保険期間中に死亡したとき	年金月額	遺族年金受取人
	(2) 第2回以後の遺族年金 第1回の遺族年金が支払われた場合で、第1回の遺族年金の支払事由が生じた日後、年金支払期間中に、年金支払日が到来したとき		
高度障害年金	(1) 第1回の高度障害年金 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき		被保険者
	(2) 第2回以後の高度障害年金 第1回の高度障害年金が支払われた場合で、第1回の高度障害年金の支払事由が生じた日後、年金支払期間中に、年金支払日が到来したとき		

② 前項の高度障害年金の支払事由には、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

（年金の免責事由）

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、年金を支払いません。

名称	免責事由
遺族年金	(1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 遺族年金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱
高度障害年金	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

（年金の支払に関する補則）

第4条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、遺族年金を支払います。

- ② 第1回の年金の請求を受け、第1回の年金が支払われるときは、会社は、別の支払事由による第1回の年金の請求を受けても年金を重複して支払いません。
- ③ 保険契約者が法人で、かつ、遺族年金受取人が保険契約者であるときは、第2条（年金の支払）の規定にかかわらず、高度障害年金の受取人は保険契約者とします。
- ④ 遺族年金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が遺族年金の一部の受取人であるときは、遺族年金の残額を遺族年金の他の受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡しましたは高度障害状態に該当した場合でも、その原因により死亡しましたは高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑥ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、遺族年金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺
 - (2) 遺族年金受取人の故意
 - (3) 戦争その他の変乱
- ⑦ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより、遺族年金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑧ 第1回の高度障害年金の支払事由について、回復の見込の有無が不明確な状態が継続している間に保険期間が満了した場合で、保険期間の満了する日の翌日から起算して1年内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、保険期間の満了する日の翌日から起算して1年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明確な状態にあるときは、保険期間満了時に高度障害状態に該当したものとみなして高度障害年金を支払います。
- ⑨ 年金が支払われる場合には、年金支払開始日後に到来する保険料期間に対する保険料の払込は要しません。
- ⑩ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて

承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

（2）その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（年金受取人および後継年金受取人）

第5条 年金の受取人（以下「年金受取人」といいます。）は、年金支払開始日に、保険契約者から保険契約上的一切の権利義務を承継するものとします。

② 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときに年金受取人の保険契約上的一切の権利義務を承継すべき者（以下「後継年金受取人」といいます。）を指定することができます。

③ 年金支払開始日以後に、年金受取人が死亡したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）後継年金受取人が指定されている場合

後継年金受取人が、年金受取人のこの保険契約上的一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人になるものとします。ただし、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が死亡しているときは、年金受取人の法定相続人が後継年金受取人となるものとします。

（2）後継年金受取人が指定されていない場合

年金受取人の法定相続人が保険契約上的一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人になるものとします。

④ 前項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人（前項第2号の場合は、新たな年金受取人）としての取扱を受けることができません。

⑤ 第3項の規定により後継年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

⑥ 年金受取人の保険契約上的一切の権利義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、新たに後継年金受取人を指定することができます。

⑦ 後継年金受取人の指定をするときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。

（年金の一括前払）

第6条 年金支払開始日以後、年金受取人は、まだ年金支払日が到来していない年金支払期間中の年金の一括前払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）年金の一括前払を請求するときは、年金受取人は、請求書類別表（①-15）に定める書類を会社に提出してください。

（2）年金の一括前払が請求されたときは、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。

（3）年金を一括前払したときは、保険契約は一括前払した時に消滅します。

② 前項のほか、保険契約の締結、年金月額の減額または第1回の年金の請求の際に、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の申出により、年金の支払時期を毎月の支払からつぎに定める年1回の支払（以下「年一括前払」）への変更を請求することができます。年金の年一括前払への変更を行う場合、つぎのとおり取り扱います。

（1）年金は、年金支払開始日および年金支払開始日の年単位の応当日（以下本項において「年一括前払による年金の支払日」といいます。）に別表1に定める方法により計算した12か月分（年金支払期間の満了する日までの残存期間が12か月末満の場合、その残存期間の月数分）の年金の現価に相当する金額を年金受取人に支払います。

（2）年一括前払への変更を行ったときは、年一括前払による年金の支払日以外の年金支払日における年金の支払はありません。

（3）年一括前払による年金の支払開始後は、会社は、月単位での年金の支払への変更を取り扱いません。

（4）年金支払期間の満了する日までの残存期間分の年金を支払った場合、保険契約はその支払った時に消滅します。

（年金の支払方法の選択）

第7条 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、年金の支払方法について、会社の承諾を得て、据置払の方法を選択することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。

（1）据置払の方法を選択した場合には、会社の定める利率による利息をつけて据え置いておき、年金受取人から請求があったときに年金受取人に支払います。

（2）保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。

（3）年金の支払方法の選択または変更が行われたときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）に通知します。

(年金の請求、支払時期および支払場所)

第8条 第1回の年金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

② 年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その年金を請求してください。

年金の名称	請求書類別表の番号
遺族年金	(①-1)
高度障害年金	(①-3)

③ 年金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 年金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金請求時までにおける事実

⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、年金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

(2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その年金を請求した者に通知します。

⑧ 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および遺族年金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の年金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、遺族年金または高度障害年金の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または受給者が年金の請求内容を了知していることが確認できる書類

(2) 被保険者または受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類

(3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

(年金支払証書の交付)

第9条 会社は、第1回の年金を支払う際に、年金支払証書を年金受取人に交付します。

3. 保険料の払込免除

(保険料の払込免除)

第10条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来しない将来の保険料

- ② 前項の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときを含みます。
- ③ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ④ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、第19条（年金支払期間の変更）の規定を除き、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- ⑤ 保険料の払込を免除されたときは、保険契約者に通知します。

(保険料の払込を免除しない場合)

第11条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
身体障害状態 (総則別表3)	<ul style="list-style-type: none">(1) 保険契約者の故意または重大な過失(2) 被保険者の故意または重大な過失(3) 被保険者の犯罪行為(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故(8) 地震、噴火または津波(9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

第12条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①-12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第8条（年金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第13条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目		適用する規定	適用しない規定
第1節 用語の定義		○	
第2節 会社の責任開始期		○	
第3節 保険料の払込		○	
第4節 保険契約の解除等		○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 給付金額等の減額	○	
	2. 保険期間の変更		○
	3. 保険料払込期間の変更		○
第6節 保険契約の更新		○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更			○
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付			○
第9節 契約者配当金		○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人		○	
第11節 契約内容の登録		○	
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続		○	
第13節 その他		○	
別表		○	
請求書類別表		○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第14条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第15条 保険契約者は、第1回の年金の支払事由発生前にかぎり、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第16条 解約払戻金は、保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。
- ③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第8条（年金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

4. 他の保険契約への変更

（無配定期保険へ変更する場合の特則）

第17条 保険契約者は、総則規定の規定により保険契約が更新されない場合、被保険者の同意および会社の承諾を得て、無配定期保険普通保険約款に定めるところにより、この保険契約を無配定期保険へ変更することができます。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

- (1) 特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。
- (2) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合

- (3) 変更日に会社が無配当定期保険の締結を取り扱っていない場合
- ② 前項のほか、保険料の払込が免除されている保険契約が総則規定の規定により更新されない場合、無配当定期保険普通保険約款に定めるところにより、この保険契約は無配当定期保険へ変更されます。ただし、前項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合を除きます。
- ③ 本条による変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

(無配当終身保険へ変更する場合の特則)

第18条 保険契約者は、総則規定の規定により保険契約が更新されない場合、被保険者の同意および会社の承諾を得て、無配当終身保険普通保険約款に定めるところにより、この保険契約を無配当終身保険へ変更することができます。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

- (1) 保険料の払込が免除されている場合
- (2) 特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。
- (3) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合
- (4) 変更日に会社が無配当終身保険の締結を取り扱っていない場合
- ② 本条による変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

5. 年金支払期間の変更

(年金支払期間の変更)

第19条 年金受取人は、第1回の年金の請求の際、会社の定める範囲内で、年金支払期間を変更することができます。

- ② 年金支払期間を変更するときは、年金受取人は、請求書類別表（②-3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 年金支払期間が変更されたときは、会社の定める方法により、年金月額を変更します。

6. 後継年金受取人の変更

(後継年金受取人の変更)

第20条 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。

- ② 後継年金受取人の変更をするときは、保険契約者または年金受取人は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。
- ③ 第1項の通知が会社に到達する前に、会社が変更前の受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

別表1 年一括前払の支払金額

年金の年一括前払の支払金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

- (1) 12か月分の年金の現価

(年金月額) × (支払月数12か月に対応する下表の現価率)

- (2) 残存期間が12か月分未満の場合の年金現価

(年金月額) × (残存期間の支払月数に対応する下表の現価率)

支払月数	現価率
12か月	11.90
11か月	10.92
10か月	9.93
9か月	8.95
8か月	7.96
7か月	6.97
6か月	5.98
5か月	4.98

支払月数	現価率
4か月	3.99
3か月	3.00
2か月	2.00
1か月	1.00

無配当特定疾病・疾病障害保険〔I型〕(無解約払戻金型)(001)普通保険約款

(平成29年4月1日実施)

(この保険の趣旨)

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 特定疾病・疾病障害保険金

被保険者が保険期間中に特定の疾病（悪性新生物（ガン）、急性心筋梗塞、脳卒中）または疾病による障害により所定の状態に該当したときにお支払いします。

(2) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

(3) 特定疾病・疾病障害ワイド給付金（特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔I型〕を附加した場合）

被保険者が保険期間中に悪性新生物（ガン）もしくは上皮内新生物等に罹患したと医師に診断確定されたとき、急性心筋梗塞もしくは脳卒中の治療を目的として入院を開始したときまたは疾病による障害により所定の状態に該当したときにお支払いします。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	保険金または給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても保険金もしくは給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 保険金の支払および免責事由

（保険金の支払）

第2条 この保険契約において支払う保険金はつきのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
特定疾病・疾病障害 保険金	(1) 被保険者が責任開始期以後、保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（総則別表12）に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。以下「診断確定」といいます。）されたとき (2) 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 急性心筋梗塞（総則別表12）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき イ. 脳卒中（総則別表12）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (3) 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 疾病障害状態（総則別表15）の①に該当し、その疾病障害状態がその該当した日から起算して180日以上継続したと医師によって診断されたとき イ. 疾病障害状態（総則別表15）の②から⑤までのいずれかに該当したとき	保険金額	被保険者

- ② 前項の特定疾病・疾病障害保険金の支払事由の(3)には、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない疾病にかかります。）を原因とする障害状態が新たに加わって疾病障害状態に該当したときを含みます。
- ③ 第1項の特定疾病・疾病障害保険金の支払事由の(1)に該当した場合でも、責任開始期の属する日から起算して90日以内に総則別表12の①B中、基本分類コードC50の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、会社は、特定疾病・疾病障害保険金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物については、責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物（総則別表12）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病・疾病障害保険金を支払います。

（保険金の免責事由）

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、保険金を支払いません。

名称	免責事由
特定疾病・疾病障害保険 金の疾病障害状態（総則 別表15）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

(保険金の支払に関する補則)

- 第4条 被保険者が保険期間中に死亡し、死亡後に、被保険者について第2条（保険金の支払）第1項の特定疾病・疾病障害保険金の支払事由に該当する診断確定または診断があった場合には、会社は、被保険者の死亡の直前にその診断確定または診断があったものとして取り扱います。
- ② 被保険者が責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞（総則別表12）により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日を経過するまでに、その急性心筋梗塞を直接の原因として被保険者が死亡した場合には、第2条（保険金の支払）第1項の特定疾病・疾病障害保険金の支払事由の(2)ア. に規定する「労働の制限を必要とする状態」が、その診療を受けた日から被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときにかぎり、被保険者の死亡の直前に第2条第1項の特定疾病・疾病障害保険金の支払事由の(2)ア. に規定する特定疾病・疾病障害保険金の支払事由に該当する診断があったものとして取り扱います。
- ③ 被保険者が責任開始期以後に発病した脳卒中（総則別表12）により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日を経過するまでに、その脳卒中を直接の原因として被保険者が死亡した場合には、第2条（保険金の支払）第1項の特定疾病・疾病障害保険金の支払事由の(2)イ. に規定する「他覚的な神経学的後遺症」が、その診療を受けた日から被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときにかぎり、被保険者の死亡の直前に第2条第1項の特定疾病・疾病障害保険金の支払事由の(2)イ. に規定する特定疾病・疾病障害保険金の支払事由に該当する診断があったものとして取り扱います。
- ④ 被保険者が保険期間中に急性心筋梗塞（総則別表12）または脳卒中（総則別表12）を発病し、保険期間の満了する日から起算して60日以内に、第2条（保険金の支払）第1項に定める特定疾病・疾病障害保険金の支払事由の(2)に定める状態に該当した場合には、特定疾病・疾病障害保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者が保険期間中に疾病障害状態（総則別表15）に該当し、保険期間の満了する日から起算して180日以内に、第2条（保険金の支払）第1項に定める特定疾病・疾病障害保険金の支払事由の(3)のア. に定める状態に該当した場合には、特定疾病・疾病障害保険金を支払います。
- ⑥ 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- (1) 戦争その他の変乱
- (2) 地震、噴火または津波
- ⑦ 保険契約は、特定疾病・疾病障害保険金を支払った場合には、その特定疾病・疾病障害保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
- ⑧ 特定疾病・疾病障害保険金が支払われたことにより、この保険契約が消滅した場合には、保険契約者に通知します。
- ⑨ 保険契約者が法人の場合、第2条（保険金の支払）の規定にかかわらず、特定疾病・疾病障害保険金の受取人は保険契約者とします。
- ⑩ 被保険者が責任開始期前の疾病を原因として、責任開始期以後に第2条（保険金の支払）第1項の特定疾病・疾病障害保険金の支払事由の(2)または(3)の規定に定める状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その疾病（その疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
- イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
- ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ### (保険契約の消滅)
- 第5条 被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。
- ### (保険金の支払方法の選択)
- 第6条 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。
- ② 前項の規定により据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。
- ③ 会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
- ④ 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、第1項の規定により据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。

- ⑤ 保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第1項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

（保険金の請求、支払時期および支払場所）

第7条 保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類別表（①-10）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金を請求した者に通知します。

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第8条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	

② 前項の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 前項の保険料の払込免除事由の(1)の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 前項の保険料の払込免除事由の(2)の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- (3) 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 - (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- (4) 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- (5) 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定を適用しません。
- (6) 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第9条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第10条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知し

てください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①-12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第7条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

（共通規定）

第11条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 給付金額等の減額	○
	2. 保険期間の変更	○
	3. 保険料払込期間の変更	○
第6節 保険契約の更新	○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更		○
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録		○
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第12条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第13条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。

- ② 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第14条 この保険契約には、解約払戻金はありません。

特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔I型〕

(特則の付加)

第1条 保険契約者は、保険契約の締結または更新の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。

(給付金の支払)

第2条 この特則において支払う給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
特定疾病・ 疾病障害 ワイド給付金	(1) 被保険者が、責任開始期前に悪性新生物（総則別表12）および上皮内新生物等（総則別表12）のいずれにも罹患したことがなく、かつ、責任開始期以後、保険期間中に、悪性新生物（総則別表12）または上皮内新生物等（総則別表12）に罹患し、医師により診断確定されたとき (2) 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞（総則別表12）または脳卒中（総則別表12）を発病し、その疾病的治療を目的として、病院または診療所における入院（総則別表5）を開始したとき (3) 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 疾病障害状態（総則別表15）の①に該当し、その疾病障害状態がその該当した日から起算して180日以上継続したと医師によって診断されたとき イ. 疾病障害状態（総則別表15）の②から⑤までのいずれかに該当したとき	給付金額	被保険者

- ② 前項の特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払事由の(3)には、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない疾患にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって疾病障害状態に該当したときを含みます。
- ③ 第1項の特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払事由の(1)に該当した場合でも、責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物または総則別表12の③B中、基本分類コードD05の上皮内新生物（以下「乳房の上皮内癌」といいます。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、会社は、特定疾病・疾病障害ワイド給付金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物および乳房の上皮内癌については、責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物（総則別表12）または上皮内新生物等（総則別表12）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病・疾病障害ワイド給付金を支払います。

(給付金の免責事由)

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、給付金を支払いません。

名称	免責事由
特定疾病・疾病障害 ワイド給付金の 疾病障害状態 (総則別表15)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

(給付金の支払に関する補則)

- 第4条 被保険者が保険期間中に死亡し、死亡後に、被保険者について第2条（給付金の支払）第1項の特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払事由の(1)または(3)に該当する診断確定または診断が行われた場合には、会社は、被保険者の死亡の直前にその診断確定または診断があったものとして取り扱います。
- ② 被保険者が保険期間中に死亡し、死亡後に、被保険者について急性心筋梗塞（総則別表12）または脳卒中（総則別表12）を直接の原因として死亡したことが医学的に認められる場合には、会社は、被保険者の死亡の直前に第2条（給付金の支払）第1項の特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払事由の(2)に該当する入院を開始したものとし

て取り扱います。

- ③ 本則第2条（保険金の支払）第1項の特定疾病・疾病障害保険金の支払事由の(2)に該当したことにより特定疾病・疾病障害保険金が支払われる場合には、会社は、その特定疾病・疾病障害保険金の支払事由に該当した時に第2条（給付金の支払）第1項の特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払事由の(2)に該当する入院を開始したものとして取り扱います。
- ④ 被保険者が急性心筋梗塞（総則別表12）もしくは脳卒中（総則別表12）以外の疾病または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害を原因とする入院中に、急性心筋梗塞（総則別表12）または脳卒中（総則別表12）を併発し、その治療を開始したと医学的に認められる場合には、その治療を開始した日に急性心筋梗塞（総則別表12）または脳卒中（総則別表12）の治療を目的とした入院を開始したものとみなして取り扱います。
- ⑤ この特則は、特定疾病・疾病障害ワイド給付金を支払った場合には、その特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
- ⑥ 特定疾病・疾病障害ワイド給付金が支払われたことにより、この特則が消滅した場合には、会社の定めるところによりまだ保険料期間の到来していない将来の保険料をこの特則部分を除外したものに改め、保険契約者に通知します。
- ⑦ 保険契約者が法人の場合、第2条（給付金の支払）の規定にかかわらず、特定疾病・疾病障害ワイド給付金の受取人は保険契約者とします。
- ⑧ 被保険者が責任開始期前の疾病を原因として、責任開始期以後に急性心筋梗塞（総則別表12）もしくは脳卒中（総則別表12）を発病したときまたは第2条（給付金の支払）第1項の特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払事由の(3)の規定に定める状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) この特則の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その疾病（その疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
- イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
- ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ⑨ 給付金の支払に関して本条に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き本則第4条（保険金の支払に関する補則）の規定を準用します。

（特則を付加した場合の取扱）

- 第5条 この特則の保険期間および保険料払込期間は、この保険契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- ② この特則のみの解約および給付金額のみの減額を取り扱いません。
- ③ 本則の保険金額が減額されたときは、この特則の給付金額は同じ割合で減額されるものとします。
- ④ この保険契約が更新されるときは、この特則も更新されます。この場合、更新後のこの特則の給付金額の本則の保険金額に対する割合は更新前と同一とします。
- ⑤ 給付金の請求等については、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類別表（①-17）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- (2) 給付金の支払時期および支払場所については、本則第7条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。
- ⑥ この特則に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き本則の規定を準用します。

無配当特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕(001)普通保険約款

(平成29年4月1日実施)

(この保険の趣旨)

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 死亡保険金

被保険者が保険期間中に死亡したときにお支払いします。

(2) 高度障害保険金

被保険者が保険期間中に高度障害状態に該当したときにお支払いします。

(3) 特定疾病・疾病障害保険金

被保険者が保険期間中に特定の疾病（悪性新生物（ガン）、急性心筋梗塞、脳卒中）または疾病による障害により所定の状態に該当したときにお支払いします。

(4) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

(5) 死亡給付金（特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕を付加した場合）

被保険者が保険期間中に死亡したときにお支払いします。

(6) 高度障害給付金（特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕を付加した場合）

被保険者が保険期間中に高度障害状態に該当したときにお支払いします。

(7) 特定疾病・疾病障害ワイド給付金（特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕を付加した場合）

被保険者が保険期間中に悪性新生物（ガン）もしくは上皮内新生物等に罹患したと医師に診断確定されたとき、急性心筋梗塞もしくは脳卒中の治療を目的として入院を開始したときまたは疾病による障害により所定の状態に該当したときにお支払いします。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	保険金または給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても保険金もしくは給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 保険金の支払および免責事由

(保険金の支払)

第2条 この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき		被保険者
特定疾病・疾病障害保険金	(1) 被保険者が責任開始期以後、保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（総則別表12）に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。以下「診断確定」といいます。）されたとき (2) 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 急性心筋梗塞（総則別表12）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき イ. 脳卒中（総則別表12）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (3) 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 疾病障害状態（総則別表15）の①に該当し、その疾病障害状態がその該当した日から起算して180日以上継続したと医師によって診断されたとき イ. 疾病障害状態（総則別表15）の②から⑤までのいずれかに該当したとき		

- ② 前項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
- ③ 第1項の特定疾病・疾病障害保険金の支払事由の(3)には、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって疾病障害状態に該当したときを含みます。
- ④ 第1項の特定疾病・疾病障害保険金の支払事由の(1)に該当した場合でも、責任開始期の属する日から起算して90日以内に総則別表12の①B中、基本分類コードC50の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、会社は、特定疾病・疾病障害保険金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物については、責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物（総則別表12）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病・疾病障害保険金を支払います。

（保険金の免責事由）

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、保険金を支払いません。

名称	免責事由
死亡保険金	(1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

名称	免責事由
特定疾病・疾病障害 保険金の疾病障害状 態 (総則別表15)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存 (総則別表24) (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

(保険金の支払に関する補則)

- 第4条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- ② 被保険者が保険期間中に急性心筋梗塞 (総則別表12) または脳卒中 (総則別表12) を発病し、保険期間の満了する日から起算して60日以内に、第2条 (保険金の支払) 第1項に定める特定疾病・疾病障害保険金の支払事由の(2)に定める状態に該当した場合には、特定疾病・疾病障害保険金を支払います。
- ③ 被保険者が保険期間中に疾病障害状態 (総則別表15) に該当し、保険期間の満了する日から起算して 180日以内に、第2条 (保険金の支払) 第1項に定める特定疾病・疾病障害保険金の支払事由の(3) のア. に定める状態に該当した場合には、特定疾病・疾病障害保険金を支払います。
- ④ 保険契約は、つぎの各号のいずれかの時から消滅したものとみなします。
- (1) 高度障害保険金を支払った場合には、その高度障害状態に該当した時
 - (2) 特定疾病・疾病障害保険金を支払った場合には、その特定疾病・疾病障害保険金の支払事由に該当した時
- ⑤ 保険金の請求を受け、保険金が支払われるときは、会社は、別の支払事由による保険金の請求を受けても保険金を重複して支払いません。
- ⑥ 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、第2条 (保険金の支払) の規定にかかわらず、高度障害保険金および特定疾病・疾病障害保険金の受取人は保険契約者とします。
- ⑦ 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を死亡保険金の他の受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑧ 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- (1) 戦争その他の変乱
 - (2) 地震、噴火または津波 (特定疾病・疾病障害保険金の疾病障害状態の場合にかぎります。)
- ⑨ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、死亡保険金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺
 - (2) 死亡保険金受取人の故意
 - (3) 戦争その他の変乱
- ⑩ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑪ 特定疾病・疾病障害保険金が支払われたことにより、この保険契約が消滅した場合には、保険契約者に通知します。
- ⑫ 高度障害保険金の支払事由について、回復の見込の有無が不明確な状態が継続している間に保険期間が満了した場合で、保険期間の満了する日の翌日から起算して1年以内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、保険期間の満了する日の翌日から起算して1年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明確な状態にあるときは、高度障害保険金を支払います。
- ⑬ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態または第2条 (保険金の支払) 第1項の特定疾病・疾病障害保険金の支払事由の(2)もしくは(3)の規定に定める状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合 (ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。)
 - (2) その傷害または疾病 (その傷害または疾病による症状を含みます。) について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘 (要経過観察または要再検査等を含みます。) がない場合

ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（保険金の支払方法の選択）

第5条 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。

- ② 前項の規定により据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。
- ③ 会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
- ④ 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、第1項の規定により据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。
- ⑤ 保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第1項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

（保険金の請求、支払時期および支払場所）

第6条 保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その保険金を請求してください。

保険金の名称	請求書類別表の番号
死亡保険金	(①-1)
高度障害保険金	(①-3)
特定疾病・疾病障害保険金	(①-10)

- ③ 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

（1）支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

（2）免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

（3）告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

（4）この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

（1）前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

（2）前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

（3）前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

（4）前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

（5）前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

（6）前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由がなく当

該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金を請求した者に通知します。

⑧ 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または受給者が保険金の請求内容を了知していることが確認できる書類

(2) 被保険者または受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類

(3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第7条 月払契約の場合、この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料

② 前項の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。

③ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

④ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定を適用しません。

⑤ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第8条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
身体障害状態（総則別表3）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

(1) 地震、噴火または津波

(2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第9条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①-12）に定める書類を提出

して、その請求をしてください。

- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第10条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 給付金額等の減額	○
	2. 保険期間の変更	○
	3. 保険料払込 期間の変更	保険期間が有期の場合 保険期間が終身の場合
第6節 保険契約の更新	○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更	○	
第8節 保険料の振替貸付 および保険契約者に対する貸付	保険期間が有期の場合	○
	保険期間が終身の場合	○
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録	○	
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

(保険料の払込方法（回数）)

第11条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、つぎのとおりです。

保険期間	保険料払込方法（回数）
有期の場合	月払
終身の場合	月払または一時払

2. 解約

(解約)

第12条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

3. 払戻金

(解約払戻金)

第13条 解約払戻金は、保険料払込期間中の保険契約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料一時払の保険契約および保険料払込済の保険契約については、それぞれその経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。
- ③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

4. 払済保険への変更

(払済保険への変更)

第14条 保険期間が終身の場合、保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、払済保険に変更することができます。

ただし、変更後の保険金額（以下「払済保険金額」といいます。）が会社の定める金額に満たないときは、払済保険への変更を取り扱いません。

- ② 払済保険への変更後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 払済保険の保険期間は、変更前の保険期間と同一とします。
 - (2) 払済保険金額は、変更時の解約払戻金額（総則規定に定める保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付による貸付金があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）にもとづいて定めます。
 - (3) 払済保険への変更後は、つぎに定める保険金を支払います。
 - (1) 被保険者が第2条（保険金の支払）に定める死亡保険金の支払事由に該当したときは、払済保険金額に相当する金額を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
 - (2) 被保険者が第2条（保険金の支払）に定める高度障害保険金の支払事由に該当したときは、払済保険金額に相当する金額を高度障害保険金として被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、保険契約者）に支払います。
 - (3) 被保険者が第2条（保険金の支払）に定める特定疾病・疾病障害保険金の支払事由に該当したときは、払済保険金額に相当する金額を特定疾病・疾病障害保険金として被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、保険契約者）に支払います。
 - (4) 払済保険への変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 - (5) 払済保険に変更されたときは、保険契約者に通知します。

特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕

(特則の付加)

第1条 保険契約者は、保険契約の締結または更新の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。

(給付金の支払)

第2条 この特則において支払う給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	給付金額	死亡保険金受取人
高度障害給付金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき		被保険者

名称	支払事由	支払額	受取人
特定疾病・疾病障害ワイド 給付金	(1) 被保険者が、責任開始期前に悪性新生物（総則別表12）および上皮内新生物等（総則別表12）のいずれにも罹患したことがなく、かつ、責任開始期以後、保険期間中に、悪性新生物（総則別表12）または上皮内新生物等（総則別表12）に罹患し、医師により診断確定されたとき (2) 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の疾 病を原因として、急性心筋梗塞（総則別表12） または脳卒中（総則別表12）を発病し、その疾 病の治療を目的として、病院または診療所における入院（総則別表5）を開始したとき (3) 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の疾 病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 疾病障害状態（総則別表15）の①に該当し、 その疾病障害状態がその該当した日から起算して 180日以上継続したと医師によって診断さ れたとき イ. 疾病障害状態（総則別表15）の②から⑤ま でのいずれかに該当したとき	給付金額	被保険者

- ② 前項の高度障害給付金の支払事由には、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
- ③ 第1項の特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払事由の(3)には、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって疾病障害状態に該当したときを含みます。
- ④ 第1項の特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払事由の(1)に該当した場合でも、責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物または総則別表12の③B中、基本分類コードD05の上皮内新生物（以下「乳房の上皮内癌」といいます。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、会社は、特定疾病・疾病障害ワイド給付金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物および乳房の上皮内癌については、責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物（総則別表12）または上皮内新生物等（総則別表12）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病・疾病障害ワイド給付金を支払います。

（給付金の免責事由）

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱
高度障害給付金	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

名称	免責事由
特定疾病・疾病障害 ワイド給付金の疾病 障害状態 (総則別表15)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存 (総則別表24) (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

(給付金の支払に関する補則)

第4条 この特則は、つぎの各号のいずれかの時から消滅したものとみなします。

- (1) 高度障害給付金を支払った場合には、その高度障害状態に該当した時
- (2) 特定疾病・疾病障害ワイド給付金を支払った場合には、その特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払事由に該当した時
- ② 給付金の請求を受け、給付金が支払われるときは、会社は、別の支払事由による給付金の請求を受けても給付金を重複して支払いません。
- ③ 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、第2条(給付金の支払)の規定にかかわらず、高度障害給付金および特定疾病・疾病障害ワイド給付金の受取人は保険契約者とします。
- ④ 被保険者が急性心筋梗塞(総則別表12)もしくは脳卒中(総則別表12)以外の疾病または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害を原因とする入院中に、急性心筋梗塞(総則別表12)または脳卒中(総則別表12)を併発し、その治療を開始したと医学的に認められる場合には、その治療を開始した日に急性心筋梗塞(総則別表12)または脳卒中(総則別表12)の治療を目的とした入院を開始したものとみなして取り扱います。
- ⑤ 本則第2条(保険金の支払)第1項の特定疾病・疾病障害保険金の支払事由の(2)に該当したことにより特定疾病・疾病障害保険金が支払われる場合には、会社は、その特定疾病・疾病障害保険金の支払事由に該当した時に第2条(給付金の支払)第1項の特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払事由の(2)に該当する入院を開始したものとして取り扱います。
- ⑥ 特定疾病・疾病障害ワイド給付金が支払われたことにより、この特則が消滅した場合には、会社の定めるところによりまだ保険料期間の到来していない将来の保険料をこの特則部分を除外したものに改め、保険契約者に通知します。
- ⑦ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したとき、急性心筋梗塞(総則別表12)もしくは脳卒中(総則別表12)を発病したときまたは第2条(給付金の支払)第1項の特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払事由の(3)の規定に定める状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (1) この特則の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合(ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。)
 - (2) その傷害または疾病(その傷害または疾病による症状を含みます。)について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘(要経過観察または要再検査等を含みます。)がない場合
 - ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ⑧ 給付金の支払に関して本条に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き本則第4条(保険金の支払に関する補則)の規定を準用します。

(特則を付加した場合の取扱)

第5条 この特則の保険期間および保険料払込期間は、この保険契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

- ② この特則のみの解約および給付金額のみの減額を取り扱いません。
- ③ 本則の保険金額が減額されたときは、この特則の給付金額は同じ割合で減額されるものとします。
- ④ 本則第14条(払済保険への変更)の規定により、この保険契約を払済保険に変更する場合には、本則第14条(払済保険への変更)の規定のほか、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 変更後の給付金額(以下「払済給付金額」といいます。)が会社の定める金額に満たないときは、払済保険への変更を取り扱いません。
 - (2) 払済給付金額は、変更時のこの特則の解約払戻金額(総則規定に定める保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付による貸付金があるときは、この特則部分のそれらの元利金を差し引いた金額)にもとづいて定めます。
 - (3) 払済保険への変更後は、本則第14条(払済保険への変更)に定める保険金のほか、つぎに定める給付金を支払い

ます。

- ア. 被保険者が第2条（給付金の支払）に定める死亡給付金の支払事由に該当したときは、払済給付金額に相当する金額を死亡給付金として死亡保険金受取人に支払います。
- イ. 被保険者が第2条（給付金の支払）に定める高度障害給付金の支払事由に該当したときは、払済給付金額に相当する金額を高度障害給付金として被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、保険契約者）に支払います。
- ウ. 被保険者が第2条（給付金の支払）に定める特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払事由に該当したときは、払済給付金額に相当する金額を特定疾病・疾病障害ワイド給付金として被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、保険契約者）に支払います。
- ⑤ この保険契約が更新されるときは、この特則も更新されます。この場合、更新後のこの特則の給付金額の本則の保険金額に対する割合は更新前と同一とします。
- ⑥ この保険契約が保険期間終身の保険契約に変更されるときは、この特則の保険期間も終身に変更されます。この場合、変更後のこの特則の給付金額の本則の保険金額に対する割合は変更前と同一とします。
- ⑦ 給付金の請求等については、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その給付金を請求してください。

給付金の名称	請求書類別表の番号
死亡給付金	(①-1)
高度障害給付金	(①-3)
特定疾病・疾病障害ワイド給付金	(①-17)

- (2) 給付金の支払時期および支払場所については、本則第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。
- ⑧ この特則に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き本則の規定を準用します。

無配当就業不能収入保障保険〔I型〕(無解約払戻金型)(002)普通保険約款

平成30年10月1日改定

(この保険の趣旨)

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 就業不能年金

被保険者が保険期間中に、所定の就業不能状態に該当したときまたは公的介護保険制度にもとづき要介護2以上の認定を受けたとき、以後、所定の期間まで年金をお支払いします。

(2) 早期就業不能給付金

被保険者が保険期間中に所定の就業不能状態に該当したときまたは所定の入院をしたとき、お支払いします。

(3) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
年金	就業不能年金のことをいいます。
給付金	早期就業不能給付金のことをいいます。
支払事由	年金または給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても年金もしくは給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。
年金支払開始日	第1回の年金が支払われることとなる支払事由が生じた日のことをいいます。
年金支払日	第1回の年金については年金支払開始日のことをいい、第2回以後の年金については年金支払開始日の月単位の応当日（月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日）のことをいいます。
年金支払満了年齢	この保険契約の締結の際に定める、最終の年金を支払う場合の基準となる被保険者の年齢のことをいいます。
最低支払保証期間	この保険契約の締結の際に定める、年金支払を最低保証する期間のことをいいます。
年金支払期間	年金を支払う期間のことをいい、その期間の計算にあたっては年金支払開始日から起算し、年金支払満了年齢となる年単位の契約応当日の前日までの期間または最低支払保証期間の満了する日までの期間のどちらか長い期間のことをいいます。ただし、年金支払期間を変更した場合、その変更後の期間のことをいいます。

2. 年金および給付金の支払ならびに免責事由

(年金および給付金の支払)

第2条 この保険契約において支払う年金および給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
就業不能年金	(1) 第1回の就業不能年金 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 就業不能状態（総則別表31）に該当し、その該当した日から起算して継続して180日あると医師により診断されたこと イ. 公的介護保険制度（総則別表14）により、要介護2以上（総則別表14）に該当していると認定されたこと (2) 第2回以後の就業不能年金 第1回の就業不能年金が支払われた場合で、第1回の就業不能年金の支払事由が生じた日後、年金支払期間中に、年金支払日が到来したとき	年金月額	被保険者
早期就業不能給付金	被保険者が保険期間中に、つぎのすべてに該当したとき (1) 責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態（以下「早期就業不能給付金の状態」といいます。）に該当したこと ア. 就業不能状態（総則別表31）に該当すると医師により診断されたとき イ. 治療を目的とした病院または診療所における入院（総則別表5）であるとき (2) 前(1)の状態が、その該当した日から起算して継続して30日、60日、90日、120日または150日あること	年金月額	被保険者

(年金および給付金の免責事由)

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、年金または給付金を支払いません。

名称	免責事由
就業不能年金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 戦争その他の変乱
早期就業不能給付金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

(年金および給付金の支払に関する補則)

第4条 第1回の年金の請求を受け、第1回の年金が支払われるときは、会社は、早期就業不能給付金の請求を受けても早期就業不能給付金を重複して支払いません。

- ② 保険契約者が法人の場合、第2条（年金および給付金の支払）の規定にかかわらず、就業不能年金および早期就業不能給付金の受取人は保険契約者とします。
- ③ 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、年金もしくは給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 - (1) 戦争その他の変乱
 - (2) 地震、噴火または津波（給付金の場合にかぎります。）
- ④ 被保険者が就業不能状態に該当し、就業不能状態がその該当した日から起算して180日を経過するまでの間に、保険期間が満了したときは、その事由が生じた時を含んで継続している就業不能状態は、保険契約の有効中の就業不能状態とみなして、第2条（年金および給付金の支払）の就業不能年金の規定を適用します。この場合、就業不能年金を支払うときは、保険期間満了時に支払事由に該当したものとみなします。

- ⑤ 被保険者が早期就業不能給付金の状態に該当している場合に、保険期間が満了したときは、保険期間が満了した時を含んで継続している早期就業不能給付金の状態は、有効中の早期就業不能給付金の状態とみなして、第2条（年金および給付金の支払）の早期就業不能給付金の規定を適用します。
- ⑥ 年金が支払われる場合には、年金支払開始日後に到来する保険料期間に対する保険料の払込は要しません。
- ⑦ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に第2条（年金および給付金の支払）の就業不能年金または早期就業不能給付金の支払事由の規定に定める状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ⑧ 被保険者が早期就業不能給付金の状態を開始した場合または該当している場合に、その開始の直接の原因となった早期就業不能給付金の状態の原因と異なる早期就業不能給付金の状態の原因を併発していたときまたは併発したときは、その開始の直接の原因となった早期就業不能給付金の状態の原因による継続した早期就業不能給付金の状態とみなして第2条（年金および給付金の支払）の規定を適用し、早期就業不能給付金は重複して支払いません。
- ⑨ 被保険者が断続して早期就業不能給付金の状態に該当した場合でも、早期就業不能給付金の状態がその該当した日から起算して継続して30日以上あり、その状態に該当した最終日の翌日から起算して30日を経過する前につぎの早期就業不能給付金の状態に該当したときは、継続したものとみなし、第2条（年金および給付金の支払）の早期就業不能給付金の規定を適用します。ただし、早期就業不能給付金の状態に該当した最終日の翌日から起算してつぎの早期就業不能給付金の状態に該当した日の前日までは継続した期間とみなしません。
- ⑩ 被保険者が早期就業不能給付金の状態に該当しているときに年金月額が減額されたときは、早期就業不能給付金の支払金額は、支払事由に該当した日現在の年金月額にもとづいて支払います。

（早期就業不能給付金の支払限度）

第5条 早期就業不能給付金の支払限度は、支払回数を通算して36回とします。

（保険契約の消滅）

第6条 被保険者が死亡した場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。この場合、つぎの時から保険契約は消滅したものとします。

- (1) 就業不能年金の支払事由に該当する前に被保険者が死亡した場合
被保険者が死亡した時
- (2) 就業不能年金の支払事由に該当した後に被保険者が死亡した場合
会社が最終の年金を支払った時

（年金受取人および後継年金受取人）

第7条 年金の受取人（以下「年金受取人」といいます。）は、年金支払開始日に、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

- ② 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときに年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継すべき者（以下「後継年金受取人」といいます。）を指定することができます。
- ③ 年金支払開始日以後に、年金受取人が死亡したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 後継年金受取人が指定されている場合
後継年金受取人が、年金受取人のこの保険契約上の一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人になるものとします。ただし、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が死亡しているときは、年金受取人の法定相続人が後継年金受取人となるものとします。
- (2) 後継年金受取人が指定されていない場合
年金受取人の法定相続人が保険契約上の一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人になるものとします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人（前項第2号の場合は、新たな年金受取人）としての取扱を受けることができません。
- ⑤ 第3項の規定により後継年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ⑥ 年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、新たに後継年金受取人を指定することができます。
- ⑦ 後継年金受取人の指定をするときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。

(年金の一括前払)

第8条 年金支払開始日以後、年金受取人は、まだ年金支払日が到来していない年金支払期間中の年金の一括前払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金の一括前払を請求するときは、年金受取人は、請求書類別表（①-15）に定める書類を会社に提出してください。
 - (2) 年金の一括前払が請求されたときは、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
 - (3) 年金を一括前払したときは、保険契約は一括前払した時に消滅します。
- ② 前項のほか、保険契約の締結、年金月額の減額または第1回の年金の請求の際に、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の申出により、年金の支払時期を毎月の支払からつぎに定める年1回の支払（以下「年一括前払」といいます。）への変更を請求することができます。年金の年一括前払への変更を行う場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 年金は、年金支払開始日および年金支払開始日の年単位の応当日（以下本項において「年一括前払による年金の支払日」といいます。）に別表1に定める方法により計算した12か月分（年金支払期間の満了する日までの残存期間が12か月未満の場合、その残存期間の月数分）の年金の現価に相当する金額を年金受取人に支払います。
 - (2) 年一括前払への変更を行ったときは、年一括前払による年金の支払日以外の年金支払日における年金の支払はありません。
 - (3) 年一括前払による年金の支払開始後は、会社は、月単位での年金の支払への変更を取り扱いません。
 - (4) 年金支払期間の満了する日までの残存期間分の年金を支払った場合、保険契約はその支払った時に消滅します。

(年金の支払方法の選択)

第9条 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、年金の支払方法について、会社の承諾を得て、据置払の方法を選択することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。

- (1) 据置払の方法を選択した場合には、会社の定める利率による利息をつけて据え置いておき、年金受取人から請求があったときに年金受取人に支払います。
- (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。
- (3) 年金の支払方法の選択または変更が行われたときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）に通知します。

(年金および給付金の請求、支払時期および支払場所)

第10条 第1回の年金または給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 年金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

年金および給付金の名称	請求書類別表の番号
就業不能年金	(①-21)
早期就業不能給付金	(①-22)

③ 年金または給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 年金または給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金または給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金もしくは給付金請求時までにおける事実

- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して

当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかつたとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または給付金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その年金または給付金を請求した者に通知します。

（年金支払証書の交付）

第11条 会社は、第1回の年金を支払う際に、年金支払証書を年金受取人に交付します。

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第12条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	

② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 前項第1号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- (3) 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 - (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- (4) 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- (5) 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、第20条（年金支払期間の変更）の規定を除き、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- (6) 保険料の払込を免除されたときは、保険契約者に通知します。

(保険料の払込を免除しない場合)

第13条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

第14条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表(①-12)に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第10条(年金および給付金の請求、支払時期および支払場所)第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第15条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する 規定	適用しない 規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 給付金額等の減額	○
	2. 保険期間の変更	○
	3. 保険料払込期間の変更	○
第6節 保険契約の更新	○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更		○
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録		○

取扱総則規定約款 項目	適用する 規定	適用しない 規定
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第16条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第17条 保険契約者は、第1回の年金の支払事由発生前にかぎり、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。

② 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第18条 この保険契約には、解約払戻金はありません。

4. 他の保険契約への変更

（無配当生活介護保険〔I型〕（無解約払戻金型）へ変更する場合の特則）

第19条 保険契約者は、総則規定の規定により保険契約が更新されない場合、被保険者の同意および会社の承諾を得て、無配当生活介護保険〔I型〕（無解約払戻金型）普通保険約款に定めるところにより、この保険契約を無配当生活介護保険〔I型〕（無解約払戻金型）へ変更することができます。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

- (1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合
- (2) 変更日に会社が無配当生活介護保険〔I型〕（無解約払戻金型）の締結を取り扱っていない場合
- ② 前項のほか、保険料の払込が免除されている保険契約が総則規定の規定により更新されない場合、無配当生活介護保険〔I型〕（無解約払戻金型）普通保険約款に定めるところにより、この保険契約は無配当生活介護保険〔I型〕（無解約払戻金型）へ変更されます。ただし、前項第1号または第2号のいずれかに該当する場合を除きます。
- ③ 本条による変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

5. 年金支払期間の変更

（年金支払期間の変更）

第20条 年金受取人は、第1回の年金の請求の際、会社の定める範囲内で、年金支払期間を変更することができます。

② 年金支払期間を変更するときは、年金受取人は、請求書類別表（②-3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③ 年金支払期間が変更されたときは、会社の定める方法により、年金月額を変更します。

6. 後継年金受取人の変更

（後継年金受取人の変更）

第21条 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後

継年金受取人を変更することができます。

- ② 後継年金受取人の変更をするときは、保険契約者または年金受取人は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。
- ③ 第1項の通知が会社に到達する前に、会社が変更前の受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

7. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第22条 会社は、第1回の年金の支払事由発生前に、公的介護保険制度（総則別表14）の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の第1回の就業不能年金の支払事由を変更することができます。

- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定により、支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。

 - (1) 第2項の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由の変更日の前日にこの保険契約を解約する方法

- ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法を指定されたものとみなします。

別表1 年一括前払の支払金額

年金の年一括前払の支払金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

- (1) 12か月分の年金の現価

（年金月額）×（支払月数12か月に対応する下表の現価率）

- (2) 残存期間が12か月分未満の場合の年金現価

（年金月額）×（残存期間の支払月数に対応する下表の現価率）

支払月数	現価率
12か月	11.95
11か月	10.96
10か月	9.96
9か月	8.97
8か月	7.98
7か月	6.98
6か月	5.99
5か月	4.99
4か月	4.00
3か月	3.00
2か月	2.00
1か月	1.00

無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕（002）普通保険約款

(平成30年10月1日改定)

(この保険の趣旨)

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 就業不能年金

被保険者が保険期間中に、所定の就業不能状態に該当したときまたは公的介護保険制度にもとづき要介護2以上の認定を受けたとき、以後、所定の期間まで年金をお支払いします。

(2) 遺族年金

被保険者が保険期間中に死亡したとき、以後、所定の期間まで年金をお支払いします。

(3) 高度障害年金

被保険者が高度障害状態に該当したとき、以後、所定の期間まで年金をお支払いします。

(4) 早期就業不能給付金

被保険者が保険期間中に所定の就業不能状態に該当したときまたは所定の入院をしたとき、お支払いします。

(5) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお支払いを免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
年金	就業不能年金、遺族年金または高度障害年金のことをいいます。
給付金	早期就業不能給付金のことをいいます。
支払事由	年金または給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても年金もしくは給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。
年金支払開始日	第1回の年金が支払われることとなる支払事由が生じた日のことをいいます。
年金支払日	第1回の年金については年金支払開始日のことをいい、第2回以後の年金については年金支払開始日の月単位の応当日（月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日）のことをいいます。
年金支払満了年齢	この保険契約の締結の際に定める、最終の年金を支払う場合の基準となる被保険者の年齢のことをいいます。
最低支払保証期間	この保険契約の締結の際に定める、年金支払を最低保証する期間のことをいいます。
年金支払期間	年金を支払う期間のことをいい、その期間の計算にあたっては年金支払開始日から起算し、年金支払満了年齢となる年単位の契約応当日の前日までの期間または最低支払保証期間の満了する日までの期間のどちらか長い期間のことをいいます。ただし、年金支払期間を変更した場合、その変更後の期間のことをいいます。

2. 年金および給付金の支払ならびに免責事由

(年金および給付金の支払)

第2条 この保険契約において支払う年金および給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
就業不能年金	(1) 第1回の就業不能年金 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 就業不能状態（総則別表31）に該当し、その該当した日から起算して継続して180日あると医師により診断されたこと イ. 公的介護保険制度（総則別表14）により、要介護2以上（総則別表14）に該当していると認定されたこと (2) 第2回以後の就業不能年金 第1回の就業不能年金が支払われた場合で、第1回の就業不能年金の支払事由が生じた日後、年金支払期間中に、年金支払日が到来したとき	年金月額	被保険者
遺族年金	(1) 第1回の遺族年金 被保険者が保険期間中に死亡したとき (2) 第2回以後の遺族年金 第1回の遺族年金が支払われた場合で、第1回の遺族年金の支払事由が生じた日後、年金支払期間中に、年金支払日が到来したとき		遺族年金受取人
高度障害年金	(1) 第1回の高度障害年金 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき (2) 第2回以後の高度障害年金 第1回の高度障害年金が支払われた場合で、第1回の高度障害年金の支払事由が生じた日後、年金支払期間中に、年金支払日が到来したとき	年金月額	被保険者
早期就業不能給付金	被保険者が保険期間中に、つぎのすべてに該当したとき (1) 責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態（以下「早期就業不能給付金の状態」といいます。）に該当したこと ア. 就業不能状態（総則別表31）に該当すると医師により診断されたとき イ. 治療を目的とした病院または診療所における入院（総則別表5）であるとき (2) 前(1)の状態が、その該当した日から起算して継続して30日、60日、90日、120日または150日あること	年金月額	被保険者

② 前項の高度障害年金の支払事由には、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

(年金および給付金の免責事由)

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、年金または給付金を支払いません。

名称	免責事由
就業不能年金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 戦争その他の変乱
遺族年金	(1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 遺族年金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱

名称	免責事由
高度障害年金	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
早期就業不能給付金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

（年金および給付金の支払に関する補則）

- 第4条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、遺族年金を支払います。
- ② 第1回の年金の請求を受け、第1回の年金が支払われるときは、会社は、早期就業不能給付金または別の支払事由による第1回の年金の請求を受けても早期就業不能給付金または年金を重複して支払いません。
- ③ 保険契約者が法人で、かつ、遺族年金受取人が保険契約者である場合、第2条（年金および給付金の支払）の規定にかかわらず、就業不能年金、高度障害年金および早期就業不能給付金の受取人は保険契約者とします。
- ④ 遺族年金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が遺族年金の一部の受取人であるときは、遺族年金の残額を遺族年金の他の受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、年金もしくは給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- (1) 戦争その他の変乱
(2) 地震、噴火または津波（給付金の場合にかぎります。）
- ⑥ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、遺族年金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺
(2) 遺族年金受取人の故意
(3) 戦争その他の変乱
- ⑦ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより、遺族年金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑧ 被保険者が就業不能状態に該当し、就業不能状態がその該当した日から起算して180日を経過するまでの間に、保険期間が満了したときは、その事由が生じた時を含んで継続している就業不能状態は、保険契約の有効中の就業不能状態とみなして、第2条（年金および給付金の支払）の就業不能年金の規定を適用します。この場合、就業不能年金を支払うときは、保険期間満了時に支払事由に該当したものとみなします。
- ⑨ 第1回の高度障害年金の支払事由について、回復の見込の有無が不明確な状態が継続している間に保険期間が満了した場合で、保険期間の満了する日の翌日から起算して1年以内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、保険期間の満了する日の翌日から起算して1年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明確な状態にあるときは、保険期間満了時に高度障害状態に該当したものとみなして高度障害年金を支払います。
- ⑩ 被保険者が早期就業不能給付金の状態に該当している場合に、保険期間が満了したときは、保険期間が満了した時を含んで継続している早期就業不能給付金の状態は、有効中の早期就業不能給付金の状態とみなして、第2条（年金および給付金の支払）の早期就業不能給付金の規定を適用します。
- ⑪ 年金が支払われる場合には、年金支払開始日後に到来する保険料期間に対する保険料の払込は要しません。
- ⑫ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に第2条（年金および給付金の支払）の就業不能年金、高度障害年金または早期就業不能給付金の支払事由の規定に定める状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。）
(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

- イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

- ⑯ 被保険者が早期就業不能給付金の状態を開始した場合または該当している場合に、その開始の直接の原因となった早期就業不能給付金の状態の原因と異なる早期就業不能給付金の状態の原因を併発していたときまたは併発したときは、その開始の直接の原因となった早期就業不能給付金の状態の原因による継続した早期就業不能給付金の状態とみなして第2条（年金および給付金の支払）の規定を適用し、早期就業不能給付金は重複して支払いません。
- ⑰ 被保険者が断続して早期就業不能給付金の状態に該当した場合でも、早期就業不能給付金の状態がその該当した日から起算して継続して30日以上あり、その状態に該当した最終日の翌日から起算して30日を経過する前につぎの早期就業不能給付金の状態に該当したときは、継続したものとみなし、第2条（年金および給付金の支払）の早期就業不能給付金の規定を適用します。ただし、早期就業不能給付金の状態に該当した最終日の翌日から起算してつぎの早期就業不能給付金の状態に該当した日の前日までは継続した期間とみなしません。
- ⑱ 被保険者が早期就業不能給付金の状態に該当しているときに年金月額が減額されたときは、早期就業不能給付金の支払金額は、支払事由に該当した日現在の年金月額にもとづいて支払います。

（早期就業不能給付金の支払限度）

第5条 早期就業不能給付金の支払限度は、支払回数を通算して36回とします。

（年金受取人および後継年金受取人）

第6条 年金の受取人（以下「年金受取人」といいます。）は、年金支払開始日に、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

- ① 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときに年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継すべき者（以下「後継年金受取人」といいます。）を指定することができます。
- ② 年金支払開始日以後に、年金受取人が死亡したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 後継年金受取人が指定されている場合
　後継年金受取人が、年金受取人のこの保険契約上の一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人になるものとします。ただし、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が死亡しているときは、年金受取人の法定相続人が後継年金受取人となるものとします。
- (2) 後継年金受取人が指定されていない場合
　年金受取人の法定相続人が保険契約上の一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人になるものとします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人（前項第2号の場合は、新たな年金受取人）としての取扱を受けることができません。
- ④ 第3項の規定により後継年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ⑤ 年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、新たに後継年金受取人を指定することができます。
- ⑥ 後継年金受取人の指定をするときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。

（年金の一括前払）

第7条 年金支払開始日以後、年金受取人は、まだ年金支払日が到来していない年金支払期間中の年金の一括前払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金の一括前払を請求するときは、年金受取人は、請求書類別表（①-15）に定める書類を会社に提出してください。
- (2) 年金の一括前払が請求されたときは、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
- (3) 年金を一括前払したときは、保険契約は一括前払した時に消滅します。
- ② 前項のほか、保険契約の締結、年金月額の減額または第1回の年金の請求の際に、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の申出により、年金の支払時期を毎月の支払からつぎに定める年1回の支払（以下「年一括前払」といいます。）への変更を請求することができます。年金の年一括前払への変更を行う場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 年金は、年金支払開始日および年金支払開始日の年単位の応当日（以下本項において「年一括前払による年金の支払日」といいます。）に別表1に定める方法により計算した12か月分（年金支払期間の満了する日までの残存期間が12か月末満の場合、その残存期間の月数分）の年金の現価に相当する金額を年金受取人に支払います。
- (2) 年一括前払への変更を行ったときは、年一括前払による年金の支払日以外の年金支払日における年金の支払はありません。
- (3) 年一括前払による年金の支払開始後は、会社は、月単位での年金の支払への変更を取り扱いません。
- (4) 年金支払期間の満了する日までの残存期間分の年金を支払った場合、保険契約はその支払った時に消滅します。

(年金の支払方法の選択)

- 第8条 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、年金の支払方法について、会社の承諾を得て、据置払の方法を選択することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。
- (1) 据置払の方法を選択した場合には、会社の定める利率による利息をつけて据え置いておき、年金受取人から請求があったときに年金受取人に支払います。
- (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。
- (3) 年金の支払方法の選択または変更が行われたときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）に通知します。

(年金および給付金の請求、支払時期および支払場所)

第9条 第1回の年金または給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 年金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

年金および給付金の名称	請求書類別表の番号
就業不能年金	(①-21)
遺族年金	(①-1)
高度障害年金	(①-3)
早期就業不能給付金	(①-22)

③ 年金または給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 年金または給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金または給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金もしくは給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人が正当な理由がなく当該調

査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または給付金を支払いません。

- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その年金または給付金を請求した者に通知します。
- ⑧ 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および遺族年金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の年金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、遺族年金または高度障害年金の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または受給者が年金の請求内容を了知していることが確認できる書類
 - (2) 被保険者または受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

（年金支払証書の交付）

第10条 会社は、第1回の年金を支払う際に、年金支払証書を年金受取人に交付します。

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第11条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料

- ② 前項の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときを含みます。
- ③ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ④ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、第19条（年金支払期間の変更）の規定を除き、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- ⑤ 保険料の払込を免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第12条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
身体障害状態（総則別表3）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

- ② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。
 - (1) 地震、噴火または津波
 - (2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

- 第13条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①－12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第9条（年金および給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第14条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 給付金額等の減額	○
	2. 保険期間の変更	○
	3. 保険料払込期間の変更	○
第6節 保険契約の更新	○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更		○
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録	○	
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

(保険料の払込方法（回数）)

第15条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

(解約)

第16条 保険契約者は、第1回の年金の支払事由発生前にかぎり、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

3. 払戻金

(解約払戻金)

第17条 解約払戻金は、保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。

② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－2）に定める書類を会社に提出してください。

- ③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第9条（年金および給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

4. 他の保険契約への変更

(無配当生活介護保険〔Ⅱ型〕へ変更する場合の特則)

第18条 保険契約者は、総則規定の規定により保険契約が更新されない場合、被保険者の同意および会社の承諾を得て、無配当生活介護保険〔Ⅱ型〕普通保険約款に定めるところにより、この保険契約を無配当生活介護保険〔Ⅱ型〕へ変更することができます。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

- (1) 保険料の払込が免除されている場合。ただし、変更後の無配当生活介護保険〔Ⅱ型〕の保険期間が有期のときを除きます。
 - (2) 特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。
 - (3) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合
 - (4) 変更日に会社が無配当生活介護保険〔Ⅱ型〕の締結を取り扱っていない場合
- ② 前項のほか、保険料の払込が免除されている保険契約が総則規定の規定により更新されない場合、無配当生活介護保険〔Ⅱ型〕普通保険約款に定めるところにより、この保険契約は無配当生活介護保険〔Ⅱ型〕へ変更されます。ただし、前項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合を除きます。
- ③ 本条による変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

5. 年金支払期間の変更

(年金支払期間の変更)

第19条 年金受取人は、第1回の年金の請求の際、会社の定める範囲内で、年金支払期間を変更することができます。

- ② 年金支払期間を変更するときは、年金受取人は、請求書類別表(②-3)に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 年金支払期間が変更されたときは、会社の定める方法により、年金月額を変更します。

6. 後継年金受取人の変更

(後継年金受取人の変更)

第20条 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。

- ② 後継年金受取人の変更をするときは、保険契約者または年金受取人は、請求書類別表(②-7)に定める書類を会社に提出してください。
- ③ 第1項の通知が会社に到達する前に、会社が変更前の受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

7. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第21条 会社は、第1回の年金の支払事由発生前に、公的介護保険制度（総則別表14）の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の第1回の就業不能年金の支払事由を変更することができます。

- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定により、支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由の変更日の前日にこの保険契約を解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法を指定されたものとみなします。

別表1 年一括前払の支払金額

年金の年一括前払の支払金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

(1) 12か月分の年金の現価

(年金月額) × (支払月数12か月に対応する下表の現価率)

(2) 残存期間が12か月分未満の場合の年金現価

(年金月額) × (残存期間の支払月数に対応する下表の現価率)

支払月数	現価率
12か月	11.92
11か月	10.93
10か月	9.94
9か月	8.96
8か月	7.97
7か月	6.97
6か月	5.98
5か月	4.99
4か月	3.99
3か月	3.00
2か月	2.00
1か月	1.00

無配当軽度介護保険（無解約払戻金型）（002）普通保険約款

(平成26年3月3日実施)

(この保険の趣旨)

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 軽度介護保険金

被保険者が保険期間中に、会社所定の軽度要介護状態に該当したときまたは公的介護保険制度にもとづき要介護1以上の認定を受けたときにお支払いします。

(2) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	保険金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 保険金の支払および免責事由

(保険金の支払)

第2条 この保険契約において支払う保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
軽度介護保険金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき (1) つぎの条件をすべて満たすことが、医師により診断確定されたとき ア. 総則別表13に定める軽度要介護状態（以下「会社所定の軽度要介護状態」といいます。）に該当したこと イ. 会社所定の軽度要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること (2) 総則別表14に定める公的介護保険制度により、総則別表14に定める要介護1以上に該当していると認定されたとき（以下「要介護1以上の状態」といいます。）	保険金額	被保険者

(保険金の免責事由)

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、保険金を支払いません。

名称	免責事由
軽度介護保険金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 戦争その他の変乱

(保険金の支払に関する補則)

第4条 被保険者が会社所定の軽度要介護状態に該当し、会社所定の軽度要介護状態がその該当した日から起算して180日を経過するまでの間に、保険期間が満了したときは、その事由が生じた時を含んで継続している会社所定の軽度要介護状態は、保険契約の有効中の会社所定の軽度要介護状態とみなして、第2条（保険金の支払）の規定を適用します。

- ② 保険契約者が法人の場合、第2条（保険金の支払）の規定にかかわらず、軽度介護保険金の受取人は保険契約者とします。
- ③ 被保険者が戦争その他の変乱により会社所定の軽度要介護状態または要介護1以上の状態に該当した場合でも、その原因により会社所定の軽度要介護状態または要介護1以上の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、軽度介護保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ④ 保険契約は、軽度介護保険金を支払った場合には、その軽度介護保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
- ⑤ 軽度介護保険金が支払われたことにより、この保険契約が消滅した場合には、保険契約者に通知します。
- ⑥ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に第2条（保険金の支払）の軽度介護保険金の支払事由の規定に定める状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。）
 - (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

(保険契約の消滅)

第5条 被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

(保険金の支払方法の選択)

第6条 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。

- ② 前項の規定により据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。
- ③ 会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
- ④ 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、第1項の規定により据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。
- ⑤ 保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第1項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

(保険金の請求、支払時期および支払場所)

第7条 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険金の支払事由が生じたときは、その保険金の受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その保険金を請求してください。

保険金の名称	請求書類別表の番号
軽度介護保険金	(①-11)

- ③ 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

- ④ 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金を請求した者に通知します。

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第8条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	

- ② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 前項第1号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- ③ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に第1項第1号の高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて

承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

④ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

⑤ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。

⑥ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第9条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

(1) 地震、噴火または津波

(2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第10条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①-12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第7条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

（共通規定）

第11条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する 規定	適用しない 規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	

取扱総則規定約款 項目		適用する規定	適用しない規定
第5節 保険契約内容の変更	1. 紹付金額等の減額	○	
	2. 保険期間の変更		○
	3. 保険料払込期間の変更		○
第6節 保険契約の更新		○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更			○
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付			○
第9節 契約者配当金		○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人		○	
第11節 契約内容の登録		○	
第12節 紹付金等の受取人による保険契約の存続		○	
第13節 その他		○	
別表		○	
請求書類別表		○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第12条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第13条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。

② 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第14条 この保険契約には、解約払戻金はありません。

4. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

第15条 会社は、総則別表14に定める公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の支払事由を変更することがあります。

② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、支払事由を改めます。

③ 本条の規定により、支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。

（1）第2項の支払事由の変更を承諾する方法

（2）支払事由の変更日の前日にこの保険契約を解約する方法

⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法を指定されたものとみなします。

無配当生活介護保険〔Ⅱ型〕(002)普通保険約款

平成30年10月1日改定

(この保険の趣旨)

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 生活介護保険金

被保険者が保険期間中に、会社所定の要生活介護状態に該当したときまたは公的介護保険制度にもとづき要介護2以上の認定を受けたときにお支払いします。

(2) 死亡保険金

被保険者が保険期間中に死亡したときにお支払いします。

(3) 高度障害保険金

被保険者が保険期間中に高度障害状態に該当したときにお支払いします。

(4) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	保険金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 保険金の支払および免責事由

(保険金の支払)

第2条 この保険契約において支払う保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
生活介護保険金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき (1) つぎの条件をすべて満たすことが、医師により診断確定されたとき ア. 総則別表13に定める要生活介護状態（以下「会社所定の要生活介護状態」といいます。）に該当したこと イ. 会社所定の要生活介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること (2) 総則別表14に定める公的介護保険制度により、総則別表14に定める要介護2以上に該当していると認定されたとき（以下「要介護2以上の状態」といいます。）	保険金額	被保険者
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき		死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき		被保険者

② 前項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。

（保険金の免責事由）

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、保険金を支払いません。

名称	免責事由
生活介護保険金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 戦争その他の変乱
死亡保険金	(1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

（保険金の支払に関する補則）

第4条 被保険者が会社所定の要生活介護状態に該当し、会社所定の要生活介護状態がその該当した日から起算して180日を経過するまでの間に、保険期間が満了したときは、その事由が生じた時を含んで継続している会社所定の要生活介護状態は、保険契約の有効中の会社所定の要生活介護状態とみなして、第2条（保険金の支払）の規定を適用します。

- ② 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、第2条（保険金の支払）の規定にかかわらず、生活介護保険金および高度障害保険金の受取人は保険契約者とします。
- ③ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合は、その原因により死亡した場合は要介護2以上の状態に該当した場合でも、その原因により死亡した場合は高度障害状態、会社所定の要生活介護状態もしくは要介護2以上の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金もしくは生活介護保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ④ 保険契約は、つぎの各号のいずれかに該当した時から消滅したものとみなします。
 - (1) 生活介護保険金を支払った場合には、その生活介護保険金の支払事由に該当した時
 - (2) 高度障害保険金を支払った場合には、その高度障害状態に該当した時
- ⑤ 生活介護保険金が支払われたことにより、この保険契約が消滅した場合には、保険契約者に通知します。
- ⑥ 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- ⑦ 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金または高度障害保険金を支払う前に生活介護保険金の請求を受け、生活介護保険

金が支払われるときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を支払いません。

- ⑧ 死亡保険金が支払われたときは、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。また、死亡保険金または高度障害保険金が支払われたときは、その支払後に生活介護保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ⑨ 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を死亡保険金の他の受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑩ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、死亡保険金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺
- (2) 死亡保険金受取人の故意
- (3) 戦争その他の変乱
- ⑪ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑫ 高度障害保険金の支払事由について、回復の見込の有無が不明確な状態が継続している間に保険期間が満了した場合で、保険期間の満了する日の翌日から起算して1年以内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、保険期間の満了する日の翌日から起算して1年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明確な状態にあるときは、高度障害保険金を支払います。
- ⑬ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に第2条（保険金の支払）第1項の生活介護保険金の支払事由の規定に定める状態または高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかつたことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。）
- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（保険金の支払方法の選択）

- 第5条 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。
- ② 前項の規定により据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。
- ③ 会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
- ④ 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、第1項の規定により据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。
- ⑤ 保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第1項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

（保険金の請求、支払時期および支払場所）

- 第6条 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険金の支払事由が生じたときは、その保険金の受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その保険金を請求してください。

保険金の名称	請求書類別表の番号
生活介護保険金	(①-11)
死亡保険金	(①-1)
高度障害保険金	(①-3)

- ③ 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

- 被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
 - (5) 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
 - (6) 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
 - (7) 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金を請求した者に通知します。
 - (8) 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または受給者が保険金の請求内容を了知していることが確認できる書類
 - (2) 被保険者または受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第7条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料

- ② 前項の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときを含みます。
- ③ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ④ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- ⑤ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

(保険料の払込を免除しない場合)

第8条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

第9条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表(①-12)に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第6条(保険金の請求、支払時期および支払場所)第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第10条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第1節 用語の定義	<input checked="" type="radio"/>	
第2節 会社の責任開始期	<input checked="" type="radio"/>	
第3節 保険料の払込	<input checked="" type="radio"/>	
第4節 保険契約の解除等	<input checked="" type="radio"/>	
第5節 保険契約内容の変更	1. 紹介金額等の減額	<input checked="" type="radio"/>
	2. 保険期間の変更	<input checked="" type="radio"/>
	3. 保険料払込期間の変更	<input checked="" type="radio"/>
第6節 保険契約の更新	<input checked="" type="radio"/>	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更	<input checked="" type="radio"/>	
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付	保険期間が有期の場合	<input checked="" type="radio"/>
	保険期間が終身の場合	<input checked="" type="radio"/>
第9節 契約者配当金	<input checked="" type="radio"/>	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	<input checked="" type="radio"/>	
第11節 契約内容の登録	<input checked="" type="radio"/>	
第12節 紹介金等の受取人による保険契約の存続	<input checked="" type="radio"/>	
第13節 その他	<input checked="" type="radio"/>	

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第11条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、つぎのとおりです。

保険期間	保険料払込方法（回数）
有期の場合	月払
終身の場合	月払または一時払

2. 解約

（解約）

第12条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第13条 解約払戻金は、保険料払込期間中の保険契約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料一時払の保険契約および保険料払込済の保険契約については、それぞれその経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。
- ③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。4. 払済保険への変更

（払済保険への変更）

第14条 保険期間が終身の場合、保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、払済保険に変更することができます。ただし、変更後の保険金額（以下「払済保険金額」といいます。）が会社の定める金額に満たないときは、払済保険への変更を取り扱いません。

- ② 払済保険への変更後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 払済保険の保険期間は、変更前の保険期間と同一とします。
 - (2) 払済保険金額は、変更時の解約払戻金額（総則規定に定める保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付による貸付金があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）にもとづいて定めます。
- ③ 払済保険への変更後は、つぎに定める保険金を支払います。
 - (1) 被保険者が第2条（保険金の支払）に定める生活介護保険金の支払事由に該当したときは、払済保険金額に相当する金額を生活介護保険金として被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、保険契約者）に支払います。
 - (2) 被保険者が第2条（保険金の支払）に定める死亡保険金の支払事由に該当したときは、払済保険金額に相当する金額を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
 - (3) 被保険者が第2条（保険金の支払）に定める高度障害保険金の支払事由に該当したときは、払済保険金額に相当する金額を高度障害保険金として被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、保険契約者）に支払います。
- ④ 払済保険への変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ⑤ 払済保険に変更されたときは、保険契約者に通知します。

5. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第15条 会社は、総則別表14に定める公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の支払事由を変更することができます。

- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定により、支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由の変更日の前日にこの保険契約を解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法を指定されたものとみなします。

6. 他の保険契約からの変更に関する特則

(他の保険契約からの変更に関する特則)

第16条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、つぎの各号のいずれかの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することができます。以下本条において同様とします。）前までに申し出ることにより、保険期間が有期または終身のこの保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。

- (1) 無配当生活介護収入保障保険
 - (2) 無配当就業不能収入保障保険（001）
 - (3) 無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕
- ② 前項のほか、保険料の払込が免除されている変更前契約は、変更前契約の保険期間の満了する日の2週間前までに、保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、保険期間が有期の変更後契約に変更されます。
 - ③ 本条の変更を行う場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。
 - ④ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 変更前契約に特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。
 - (2) 変更前契約の保険期間の満了する日までの変更前契約の保険料が払い込まれていない場合
 - (3) 変更日に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合
 - ⑤ 変更後の保険期間についてはつぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項の規定により本条の変更を行う場合は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
 - (2) 第2項の規定により本条の変更を行う場合は、変更前の保険期間と同一とします。ただし、変更前の保険期間と同一とすると変更後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 変更日における被保険者の年齢が会社の定める範囲内であるとき
会社の定める範囲内で保険期間を短縮して変更します。
 - イ. 前ア. 以外であるとき
本条の変更を行うことができません。
 - ⑥ 第4項第3号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。
 - ⑦ 変更後契約の保険金額は、変更日の前日における変更前契約の年金現価に相当する金額と同額とします。ただし、保険契約者から変更前契約の保険期間の満了する日の2週間前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、変更後契約の保険金額を変更することができます。
 - ⑧ 変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。
 - ⑨ 変更後契約の第1回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。
 - ⑩ 総則規定第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび総則規定第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。
 - ⑪ 変更後契約の第1回保険料が払い込まれないまま第9項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。
 - ⑫ 変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期

間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

- (1) 保険金の支払
 - (2) 保険料の払込免除
 - (3) 告知義務および告知義務違反による解除
- ⑬ 本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

無配当終身生活介護年金保険（I型）（無解約払戻金型）（001）普通保険約款

（平成30年4月1日改正）

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）終身生活介護年金

被保険者が会社所定の要生活介護状態に該当したときまたは公的介護保険制度にもとづき要介護2以上の認定を受けたとき、以後、支払保証期間中、被保険者の生死にかかわらず年金をお支払いします。また、支払保証期間経過後、被保険者が生存しているかぎり終身にわたって年金をお支払いします。

（2）死亡給付金

保険料払込期間満了後に、終身生活介護年金の支払事由に該当せずに被保険者が死亡したとき、死亡給付金をお支払いします。

（3）保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態、不慮の事故による所定の身体障害の状態もしくは会社所定の要生活介護状態に該当したときまたは公的介護保険制度にもとづき要介護2以上の認定を受けたときに、以後の保険料のお支払いを免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
年金	終身生活介護年金のことをいいます。
年金等	終身生活介護年金または死亡給付金のことをいいます。
支払事由	年金等を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても年金等を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。
年金支払開始日	第1回の終身生活介護年金が支払われることとなる支払事由が生じた日のことをいいます。
年金支払日	第1回の終身生活介護年金については年金支払開始日のことをいい、第2回以後の終身生活介護年金については年金支払開始日の1年ごとの応当日のことをいいます。
支払保証期間	この保険契約の締結の際に定める、終身生活介護年金の支払を最低保証する期間のことをいいます。
年金倍率	この保険契約の締結の際に、保険契約者が会社所定の範囲内で指定する、保険料払込期間中に支払事由に該当した終身生活介護年金の支払金額の基準となる倍率のことをいいます。

2. 終身生活介護年金および死亡給付金の支払ならびに免責事由

（終身生活介護年金および死亡給付金の支払）

第2条 この保険契約において支払う終身生活介護年金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
終身生活介護年金	<p>(1) 第1回の終身生活介護年金 被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. つぎの条件をすべて満たすことが、医師により診断確定されたこと a. 総則別表13に定める要生活介護状態（以下「会社所定の要生活介護状態」といいます。）に該当したとき b. 会社所定の要生活介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あるとき イ. 総則別表14に定める公的介護保険制度により、総則別表14に定める要介護2以上に該当していると認定されたこと（以下「要介護2以上の状態」といいます。）</p> <p>(2) 第2回以後の終身生活介護年金 ア. 支払保証期間中 第1回の終身生活介護年金が支払われた場合で、第1回の終身生活介護年金の支払事由が生じた日後、支払保証期間中の年金支払日が到来したとき イ. 支払保証期間経過後 支払保証期間満了までの終身生活介護年金が支払われた場合で、被保険者が支払保証期間満了後の年金支払日に生存しているとき</p>	<p>(1) 保険料払込期間中 基本年金額 × 年金倍率</p> <p>(2) 保険料払込期間満了後 基本年金額</p>	被保険者
死亡給付金	保険料払込期間の満了後に、第1回の終身生活介護年金の支払事由に該当せずに、被保険者が死亡したとき	基本年金額	死亡給付金受取人

（終身生活介護年金および死亡給付金の免責事由）

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、終身生活介護年金または死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
終身生活介護年金	<p>(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 戦争その他の変乱</p>
死亡給付金	<p>(1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意</p>

（終身生活介護年金および死亡給付金の支払に関する補則）

第4条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

- ② 死亡給付金を支払う前に第1回の終身生活介護年金の請求を受け、第1回の終身生活介護年金が支払われるときは、会社は、死亡給付金を支払いません。
- ③ 第1回の終身生活介護年金の支払事由発生後、終身生活介護年金の請求前に死亡給付金の請求を受け、死亡給付金が支払われる場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 死亡給付金の支払後に第1回の終身生活介護年金の請求を受けても、会社は、第1回の終身生活介護年金を支払いません。
 - (2) 第2条（終身生活介護年金および死亡給付金の支払）の規定にかかわらず、死亡給付金の支払金額は、終身生活介護年金の支払保証期間に対する年金の現価に相当する金額とします。
- ④ 保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人が保険契約者である場合、第2条（終身生活介護年金および死亡給付金の支払）の規定にかかわらず、終身生活介護年金の受取人は保険契約者とします。
- ⑤ 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を死亡給付金の他の受取人に支払い、支払わない部分の死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。

- ⑥ 被保険者が戦争その他の変乱により会社所定の要生活介護状態または要介護2以上の状態に該当した場合でも、その原因により会社所定の要生活介護状態または要介護2以上の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、終身生活介護年金を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑦ 死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡し、死亡給付金が支払われないときは、会社は、死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ⑧ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより、死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しません。
- ⑨ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に第2条（終身生活介護年金および死亡給付金の支払）の終身生活介護年金の支払事由の規定に定める状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 - (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（保険契約の消滅）

- 第5条 被保険者が死亡した場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。この場合、つぎの時から保険契約は消滅したものとします。
- (1) 第1回の終身生活介護年金の支払事由に該当する前に死亡した場合
被保険者が死亡した時
 - (2) 第1回の終身生活介護年金の支払事由に該当し、年金支払保証期間中に被保険者が死亡した場合
会社が年金支払保証期間中の最終の年金を支払った時（ただし、終身生活介護年金を一括前払した後、支払保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者が死亡した時）
 - (3) 第1回の終身生活介護年金の支払事由に該当し、年金支払保証期間経過後に被保険者が死亡した場合
被保険者が死亡した時

（年金受取人および後継年金受取人）

- 第6条 終身生活介護年金の受取人（以下「年金受取人」といいます。）は、年金支払開始日に、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
- ② 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときに年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継すべき者（以下「後継年金受取人」といいます。）を指定することができます。
 - ③ 年金支払開始日以後に、年金受取人が死亡したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 後継年金受取人が指定されている場合
後継年金受取人が、年金受取人のこの保険契約上の一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人になるものとします。ただし、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が死亡しているときは、年金受取人の法定相続人が後継年金受取人となるものとします。
 - (2) 後継年金受取人が指定されていない場合
年金受取人の法定相続人が保険契約上の一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人になるものとします。
 - ④ 前項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人（前項第2号の場合は、新たな年金受取人）としての取扱を受けることができません。
 - ⑤ 第3項の規定により後継年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
 - ⑥ 年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、新たに後継年金受取人を指定することができます。
 - ⑦ 後継年金受取人の指定をするときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。

（年金の一括前払）

- 第7条 年金支払開始日以後、年金受取人は、まだ年金支払日が到来していない支払保証期間中の年金の一括前払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 年金の一括前払を請求するときは、年金受取人は、請求書類別表（①-15）に定める書類を会社に提出してください。
 - (2) 年金の一括前払が請求されたときは、支払保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
 - (3) 年金を一括前払したときは、つぎのとおり取り扱います。

- ア. 被保険者が、支払保証期間経過後の年金支払日に生存しているときは、年金を継続して支払います。
- イ. 年金を一括前払した後、支払保証期間中に被保険者が死亡したときは、保険契約は被保険者の死亡時に消滅します。
- ウ. 年金を一括前払した際、すでに被保険者が死亡しているときは、保険契約は一括前払した時に消滅します。

(終身生活介護年金の支払方法の選択)

第8条 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、終身生活介護年金の支払方法について、会社の承諾を得て、分割払または据置払の方法を選択することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、選択後の支払金額が会社の定める金額に満たないときは、分割払の方法の選択を取り扱いません。

- (1) 終身生活介護年金の分割払の方法を選択した場合には、つぎのとおり取り扱います。

ア. 会社の定める利率による利息をつけて支払います。

イ. 終身生活介護年金の分割払中に終身生活介護年金を一括前払した場合、終身生活介護年金を一括前払した日の属する保険年度の終身生活介護年金に未支払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

- (2) 終身生活介護年金の据置払の方法を選択した場合には、会社の定める利率による利息をつけて据え置いておき、年金受取人から請求があったときに年金受取人に支払います。

- (3) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、分割払または据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。ただし、変更後の支払金額が会社の定める金額に満たないときは、分割払の方法への変更を取り扱いません。

- (4) 終身生活介護年金の支払方法の選択または変更が行われたときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）に通知します。

(終身生活介護年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所)

第9条 第1回の終身生活介護年金または死亡給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 終身生活介護年金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その年金等を請求してください。

年金等の名称	請求書類別表の番号
終身生活介護年金	(①-11)
死亡給付金	(①-1)

③ 年金等は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 年金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金等請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、年金受取人もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から年金等の請求時までにおける事実

⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前

項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その年金等を請求した者に通知します。

（年金支払証書の交付）

第10条 会社は、第1回の終身生活介護年金を支払う際に、年金支払証書を年金受取人に交付します。

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第11条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	
(3) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. つぎの条件をすべて満たすことが、医師により診断確定されたこと a. 会社所定の要生活介護状態に該当したとき b. 会社所定の要生活介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あるとき イ. 要介護2以上の状態	

② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 前項第1号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

(2) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。

(3) 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態または第1項第3号の規定に定める状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

 イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

 ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

(4) 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

(5) 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。

(6) 保険料の払込を免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第12条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
会社所定の 要生活介護状態 (総則別表13) または 要介護2以上の状態 (総則別表14)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存 (総則別表24) (5) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態、身体障害状態、会社所定の要生活介護状態または要介護2以上の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

第13条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表(①-12)に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第9条(終身生活介護年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所)第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第14条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更		○
第6節 保険契約の更新		○
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更		○
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	

取扱総則規定約款 項目	適用する 規定	適用しない 規定
第11節 契約内容の登録		○
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

② 前項の規定により総則規定を適用しない保険契約内容の変更については、第3編（特別規定）「5. 保険契約内容の変更」の規定を適用します。

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第15条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第16条 保険契約者は、第1回の終身生活介護年金の支払事由発生前にかぎり、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第17条 解約払戻金は、つぎのとおりとします。

(1) 保険料払込期間中

解約払戻金はありません。

(2) 保険料払込期間満了後（最終の保険料を払込済の場合とします。）

死亡給付金額と同額とします。

② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第9条（終身生活介護年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

4. 後継年金受取人の変更

（後継年金受取人の変更）

第18条 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。

② 後継年金受取人の変更をするときは、保険契約者または年金受取人は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。

③ 第1項の通知が会社に到達する前に、会社が変更前の受取人に終身生活介護年金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から終身生活介護年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5. 保険契約内容の変更

（基本年金額の減額）

第19条 保険契約者は、年金支払開始日前にかぎり、将来に向かって、基本年金額を減額することができます。ただし、減額後の基本年金額が会社の定める金額に満たないときは、基本年金額の減額を取り扱いません。

② 基本年金額の減額をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③ 基本年金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

- ④ 基本年金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

6. 法令等の改正に伴う支払事由および保険料の払込免除事由の変更

（法令等の改正に伴う支払事由および保険料の払込免除事由の変更）

第20条 会社は、総則別表14に定める公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の第1回の終身生活介護年金の支払事由および保険料の払込免除事由を変更することができます。

- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「支払事由および保険料の払込免除事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、支払事由および保険料の払込免除事由を改めます。
- ③ 本条の規定により、支払事由および保険料の払込免除事由を変更する場合には、支払事由および保険料の払込免除事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由および保険料の払込免除事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
- (1) 第2項の支払事由および保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法
- (2) 支払事由および保険料の払込免除事由の変更日の前日にこの保険契約を解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由および保険料の払込免除事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法を指定されたものとみなします。
- ⑥ 支払事由および保険料の払込免除事由の変更日までに第1回の終身生活介護年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じている場合については、本条の規定は適用しません。

無配当積立保険(001)普通保険約款

(平成25年4月1日改正)

(この保険の趣旨)

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 満期保険金

被保険者が保険期間満了時に生存しているときにお支払いします。

(2) 災害死亡保険金、災害高度障害保険金

被保険者が保険期間中に不慮の事故または所定の感染症により死亡しました高度障害状態に該当したときにお支払いします。

(3) 死亡給付金、高度障害給付金

被保険者が保険期間中に上記不慮の事故等によらないで死亡しました高度障害状態に該当したときにお支払いします。

(4) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお支払いを免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	保険金または給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても保険金もしくは給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 保険金および給付金の支払ならびに免責事由

(保険金および給付金の支払)

第2条 この保険契約において支払う保険金および給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	保険金額	満期保険金受取人
災害死亡保険金	被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害（ただし、不慮の事故が生じた日から起算して180日以内の死亡にかぎります。） (2) 責任開始期以後に発病した感染症（総則別表4）	保険金額	死亡保険金受取人

名称	支払事由	支払金額	受取人
災害高度障害 保険金	(1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に高度障害状態（総則別表2）に該当したとき (2) 責任開始期以後に発病した感染症（総則別表4）を直接の原因として高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	保険金額	被保険者
死亡給付金	被保険者が保険期間中に、本条に定める災害死亡保険金の支払事由に該当せずに死亡したとき	死亡給付金額 (別表1)	死亡保険金 受取人
高度障害 給付金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、本条に定める災害高度障害保険金の支払事由に該当せずに高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	高度障害 給付金額 (別表1)	被保険者

② 前項の災害高度障害保険金の支払事由には、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、つぎの障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

支払事由	障害状態
災害高度障害保険金の 支払事由の(1)	責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因とする 障害状態
災害高度障害保険金の 支払事由の(2)	責任開始期以後に発病した感染症（総則別表4）を直接の原因とする障害状態

③ 第1項の高度障害給付金の支払事由には、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、第1項に定める災害高度障害保険金の支払事由に該当せずに高度障害状態に該当したときを含みます。

（保険金および給付金の免責事由）

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、保険金（満期保険金を除きます。）または給付金を支払いません。

名称	免責事由
災害死亡 保険金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
災害高度障害 保険金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
死亡給付金	(1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱

名称	免責事由
高度障害 給付金	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

(保険金および給付金の支払に関する補則)

第4条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、災害死亡保険金または死亡給付金（以下「死亡給付金等」といいます。）を支払います。

- ② 会社が災害高度障害保険金または高度障害給付金（以下「高度障害給付金等」といいます。）を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態に該当した時から消滅したものとみなします。
- ③ 災害死亡保険金が支払われた場合には、死亡給付金は支払いません。
- ④ 災害高度障害保険金が支払われた場合には、高度障害給付金は支払いません。
- ⑤ 免責事由に該当したことにより災害死亡保険金または災害高度障害保険金が支払われない場合には、死亡給付金または高度障害給付金の支払事由が生じたものとみなします。
- ⑥ 死亡給付金等を支払う前に高度障害給付金等の請求を受け、高度障害給付金等が支払われるときは、会社は、死亡給付金等を支払いません。
- ⑦ 死亡給付金等が支払われたときは、その支払後に高度障害給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ⑧ 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、第2条（保険金および給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、高度障害給付金等の受取人は保険契約者とします。
- ⑨ 死亡保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金等の一部の受取人であるときは、死亡給付金等の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑩ 被保険者が戦争その他の変乱（災害死亡保険金または災害高度障害保険金の場合は、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱とします。）により死亡しました高度障害状態に該当した場合でも、その原因により死亡しました高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡給付金等または高度障害給付金等の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑪ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、死亡給付金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺
 - (2) 死亡保険金受取人の故意
 - (3) 戦争その他の変乱
- ⑫ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金等が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しません。
- ⑬ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に第2条（保険金および給付金の支払）第1項の高度障害給付金の支払事由の規定に定める高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。）
 - (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

(保険金および給付金の支払方法の選択)

第5条 保険契約者（保険金または給付金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金および給付金（保険金および給付金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。

- ② 前項の規定により据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。
- ③ 会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
- ④ 保険契約者（保険金または給付金の支払事由発生後はその受取人）は、第1項の規定により据置払を選択した後ににおいても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。
- ⑤ 保険金および給付金（保険金および給付金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第1項の

選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（保険金または給付金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

(保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所)

第6条 保険金（満期保険金を除きます。）または給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその保険金もしくは給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

② 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

保険金および給付金の名称	請求書類別表の番号
満期保険金	(①-5)
災害死亡保険金	(①-2)
災害高度障害保険金	(①-4)
死亡給付金	(①-1)
高度障害給付金	(①-3)

③ 保険金または給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 保険金（満期保険金を除きます。以下本条において同様とします。）または給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金または給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または、保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金もしくは給付金請求時までにおける事実

⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

(2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金または給付金を請求した者に通知します。

⑧ 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金または給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金また

は弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、保険金または給付金の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または受給者が保険金または給付金の請求内容を了知していることが確認できる書類
- (2) 被保険者または受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第7条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料

- ② 前項の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- ③ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ④ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定を適用しません。
- ⑤ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第8条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
身体障害状態（総則別表3）	<ul style="list-style-type: none">(1) 保険契約者の故意または重大な過失(2) 被保険者の故意または重大な過失(3) 被保険者の犯罪行為(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故(8) 地震、噴火または津波(9) 戦争その他の変乱

- ② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。
 - (1) 地震、噴火または津波
 - (2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第9条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①－12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第6条（保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第10条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 給付金額等の減額	○
	2. 保険期間の変更	○
	3. 保険料払込期間の変更	○
第6節 保険契約の更新	○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更		○
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付	○	
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録	○	
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

(保険料の払込方法（回数）)

第11条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

(解約)

第12条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

3. 払戻金

(解約払戻金)

第13条 解約払戻金は、保険料払込期間中の保険契約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の保険契約については、その経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。
- ③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第6条（保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

4. 払済保険への変更

(払済保険への変更)

第14条 保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、払済保険に変更することができます。ただし、変更後の保

険金額（以下「払済保険金額」といいます。）が会社の定める金額に満たないときは、払済保険への変更を取り扱いません。

② 払済保険への変更後は、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 払済保険の保険期間の満了する日は、変更前の保険期間の満了する日と同一とします。

(2) 払済保険金額は、変更時の解約払戻金額（総則規定に定める保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付による貸付金があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）にもとづき会社の定める方法により計算します。

(3) 前号の規定により計算した払済保険金額が変更時の死亡給付金額をこえる場合には、変更時の死亡給付金額を払済保険金額とします。この場合、会社の定める方法により計算した金額があるときは、保険契約者に払い戻します。

③ 払済保険への変更後は、つぎに定める保険金または給付金を支払います。

(1) 被保険者が保険期間満了時に生存しているときは、払済保険金額に相当する金額を満期保険金として満期保険金受取人に支払います。

(2) 被保険者が第2条（保険金および給付金の支払）に定める死亡給付金等の支払事由に該当したときは、払済保険金額に相当する金額を死亡給付金等として死亡保険金受取人に支払います。

(3) 被保険者が第2条（保険金および給付金の支払）に定める高度障害給付金等の支払事由に該当したときは、払済保険金額に相当する金額を高度障害給付金等として被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、保険契約者）に支払います。

④ 払済保険への変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

⑤ 払済保険に変更されたときは、保険契約者に通知します。

別表1 死亡給付金額および高度障害給付金額

死亡給付金額および高度障害給付金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

$$(保険金額) \times \left(\frac{\text{経過月数}}{\text{保険期間 (月数)}} \right)$$

(注) 「経過月数」とは、契約日（保険契約が更新された場合、更新日とします。）から被保険者が死亡した日または高度障害状態に該当した日を含む保険料期間の末日までの月数とします。

無配当生存給付金付定期保険(001)普通保険約款

(平成25年4月1日改正)

(この保険の趣旨)

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 死亡保険金

被保険者が保険期間中に死亡したときにお支払いします。

(2) 高度障害保険金

被保険者が保険期間中に高度障害状態に該当したときにお支払いします。

(3) 生存給付金

被保険者が保険期間中の所定の保険年度の満了時に生存しているときにお支払いします。

(4) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお支払いを免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	保険金または給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 保険金および生存給付金の支払ならびに免責事由

(保険金および生存給付金の支払)

第2条 この保険契約において支払う保険金および生存給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	単位生存給付金額 × 保険期間の年数	死亡保険金 受取人
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき		被保険者
生存給付金	被保険者が3年ごとの保険年度の満了時に生存しているとき	単位生存給付金額 × 3	保険契約者

- ② 前項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

(保険金の免責事由)

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、保険金を支払いません。

名称	免責事由
死亡 保険金	(1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱
高度障害 保険金	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

(保険金の支払に関する補則)

第4条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。

- ② 会社が高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態に該当した時から消滅したものとみなします。この場合、その高度障害状態に該当した時以後に支払事由の生じた生存給付金を支払っているときは、会社は、その支払った金額を高度障害保険金から差し引きます。
- ③ 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。
- ④ 死亡保険金が支払われたときは、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、高度障害保険金を支払いません。
- ⑤ 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、第2条（保険金および生存給付金の支払）の規定にかかわらず、高度障害保険金の受取人は保険契約者とします。
- ⑥ 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑦ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合は高度障害状態に該当した場合でも、その原因により死亡した場合は高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑧ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、死亡保険金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺
(2) 死亡保険金受取人の故意
(3) 戦争その他の変乱
- ⑨ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑩ 高度障害保険金の支払事由について、回復の見込の有無が不明確な状態が継続している間に保険期間が満了した場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険期間の満了する日の翌日から起算して1年以内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、保険期間の満了する日の翌日から起算して1年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明確な状態にあるときは、高度障害保険金を支払います。
- (2) 前号の規定により、高度障害保険金を支払う場合には、その支払金額は、高度障害保険金の金額からこの保険契約の保険期間の満了時に支払事由が生じた生存給付金の支払金額を差し引いて残額があれば、その残額とします。
- ⑪ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

(生存給付金の自動据置)

第5条 生存給付金は、支払事由が生じた時から、会社の定める利率による利息をつけて自動的に据え置きます。

② 前項の規定により据え置いた生存給付金は、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したとき（保険契約が更新される場合を除きます。）に保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともにその受取人に支払います。

（保険金等の支払方法の選択）

第6条 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金または保険期間の満了時に支払われる生存給付金（保険金または生存給付金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。

- ② 前項の規定により据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。
- ③ 会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
- ④ 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、第1項の規定により据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。
- ⑤ 保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第1項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。
- ⑥ 保険契約を更新する場合には、本条の規定は適用しません。

（保険金および生存給付金の請求、支払時期および支払場所）

第7条 保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その保険金を請求してください。

保険金の名称	請求書類別表の番号
死亡保険金	(①-1)
高度障害保険金	(①-3)

- ③ 生存給付金を請求するときは、保険契約者は、つぎに定める書類を提出してください。

名称	請求書類別表の番号
生存給付金	(①-13)

④ 保険金または生存給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

⑤ 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

（1）支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

（2）免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

（3）告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

（4）この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

⑥ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第4項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

（1）前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

（2）前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

（3）前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

（4）前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者

として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

⑦ 第5項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

⑧ 第5項または第6項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金を請求した者に通知します。

⑨ 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または受給者が保険金の請求内容を了知していることが確認できる書類

(2) 被保険者または受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類

(3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第8条 月払契約の場合、この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料

② 前項の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。

③ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

④ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定を適用しません。

⑤ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第9条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
身体障害状態（総則別表3）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

- (1) 地震、噴火または津波
 (2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

第10条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①-12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
 ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第7条（保険金および生存給付金の請求、支払時期および支払場所）第4項から第8項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第11条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 給付金額等の減額 2. 保険期間の変更 3. 保険料払込期間の変更	○ ○ ○
第6節 保険契約の更新	○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更		○
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付	○	
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録	○	
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

(保険料の払込方法（回数）)

第12条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払または一時払とします。

2. 解約

(解約)

第13条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

3. 払戻金

(解約払戻金)

- 第14条 解約払戻金は、保険料払込期間中の保険契約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料一時払の保険契約については、その経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。
- ② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。
- ③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第7条（保険金および生存給付金の請求、支払時期および支払場所）第4項の規定を準用します。

4. 生存給付金指定特則

(生存給付金の形式の指定)

- 第15条 保険契約者は、保険契約の締結の際、第2条（保険金および生存給付金の支払）の生存給付金の支払に関する規定にかかわらず、会社の定めるところにより、つぎの各号に定める範囲内で生存給付金の支払う時期およびその支払金額（以下「生存給付金の形式」といいます。）を指定することができます。
- (1) 生存給付金を支払う時期は、保険期間中の各保険年度のうち保険契約者が選択した保険年度の満了時とします。
- (2) 生存給付金の支払金額は、単位生存給付金額の整数倍とします。
- (3) 生存給付金の支払金額の合計は、単位生存給付金額に保険期間の年数を乗じて得られる金額と同一とします。
- ② 生存給付金の形式を指定した場合、この保険契約において支払う生存給付金は、つぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払金額	受取人
生存給付金	被保険者が前項の規定により選択された保険年度の満了時に生存しているとき	前項の規定により指定された支払金額	保険契約者

(生存給付金の形式の変更)

- 第16条 保険契約者は、保険契約の締結後、会社の承諾を得て、会社の定めるところにより、前条第1項各号に定める範囲内で、将来に向かって生存給付金の形式を変更することができます。ただし、保険料の払込が免除されているときは、生存給付金の形式の変更を取り扱いません。
- ② 生存給付金の形式の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-10）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 会社が生存給付金の形式の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。この場合、総則規定に定める保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
- ④ 前条第2項の規定は、本条の場合に準用します。
- ⑤ 生存給付金の形式の変更の取扱は、1回かぎりとします。
- ⑥ 生存給付金の形式が変更されたときは、保険契約者に通知します。

5. 無配当終身保険への変更

(無配当終身保険へ変更する場合の特則)

- 第17条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、無配当終身保険普通保険約款に定めるところにより、この保険契約を無配当終身保険へ変更することができます。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
- (1) 保険料の払込が免除されている場合
- (2) 特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。
- (3) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合
- (4) 変更日に会社が無配当終身保険の締結を取り扱っていない場合
- ② 本条による変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

無配当個人年金保険(001)普通保険約款

(平成25年4月1日改正)

(この保険の趣旨)

この保険は、老後の生活の安定を図ることを目的として設計されたもので、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 年金

被保険者が年金支払開始日に生存しているときに、年金の種類に応じてつぎのとおり支払います。また、年金保障期間中、被保険者または被保険者の配偶者のいずれか一方が生存しているかぎり年金を支払う夫婦年金を選択することもできます。

ア. 支払保証期間付終身年金の場合

支払保証期間中、被保険者の生死にかかわらず年金をお支払いします。また、支払保証期間経過後、被保険者が生存しているかぎり終身にわたって年金をお支払いします。

イ. 元本保証付有期年金の場合

年金保障期間中、被保険者が生存しているかぎり年金をお支払いします。また、被保険者が死亡したときは死亡一時金をお支払いします。

ウ. 確定年金の場合

年金保障期間中、被保険者の生死にかかわらず年金をお支払いします。

(2) 死亡給付金

被保険者が年金支払開始日前に死亡したときにお支払いします。

(3) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
基本年金額	年金を支払う際に基準となる年金額をいいます。
年金原資	基本年金額を計算するための基準となる金額をいいます。
年金支払開始日	年金の支払を開始するための基準となる日をいい、会社の定める範囲内で保険契約者が指定した日とします。
年金支払日	第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については年金支払開始日の1年ごとの応当日をいいます。
支払事由	年金、死亡一時金または死亡給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても死亡給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約または保険契約内容の変更が行われた場合の増額部分については、最後の復活または保険契約内容の変更の際の責任開始期のことをいいます。

2. 年金の種類および型

(年金の種類)

第2条 年金の種類は、つぎのいずれかとします。

- (1) 支払保証期間付終身年金
- (2) 元本保証付有期年金
- (3) 確定年金

(年金の型)

第3条 年金の型は、つぎのいずれかとします。

- (1) 定額型
- (2) 適増型

3. 年金、死亡一時金および死亡給付金の支払

(年金および死亡一時金の支払)

第4条 この保険契約において支払う年金および死亡一時金は、つぎのとおりです。

年金の種類	名 称	支払事由	支払金額	受 取 人
支払保証期間付終身年金	年 金	(1) 支払保証期間中 被保険者が年金支払開始日に生存しており、かつ、年金支払日が到来したとき (2) 支払保証期間経過後 被保険者が年金支払日に生存しているとき	(1) 定額型の場合 毎年の年金額は、基本年金額と同額 (2) 適増型の場合 ア. 第1回の年金額は、基本年金額と同額 イ. 第2回以後の年金額は、前回の年金額に基本年金額の5%相当額を加算した金額	年 金 受 取 人
元本保証付有期年金	年 金	被保険者が、年金保障期間中の年金支払日に生存しているとき	(1) 定額型の場合 毎年の年金額は、基本年金額と同額 (2) 適増型の場合 ア. 第1回の年金額は、基本年金額と同額 イ. 第2回以後の年金額は、前回の年金額に基本年金額の5%相当額を加算した金額	
	死 亡 一 時 金	被保険者が年金保障期間中に死亡したとき	別表1に定める金額	
確定年金	年 金	被保険者が年金支払開始日に生存しており、かつ、年金保障期間中の年金支払日が到来したとき	(1) 定額型の場合 毎年の年金額は、基本年金額と同額 (2) 適増型の場合 ア. 第1回の年金額は、基本年金額と同額 イ. 第2回以後の年金額は、前回の年金額に基本年金額の5%相当額を加算した金額	

(年金の一括前払)

第5条 年金の種類が支払保証期間付終身年金の場合、年金支払開始日以後、年金受取人は、まだ年金支払日が到来していない支払保証期間中の年金の一括前払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金の一括前払を請求するときは、年金受取人は、請求書類別表(①-15)に定める書類を会社に提出してください。

(2) 年金の一括前払が請求されたときは、支払保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。

(3) 年金を一括前払したときは、つぎのとおり取り扱います。

ア. 被保険者が、支払保証期間経過後の年金支払日に生存しているときは、年金を継続して支払います。

イ. 年金を一括前払した後、支払保証期間中に被保険者が死亡したときは、保険契約は被保険者の死亡時に消滅します。

ウ. 年金を一括前払した際、すでに被保険者が死亡しているときは、保険契約は一括前払した時に消滅します。

- (4) 被保険者の生存中に年金の一括前払が行われたときは、年金受取人に通知します。
- ② 年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日以後、年金受取人は、まだ年金支払日が到来していない年金保障期間中の年金の一括前払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 年金の一括前払を請求するときは、年金受取人は、請求書類別表（①-15）に定める書類を会社に提出してください。
 - (2) 年金の一括前払が請求されたときは、年金保障期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
 - (3) 年金を一括前払したときは、保険契約は一括前払した時に消滅します。
- ③ 年金の種類が元本保証付有期年金の場合、年金受取人は、年金支払開始日以後、別表1に定める方法により計算した金額があるときは、その金額の一括前払を請求することができます。この場合、前項第1号および第3号の規定を準用します。

（死亡給付金の支払）

第6条 この保険契約において支払う死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	別表2に定める金額	死亡給付金受取人

（死亡給付金の免責事由）

第7条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡給付金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱

（年金、死亡一時金および死亡給付金の支払に関する補則）

- 第8条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- ② 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- ③ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ④ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、死亡給付金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺
 - (2) 死亡給付金受取人の故意
 - (3) 戦争その他の変乱
- ⑤ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑥ 年金支払開始日の前日において、基本年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金の支払を行わず、保険契約の責任準備金を一時に保険契約者に支払い、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。
- ⑦ 年金支払開始日の前日までに貸付金の元利金が返済されないときは、会社の定めるところにより、保険契約の責任準備金からその元利金を差し引き、新たに基本年金額および年金原資を定めます。ただし、新たな基本年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金の支払を行わず、差し引き後の金額（すでに保険料期間の到来した未払込保険料があるときは、その未払込保険料を差し引いた残額）を一時に保険契約者に支払い、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。

（年金、死亡一時金および死亡給付金の支払方法の選択）

第9条 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、年金の支払方法について、会社の承諾を得て、分割払または据置払の方法を選択することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、選択後の支払金額が会社の定める金額に満たないときは、分割払の方法の選択を取り扱いません。

- (1) 分割払の方法を選択した場合には、つぎのとおり取り扱います。

ア. 会社の定める利率による利息をつけて支払います。

イ. 年金の分割払中に保険契約が消滅または年金を一括前払した場合、保険契約が消滅または年金を一括前払した日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

- (2) 据置払の方法を選択した場合には、会社の定める利率による利息をつけて据え置いておき、年金受取人から請求があったときまたは保険契約が消滅したときに年金受取人に支払います。
- (3) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、分割払または据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。ただし、変更後の支払金額が会社の定める金額に満たないときは、分割払の方法への変更を取り扱いません。
- (4) 年金の支払方法の選択または変更が行われたときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）に通知します。
- ② 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、死亡一時金（死亡一時金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。
- (1) 据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけて支払います。
- (2) 会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
- (3) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。
- (4) 死亡一時金の支払方法の選択または変更が行われたときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）に通知します。
- ③ 保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は死亡給付金受取人）は、死亡給付金（死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。
- (1) 据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけて支払います。
- (2) 会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
- (3) 保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は死亡給付金受取人）は、据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。
- (4) 死亡給付金の支払方法の選択または変更が行われたときは、保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は死亡給付金受取人）に通知します。

（年金、死亡一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 第10条 死亡一時金または死亡給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 年金支払開始日以後に被保険者が死亡したことを知ったときは、年金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ③ 年金、死亡一時金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

年金、死亡一時金および死亡給付金の名称	請求書類別表の番号
年金	(①-16)
死亡一時金	(①-1)
死亡給付金	

- ④ 年金、死亡一時金または死亡給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑤ 年金、死亡一時金または死亡給付金（以下、本条において「年金等」といいます。）を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金等の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、年金受取人もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から年金等の請求時までにおける事実

- ⑥ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第4項および前項にかかるわらず、年金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑦ 第5項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。
- ⑧ 第5項または第6項に掲げる事項の確認を行う場合、その年金等を請求した者に通知します。
- ⑨ 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡一時金または死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡一時金または死亡給付金の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいづれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
- (1) 受給者が死亡一時金または死亡給付金の請求内容を了知していることが確認できる書類
- (2) 受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

（年金支払証書の交付）

第11条 会社は、第1回の年金を支払う際に、年金支払証書を年金受取人に交付します。

4. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第12条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の疾病を直接の原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、つぎの各号のいづれかに該当したとき ア. 高度障害状態（総則別表2） イ. 身体障害状態（総則別表3）	

② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 前項第1号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病と因果関係のない疾病にかぎります。）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態または身体障害状態のいづれかに該当したときも同様とします。
- ③ 被保険者がつぎのいづれかの高度障害状態に該当した場合には、疾病を直接の原因とする高度障害状態とみなし、第1項第1号の規定を適用します。

- (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因を原因とした高度障害状態
- (2) 責任開始期以後に生じた不慮の事故を原因として、その事故の日から起算して180日を経過した後に該当した高度障害状態
- ④ 被保険者が責任開始期前の疾病または傷害を原因として、責任開始期以後に第1項第1号の高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の疾病を直接の原因とするものとみなして取り扱います。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病または傷害に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病または傷害に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 - (2) その疾病または傷害（その疾病または傷害による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ⑤ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ⑥ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、第26条（年金の種類等の変更）の規定を除き、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- ⑦ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第13条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
疾病を原因とする 高度障害状態（総則別表2）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戰争その他の変乱
傷害を原因とする 高度障害状態（総則別表2） または 身体障害状態（総則別表3）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戰争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戰争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第14条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①-12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第10条（年金、死亡一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第4項から第8項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

（共通規定）

第15条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	年金支払開始日前	○
	年金支払開始日以後	○
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更		○
第6節 保険契約の更新		○
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更		○
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付	年金支払開始日前	○
	年金支払開始日以後	○
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録		○
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

② 前項の規定により総則規定を適用しない保険契約内容の変更については、第3編（特別規定）「5. 保険契約内容の変更」の規定を適用します。

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第16条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払または一時払とします。

2. 解約

（解約）

第17条 保険契約者は、年金支払開始日前にかぎり、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第18条 解約払戻金は、保険料払込期間中の保険契約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料一時払の保険契約および保険料払込済の保険契約については、それぞれその経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。
- ③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第10条（年金、死亡一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第4項の規定を準用します。

4. 年金受取人および後継年金受取人

（年金受取人および後継年金受取人）

第19条 年金受取人は、保険契約者または被保険者のうち、保険契約者が指定した者とします。

- ② 年金受取人は、年金支払開始日に、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

③ 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときに年金受取人の保険契約上的一切の権利義務を承継すべき者（以下「後継年金受取人」といいます。）を指定することができます。

④ 年金支払開始日以後に、年金受取人が死亡したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 後継年金受取人が指定されている場合

後継年金受取人が、年金受取人の保険契約上的一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人になるものとします。ただし、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が死亡しているときは、被保険者（被保険者が死亡しているときは、年金受取人の法定相続人）が後継年金受取人となるものとします。

(2) 後継年金受取人が指定されていない場合

被保険者（被保険者が死亡しているときは、年金受取人の法定相続人）が年金受取人の保険契約上的一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人になるものとします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人（前項第2号の場合は、新たな年金受取人）としての取扱を受けることができません。

⑥ 年金受取人の保険契約上的一切の権利義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、新たに後継年金受取人を指定することができます。

⑦ 後継年金受取人の指定をするときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。

(年金受取人または後継年金受取人の変更)

第20条 保険契約者は、年金支払開始日前までは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は、保険契約者または被保険者のうちから指定することを要します。

② 年金受取人は、年金支払開始日以後、会社に対する通知により、年金受取人を被保険者に変更することができます。

③ 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。

④ 年金受取人または後継年金受取人の変更をするときは、保険契約者または年金受取人は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。

⑤ 第1項から第3項までの通知が会社に到達する前に、会社が変更前の受取人に年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から年金または死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による年金受取人の変更)

第21条 前条に定めるほか、つぎの各号の保険契約者または年金受取人（以下、本条において「保険契約者等」といいます。）は、法律上有効な遺言により、前条に定める年金受取人の変更をすることができます。

(1) 年金支払開始日前までに変更する場合

保険契約者

(2) 年金支払開始日以後に変更する場合

年金受取人

② 本条による年金受取人の変更は、保険契約者等が死亡した後、保険契約者等の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

③ 保険契約者等の相続人は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。

④ 本条による、年金受取人の変更が行われた場合、第19条（年金受取人および後継年金受取人）第4項の規定は適用しません。

(年金受取人の代表者)

第22条 年金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。

② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が年金受取人の1人に対して行った行為は、他の年金受取人に対しても効力を生じます。

5. 保険契約内容の変更

(基本年金額の減額)

第23条 保険契約者は、年金支払開始日前にかぎり、将来に向かって基本年金額を減額することができます。ただし、減額後の基本年金額が会社の定める金額に満たないときは、基本年金額の減額を取り扱いません。

② 基本年金額の減額をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③ 基本年金額が減額されたときは、年金原資も減額されるものとし、減額分は解約されたものとして取り扱います。

④ 基本年金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

(払済保険への変更)

- 第24条 保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、払済保険に変更することができます。ただし、変更後の基本年金額（以下「払済基本年金額」といいます。）が会社の定める金額に満たないときは、払済保険への変更を取り扱いません。
- ② 払済保険への変更後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 年金支払開始日は、変更前の年金支払開始日と同一とします。
 - (2) 払済基本年金額および変更後の年金原資は、変更時の解約払戻金額にもとづいて定めます。
 - (3) 死亡給付金額は、会社の定めるところにより計算した金額とします。
- ③ 払済保険への変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 払済保険に変更されたときは、保険契約者に通知します。

(年金支払開始日の変更)

- 第25条 保険契約者は、年金支払開始日前にかぎり、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、年金支払開始日を変更することができます。ただし、年金支払開始日を繰り下げるときは、被保険者の同意を得ることを要します。
- ② 年金支払開始日を変更した場合、保険料払込期間の満了する日は、変更後の年金支払開始日の前日に変更します。
- ③ 年金支払開始日の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 会社が年金支払開始日の変更を承諾したときは、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険料払込期間中の保険契約の場合
基本年金額および年金原資を変更し、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料を改めます。
 - (2) 保険料一時払の保険契約および保険料払込済の保険契約の場合
基本年金額および年金原資を変更します。
- ⑤ 会社が年金支払開始日の繰下げを承諾したときは、承諾した時から年金支払開始日の繰下げによる増額部分について保険契約上の責任を負います。
- ⑥ 年金支払開始日が変更されたときは、保険契約者に通知します。

(年金の種類等の変更)

- 第26条 保険契約者は、年金支払開始日前にかぎり、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、年金の種類、年金保障期間または年金の型を変更することができます。
- ② 年金の種類、年金保障期間または年金の型の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 会社が年金の種類、年金保障期間または年金の型の変更を承諾したときは、基本年金額を変更します。
- ④ 第1項の規定により年金の種類、年金保障期間または年金の型が変更されたときは、保険契約者に通知します。

6. 追加指定契約として締結する場合の特則

(追加指定契約として締結する場合の特則)

- 第27条 保険契約者は、この保険契約の締結の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することにより、会社の定める基本年金額限度を適用して締結することができます。
- ② この特則を付加する場合は、つぎの各号のすべての要件を満たすことを要します。
- (1) この保険契約の保険料の払込方法（回数）が一時払であること
 - (2) この保険契約に保険組立特約を付加し、保険組立特約条項に定める追加指定契約として締結すること
 - (3) 保険組立特約条項に定める指定契約に、つぎの事項が同じ年金支払開始日前の無配当個人年金保険契約があること
- ア. 保険契約者
 - イ. 被保険者
 - ウ. 年金受取人および後継年金受取人
 - エ. 死亡給付金受取人
 - オ. 年金の種類
 - カ. 支払保証期間および年金保障期間
 - キ. 年金の型
 - ク. 年金支払開始日および年金支払日
 - ケ. 年金の支払方法
 - コ. 年金の請求
- ③ 前項第3号に定める事項は同じ取扱を行うものとし、変更する場合は同時に変更することを要します。
- ④ この特則を付加した保険契約の保険料は、つぎの各号に定める日（以下「追加基準日」といいます。）における被保険者の年齢にもとづいて会社の定める方法により計算します。

- (1) この保険契約の契約日と年金支払開始日の年単位の応当日が異なるとき
この保険契約の契約日の直前の、年金支払開始日の年単位の応当日
- (2) この保険契約の契約日と年金支払開始日の年単位の応当日が一致するとき
この保険契約の契約日
- ⑤ この特則を解約することはできません。

夫婦年金特則

(夫婦年金の選択)

- 第1条 保険契約者は、保険契約締結の際、会社の定めるところにより、支払保証期間付夫婦終身年金（以下「夫婦年金」といいます。）を選択することができます。
- ② 前項のほか、保険契約者は、本則第26条（年金の種類等の変更）の規定により年金の種類を変更する際、被保険者の同意および会社の承諾を得て、夫婦年金を選択することができます。
 - ③ 前項の規定により夫婦年金の選択をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-12）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 - ④ 夫婦年金を選択した年金保障部分（以下「夫婦年金保障部分」といいます。）の取扱については、本則の規定にかかわらず、この特則に規定するところによります。ただし、この特則において別段の定めのない場合には、本則の規定を準用します。
 - ⑤ 第2項の規定により夫婦年金の選択が行われたときは、保険契約者に通知します。

(夫婦年金の対象となる被保険者)

- 第2条 夫婦年金の対象となる被保険者は、つぎの各号の者とします。
- (1) 被保険者（以下この特則において「第1被保険者」といいます。）
 - (2) この特則の適用の際に、第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（以下「第2被保険者」といいます。）

(夫婦年金の支払)

- 第3条 夫婦年金保障部分において支払う年金は、つぎのとおりです。

年金の種類	名 称	支払事由	支払金額	受 取 人
支払保証期間付夫婦終身年金	年 金	(1) 支払保証期間中 第1被保険者および第2被保険者が年金支払開始日に生存しており、かつ、年金支払日が到来したとき (2) 支払保証期間経過後 第1被保険者または第2被保険者が年金支払日に生存しているとき	(1) 定額型の場合 毎年の年金額は、基本年金額と同額 (2) 通増型の場合 ア. 第1回の年金額は、基本年金額と同額 イ. 第2回以後の年金額は、前回の年金額に基本年金額の5%相当額を加算した金額	年 金 受 取 人

- ② 前項の規定にかかわらず、支払保証期間中に、第1被保険者および第2被保険者がともに死亡した場合には、まだ年金支払日が到来していない支払保証期間中の年金の現価に相当する金額を年金受取人に支払い、夫婦年金保障部分は消滅します。ただし、第5条（夫婦年金の一括前払）の規定によりすでに年金の一括前払が行われている場合には、年金の現価に相当する金額は支払いません。

(夫婦年金の年金受取人および後継年金受取人)

- 第4条 年金受取人は、保険契約者または第1被保険者のうち、保険契約者が指定した者とします。
- ② 年金受取人は、年金支払開始日に、保険契約者から保険契約上的一切の権利義務を承継するものとします。
 - ③ 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、第1被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継年金受取人を指定することができます。
 - ④ 年金受取人が死亡したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 後継年金受取人が指定されている場合
- 後継年金受取人が、年金受取人の夫婦年金保障部分の一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人になるものとします。ただし、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が死亡しているときは、次号ア.、イ. およびウ. に定める者が後継年金受取人になるものとします。
- (2) 後継年金受取人が指定されていない場合
- つぎに定める者が、年金受取人の夫婦年金保障部分の一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人となるものとします。
- ア. 第1被保険者

- イ. 前ア. に該当する者がいない場合
　　第2被保険者
 - ウ. 前ア. およびイ. に該当する者がいない場合
　　年金受取人の法定相続人
- (5) 第1被保険者および第2被保険者の死亡の先後が明らかでないときまたは同時に死亡したときは、第1被保険者が後に死亡したものとして取り扱います。
- (6) 第4項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人（第4項第2号の場合は、新たな年金受取人）としての取扱を受けることができません。
- (7) 年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継した後継年金受取人は、第1被保険者（すでに第1被保険者が死亡しているときは、第2被保険者）の同意を得て、会社に対する通知により、新たに後継年金受取人を指定することができます。
- (8) 後継年金受取人の指定をするときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。

（夫婦年金の一括前払）

- 第5条 年金支払開始日以後、年金受取人は、まだ年金支払日が到来していない支払保証期間中の年金の一括前払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 年金の一括前払を請求するときは、年金受取人は、請求書類別表（①-15）に定める書類を会社に提出してください。
 - (2) 年金の一括前払が請求されたときは、支払保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
 - (3) 年金を一括前払したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 第1被保険者または第2被保険者が、支払保証期間経過後の年金支払日に生存しているときは、年金を継続して支払います。
 - イ. 年金を一括前払した後、支払保証期間中に第1被保険者および第2被保険者がともに死亡したときは、夫婦年金保障部分は後に死亡した被保険者の死亡時に消滅します。
 - (4) 年金の一括前払が行われたときは、年金受取人に通知します。

（夫婦年金の請求、支払時期および支払場所）

- 第6条 年金支払開始日以後に第1被保険者または第2被保険者が死亡したことを知ったときは、年金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- (2) 年金の支払事由が生じたときは、年金受取人は、すみやかに請求書類別表（①-16）に定める書類を提出して、年金の請求をしてください。
 - (3) 年金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
 - (4) 前項にかかわらず、年金を支払うために、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無の確認を行う場合、本則第10条（年金、死亡一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

（特則の消滅）

- 第7条 つぎの各号の場合には、この特則は消滅します。
- (1) 年金支払開始日前に第2被保険者が死亡したとき
 - (2) 年金支払開始日前に第2被保険者が離婚または婚姻の取消により第1被保険者と同一戸籍に記載されなくなったとき
 - (3) 年金支払開始日前に保険契約者からこの特則を適用しない旨の申出があったとき
- (2) 前項第1号または第2号のいずれかに該当したことを知ったときは、保険契約者または第1被保険者は、ただちに会社に通知してください。
- (3) 第1項の規定によりこの特則が消滅した場合には、本則第26条（年金の種類等の変更）の規定を準用します。

（離婚または婚姻の取消があった場合の取扱）

- 第8条 年金支払開始日以後に第2被保険者が離婚または婚姻の取消により第1被保険者と同一戸籍に記載されなくなった場合には、第2被保険者は、戸籍上に異動のあった時から将来に向かって、第2被保険者としての資格を失います。
- (2) 前項の場合、その時以後、夫婦年金契約から第1被保険者のみを被保険者とする年金契約（以下「単生年金契約」といいます。）に変更します。
 - (3) 前項により変更された単生年金契約については、変更前の夫婦年金契約において第2被保険者がすでに死亡しているものとみなして、本条を除くこの特則の規定を適用します。この場合、単生年金契約の年金額は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 戸籍に異動のあった直後に到来する年金支払日に支払われる年金額は、会社の定める方法により計算します。
 - (2) 戸籍に異動のあった直後に到来する年金支払日の翌年以降に支払われる年金額は、つぎのとおりとします。

ア. 定額型の場合

前号に定める年金額と同額

イ. 適用型の場合

前回の年金額に前号に定める年金額の5%相当額を加算した金額

- ④ 支払保証期間中に離婚または婚姻の取消があったときに、すでに第5条（夫婦年金の一括前払）の規定により年金の一括前払が行われている場合には、単生年金契約に変更後の年金は、支払保証期間経過直後に到来する年金支払日から支払います。
- ⑤ 第2項の規定により単生年金契約に変更されたときは、年金受取人に通知します。

（夫婦年金の年金受取人または後継年金受取人の変更）

- 第9条 保険契約者は、年金支払開始日前までは、第1被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は、保険契約者または第1被保険者のうちから指定することを要します。
- ② 年金受取人は、年金支払開始日以後、会社に対する通知により、年金受取人を第1被保険者（すでに第1被保険者が死亡しているときは、第2被保険者）に変更することができます。
 - ③ 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、第1被保険者（すでに第1被保険者が死亡しているときは、第2被保険者）の同意を得て、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。
 - ④ 年金受取人または後継年金受取人の変更をするときは、保険契約者または年金受取人は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。
 - ⑤ 第1項から第3項までの通知が会社に到達する前に、会社が変更前の受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - ⑥ 遺言による年金受取人の変更は、本則第21条（遺言による年金受取人の変更）の規定を準用します。

（夫婦年金の契約者配当金）

第10条 夫婦年金保障部分の契約者配当金はありません。

疾病高度障害状態不担保特則

（疾病高度障害状態不担保特則）

第1条 保険契約者は、保険契約締結の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。

- ② この特則を付加した場合、本則第12条（保険料の払込免除）第1項第1号の規定は適用しません。
- ③ この特則のみの解約は取り扱いません。

別表1 元本保証付有期年金の一括前払金額および死亡一時金額

一括前払金額および死亡一時金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

(年金原資) – (すでに支払事由の生じた年金の合計額)

(注)

1. 「年金原資」は、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）に通知します。
2. 「すでに支払事由の生じた年金の合計額」が「年金原資」と同額以上となるときは、一括前払金および死亡一時金はありません。

別表2 死亡給付金額

死亡給付金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

(1) 保険料の払込方法（回数）が月払の保険契約

$$(年金原資) \times \left(\frac{\text{経過月数}}{\text{保険料払込期間（月数）}} \right)$$

(2) 保険料の払込方法（回数）が一時払の保険契約

$$(一時払保険料) + [(年金原資) - (一時払保険料)] \times \left(\frac{\text{経過月数}}{\text{契約日から年金支払開始日の前日までの月数}} \right)$$

(注)

1. 「年金原資」は、保険契約者に通知します。
2. 「経過月数」とは、契約日から被保険者が死亡した日を含む保険料期間の末日までの月数とします。ただし、保険料の払込方法（回数）が一時払の保険契約の場合は、契約日から被保険者が死亡した日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの月数とします。
3. 保険料の払込方法（回数）が一時払の保険契約について、契約日が追加基準日と異なる場合および年金支払開始日の変更が行われた場合の死亡給付金額は、上記の金額と異なります。

無配当長寿生存年金保険（低解約払戻金型）(001)普通保険約款

(平成29年10月1日実施)

(この保険の趣旨)

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 年金

被保険者が年金支払開始日に生存しているときに、年金の種類に応じてつぎのとおり支払います。

ア. 支払保証期間付終身年金の場合

支払保証期間中、被保険者の生死にかかわらず年金をお支払いします。また、支払保証期間経過後、被保険者が生存しているかぎり終身にわたって年金をお支払いします。

イ. 確定年金の場合

年金保障期間中、被保険者の生死にかかわらず年金をお支払いします。

(2) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
年金原資	年金額を計算するための基準となる金額をいいます。
年金支払開始日	年金の支払を開始するための基準となる日をいい、会社の定める範囲内で保険契約者が指定した日とします。
年金支払日	第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については年金支払開始日の1年ごとの応当日をいいます。
支払事由	年金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 年金の種類

(年金の種類)

第2条 年金の種類は、つぎのいずれかとします。

(1) 支払保証期間付終身年金

(2) 確定年金

3. 年金の支払

(年金の支払)

第3条 この保険契約において支払う年金は、つぎのとおりです。

年金の種類	名称	支払事由	支払金額	受取人
支払保証期間付終身年金	年金	(1) 支払保証期間中 被保険者が年金支払開始日に生存しており、かつ、年金支払日が到来したとき (2) 支払保証期間経過後 被保険者が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
確定年金		被保険者が年金支払開始日に生存しており、かつ、年金保障期間中の年金支払日が到来したとき		

(年金の一括前払)

第4条 年金の種類が支払保証期間付終身年金の場合、年金支払開始日以後、年金受取人は、まだ年金支払日が到来していない支払保証期間中の年金の一括前払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金の一括前払を請求するときは、年金受取人は、請求書類別表(①-15)に定める書類を会社に提出してください。
 - (2) 年金の一括前払が請求されたときは、支払保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
 - (3) 年金を一括前払したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 被保険者が、支払保証期間経過後の年金支払日に生存しているときは、年金を継続して支払います。
 - イ. 年金を一括前払した後、支払保証期間中に被保険者が死亡したときは、保険契約は被保険者の死亡時に消滅します。
 - ウ. 年金を一括前払した際、すでに被保険者が死亡しているときは、保険契約は一括前払した時に消滅します。
 - (4) 被保険者の生存中に年金の一括前払が行われたときは、年金受取人に通知します。
- ② 年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日以後、年金受取人は、まだ年金支払日が到来していない年金保障期間中の年金の一括前払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 年金の一括前払を請求するときは、年金受取人は、請求書類別表(①-15)に定める書類を会社に提出してください。
 - (2) 年金の一括前払が請求されたときは、年金保障期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
 - (3) 年金を一括前払したときは、保険契約は一括前払した時に消滅します。

(年金の支払に関する補則)

第5条 年金支払開始日の前日において、年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金の支払を行わず、保険契約の責任準備金を一時に保険契約者に支払い、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。

- ② 年金支払開始日の前日までに貸付金の元利金が返済されないときは、会社の定めるところにより、保険契約の責任準備金からその元利金を差し引き、新たに年金額および年金原資を定めます。ただし、新たな年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金の支払を行わず、差し引き後の金額（すでに保険料期間の到来した未払込保険料があるときは、その未払込保険料を差し引いた残額）を一時に保険契約者に支払い、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。

(年金の支払方法の選択)

第6条 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、年金の支払方法について、会社の承諾を得て、分割払または据置払の方法を選択することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、選択後の支払金額が会社の定める金額に満たないときは、分割払の方法の選択を取り扱いません。

- (1) 分割払の方法を選択した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 会社の定める利率による利息をつけて支払います。
 - イ. 年金の分割払中に保険契約が消滅または年金を一括前払した場合、保険契約が消滅または年金を一括前払した日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。
- (2) 据置払の方法を選択した場合には、会社の定める利率による利息をつけて据え置いておき、年金受取人から請求

があったときは保険契約が消滅したときに年金受取人に支払います。

- (3) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、分割払または据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。ただし、変更後の支払金額が会社の定める金額に満たないときは、分割払の方法への変更を取り扱いません。
- (4) 年金の支払方法の選択または変更が行われたときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）に通知します。

(年金の請求、支払時期および支払場所)

第7条 年金支払開始日以後に被保険者が死亡したことを知ったときは、年金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類別表（①-16）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 年金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 年金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金の請求の意図に関する保険契約の締結時から年金の請求時までにおける事実

- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、年金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

(2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その年金を請求した者に通知します。

(年金支払証書の交付)

第8条 会社は、第1回の年金を支払う際に、年金支払証書を年金受取人に交付します。

4. 保険料の払込免除

(保険料の払込免除)

第9条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	

② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 前項第1号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- (3) 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかっただ場合を除きます。）
 - (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- (4) 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- (5) 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、第25条（年金の種類等の変更）の規定を除き、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- (6) 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第10条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第11条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①-12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第7条（年金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第12条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第1節 用語の定義	<input checked="" type="radio"/>	
第2節 会社の責任開始期	<input checked="" type="radio"/>	
第3節 保険料の払込	年金支払開始日前 年金支払開始日以後	<input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>
第4節 保険契約の解除等		<input checked="" type="radio"/>
第5節 保険契約内容の変更		<input checked="" type="radio"/>
第6節 保険契約の更新		<input checked="" type="radio"/>
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更		<input checked="" type="radio"/>
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付	年金支払開始日前 年金支払開始日以後	<input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>
第9節 契約者配当金		<input checked="" type="radio"/>
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	保険契約者に関する事項 死亡保険金等の受取人に関する事項	<input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>
第11節 契約内容の登録		<input checked="" type="radio"/>
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続		<input checked="" type="radio"/>
第13節 その他		<input checked="" type="radio"/>
別表		<input checked="" type="radio"/>
請求書類別表		<input checked="" type="radio"/>

② 前項の規定により総則規定を適用しない保険契約内容の変更については、第3編（特別規定）「6. 保険契約内容の変更」の規定を適用します。

③ 第1項の規定により総則規定を適用しない死亡保険金等の受取人に関する事項については、第3編（特別規定）「4. 被保険者の死亡」のうち第17条から第19条までの規定を適用します。

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

(保険料の払込方法（回数）)

第13条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

(解約)

第14条 保険契約者は、年金支払開始日前にかぎり、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

3. 払戻金

(解約払戻金)

第15条 解約払戻金は、保険料払込期間中の保険契約については、その保険料を払い込んだ年月数により、会社の定める方法によって計算した金額の70%とします。

- ② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。
③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第7条（年金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

4. 被保険者の死亡

（死亡払戻金）

第16条 被保険者が年金支払開始日前に死亡したことを知ったときは、保険契約者は遅滞なく会社に通知してください。

- ② 前項の場合、会社は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を保険契約者に支払います。
③ 死亡払戻金を請求するときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（②-13）に定める書類を会社に提出してください。
④ 第1項から前項までの規定にかかわらず、次条に定める死亡払戻金受取人が指定されている場合、年金支払開始日前に被保険者が死亡したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) 死亡払戻金受取人は遅滞なく会社に通知してください。
(2) 会社は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を死亡払戻金受取人に支払います。
(3) 前号の規定にかかわらず、死亡払戻金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合は、会社は死亡払戻金を支払いません。この場合、会社は、解約払戻金（解約払戻金とともに支払うべき金銭を含みます。）を保険契約者に支払います。
(4) 死亡払戻金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡払戻金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡払戻金の残額（死亡払戻金の残額とともに支払うべき金銭を含みます。）を他の死亡払戻金受取人に支払い、支払わない部分の解約払戻金（解約払戻金とともに支払うべき金銭を含みます。）を保険契約者に支払います。
(5) 死亡払戻金を請求するときは、死亡払戻金受取人は、すみやかに請求書類別表（②-13）に定める書類を会社に提出してください。
⑤ 被保険者の死亡により会社が死亡払戻金または解約払戻金を支払う場合、この保険契約の消滅時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。
⑥ 死亡払戻金の支払時期および支払場所については、第7条（年金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

（死亡払戻金受取人）

第17条 保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡払戻金受取人を指定することができます。

- ② 保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡払戻金受取人を変更することができます。
③ 死亡払戻金受取人が被保険者が死亡する前に死亡したときは、その法定相続人を死亡払戻金受取人とします。
④ 前項の規定により死亡払戻金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡払戻金受取人となった者のうち生存している他の死亡払戻金受取人を死亡払戻金受取人とします。
⑤ 第3項および前項により死亡払戻金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
⑥ 死亡払戻金受取人を指定または変更するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。
⑦ 第1項または第2項の通知が会社に到達する前に、会社が指定前または変更前の死亡払戻金の受取人に死亡払戻金を支払ったときは、その支払後に指定後または変更後の死亡払戻金の受取人から死亡払戻金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による死亡払戻金受取人の変更）

第18条 遺言による死亡払戻金受取人の変更については、総則規定第25条（遺言による死亡保険金等の受取人の変更）の規定を準用します。

（死亡払戻金受取人の代表者）

第19条 死亡払戻金受取人の代表者については、総則規定第27条（死亡保険金等の受取人の代表者）の規定を準用します。

5. 年金受取人および後継年金受取人

（年金受取人および後継年金受取人）

第20条 年金受取人は、保険契約者または被保険者のうち、保険契約者が指定した者とします。

- ② 年金受取人は、年金支払開始日に、保険契約者から保険契約上的一切の権利義務を承継するものとします。
- ③ 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときに年金受取人の保険契約上的一切の権利義務を承継すべき者（以下「後継年金受取人」といいます。）を指定することができます。
- ④ 年金支払開始日以後に、年金受取人が死亡したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 後継年金受取人が指定されている場合
後継年金受取人が、年金受取人の保険契約上的一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人になるものとします。ただし、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が死亡しているときは、被保険者（被保険者が死亡しているときは、年金受取人の法定相続人）が後継年金受取人となるものとします。
 - (2) 後継年金受取人が指定されていない場合
被保険者（被保険者が死亡しているときは、年金受取人の法定相続人）が年金受取人の保険契約上的一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人になるものとします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人（前項第2号の場合は、新たな年金受取人）としての取扱を受けることができません。
- ⑥ 年金受取人の保険契約上的一切の権利義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、新たに後継年金受取人を指定することができます。
- ⑦ 後継年金受取人の指定をするときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。

（年金受取人または後継年金受取人の変更）

- 第21条 保険契約者は、年金支払開始日前までは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は、保険契約者または被保険者のうちから指定することを要します。
- ② 年金受取人は、年金支払開始日以後、会社に対する通知により、年金受取人を被保険者に変更することができます。
 - ③ 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。
 - ④ 年金受取人または後継年金受取人の変更をするときは、保険契約者または年金受取人は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。
 - ⑤ 第1項から第3項までの通知が会社に到達する前に、会社が変更前の受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による年金受取人の変更）

- 第22条 前条に定めるほか、つぎの各号の保険契約者または年金受取人（以下、本条において「保険契約者等」といいます。）は、法律上有効な遺言により、前条に定める年金受取人の変更をすることができます。
- (1) 年金支払開始日前までに変更する場合
 - 保険契約者
 - (2) 年金支払開始日以後に変更する場合
 - 年金受取人
 - ② 本条による年金受取人の変更は、保険契約者等が死亡した後、保険契約者等の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
 - ③ 保険契約者等の相続人は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。
 - ④ 本条による、年金受取人の変更が行われた場合、第20条（年金受取人および後継年金受取人）第4項の規定は適用しません。

（年金受取人の代表者）

- 第23条 年金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が年金受取人の1人に対して行った行為は、他の年金受取人に対しても効力を生じます。

6. 保険契約内容の変更

（年金額の減額）

- 第24条 保険契約者は、年金支払開始日前にかぎり、将来に向かって年金額を減額することができます。ただし、減額後の年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金額の減額を取り扱いません。
- ② 年金額の減額をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 - ③ 年金額が減額されたときは、年金原資も減額されるものとし、減額分は解約されたものとして取り扱います。

- ④ 年金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（年金の種類等の変更）

- 第25条 保険契約者は、年金支払開始日前にかぎり、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、年金の種類または年金保障期間を変更することができます。
- ② 年金の種類または年金保障期間の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 会社が年金の種類または年金保障期間の変更を承諾したときは、年金額を変更します。
- ④ 第1項の規定により年金の種類または年金保障期間が変更されたときは、保険契約者に通知します。

無選択加入特則

（特則の付加）

第1条 保険契約者は、保険契約締結の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。

（特則を付加した場合の取扱）

第2条 保険契約者は、被保険者としての選択を受けることなく、この保険契約を締結することができます。この場合、つぎの規定は適用しません。

- (1) 本則第9条（保険料の払込免除）
(2) 本則第10条（保険料の払込を免除しない場合）
(3) 本則第11条（保険料の払込免除の請求）
(4) 総則規定第4条（保険料の払込）第5項
(5) 総則規定第7条（保険料払込の猶予期間）第4項第3号
(6) 総則規定第11条（告知義務）
(7) 総則規定第12条（告知義務違反による解除）
(8) 総則規定第13条（保険契約を解除できない場合）
(9) 総則規定第38条（給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則）第2号
② 総則規定第3条（会社の責任開始期）第1項第2号中、「第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）」とあるのは「第1回保険料相当額を受け取った時」と読み替えます。
③ 総則規定第9条（保険契約の復活）第5項第2号中、「その金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）」とあるのは「その金額を受け取った時」と読み替えます。
④ 保険組立特約を付加してこの保険契約と他の保険契約を同時に締結する場合、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、総則規定第3条（会社の責任開始期）第2項の規定にかかわらず、この保険契約の契約日を同時に締結する他の保険契約の契約日と同一とすることができます。
⑤ この特則のみの解約は取り扱いません。

（この保険契約の責任開始期から契約日の前日までの取扱）

第3条 前条第4項の取扱をした場合のこの保険契約の責任開始期から契約日の前日までの期間（以下本条において「特別期間」といいます。）におけるこの保険契約については、つぎのとおり取り扱います。

- ② 特別期間中に被保険者が死亡した場合、この保険契約については、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 責任開始日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
(2) 前号の場合、支払うべき金額が差し引くべき保険料の不足額に満たないときは、保険契約者はその差額を払い込むことを要します。この差額が払い込まれないとときは、この保険契約を無効とします。
(3) 前条第4項の規定は適用しないものとします。
- ③ 特別期間中、会社は、この保険契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。
- ④ 特別期間中にこの保険契約を解約するときは、この保険契約の解約払戻金額は、この保険契約の契約日に解約したものとした金額とします。ただし、第2項の規定に該当するこの保険契約は除きます。

無配当入院保険（無解約払戻金型）（002）普通保険約款

平成30年10月1日改定

（この保険の趣旨）

この保険は、被保険者が入院したときの保障を行うことを目的とし、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）入院給付金

ア. 災害入院給付金

被保険者が保険期間中に、不慮の事故による傷害により入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。

イ. 疾病入院給付金

被保険者が保険期間中に、疾病により入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。

（2）死亡給付金

この保険契約の保険期間が終身の場合、被保険者が保険料払込期間満了後に死亡したときに、お支払いします。

（3）保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 給付金の支払および免責事由

（入院給付金の支払）

第2条 この保険契約において支払う入院給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
入院給付金	災害入院給付金 被保険者が保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）を直接の原因とする入院であること (2) その入院が傷害の治療を目的とすること (3) その入院がその事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること (4) その入院が病院または診療所における入院（総則別表5）であること (5) その入院日数が1日以上であること	入院1回につき、 入院給付金 日額 × 入院日数	被保険者
疾病入院給付金	被保険者が保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき (1) 責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること (2) その入院が疾病的治療を目的とすること (3) その入院が病院または診療所における入院（総則別表5）であること (4) その入院日数が1日以上であること	入院1回につき、 入院給付金 日額 × 入院日数	

(入院給付金の免責事由)

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、入院給付金を支払いません。

名称	免責事由
災害入院給付金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
疾病入院給付金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

(入院給付金の支払に関する補則)

第4条 2以上の不慮の事故、異なる疾病的併発または不慮の事故と疾病の重複により、入院給付金の支払事由が重複する場合でも、入院給付金を重複して支払わず、その重複した支払の対象となる期間については、つぎの順位にしたがって入院給付金を支払います。

順位	入院給付金の種類
第1順位	責任開始期以後に罹患し、診断確定された悪性新生物（総則別表11）（以下「ガン」といいます。）を直接の原因とし、そのガンの治療を目的とする入院についての疾病入院給付金（以下「ガンによる疾病入院給付金」といいます。）
第2順位	災害入院給付金
第3順位	ガン以外の疾病的治療を目的とする入院についての疾病入院給付金（以下「ガン以外の疾病入院給付金」といいます。）

② 後順位の入院給付金の支払事由に該当する入院中に先順位の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した場合には、先順位の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した日から新たな入院を開始したものとして取り扱います。

す。

- ③ 先順位の入院給付金が支払われる期間が終了した後に、後順位の入院給付金の支払事由に該当する入院を継続しているときは、先順位の入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日から新たに後順位の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したものとして取り扱います。
- ④ 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるか否かにかかわらず、災害入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日（その入院が第2項の後順位の入院に該当する場合、その先順位の入院を開始した日）から起算して180日を経過する前に開始した入院については、その最終の入院から継続する1回の入院とみなして第2条（入院給付金の支払）および次条第1項の規定を適用します。
- ⑤ 被保険者がガン以外の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の直接の原因が同一か否かにかかわらず、ガン以外の疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日（その入院が第2項の後順位の入院に該当する場合、その先順位の入院を開始した日）から起算して180日を経過する前に開始した入院については、その最終の入院から継続する1回の入院とみなして第2条（入院給付金の支払）および次条第1項の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者がつぎのいずれかに該当する入院をした場合には、疾病的治療を目的とする入院とみなし、第2条（入院給付金の支払）の規定を適用して疾病入院給付金を支払います。
- (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を直接の目的とする入院
- (2) 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- (3) 責任開始期以後に開始した総則別表17に定める異常分娩（以下「異常分娩」といいます。）のための入院
- (4) 総則別表23に定める造血幹細胞の採取手術を直接の目的とする入院。ただし、責任開始期の属する日から起算して1年を経過した日以後の入院にかぎります。
- ⑦ 被保険者の入院中に入院給付金日額が変更されたときは、災害入院給付金または疾病入院給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
- ⑧ 被保険者の入院中に、保険期間が満了した場合には、保険期間が満了した時を含んで継続している入院は、有効中の入院とみなして、第2条（入院給付金の支払）の規定を適用します。
- ⑨ 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に開始した入院について、つぎのア. またはイ. のいずれかの場合に該当するときは、その入院は責任開始期以後に発病した疾病的治療を目的とする入院とみなして取り扱います。
- ア. 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- イ. その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- a. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
- b. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
- c. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- (2) 責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ⑩ 保険契約者が法人のときは、第2条（入院給付金の支払）の規定にかかわらず、入院給付金の受取人は保険契約者とします。ただし、死亡給付金がある保険契約の場合で、死亡給付金受取人を保険契約者以外の者としているときを除きます。
- ⑪ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により入院した場合でも、その原因により入院した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（入院給付金の支払限度）

第5条 入院給付金の1回の入院についての支払限度および通算支払限度は、1回の入院における入院給付金の支払日数の限度による型（以下「支払限度の型」といいます。）に応じ、つぎのとおりとします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度	通算支払限度
30日型	支払日数 30日	災害入院給付金および疾病入院給付金それについて、支払日数を通算して 1,095日
60日型	支払日数 60日	
120日型	支払日数 120日	

- ② 保険契約者は、保険契約の締結の際、前項のいずれかの支払限度の型を選択するものとします。
- ③ 前項に規定する支払限度の型の変更は取り扱いません。

- ④ 第1項の支払限度の規定にかかわらず、その入院が、ガンによる疾病入院給付金に該当する入院であると会社が認めた場合には、ガンによる疾病入院給付金についての支払日数は、1回の入院についての支払限度および通算支払限度の支払日数に含めません。

(死亡給付金の支払)

第6条 この保険契約において支払う死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	この保険契約の保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡したとき	入院給付金日額 × 10	死亡給付金受取人

(死亡給付金の免責事由)

第7条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意

(死亡給付金の支払に関する補則)

第8条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

- ② 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ③ 死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡し免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ④ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないとときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

(保険契約の消滅)

第9条 被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

(給付金の請求、支払時期および支払場所)

第10条 給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

給付金の名称	請求書類別表の番号
入院給付金	(①- 6)
死亡給付金	(①- 1)

- ③ 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- (5) 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項に

かかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その給付金を請求した者に通知します。

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第11条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	

- ② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 前項第1号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
 - (2) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- ③ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 - (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ④ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ⑤ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- ⑥ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第12条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

第13条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表(①-12)に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第10条(給付金の請求、支払時期および支払場所)第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第14条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する 規定	適用しない 規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 給付金額等の減額	○
	2. 保険期間の変更	○
	3. 保険料払込期間の変更	○
第6節 保険契約の更新	○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更	○	
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録	○	
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	

取扱総則規定約款 項目	適用する 規定	適用しない 規定
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第15条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第16条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

② 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第17条 解約払戻金は、つぎのとおりとします。

(1) 保険料払込期間中

解約払戻金はありません。

(2) 保険料払込期間満了後（最終の保険料を払込済の場合とします。）

死亡給付金額と同額とします。

② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第10条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

4. 疾病入院給付金に特別条件を付加する場合の特則

（疾病入院給付金に特別条件を付加する場合の特則）

第18条 この保険契約を締結する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号の1つまたは2つの方法により取り扱います。

(1) 割増保険料法

この方法による場合には、普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの保険契約の払込保険料とします。

(2) 特定疾病・部位不担保法

この方法による場合には、この保険契約を締結する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または総則別表16に定める身体部位のうちこの保険契約を締結する際に会社が指定した部位に生じた疾病（総則別表4に定める感染症は除きます。）を直接の原因とする入院については、第2条（入院給付金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

② 前項の規定により特別条件が付加された場合、この保険契約が更新されるときは、つぎに定めるところにより取り扱います。

(1) 割増保険料法が適用されている場合

更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後の割増保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の保険期間にもとづいて計算します。

(2) 特定疾病・部位不担保法が適用されている場合

更新前の保険契約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前と同一の条件を付加して更新するものとします。

③ 第1項の規定により特別条件が付加された場合、第1項の特別条件を保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込

が必要な場合は、会社がその第1回分を受け取った時)に、会社は、責任開始期から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約者が、第1項の特別条件を承諾する際に、とくに申し出た場合には、保険契約者が承諾した時(割増保険料の払込が必要な場合で、承諾した後に、会社にその第1回分を払い込んだときは、その払い込んだ時)を保険契約上の責任開始期とすることができます。

5. 他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則

(他の保険契約からこの保険契約に更新する場合の特則)

第19条 保険契約者は会社の定めるところにより、会社の定める他の保険契約(以下、本条および次条において「他の保険契約」といいます。)の更新の際に、他の保険契約をこの保険契約に変更して更新することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1)他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるときは、本条の取扱を行いません。
- (2)更新後のこの保険契約の支払限度の型は、他の保険契約の支払限度の型と同じとします。
- (3)更新後のこの保険契約の入院給付金日額は、他の保険契約の入院給付金日額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。
- (4)この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、更新後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。
- (5)本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(他の保険契約から保険期間終身のこの保険契約に変更する場合の特則)

第20条 保険契約者は会社の定めるところにより、他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日に、他の保険契約を保険期間終身のこの保険契約に変更することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1)つぎの場合には、本条の取扱を行いません。
 - ア.他の保険契約の保険料の払込が免除されているとき
 - イ.他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるとき
- (2)変更後のこの保険契約の支払限度の型は、他の保険契約の支払限度の型と同じとします。
- (3)変更後のこの保険契約の入院給付金日額は、他の保険契約の入院給付金日額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。
- (4)この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、変更後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。
- (5)本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険期間が終身の保険契約への変更の規定を準用します。

6. 医療保障保険(団体型)等から加入する場合の特則

(医療保障保険(団体型)等から加入する場合の特則)

第21条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、医療保障保険(団体型)または医療保障保険(団体型)用家族特約(医療保障保険(団体型))に医療保障保険(団体型)用長期療養給付特約または医療保障保険(団体型)用短期入院特約が付加されている場合はその特約を含み、以下本条において「加入前契約」といいます。)から支払限度の型が120日型のこの保険契約に加入することができます。

- ②前項の規定によりこの保険契約に加入された場合の契約日は、総則規定第3条(会社の責任開始期)の規定にかかわらず、加入前契約のその被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間の最終日の翌日になるものとし、会社は、その日からこの保険契約上の責任を負います。
- ③第1項の規定により加入前契約からこの保険契約への加入が行われた場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1)加入前契約の責任開始期以後で、かつ、この保険契約の責任開始期前の原因により、この保険契約の入院給付金が支払われるべき事由に該当した場合、その原因は、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、この保険契約について保険契約の復活があった場合を除きます。
 - (2)被保険者がこの保険契約の責任開始期の属する日の前日までに入院を開始し、この保険契約の責任開始期の属する日を含んで継続して入院している場合、加入前契約における入院給付金のその支払日数については、この保険契約における入院給付金を支払う日数の通算限度の計算に算入します。
 - (3)被保険者がこの保険契約の責任開始期の属する日から起算して1年以内に総則別表23に定める造血幹細胞の採取手術を直接の目的とする入院をしたときは、1年を経過した日以後に造血幹細胞の採取手術を直接の目的とする入院をしたものとみなして取り扱います。
 - (4)加入前契約または加入前契約のその被保険者に対する部分に詐欺の行為または保険金もしくは給付金を不法に取得する目的または他人に保険金もしくは給付金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約に詐欺の行為または保険金もしくは給付金を不法に取得する目的または他人に保険金もしくは給付金を不法に取得させる目的があったものとします。

備考

1. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術などのための入院は該当しません。

2. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
- (2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
- (3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

無配当女性特定疾病入院保険（無解約払戻金型）（002）普通保険約款

（平成25年4月1日実施）

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）女性特定疾病入院給付金

被保険者が保険期間中に女性特定疾病の治療を目的として入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。

（2）死亡給付金

この保険契約の保険期間が終身の場合、被保険者が保険料払込期間満了後に死亡したときに、お支払いします。

（3）保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 給付金の支払および免責事由

（女性特定疾病入院給付金の支払）

第2条 この保険契約において支払う女性特定疾病入院給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
女性特定疾病 入院給付金	<p>被保険者が保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(1) 責任開始期以後に発病した女性特定疾病（総則別表9）を直接の原因とする入院であること</p> <p>(2) その入院が女性特定疾病的治療を目的とすること</p> <p>(3) その入院が病院または診療所における入院（総則別表5）であること</p> <p>(4) その入院日数が1日以上であること</p>	<p>入院1回につき、 入院給付金日額 × 入院日数</p>	被保険者

（女性特定疾病入院給付金の支払に関する補則）

第3条 異なる女性特定疾病的併発により、女性特定疾病入院給付金の支払事由が重複する場合でも、女性特定疾病入院給付金を重複して支払わず、その重複した支払の対象となる期間については、つぎの順位にしたがって女性特定疾病入院給付金を支払います。

順位	女性特定疾病入院給付金の種類
第1順位	女性特定疾病のうち、責任開始期以後に罹患し、診断確定された悪性新生物（総則別表9①ア.）（以下「ガン」といいます。）を直接の原因とし、そのガンの治療を目的とする入院についての女性特定疾病入院給付金（以下「ガンによる女性特定疾病入院給付金」といいます。）
第2順位	女性特定疾病のうち、ガン以外の女性特定疾病（総則別表9①イ.）の治療を目的とする入院についての女性特定疾病入院給付金（以下「ガン以外の女性特定疾病入院給付金」といいます。）

- ② ガン以外の女性特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院中にガンによる女性特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した場合には、ガンによる女性特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した日から新たに入院を開始したものとして取り扱います。
- ③ ガンによる女性特定疾病入院給付金が支払われる期間が終了した後に、ガン以外の女性特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を継続しているときは、ガンによる女性特定疾病入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日から新たにガン以外の女性特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したものとして取り扱います。
- ④ 被保険者がガン以外の女性特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の直接の原因となった女性特定疾病が同一か否かにかかわらず、ガン以外の女性特定疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日（その入院が第2項に該当する場合、ガンによる女性特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した日）から起算して180日を経過する前に開始した入院については、その最終の入院から継続する1回の入院とみなして前条および次条第1項の規定を適用します。
- ⑤ 被保険者が女性特定疾病以外の原因による入院中に、女性特定疾病を併発し、その女性特定疾病的治療を開始したときは、その治療を開始した日からその治療を終了する日までの入院をその女性特定疾病を直接の原因とする入院とみなして取り扱います。ただし、その女性特定疾病のみによっても入院の必要があるときにかぎります。
- ⑥ 被保険者の入院中に入院給付金日額が変更されたときは、女性特定疾病入院給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
- ⑦ 被保険者の入院中に、保険期間が満了した場合には、保険期間が満了した時を含んで継続している入院は、有効中の入院とみなして、前条の規定を適用します。
- ⑧ 被保険者が責任開始期前に発病した女性特定疾病的治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に開始した入院について、つぎのア. またはイ. のいずれかの場合に該当するときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ア. 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその女性特定疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その女性特定疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- イ. その女性特定疾病（その女性特定疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- a. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - b. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - c. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- (2) 責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ⑨ 保険契約者が法人のときは、前条の規定にかかわらず、女性特定疾病入院給付金の受取人は保険契約者とします。ただし、死亡給付金がある保険契約の場合で、死亡給付金受取人を保険契約者以外の者としているときを除きます。

（女性特定疾病入院給付金の支払限度）

第4条 女性特定疾病入院給付金の1回の入院についての支払限度および通算支払限度は、1回の入院における女性特定疾病入院給付金の支払日数の限度による型（以下「支払限度の型」といいます。）に応じ、つぎのとおりとします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度	通算支払限度
30日型	支払日数 30日	支払日数を通算して1,095日
60日型	支払日数 60日	
120日型	支払日数 120日	

- ② 保険契約者は、保険契約の締結の際、前項のいずれかの支払限度の型を選択するものとします。
- ③ 前項に規定する支払限度の型の変更は取り扱いません。
- ④ 第1項の支払限度の規定にかかわらず、その入院が、ガンによる女性特定疾病入院給付金に該当する入院であると会社が認めた場合には、ガンによる女性特定疾病入院給付金についての支払日数は、1回の入院についての支払限度および通算支払限度の支払日数に含めません。

（死亡給付金の支払）

第5条 この保険契約において支払う死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	この保険契約の保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡したとき	入院給付金日額 × 10	死亡給付金受取人

(死亡給付金の免責事由)

第6条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 保険契約者の故意
	(2) 死亡給付金受取人の故意

(死亡給付金の支払に関する補則)

第7条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

- ② 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ③ 死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡し免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ④ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

(保険契約の消滅)

第8条 被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

(給付金の請求、支払時期および支払場所)

第9条 給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

給付金の名称	請求書類別表の番号
女性特定疾病入院給付金	(①-6)
死亡給付金	(①-1)

③ 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

(2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の

法令にもとづく照会 90日

- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その給付金を請求した者に通知します。

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第10条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	

- ② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 前項第1号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- ③ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。）
- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ④ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ⑤ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- ⑥ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第11条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

第12条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表(①-12)に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第9条(給付金の請求、支払時期および支払場所)第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第13条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する 規定	適用しない 規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 給付金額等の減額	○
	2. 保険期間の変更	○
	3. 保険料払込期間の変更	○
第6節 保険契約の更新	○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更	○	
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録	○	
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第14条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

② 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第16条 解約払戻金は、つぎのとおりとします。

- (1) 保険料払込期間中
解約払戻金はありません。
 - (2) 保険料払込期間満了後（最終の保険料を払込済の場合とします。）
死亡給付金額と同額とします。
- ② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。
- ③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第9条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

4. 特別条件を付加する場合の特則

（特別条件を付加する場合の特則）

第17条 この保険契約を締結する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号の1つまたは2つの方法により取り扱います。

- (1) 割増保険料法
この方法による場合には、普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの保険契約の払込保険料とします。
 - (2) 特定疾病・部位不担保法
この方法による場合には、この保険契約を締結する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または総則別表16に定める身体部位のうちこの保険契約を締結する際に会社が指定した部位に生じた女性特定疾病を直接の原因とする入院については、第2条（女性特定疾病入院給付金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。
- ② 前項の規定により特別条件が付加された場合、この保険契約が更新されるときは、つぎに定めるところにより取り扱います。
- (1) 割増保険料法が適用されている場合
更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後の割増保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の保険期間にもとづいて計算します。
 - (2) 特定疾病・部位不担保法が適用されている場合
更新前の保険契約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前と同一の条件を付加して更新するものとします。
- ③ 第1項の規定により特別条件が付加された場合、第1項の特別条件を保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合は、会社がその第1回分を受け取った時）に、会社は、責任開始期から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約者が、第1項の特別条件を承諾する際に、とくに申し出た場合には、保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合で、承諾した後に、会社にその第1回分を払い込んだときは、その払い込んだ時）を保険契約上の責任開始期とすることができます。

5. 他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則

(他の保険契約からこの保険契約に更新する場合の特則)

第18条 保険契約者は会社の定めるところにより、会社の定める他の保険契約（以下、本条および次条において「他の保険契約」といいます。）の更新の際に、他の保険契約をこの保険契約に変更して更新することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるときは、本条の取扱を行いません。
- (2) 更新後のこの保険契約の支払限度の型は、他の保険契約の支払限度の型と同じとします。
- (3) 更新後のこの保険契約の入院給付金日額は、他の保険契約の入院給付金日額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。
- (4) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、更新後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。
- (5) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(他の保険契約から保険期間終身のこの保険契約に変更する場合の特則)

第19条 保険契約者は会社の定めるところにより、他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日に、他の保険契約を保険期間終身のこの保険契約に変更することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) つぎの場合には、本条の取扱を行いません。
 - ア. 他の保険契約の保険料の払込が免除されているとき
 - イ. 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるとき
- (2) 変更後のこの保険契約の支払限度の型は、他の保険契約の支払限度の型と同じとします。
- (3) 変更後のこの保険契約の入院給付金日額は、他の保険契約の入院給付金日額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。
- (4) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、変更後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。
- (5) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険期間が終身の保険契約への変更の規定を準用します。

備考

1. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術などのための入院は該当しません。

2. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係のような疾病の関係をいいます。

無配当女性入院保険（無解約払戻金型）（002）普通保険約款

（平成25年4月1日実施）

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）女性疾病入院給付金

被保険者が保険期間中に女性疾病の治療を目的として入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。

（2）死亡給付金

この保険契約の保険期間が終身の場合、被保険者が保険料払込期間満了後に死亡したときに、お支払いします。

（3）保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 給付金の支払および免責事由

（女性疾病入院給付金の支払）

第2条 この保険契約において支払う女性疾病入院給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
女性疾病入院給付金	被保険者が保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき (1) 責任開始期以後に発病した女性疾病（総則別表8）を直接の原因とする入院であること (2) その入院が女性疾病的治療を目的とすること (3) その入院が病院または診療所における入院（総則別表5）であること (4) その入院日数が1日以上であること	入院1回につき、 入院給付金日額 × 入院日数	被保険者

（女性疾病入院給付金の支払に関する補則）

第3条 異なる女性疾病的併発により、女性疾病入院給付金の支払事由が重複する場合でも、女性疾病入院給付金を重複して支払わず、その重複した支払の対象となる期間については、つぎの順位にしたがって女性疾病入院給付金を支払います。

順位	女性疾病入院給付金の種類
第1順位	女性疾病のうち、責任開始期以後に罹患し、診断確定された悪性新生物（総則別表8①ア.）（以下「ガン」といいます。）を直接の原因とし、そのガンの治療を目的とする入院についての女性疾病入院給付金（以下「ガンによる女性疾病入院給付金」といいます。）
第2順位	女性疾病のうち、ガン以外の女性疾病（総則別表8①イ.）の治療を目的とする入院についての女性疾病入院給付金（以下「ガン以外の女性疾病入院給付金」といいます。）

- ② ガン以外の女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院中にガンによる女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した場合には、ガンによる女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した日から新たな入院を開始したものとして取り扱います。
- ③ ガンによる女性疾病入院給付金が支払われる期間が終了した後に、ガン以外の女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を継続しているときは、ガンによる女性疾病入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日から新たにガン以外の女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したものとして取り扱います。
- ④ 被保険者がガン以外の女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の直接の原因となった女性疾病が同一か否かにかかわらず、ガン以外の女性疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日（その入院が第2項に該当する場合、ガンによる女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した日）から起算して180日を経過する前に開始した入院については、その最終の入院から継続する1回の入院とみなして前条および次条第1項の規定を適用します。
- ⑤ 被保険者が女性疾病以外の原因による入院中に、女性疾病を併発し、その女性疾病的治療を開始したときは、その治療を開始した日からその治療を終了する日までの入院をその女性疾病を直接の原因とする入院とみなして取り扱います。ただし、その女性疾病のみによっても入院の必要があるときにかぎります。
- ⑥ 被保険者の入院中に入院給付金日額が変更されたときは、女性疾病入院給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
- ⑦ 被保険者の入院中に、保険期間が満了した場合には、保険期間が満了した時を含んで継続している入院は、有効中の入院とみなして、前条の規定を適用します。
- ⑧ 被保険者が責任開始期前に発病した女性疾病的治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に開始した入院について、つぎのア. またはイ. のいずれかの場合に該当するときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ア. 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその女性疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その女性疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。）
- イ. その女性疾病（その女性疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- a. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - b. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - c. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- (2) 責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ⑨ 保険契約者が法人のときは、前条の規定にかかわらず、女性疾病入院給付金の受取人は保険契約者とします。ただし、死亡給付金がある保険契約の場合で、死亡給付金受取人を保険契約者以外の者としているときを除きます。

（女性疾病入院給付金の支払限度）

第4条 女性疾病入院給付金の1回の入院についての支払限度および通算支払限度は、1回の入院における女性疾病入院給付金の支払日数の限度による型（以下「支払限度の型」といいます。）に応じ、つぎのとおりとします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度	通算支払限度
30日型	支払日数 30日	支払日数を通算して 1,095日
60日型	支払日数 60日	
120日型	支払日数 120日	

- ② 保険契約者は、保険契約の締結の際、前項のいずれかの支払限度の型を選択するものとします。
- ③ 前項に規定する支払限度の型の変更は取り扱いません。
- ④ 第1項の支払限度の規定にかかわらず、その入院が、ガンによる女性疾病入院給付金に該当する入院であると会社が認めた場合には、ガンによる女性疾病入院給付金についての支払日数は、1回の入院についての支払限度および通算支払限度の支払日数に含めません。

（死亡給付金の支払）

第5条 この保険契約において支払う死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	この保険契約の保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡したとき	入院給付金日額 × 10	死亡給付金 受取人

(死亡給付金の免責事由)

第6条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意

(死亡給付金の支払に関する補則)

第7条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

- ② 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ③ 死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡し免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ④ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

(保険契約の消滅)

第8条 被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

(給付金の請求、支払時期および支払場所)

第9条 給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

給付金の名称	請求書類別表の番号
女性疾病入院給付金	(①- 6)
死亡給付金	(①- 1)

③ 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求める事項および告知義務違反にいたった原因

- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の

- 法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- (⑥) 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- (⑦) 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その給付金を請求した者に通知します。

3. 保険料の払込免除

(保険料の払込免除)

第10条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	

- ② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 前項第1号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- ③ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。）
- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ④ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ⑤ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- ⑥ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

(保険料の払込を免除しない場合)

第11条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

- 第12条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表(①-12)に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第9条(給付金の請求、支払時期および支払場所)第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第13条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する 規定	適用しない 規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 納付金額等の減額	○
	2. 保険期間の変更	○
	3. 保険料払込期間の変更	○
第6節 保険契約の更新	○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更	○	
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録	○	
第12節 納付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第14条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

② 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第16条 解約払戻金は、つぎのとおりとします。

（1）保険料払込期間中

解約払戻金はありません。

（2）保険料払込期間満了後（最終の保険料を払込済の場合とします。）

死亡給付金額と同額とします。

② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第9条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

4. 特別条件を付加する場合の特則

（特別条件を付加する場合の特則）

第17条 この保険契約を締結する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号の1つまたは2つの方法により取り扱います。

（1）割増保険料法

この方法による場合には、普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの保険契約の払込保険料とします。

（2）特定疾病・部位不担保法

この方法による場合には、この保険契約を締結する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または総則別表16に定める身体部位のうちこの保険契約を締結する際に会社が指定した部位に生じた女性疾病を直接の原因とする入院については、第2条（女性疾病入院給付金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

② 前項の規定により特別条件が付加された場合、この保険契約が更新されるときは、つぎに定めるところにより取り扱います。

（1）割増保険料法が適用されている場合

更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後の割増保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の保険期間にもとづいて計算します。

（2）特定疾病・部位不担保法が適用されている場合

更新前の保険契約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前と同一の条件を付加して更新するものとします。

③ 第1項の規定により特別条件が付加された場合、第1項の特別条件を保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合は、会社がその第1回分を受け取った時）に、会社は、責任開始期から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約者が、第1項の特別条件を承諾する際に、とくに申し出た場合には、保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合で、承諾した後に、会社にその第1回分を払い込んだときは、その払い込んだ時）を保険契約上の責任開始期とすることができます。

5. 他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則

(他の保険契約からこの保険契約に更新する場合の特則)

第18条 保険契約者は会社の定めるところにより、会社の定める他の保険契約（以下、本条および次条において「他の保険契約」といいます。）の更新の際に、他の保険契約をこの保険契約に変更して更新することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるときは、本条の取扱を行いません。
- (2) 更新後のこの保険契約の支払限度の型は、他の保険契約の支払限度の型と同じとします。
- (3) 更新後のこの保険契約の入院給付金日額は、他の保険契約の入院給付金日額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。
- (4) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、更新後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。
- (5) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(他の保険契約から保険期間終身のこの保険契約に変更する場合の特則)

第19条 保険契約者は会社の定めるところにより、他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日に、他の保険契約を保険期間終身のこの保険契約に変更することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) つぎの場合には、本条の取扱を行いません。
 - ア. 他の保険契約の保険料の払込が免除されているとき
 - イ. 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるとき
- (2) 変更後のこの保険契約の支払限度の型は、他の保険契約の支払限度の型と同じとします。
- (3) 変更後のこの保険契約の入院給付金日額は、他の保険契約の入院給付金日額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。
- (4) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、変更後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。
- (5) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険期間が終身の保険契約への変更の規定を準用します。

備考

1. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術などのための入院は該当しません。

2. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
- (2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
- (3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

無配当生活習慣病入院保険（無解約払戻金型）（002）普通保険約款

（平成25年4月1日実施）

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）生活習慣病入院給付金

被保険者が保険期間中に生活習慣病の治療を目的として入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。

（2）死亡給付金

この保険契約の保険期間が終身の場合、被保険者が保険料払込期間満了後に死亡したときに、お支払いします。

（3）保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 給付金の支払および免責事由

（生活習慣病入院給付金の支払）

第2条 この保険契約において支払う生活習慣病入院給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
生活習慣病入院給付金	被保険者が保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき (1) 責任開始期以後に発病した生活習慣病（総則別表10）（以下「生活習慣病」といいます。）を直接の原因とする入院であること (2) その入院が生活習慣病の治療を目的とすること (3) その入院が病院または診療所における入院（総則別表5）であること (4) その入院日数が1日以上であること	入院1回につき、 入院給付金日額 × 入院日数	被保険者

（生活習慣病入院給付金の支払に関する補則）

第3条 異なる生活習慣病の併発により、生活習慣病入院給付金の支払事由が重複する場合でも、生活習慣病入院給付金を重複して支払わず、その重複した支払の対象となる期間については、つぎの順位にしたがって生活習慣病入院給付金を支払います。

順位	生活習慣病入院給付金の種類
第1順位	生活習慣病のうち、責任開始期以後に罹患し、診断確定された悪性新生物（総則別表10①ア.）（以下「ガン」といいます。）を直接の原因とし、そのガンの治療を目的とする入院についての生活習慣病入院給付金（以下「ガンによる生活習慣病入院給付金」といいます。）
第2順位	生活習慣病のうち、ガン以外の生活習慣病（総則別表10①イ.）の治療を目的とする入院についての生活習慣病入院給付金（以下「ガン以外の生活習慣病入院給付金」といいます。）

- ② ガン以外の生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院中にガンによる生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した場合には、ガンによる生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した日から新たな入院を開始したものとして取り扱います。
- ③ ガンによる生活習慣病入院給付金が支払われる期間が終了した後に、ガン以外の生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を継続しているときは、ガンによる生活習慣病入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日から新たにガン以外の生活習慣病入院給付金の入院を開始したものとして取り扱います。
- ④ 被保険者がガン以外の生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の直接の原因となった生活習慣病が同一か否かにかかわらず、ガン以外の生活習慣病入院給付金の支払われることになった最終の入院の退院日の翌日（その入院が第2項に該当する場合、ガンによる生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した日）から起算して180日を経過する前に開始した入院については、その最終の入院から継続する1回の入院とみなして前条および次条第1項の規定を適用します。
- ⑤ 被保険者が生活習慣病以外の原因による入院中に、生活習慣病を併発し、その生活習慣病の治療を開始したときは、その治療を開始した日からその治療を終了する日までの入院をその生活習慣病を直接の原因とする入院とみなして取り扱います。ただし、その生活習慣病のみによっても入院の必要があるときには取り扱いません。
- ⑥ 被保険者の入院中に入院給付金日額が変更されたときは、生活習慣病入院給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
- ⑦ 被保険者の入院中に、保険期間が満了した場合には、保険期間が満了した時を含んで継続している入院は、有効中の入院とみなして、前条の規定を適用します。
- ⑧ 被保険者が責任開始期前に発病した生活習慣病の治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に開始した入院について、つぎのア. またはイ. のいずれかの場合に該当するときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ア. 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその生活習慣病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その生活習慣病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。）
- イ. その生活習慣病（その生活習慣病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- a. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - b. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - c. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- (2) 責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ⑨ 保険契約者が法人のときは、前条の規定にかかわらず、生活習慣病入院給付金の受取人は保険契約者とします。ただし、死亡給付金がある保険契約の場合で、死亡給付金受取人を保険契約者以外の者としているときを除きます。

（生活習慣病入院給付金の支払限度）

第4条 生活習慣病入院給付金の1回の入院についての支払限度および通算支払限度は、1回の入院における生活習慣病入院給付金の支払日数の限度による型（以下「支払限度の型」といいます。）に応じ、つぎのとおりとします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度	通算支払限度
30日型	支払日数 30日	支払日数を通算して 1,095日
60日型	支払日数 60日	
120日型	支払日数 120日	

- ② 保険契約者は、保険契約の締結の際、前項のいずれかの支払限度の型を選択するものとします。
- ③ 前項に規定する支払限度の型の変更は取り扱いません。
- ④ 第1項の支払限度の規定にかかわらず、その入院が、ガンによる生活習慣病入院給付金に該当する入院であると会社が認めた場合には、ガンによる生活習慣病入院給付金についての支払日数は、1回の入院についての支払限度および通算支払限度の支払日数に含めません。

（死亡給付金の支払）

第5条 この保険契約において支払う死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	この保険契約の保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡したとき	入院給付金日額 × 10	死亡給付金受取人

(死亡給付金の免責事由)

第6条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 保険契約者の故意
	(2) 死亡給付金受取人の故意

(死亡給付金の支払に関する補則)

第7条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

- ② 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ③ 死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡し免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ④ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

(保険契約の消滅)

第8条 被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

(給付金の請求、支払時期および支払場所)

第9条 給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

給付金の名称	請求書類別表の番号
生活習慣病入院給付金	(①-6)
死亡給付金	(①-1)

③ 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

(2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の

法令にもとづく照会 90日

- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その給付金を請求した者に通知します。

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第10条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	

- ② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 前項第1号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- ③ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。）
- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ④ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ⑤ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- ⑥ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第11条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

第12条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①-12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第9条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

（共通規定）

第13条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する 規定	適用しない 規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 給付金額等の減額	○
	2. 保険期間の変更	○
	3. 保険料払込期間の変更	○
第6節 保険契約の更新	○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更	○	
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録	○	
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第14条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

② 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第16条 解約払戻金は、つぎのとおりとします。

- (1) 保険料払込期間中
解約払戻金はありません。
 - (2) 保険料払込期間満了後（最終の保険料を払込済の場合とします。）
死亡給付金額と同額とします。
- ② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。
- ③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第9条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

4. 特別条件を付加する場合の特則

（特別条件を付加する場合の特則）

第17条 この保険契約を締結する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号の1つまたは2つの方法により取り扱います。

- (1) 割増保険料法
この方法による場合には、普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの保険契約の払込保険料とします。
 - (2) 特定疾病・部位不担保法
この方法による場合には、この保険契約を締結する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または総則別表16に定める身体部位のうちこの保険契約を締結する際に会社が指定した部位に生じた生活習慣病を直接の原因とする入院については、第2条（生活習慣病入院給付金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。
- ② 前項の規定により特別条件が付加された場合、この保険契約が更新されるときは、つぎに定めるところにより取り扱います。
- (1) 割増保険料法が適用されている場合
更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後の割増保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の保険期間にもとづいて計算します。
 - (2) 特定疾病・部位不担保法が適用されている場合
更新前の保険契約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前と同一の条件を付加して更新するものとします。
- ③ 第1項の規定により特別条件が付加された場合、第1項の特別条件を保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合は、会社がその第1回分を受け取った時）に、会社は、責任開始期から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約者が、第1項の特別条件を承諾する際に、とくに申し出た場合には、保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合で、承諾した後に、会社にその第1回分を払い込んだときは、その払い込んだ時）を保険契約上の責任開始期とすることができます。

5. 他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則

(他の保険契約からこの保険契約に更新する場合の特則)

第18条 保険契約者は会社の定めるところにより、会社の定める他の保険契約（以下、本条および次条において「他の保険契約」といいます。）の更新の際に、他の保険契約をこの保険契約に変更して更新することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるときは、本条の取扱を行いません。
- (2) 更新後のこの保険契約の支払限度の型は、他の保険契約の支払限度の型と同じとします。
- (3) 更新後のこの保険契約の入院給付金日額は、他の保険契約の入院給付金日額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。
- (4) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、更新後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。
- (5) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(他の保険契約から保険期間終身のこの保険契約に変更する場合の特則)

第19条 保険契約者は会社の定めるところにより、他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日に、他の保険契約を保険期間終身のこの保険契約に変更することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) つぎの場合には、本条の取扱を行いません。
 - ア. 他の保険契約の保険料の払込が免除されているとき
 - イ. 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるとき
- (2) 変更後のこの保険契約の支払限度の型は、他の保険契約の支払限度の型と同じとします。
- (3) 変更後のこの保険契約の入院給付金日額は、他の保険契約の入院給付金日額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。
- (4) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、変更後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。
- (5) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険期間が終身の保険契約への変更の規定を準用します。

備考

1. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置などのための入院は該当しません。

2. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
- (2) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

無配当ガン入院保険（無解約払戻金型）（002）普通保険約款

(平成26年3月3日改正)

(この保険の趣旨)

この保険は、被保険者のガンによる入院に対する保障を充実することを目的とし、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) ガン入院給付金

被保険者が保険期間中にガンにより入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。

(2) 死亡給付金

この保険契約の保険期間が終身の場合、被保険者が保険料払込期間満了後に死亡したときに、お支払いします。

(3) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 給付金の支払および免責事由

(ガン入院給付金の支払)

第2条 この保険契約において支払う給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
ガン入院給付金	被保険者が保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき (1) 責任開始期以後に罹患し、診断確定された悪性新生物（総則別表11）（以下「ガン」といいます。）を直接の原因とする入院であること (2) その入院がガンの治療を目的とすること (3) その入院が病院または診療所における入院（総則別表5）であること (4) その入院日数が1日以上であること	入院1回につき、 入院給付金日額 × 入院日数	被保険者

② 前項の規定にかかわらず、責任開始期の属する日から起算して90日以内に総則別表11①に定める悪性新生物中、基本分類コードC50の悪性新生物（乳房の悪性新生物）に罹患し、診断確定されたときは、給付金を支払いません。

(ガン入院給付金の支払に関する補則)

第3条 被保険者がガンを直接の原因とする入院中に、異なるガンを併発し（入院を開始した時に異なるガンを併発していた場合を含みます。）、さらに治療を開始したときは、その併発したガンについては、入院開始の直接の原因となったガンにより継続して入院したものとみなして取り扱います。

- ② 被保険者がガン以外の原因による入院中に、ガンを併発し、そのガンの治療を開始したときは、その治療を開始した日からその治療を終了するまでの入院をそのガンを直接の原因とする入院とみなして取り扱います。ただし、そのガンのみによっても入院の必要があるときには。
- ③ 被保険者の入院中に入院給付金日額が変更されたときは、ガン入院給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
- ④ 被保険者の入院中に、保険期間が満了した場合には、保険期間が満了した時を含んで継続している入院は、有効中の入院とみなして、前条のガン入院給付金の規定を適用します。
- ⑤ 保険契約者が法人のときは、前条の規定にかかわらず、給付金の受取人は保険契約者とします。ただし、死亡給付金がある保険契約の場合で、死亡給付金受取人を保険契約者以外の者としているときを除きます。
- ⑥ 前条第2項の規定により、被保険者が、責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物に罹患し、診断確定されたことにより給付金が支払われない場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、第16条（責任開始期前のガン診断確定による無効）または総則規定に定める詐欺による取消、不法取得目的による無効、告知義務違反による解除もしくは重大事由による解除の規定が適用される場合を除きます。

(1) 保険契約の締結の際の責任開始期の属する日から起算して90日以内の場合

乳房の悪性新生物の診断確定日から起算して180日以内に保険契約者から申出があったときには、保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

(2) 保険契約の復活の際の責任開始期の属する日から起算して90日以内の場合

乳房の悪性新生物の診断確定日から起算して180日以内に保険契約者から申出があったときには、保険契約の復活は無効とし、会社は、保険契約の復活の際に払い込まれた金額および保険契約の復活後に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

(死亡給付金の支払)

第4条 この保険契約において支払う死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	この保険契約の保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡したとき	入院給付金日額 × 10	死亡給付金受取人

(死亡給付金の免責事由)

第5条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意

(死亡給付金の支払に関する補則)

第6条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

- ② 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ③ 死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡し免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ④ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないとときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

(保険契約の消滅)

第7条 被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

(給付金の請求、支払時期および支払場所)

第8条 給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

給付金の名称	請求書類別表の番号
ガン入院給付金	(①- 6)
死亡給付金	(①- 1)

- ③ 紹介料は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 紹介料を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から紹介料請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、紹介料を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは紹介料請求の意図に関する保険契約の締結時から紹介料請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、紹介料を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は紹介料を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その紹介料を請求した者に通知します。

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第9条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	

- ② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 前項第1号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- ③ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つ

- ぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。）
 - (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
 - (4) 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
 - (5) 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
 - (6) 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第10条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

- ② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。
- (1) 地震、噴火または津波
(2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

- 第11条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①-12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
 - ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第8条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

（共通規定）

第12条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する 規定	適用しない 規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 給付金額等の減額	○
	2. 保険期間の変更	○
	3. 保険料払込期間の変更	○
第6節 保険契約の更新	○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更	○	
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録	○	
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第13条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

② 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第15条 解約払戻金は、つぎのとおりとします。

（1）保険料払込期間中

解約払戻金はありません。

（2）保険料払込期間満了後（最終の保険料を払込済の場合とします。）

死亡給付金額と同額とします。

② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第8条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

4. 責任開始期前のガン診断確定による無効

（責任開始期前のガン診断確定による無効）

第16条 被保険者が責任開始期前にガンに罹患し、診断確定された場合には、保険契約者または被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、会社はこの保険契約を無効とします。

② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は、つぎの各号に定めるところにより取り扱います。

（1）告知の際、被保険者がガンと診断されていた事実を保険契約者および被保険者がともに知らなかつた場合には、保険契約者に払い戻します。

- (2) 告知の際、被保険者がガンと診断されていた事実を保険契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、払い戻しません。
- ③ 本条の適用がある場合には、総則規定のうち、つぎの規定は適用しません。
- (1) 告知義務違反による解除
 - (2) 重大事由による解除
- ④ この保険契約の責任開始期の属する日から起算して5年以内に、給付金の支払事由が生じなかった場合には、会社は本条の規定による無効を適用しません。この場合、責任開始期の属する日から起算して5年を経過した後に支払事由が生じたときには、そのガンは責任開始期以後に罹患したものとみなします。

5. 他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則

(他の保険契約からこの保険契約に更新する場合の特則)

第17条 保険契約者は会社の定めるところにより、会社の定める他の保険契約（以下、本条および次条において「他の保険契約」といいます。）の更新の際に、他の保険契約をこの保険契約に変更して更新することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるときは、本条の取扱を行いません。
- (2) 更新後のこの保険契約の入院給付金日額は、他の保険契約の入院給付金日額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。
- (3) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、更新後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。
- (4) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(他の保険契約から保険期間終身のこの保険契約に変更する場合の特則)

第18条 保険契約者は会社の定めるところにより、他の保険契約の保険期間満了日の翌日に、他の保険契約を保険期間終身のこの保険契約に変更することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) つぎの場合には、本条の取扱を行いません。
 - ア. 他の保険契約の保険料の払込が免除されているとき
 - イ. 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるとき
- (2) 変更後のこの保険契約の入院給付金日額は、他の保険契約の入院給付金日額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。
- (3) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、変更後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。
- (4) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険期間が終身の保険契約への変更の規定を準用します。

備考

1. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置などのための入院は該当しません。

2. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

無配当入院一時金保険（無解約払戻金型）（002）普通保険約款

（平成25年4月1日実施）

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）入院一時金

被保険者が保険期間中に不慮の事故による傷害または疾病により入院したときにお支払いします。

（2）死亡給付金

この保険契約の保険期間が終身の場合、被保険者が保険料払込期間満了後に死亡したときに、お支払いします。

（3）保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	一時金または給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても一時金もしくは給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 入院一時金および死亡給付金の支払および免責事由

（入院一時金の支払）

第2条 この保険契約において支払う入院一時金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
入院一時金	被保険者が保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき (1) 責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること、または、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること (2) その入院が治療を目的とすること (3) その入院が病院または診療所における入院（総則別表5）であること (4) その入院日数が1日以上であること	入院1回につき、 入院一時金額	被保険者

（入院一時金の免責事由）

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、入院一時金を支払いません。

名称	免責事由
入院一時金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（総則別表24に定めるところによります。ただし、入院一時金の支払事由のうち不慮の事故による場合を除きます。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

（入院一時金の支払に関する補則）

第4条 被保険者が入院一時金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に、つぎのいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病による継続した1回の入院とみなして第2条（入院一時金の支払）の規定を適用し、入院一時金の支払は1回のみとします。

- (1) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病と異なる不慮の事故が生じていたときまたは生じたとき
- (2) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病と異なる疾病を併発していたときまたは併発したとき
- (2) つぎのいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして第2条（入院一時金の支払）の規定を適用します。
 - (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を直接の目的とする入院
 - (2) 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
 - (3) 責任開始期以後に開始した総則別表17に定める異常分娩（以下「異常分娩」といいます。）のための入院
 - (4) 総則別表23に定める造血幹細胞の採取手術を直接の目的とする入院。ただし、責任開始期の属する日から起算して1年を経過した日以後の入院にかぎります。
- (3) 被保険者が入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の原因にかかわらず、入院一時金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過する前に開始した入院については、前回の入院から継続する1回の入院とみなして、入院一時金の支払は1回のみとします。
- (4) 被保険者の入院中に入院一時金額が減額されたときは、入院一時金の支払金額は、支払事由に該当した日現在の入院一時金額にもとづいて支払います。
- (5) 被保険者が責任開始期前に発病した疾病的治療または生じた不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に開始した入院について、つぎのア. またはイ. のいずれかの場合に該当するときは、その入院は責任開始期以後に発病した疾病的治療を目的とする入院とみなして取り扱います。
 - ア. 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 - イ. その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - a. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - b. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - c. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
 - (2) 責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (6) 保険契約者が法人のときは、第2条（入院一時金の支払）の規定にかかわらず、入院一時金の受取人は保険契約者とします。ただし、死亡給付金がある保険契約の場合で、死亡給付金受取人を保険契約者以外の者としているときを除きます。
 - (7) 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により入院した場合でも、その原因により入院した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、入院一時金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（入院一時金の支払限度）

第5条 入院一時金の支払限度は、支払回数を通算して20回とします。

（死亡給付金の支払）

第6条 この保険契約において支払う死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	この保険契約の保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡したとき	入院一時金額	死亡給付金受取人

(死亡給付金の免責事由)

第7条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意

(死亡給付金の支払に関する補則)

第8条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

- ② 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ③ 死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡し免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ④ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

(保険契約の消滅)

第9条 つぎの各号のいずれかに該当した場合には、該当した時から保険契約は消滅したものとします。

- (1) 被保険者が死亡した場合
- (2) 入院一時金の支払回数が第5条（入院一時金の支払限度）の通算支払限度に達した場合
- ② 前項第1号の規定により、この保険契約が消滅した場合は、保険契約者はただちに会社に通知してください。
- ③ 第1項第2号の規定によりこの保険契約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(入院一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所)

第10条 入院一時金または死亡給付金（以下本条において「入院一時金等」といいます。）の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または入院一時金等の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 入院一時金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

入院一時金等の名称	請求書類別表の番号
入院一時金	(①- 6)
死亡給付金	(①- 1)

- ③ 入院一時金等は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 入院一時金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から入院一時金等請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、入院一時金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求める事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは入院一時金等請求の意図に関する保険契約の締結時から入院一時金等請求時までにおける事実

- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、入院一時金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限

- 定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は入院一時金等を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その入院一時金等を請求した者に通知します。

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第11条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	

- ② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 前項第1号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- ③ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ④ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれるものとして取り扱います。
- ⑤ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、総則規定に定める保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- ⑥ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第12条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

- 第13条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表(①-12)に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第10条(入院一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所)第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第14条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する 規定	適用しない 規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 給付金額等の減額	○
	2. 保険期間の変更	○
	3. 保険料払込期間の変更	○
第6節 保険契約の更新	○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更	○	
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録		○
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第15条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第16条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

② 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第17条 解約払戻金は、つぎのとおりとします。

（1）保険料払込期間中

解約払戻金はありません。

（2）保険料払込期間満了後（最終の保険料を払込済の場合とします。）

死亡給付金額と同額とします。

② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第10条（入院一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

4. 特別条件を付加する場合の特則

（特別条件を付加する場合の特則）

第18条 この保険契約を締結する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号の1つまたは2つの方法により取り扱います。

（1）割増保険料法

この方法による場合には、普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの保険契約の払込保険料とします。

（2）特定疾病・部位不担保法

この方法による場合には、この保険契約を締結する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または総則別表16に定める身体部位のうちこの保険契約を締結する際に会社が指定した部位に生じた疾病（総則別表4に定める感染症は除きます。）を直接の原因とする入院については、第2条（入院一時金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

② 前項の規定により特別条件が付加された場合、この保険契約が更新されるときは、つぎに定めるところにより取り扱います。

（1）割増保険料法が適用されている場合

更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後の割増保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の保険期間にもとづいて計算します。

（2）特定疾病・部位不担保法が適用されている場合

更新前の保険契約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前と同一の条件を付加して更新するものとします。

③ 第1項の規定により特別条件が付加された場合、第1項の特別条件を保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合は、会社がその第1回分を受け取った時）に、会社は、責任開始期から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約者が、第1項の特別条件を承諾する際に、とくに申し出た場合には、保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合で、承諾した後に、会社にその第1回分を払い込んだときは、その払い込んだ時）を保険契約上の責任開始期とすることができます。

5. 他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則

(他の保険契約からこの保険契約に更新する場合の特則)

第19条 保険契約者は会社の定めるところにより、会社の定める他の保険契約（以下、本条および次条において「他の保険契約」といいます。）の更新の際に、他の保険契約をこの保険契約に変更して更新することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるときは、本条の取扱を行いません。
- (2) 更新後のこの保険契約の入院一時金額は、他の保険契約の入院一時金額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。
- (3) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、更新後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。
- (4) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(他の保険契約から保険期間終身のこの保険契約に変更する場合の特則)

第20条 保険契約者は会社の定めるところにより、他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日に、他の保険契約を保険期間終身のこの保険契約に変更することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) つぎの場合には、本条の取扱を行いません。
 - ア. 他の保険契約の保険料の払込が免除されているとき
 - イ. 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるとき
- (2) 変更後のこの保険契約の入院一時金額は、他の保険契約の入院一時金額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。
- (3) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、変更後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。
- (4) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険期間が終身の保険契約への変更の規定を準用します。

備考

1. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術などのための入院は該当しません。

2. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
- (2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
- (3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

無配当女性入院一時金保険（無解約払戻金型）（002）普通保険約款

(平成25年4月1日実施)

(この保険の趣旨)

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 女性入院一時金

被保険者が保険期間中に女性疾病の治療を目的として入院したときにお支払いします。

(2) 死亡給付金

この保険契約の保険期間が終身の場合、被保険者が保険料払込期間満了後に死亡したときに、お支払いします。

(3) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	一時金または給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 女性入院一時金および死亡給付金の支払および免責事由

(女性入院一時金の支払)

第2条 この保険契約において支払う女性入院一時金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
女性入院一時金	被保険者が責任開始期以後に、女性疾病（総則別表8）を発病したと医師に診断され、かつ、保険期間中にその女性疾病（総則別表8）を直接の原因とする、つぎのすべてを満たす入院をしたとき (1) その入院が女性疾病（総則別表8）の治療を目的とすること (2) その入院が病院または診療所における入院（総則別表5）であること (3) その入院日数が1日以上であること	入院1回につき、女性入院一時金額	被保険者

(女性入院一時金の支払に関する補則)

第3条 被保険者が女性入院一時金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に、その入院開始の直接の原因となった女性疾病と異なる女性疾病を併発していた場合または併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった女性疾病による継続した1回の入院とみなして前条の規定を適用し、女性入院一時金の支払は1回のみとします。

② 被保険者が女性入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の原因にかかわらず

ず、女性入院一時金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過する前に入院を開始したときは、前回の入院から継続する1回の入院とみなして、女性入院一時金の支払は1回のみとします。

- ③ 被保険者が女性疾病以外の原因による入院中に、女性疾病を併発し、その女性疾病的治療を開始したときは、その治療を開始した日からその治療を終了する日までの入院をその女性疾病的原因とする入院とみなして取り扱います。ただし、その女性疾病的みによっても入院の必要があるときにかぎります。
- ④ 被保険者の入院中に女性入院一時金額が減額されたときは、女性入院一時金の支払金額は、支払事由に該当した日現在の女性入院一時金額にもとづいて支払います。
- ⑤ 被保険者が責任開始期前に発病した女性疾病的治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に開始した入院について、つぎのア. またはイ. のいずれかの場合に該当するときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ア. 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその女性疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その女性疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます）
- イ. その女性疾病（その女性疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- a. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
- b. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
- c. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- (2) 責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ⑥ 保険契約者が法人のときは、前条の規定にかかわらず、女性入院一時金の受取人は保険契約者とします。ただし、死亡給付金がある保険契約の場合で、死亡給付金受取人を保険契約者以外の者としているときを除きます。

（女性入院一時金の支払限度）

第4条 女性入院一時金の支払限度は、支払回数を通算して20回とします。

（死亡給付金の支払）

第5条 この保険契約において支払う死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	この保険契約の保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡したとき	女性入院一時金額	死亡給付金受取人

（死亡給付金の免責事由）

第6条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意

（死亡給付金の支払に関する補則）

第7条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

- ② 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ③ 死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡し免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ④ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

（保険契約の消滅）

第8条 つぎの各号のいずれかに該当した場合には、該当した時から保険契約は消滅したものとします。

- (1) 被保険者が死亡した場合
- (2) 女性入院一時金の支払回数が第4条（女性入院一時金の支払限度）の通算支払限度に達した場合
- ② 前項第1号の規定により、この保険契約が消滅した場合は、保険契約者はただちに会社に通知してください。
- ③ 第1項第2号の規定によりこの保険契約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

（女性入院一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

第9条 女性入院一時金または死亡給付金（以下本条において「女性入院一時金等」といいます。）の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または女性入院一時金等の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 女性入院一時金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求

をしてください。

女性入院一時金等の名称	請求書類別表の番号
女性入院一時金	(①-6)
死亡給付金	(①-1)

- ③ 女性入院一時金等は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 女性入院一時金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から女性入院一時金等請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、女性入院一時金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは女性入院一時金等請求の意図に関する保険契約の締結時から女性入院一時金等請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、女性入院一時金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は女性入院一時金等を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その女性入院一時金等を請求した者に通知します。

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第10条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	

- ② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 前項第1号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
 - (2) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
 - ③ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 - (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
 - ④ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
 - ⑤ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、総則規定に定める保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
 - ⑥ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第11条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第12条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①-12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第9条（女性入院一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第13条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 給付金額等の減額	○
	2. 保険期間の変更	○
	3. 保険料払込期間の変更	○
第6節 保険契約の更新	○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更	○	
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録		○
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第14条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

② 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第16条 解約払戻金は、つぎのとおりとします。

（1）保険料払込期間中

解約払戻金はありません。

（2）保険料払込期間満了後（最終の保険料を払込済の場合とします。）

死亡給付金額と同額とします。

② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第9条（女性入院一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

4. 特別条件を付加する場合の特則

(特別条件を付加する場合の特則)

第17条 この保険契約を締結する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号の1つまたは2つの方法により取り扱います。

(1) 割増保険料法

この方法による場合には、普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの保険契約の払込保険料とします。

(2) 特定疾病・部位不担保法

この方法による場合には、この保険契約を締結する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または総則別表16に定める身体部位のうちこの保険契約を締結する際に会社が指定した部位に生じた疾病を直接の原因とする入院については、第2条（女性入院一時金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

② 前項の規定により特別条件が付加された場合、この保険契約が更新されるときは、つぎに定めるところにより取り扱います。

(1) 割増保険料法が適用されている場合

更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後の割増保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の保険期間にもとづいて計算します。

(2) 特定疾病・部位不担保法が適用されている場合

更新前の保険契約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前と同一の条件を付加して更新するものとします。

③ 第1項の規定により特別条件が付加された場合、第1項の特別条件を保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合は、会社がその第1回分を受け取った時）に、会社は、責任開始期から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約者が、第1項の特別条件を承諾する際に、とくに申し出た場合には、保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合で、承諾した後に、会社にその第1回分を払い込んだときは、その払い込んだ時）を保険契約上の責任開始期とすることができます。

5. 他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則

(他の保険契約からこの保険契約に更新する場合の特則)

第18条 保険契約者は会社の定めるところにより、会社の定める他の保険契約（以下、本条および次条において「他の保険契約」といいます。）の更新の際に、他の保険契約をこの保険契約に変更して更新することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるときは、本条の取扱を行いません。

(2) 更新後のこの保険契約の女性入院一時金額は、他の保険契約の女性入院一時金額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。

(3) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、更新後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。

(4) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(他の保険契約から保険期間終身のこの保険契約に変更する場合の特則)

第19条 保険契約者は会社の定めるところにより、他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日に、他の保険契約を保険期間終身のこの保険契約に変更することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) つぎの場合には、本条の取扱を行いません。

ア. 他の保険契約の保険料の払込が免除されているとき

イ. 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるとき

(2) 変更後のこの保険契約の女性入院一時金額は、他の保険契約の女性入院一時金額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。

(3) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、変更後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。

(4) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険期間が終身の保険契約への変更の規定を準用します。

備考

1. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術などのための入院は該当しません。

2. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
- (2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
- (3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

無配当生活習慣病入院一時金保険（無解約払戻金型）（002）普通保険約款

（平成25年4月1日実施）

（この保険の趣旨）

この保険は、つきの保障を主な内容とするものです。

（1）生活習慣病入院一時金

被保険者が保険期間中に生活習慣病の治療を目的として入院したときにお支払いします。

（2）死亡給付金

この保険契約の保険期間が終身の場合、被保険者が保険料払込期間満了後に死亡したときに、お支払いします。

（3）保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つきのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	一時金または給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 生活習慣病入院一時金および死亡給付金の支払および免責事由

（生活習慣病入院一時金の支払）

第2条 この保険契約において支払う生活習慣病入院一時金は、つきのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
生活習慣病入院一時金	被保険者が責任開始期以後に、生活習慣病（総則別表10）を発病したと医師に診断され、かつ、保険期間中にその生活習慣病（総則別表10）を直接の原因とする、つきのすべてを満たす入院をしたとき (1) その入院が生活習慣病（総則別表10）の治療を目的とすること (2) その入院が病院または診療所における入院（総則別表5）であること (3) その入院日数が1日以上であること	入院1回につき、 生活習慣病 入院一時金額	被保険者

（生活習慣病入院一時金の支払に関する補則）

第3条 被保険者が生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に、その入院開始の直接の原因となった生活習慣病と異なる生活習慣病を併発していた場合または併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった生活習慣病による継続した1回の入院とみなして前条の規定を適用し、生活習慣病入院一時金の支払は1回のみとします。

② 被保険者が生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の原因にか

かわらず、生活習慣病入院一時金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過する前に入院を開始したときは、前回の入院から継続する1回の入院とみなして、生活習慣病入院一時金の支払は1回のみとします。

- ③ 被保険者が生活習慣病以外の原因による入院中に、生活習慣病を併発し、その生活習慣病の治療を開始したときは、その治療を開始した日からその治療を終了する日までの入院をその生活習慣病を直接の原因とする入院とみなして取り扱います。ただし、その生活習慣病のみによっても入院の必要があるときにかぎります。
- ④ 被保険者の入院中に生活習慣病入院一時金額が減額されたときは、生活習慣病入院一時金の支払金額は、支払事由に該当した日現在の生活習慣病入院一時金額にもとづいて支払います。
- ⑤ 被保険者が責任開始期前に発病した生活習慣病の治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に開始した入院について、つぎのア. またはイ. のいずれかの場合に該当したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - ア. 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその生活習慣病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その生活習慣病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 - イ. その生活習慣病（その生活習慣病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - a. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - b. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - c. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
 - (2) 責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ⑥ 保険契約者が法人のときは、前条の規定にかかわらず、生活習慣病入院一時金の受取人は保険契約者とします。ただし、死亡給付金がある保険契約の場合で、死亡給付金受取人を保険契約者以外の者としているときを除きます。

(生活習慣病入院一時金の支払限度)

第4条 生活習慣病入院一時金の支払限度は、支払回数を通算して20回とします。

(死亡給付金の支払)

第5条 この保険契約において支払う死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	この保険契約の保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合は、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡したとき	生活習慣病入院一時金額	死亡給付金受取人

(死亡給付金の免責事由)

第6条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意

(死亡給付金の支払に関する補則)

第7条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

- ② 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ③ 死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡し免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ④ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

(保険契約の消滅)

第8条 つぎの各号のいずれかに該当した場合には、該当した時から保険契約は消滅したものとします。

- (1) 被保険者が死亡した場合
- (2) 生活習慣病入院一時金の支払回数が第4条（生活習慣病入院一時金の支払限度）の通算支払限度に達した場合
- ② 前項第1号の規定により、この保険契約が消滅した場合は、保険契約者はただちに会社に通知してください。
- ③ 第1項第2号の規定によりこの保険契約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(生活習慣病入院一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所)

第9条 生活習慣病入院一時金または死亡給付金（以下本条において「生活習慣病入院一時金等」といいます。）の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または生活習慣病入院一時金等の受取人は、遅滞なく会社に通知し

てください。

- ② 生活習慣病入院一時金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

生活習慣病入院一時金等の名称	請求書類別表の番号
生活習慣病入院一時金	(①-6)
死亡給付金	(①-1)

- ③ 生活習慣病入院一時金等は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 生活習慣病入院一時金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から生活習慣病入院一時金等請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、生活習慣病入院一時金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは生活習慣病入院一時金等請求の意図に関する保険契約の締結時から生活習慣病入院一時金等請求時までにおける事実

- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、生活習慣病入院一時金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

(2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は生活習慣病入院一時金等を支払いません。

- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その生活習慣病入院給付金等を請求した者に通知します。

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第10条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	

② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 前項第1号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- (3) 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかっただけを除きます。）
 - (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- (4) 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- (5) 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、総則規定に定める保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- (6) 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第11条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (総則別表3)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第12条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- (2) 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①-12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。

- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第9条（生活習慣病入院一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

（共通規定）

第13条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 給付金額等の減額	○
	2. 保険期間の変更	○
	3. 保険料払込期間の変更	○
第6節 保険契約の更新	○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更	○	
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録		○
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第14条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

② 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第16条 解約払戻金は、つぎのとおりとします。

（1）保険料払込期間中

解約払戻金はありません。

（2）保険料払込期間満了後（最終の保険料を払込済の場合とします。）

死亡給付金額と同額とします。

② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第9条（生活習慣病入院一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

4. 特別条件を付加する場合の特則

（特別条件を付加する場合の特則）

第17条 この保険契約を締結する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号の1つまたは2つの方法により取り扱います。

（1）割増保険料法

この方法による場合には、普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの保険契約の払込保険料とします。

（2）特定疾病・部位不担保法

この方法による場合には、この保険契約を締結する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または総則別表16に定める身体部位のうちこの保険契約を締結する際に会社が指定した部位に生じた疾病を直接の原因とする入院については、第2条（生活習慣病入院一時金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日みなして取り扱います。

② 前項の規定により特別条件が付加された場合、この保険契約が更新されるときは、つぎに定めるところにより取り扱います。

（1）割増保険料法が適用されている場合

更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後の割増保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の保険期間にもとづいて計算します。

（2）特定疾病・部位不担保法が適用されている場合

更新前の保険契約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前と同一の条件を付加して更新するものとします。

③ 第1項の規定により特別条件が付加された場合、第1項の特別条件を保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合は、会社がその第1回分を受け取った時）に、会社は、責任開始期から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約者が、第1項の特別条件を承諾する際に、とくに申し出た場合には、保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合で、承諾した後に、会社にその第1回分を払い込んだときは、その払い込んだ時）を保険契約上の責任開始期とすることができます。

5. 他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則

（他の保険契約からこの保険契約に更新する場合の特則）

第18条 保険契約者は会社の定めるところにより、会社の定める他の保険契約（以下、本条および次条において「他の保険契約」といいます。）の更新の際に、他の保険契約をこの保険契約に変更して更新することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるときは、本条の取扱を行いません。

（2）更新後のこの保険契約の生活習慣病入院一時金額は、他の保険契約の生活習慣病入院一時金額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。

（3）この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、更新後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。

（4）本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険契約の更新の規定を準用します。

（他の保険契約から保険期間終身のこの保険契約に変更する場合の特則）

第19条 保険契約者は会社の定めるところにより、他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日に、他の保険契約を保険期間終身のこの保険契約に変更することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）つぎの場合には、本条の取扱を行いません。

ア. 其他の保険契約の保険料の払込が免除されているとき

イ. 其他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるとき

（2）変更後のこの保険契約の生活習慣病入院一時金額は、他の保険契約の生活習慣病入院一時金額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。

（3）この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、変更後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。

（4）本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険期間が終身の保険契約への変更の規定を準用します。

備考

1. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術などのための入院は該当しません。

2. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
- (2) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

無配当手術保険（無解約払戻金型）（002）普通保険約款

（平成25年4月1日実施）

（この保険の趣旨）

この保険は、被保険者が手術または放射線治療を受けたときの保障を行うことを目的とし、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）手術給付金（入院治療手術給付金・外来手術給付金）・放射線治療給付金

被保険者が保険期間中に、所定の手術または放射線治療を受けたときにお支払いします。

（2）死亡給付金

この保険契約の保険期間が終身の場合、被保険者が保険料払込期間満了後に死亡したときに、お支払いします。

（3）保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 給付金の支払および免責事由

（給付金の支払）

第2条 この保険契約において支払う給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
手術給付金	<p>被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に発病した疾病または生じた不慮の事故（総則別表1）その他の外因による傷害の治療を直接の目的とした、つぎの第1号から第3号までのすべてを満たす手術を受けたとき</p> <p>(1) 病院または診療所における入院（総則別表5）をし、その入院中に受けた手術</p> <p>(2) 手術の直接の原因となった疾病または傷害が入院の原因となった疾病または傷害と同一かまたは医学上重要な関係があること</p> <p>(3) つぎのア. から工. までのいずれかに該当する手術</p> <p>ア. 公的医療保険制度（総則別表19）にもとづく診療報酬点数表（総則別表20）によって手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>イ. 先進医療（総則別表21）に該当する診療行為のうち、器具を用い、身体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術（なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。）</p> <p>ウ. 公的医療保険制度（総則別表19）にもとづく診療報酬点数表（総則別表20）によって輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植術（総則別表22）</p> <p>エ. 責任開始期の属する日から起算して1年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術（総則別表23）</p>	手術1回につき、 基準手術給付金額 × 4	被保険者
外来手術給付金	<p>被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に発病した疾病または生じた不慮の事故（総則別表1）その他の外因による傷害の治療を直接の目的とした、つぎの第1号から第3号までのすべてを満たす手術を受けたとき</p> <p>(1) 病院または診療所（総則別表5）において受けた手術</p> <p>(2) つぎのア. から工. までのいずれかに該当する手術</p> <p>ア. 公的医療保険制度（総則別表19）にもとづく診療報酬点数表（総則別表20）のうち医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術（ただし、次項に定める手術を除きます。）</p> <p>イ. 先進医療（総則別表21）に該当する診療行為のうち、器具を用い、身体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術（ただし、第3項に定める手術を除きます。なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。）</p> <p>ウ. 公的医療保険制度（総則別表19）にもとづく診療報酬点数表（総則別表20）のうち医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植術（総則別表22）</p> <p>エ. 責任開始期の属する日から起算して1年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術（総則別表23）</p> <p>(3) 入院治療手術給付金の支払事由に該当しない手術</p>	手術1回につき、 基準手術給付金額	
放射線治療給付金	<p>被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に発病した疾病または生じた不慮の事故（総則別表1）その他の外因による傷害の治療を直接の目的として、病院または診療所（総則別表5）において、つぎのいずれかの診療行為（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき</p> <p>(1) 公的医療保険制度（総則別表19）にもとづく診療報酬点数表（総則別表20）によって放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（ただし、血液照射を除きます。）</p> <p>(2) 先進医療（総則別表21）に該当する診療行為のうち、放射線治療または温熱療法に該当する診療行為（ただし、診断および検査を目的とした診療行為を除きます。）</p>	放射線治療1回につき、 基準手術給付金額 × 4	

② 前項中、外来手術給付金の支払事由(2)ア. に規定する給付対象となる手術から除く手術は、つぎのとおりとします。

- ア. 創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。）
- イ. 皮膚切開術
- ウ. デブリードマン
- エ. 鼓膜切開術

- 才. 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
 力. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
 キ. 鼻内異物摘出術および外耳道異物除去術
 ク. 眼球または眼球付属器についてのつぎの手術
 a. 麦粒腫切開術、マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術、霰粒腫摘出術、涙嚢切開術、眼瞼膿瘍切開術
 および外眞切開術
 b. 睫毛電気分解術（毛根破壊）
 c. 角膜・強膜異物除去術、結膜下異物除去術および結膜結石除去術
 ケ. 抜歯手術
 ③ 第1項中、外来手術給付金の支払事由(2)イ. に規定する給付対象となる手術から除く手術は、つぎのとおりとします。
 ア. 歯、義歯または歯肉の手術
 イ. 前項に定める手術に相当する手術

（給付金の免責事由）

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、手術給付金および放射線治療給付金を支払いません。

名称	免責事由
手術給付金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
放射線治療給付金	

（給付金の支払に関する補則）

第4条 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として手術または放射線治療を受けた場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に受けた手術または放射線治療について、つぎのア. またはイ. のいずれかの場合に該当するときは、その手術または放射線治療は、責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 ア. 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 イ. その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 a. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 b. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 c. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- (2) 責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に手術または放射線治療を受けたときは、その手術または放射線治療は、責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ② 第2条（給付金の支払）に定める外来手術給付金の支払事由(2)中、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術には、公的医療保険制度にもとづく歯科診療報酬点数表（総則別表20）により手術料が算定された手術であっても、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術は含みます。
- ③ 被保険者が同時に2種類以上の手術をあわせて受けた場合または同一の日に複数の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして取り扱います。
- ④ 被保険者が1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。また、診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療にかかる技術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術の開始日（入院治療手術給付金に該当する手術と外来手術給付金に該当する手術がある場合には、入院治療手術給付金に該当する手術の開始日）についてのみ手術を受けたものとします。
- ⑤ 被保険者が一連の治療過程で複数回実施しても診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療にかかる技術料が1回のみ算定されるものとして定められる区分番号（先進医療の場合、同一の種類の先進医療とします。以下本条において同様とします。）にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を2回以上受けた場合は、第2条（給付金の支払）の規定にかかわらず、一連の治療過程で最初に手術を受けた日から起算して14日以内に受け

た手術のうち最も給付倍率の高いいずれか1回の手術についてのみ支払い、14日を経過した後に受けた手術については新たな手術とみなして本項の規定を適用します。

- ⑥ 被保険者が放射線治療を複数回受けた場合には、第2条（給付金の支払）の規定にかかわらず、放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日から起算して60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金を支払いません。
- ⑦ 保険契約者が法人のときは、第2条（給付金の支払）の規定にかかわらず、給付金の受取人は保険契約者とします。ただし、死亡給付金がある保険契約の場合で、死亡給付金受取人を保険契約者以外の者としているときを除きます。
- ⑧ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により手術または放射線治療を受けた場合でも、その原因により手術または放射線治療を受けた被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑨ 被保険者が第2条（給付金の支払）に定める造血幹細胞の採取手術を受けた場合には、疾病の治療を直接の目的とする手術とみなし、第2条の規定を適用して手術給付金を支払います。ただし、責任開始期の属する日から起算して1年を経過した日以後に受けた手術にかぎります。

（死亡給付金の支払）

第5条 この保険契約において支払う死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	この保険契約の保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡したとき	基準手術給付金額 × 2	死亡給付金受取人

（死亡給付金の免責事由）

第6条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意

（死亡給付金の支払に関する補則）

第7条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

- ② 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ③ 死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡し免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。
- ④ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

（保険契約の消滅）

第8条 被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

（給付金の請求、支払時期および支払場所）

第9条 給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その給付金を請求してください。

給付金の名称	請求書類別表の番号
手術給付金	(①- 8)
放射線治療給付金	
死亡給付金	(①- 1)

- ③ 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- (5) 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- (6) 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- (7) 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その給付金を請求した者に通知します。

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第10条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	

- (2) 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 前項第1号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- (3) 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

- イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ④ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ⑤ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- ⑥ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

(保険料の払込を免除しない場合)

第11条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

- ② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。
- (1) 地震、噴火または津波
(2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

- 第12条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表(①-12)に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第9条(給付金の請求、支払時期および支払場所)第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第13条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 紹付金額等の減額	○
	2. 保険期間の変更	○
	3. 保険料払込期間の変更	○
第6節 保険契約の更新	○	

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更	○	
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録		○
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第14条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

② 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第16条 解約払戻金は、つぎのとおりとします。

（1）保険料払込期間中

解約払戻金はありません。

（2）保険料払込期間満了後（最終の保険料を払込済の場合とします。）

死亡給付金額と同額とします。

② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第9条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

4. 特別条件を付加する場合の特則

（特別条件を付加する場合の特則）

第17条 この保険契約を締結する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号の1つまたは2つの方法により取り扱います。

（1）割増保険料法

この方法による場合には、普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの保険契約の払込保険料とします。

（2）特定疾病・部位不担保法

この方法による場合には、この保険契約を締結する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または総則別表16に定める身体部位のうちこの保険契約を締結する際に会社が指定した部位に生じた疾病（総則別表4に定める感染症は除きます。）を直接の原因とする手術および放射線治療については、第2条（給付金の支払）の規定は適用しません。

② 前項の規定により特別条件が付加された場合、この保険契約が更新されるときは、つぎに定めるところにより取り

扱います。

(1) 割増保険料法が適用されている場合

更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後の割増保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の保険期間にもとづいて計算します。

(2) 特定疾病・部位不担保法が適用されている場合

更新前の保険契約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前と同一の条件を付加して更新するものとします。

- (3) 第1項の規定により特別条件が付加された場合、第1項の特別条件を保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合は、会社がその第1回分を受け取った時）に、会社は、責任開始期から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約者が、第1項の特別条件を承諾する際に、とくに申し出た場合には、保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合で、承諾した後に、会社にその第1回分を払い込んだときは、その払い込んだ時）を保険契約上の責任開始期とすることができます。

5. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第18条 会社は、総則別表20に定める診療報酬点数表の改正により手術料、輸血料または放射線治療料の算定される手術または放射線治療の種類が変更される場合等この保険の給付にかかる公的医療保険制度の改正が行われた場合または総則別表21に定める先進医療の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の手術給付金および放射線治療給付金の支払事由を変更することができます。

- (2) 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、支払事由を改めます。
- (3) 本条の規定により、支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨通知します。
- (4) 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
- (1) 第2項の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 支払事由の変更日の前日にこの保険契約を解約する方法
- (5) 前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法を指定されたものとみなします。

6. 他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則

(他の保険契約からこの保険契約に更新する場合の特則)

第19条 保険契約者は会社の定めるところにより、会社の定める他の保険契約（以下、本条および次条において「他の保険契約」といいます。）の更新の際に、他の保険契約をこの保険契約に変更して更新することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるときは、本条の取扱を行いません。
- (2) 更新後のこの保険契約の基準手術給付金額を2倍した金額は、他の保険契約の基準手術給付金額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。
- (3) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(他の保険契約から保険期間終身のこの保険契約に変更する場合の特則)

第20条 保険契約者は会社の定めるところにより、他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日に、他の保険契約を保険期間終身のこの保険契約に変更することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) つぎの場合には、本条の取扱を行いません。
- ア. 他の保険契約の保険料の払込が免除されているとき
- イ. 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるとき
- (2) 变更後のこの保険契約の基準手術給付金額を2倍した金額は、他の保険契約の基準手術給付金額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。
- (3) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険期間が終身の保険契約への変更の規定を準用します。

備考

1. 治療を直接の目的とする手術・放射線治療

「治療を直接の目的とする手術・放射線治療」には、例えば、美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術・放射線治療などは該当しません。

2. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係のような疾病の関係をいいます。

無配当傷害保険(001)普通保険約款

(平成24年4月1日改正)

(この保険の趣旨)

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 災害死亡保険金

被保険者が保険期間中に不慮の事故または所定の感染症により死亡したときにお支払いします。

(2) 障害給付金

被保険者が保険期間中に不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、その障害の程度に応じてお支払いします。

(3) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	保険金または給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても保険金もしくは給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2. 保険金および給付金の支払ならびに免責事由

(災害死亡保険金および障害給付金の支払)

第2条 この保険契約において支払う災害死亡保険金および障害給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
災害死亡保険金	被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害（ただし、不慮の事故が生じた日から起算して180日以内の死亡にかぎります。） (2) 責任開始期以後に発病した感染症（総則別表4）	災害保険金額	死亡保険金受取人

名称	支払事由	支払金額	受取人														
障害給付金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日以内に身体障害状態（総則別表18）に該当したとき	身体障害状態（総則別表18）の等級に応じて、災害保険金額につきの給付割合を乗じて得られる金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>給付割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1級</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>第6級</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	等級	給付割合	第1級	100%	第2級	70%	第3級	50%	第4級	30%	第5級	15%	第6級	10%	被保険者
等級	給付割合																
第1級	100%																
第2級	70%																
第3級	50%																
第4級	30%																
第5級	15%																
第6級	10%																

(災害死亡保険金および障害給付金の免責事由)

第3条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、災害死亡保険金または障害給付金を支払いません。

名称	免責事由
災害死亡保険金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
障害給付金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

(災害死亡保険金および障害給付金の支払に関する補則)

第4条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が第2条（災害死亡保険金および障害給付金の支払）に定める災害死亡保険金の支払事由に該当し死亡したものと認めたときは、災害死亡保険金を支払います。

- ② 会社は、災害死亡保険金を支払う場合には、障害給付金についてつぎの各号のいずれかに該当する事実があるときは、災害保険金額にその該当する各号の給付割合を乗じて得られる金額の合計額を災害死亡保険金から差し引きます。
 - (1) 災害死亡保険金の支払の原因となった同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
 - (2) 災害死亡保険金の支払の原因となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受け、まだ支払っていないとき
 - (3) 災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害死亡保険金の支払の原因となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 - (4) 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、第2条（災害死亡保険金および障害給付金の支払）の規定にかかわらず、障害給付金の受取人は保険契約者とします。
 - (5) 灾害死亡保険金の受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡保険金の残額を災害死亡保険金の他の受取人に支払います。
 - (6) 被保険者が地震、噴火、津波もしくは戦争その他の変乱により死亡しましたは身体障害状態に該当した場合でも、その原因により死亡しましたは身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少

ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、災害死亡保険金または障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

⑦ 障害給付金の支払事由について、回復の見込の有無が不明確な状態が継続している間に保険期間が満了した場合で、保険期間の満了する日の翌日から起算して1年以内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、保険期間の満了する日の翌日から起算して1年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明確な状態にあるときは、障害給付金を支払います。

(障害給付金の給付限度)

第5条 障害給付金の支払は、その支払割合を通算して100%をもって限度とします。

(保険金および給付金の支払方法の選択)

第6条 保険契約者（保険金および給付金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金および給付金（保険金および給付金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。

- ② 前項の規定により据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。
- ③ 会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
- ④ 保険契約者（保険金および給付金の支払事由発生後はその受取人）は、第1項の規定により据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。
- ⑤ 保険金および給付金（保険金および給付金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第1項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（保険金および給付金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

(保険契約の消滅)

第7条 被保険者が災害死亡保険金の支払事由に該当せずに死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

(災害死亡保険金および障害給付金の請求、支払時期および支払場所)

第8条 災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

保険金または給付金の名称	請求書類別表の番号
災害死亡保険金	(①-2)
障害給付金	(①-14)

③ 災害死亡保険金または障害給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 災害死亡保険金または障害給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から災害死亡保険金または障害給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、災害死亡保険金または障害給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア、からオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは災害死亡保険金もしくは障害給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から災害死亡保険金もしくは障害給付金請求時までにおける事実

⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、災害死亡保険金または障害給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限

- 定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は災害死亡保険金または障害給付金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その災害死亡保険金または障害給付金を請求した者に通知します。
- ⑧ 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人として、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、災害死亡保険金または障害給付金の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
- (1) 被保険者または受給者が保険金および給付金の請求内容を了知していることが確認できる書類
- (2) 被保険者または受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第9条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	

- ② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 前項第1号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- ③ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ④ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

- ⑤ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- ⑥ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

(保険料の払込を免除しない場合)

第10条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

- (1) 地震、噴火または津波
(2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

第11条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表(①-12)に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第8条(災害死亡保険金および障害給付金の請求、支払時期および支払場所)第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

(共通規定)

第12条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する 規定	適用しない 規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込	○	
第4節 保険契約の解除等	○	
第5節 保険契約内容の変更	1. 給付金額等の減額	○
	2. 保険期間の変更	○
	3. 保険料払込期間の変更	○
第6節 保険契約の更新	○	
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更		○
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○
第9節 契約者配当金	○	

取扱総則規定約款 項目	適用する規定	適用しない規定
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節 契約内容の登録	○	
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続		○
第13節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第13条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 解約

（解約）

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。

② 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第15条 この保険契約には、解約払戻金はありません。

無配当新総合保険料払込免除特約（001）

(平成30年4月1日実施)

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者がつぎのいずれかの状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除することを主な内容とするものです。

- (1) 悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中により所定の状態に該当したとき（特定疾病保険金等の支払により消滅する保険契約を除きます。）
- (2) 所定の要生活介護状態に該当したときまたは公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当したとき（生活介護保険金等または軽度介護保険金の支払により消滅する保険契約を除きます。）
- (3) 所定の身体障害状態に該当したとき
- (4) 所定の疾病障害状態に該当したとき（特定疾病・疾病障害保険金の支払により消滅する保険契約を除きます。）
- (5) 所定の高度障害状態に該当したとき（高度障害保険金等の支払により消滅する保険契約を除きます。）
- (6) 所定の特定障害状態に該当したとき

(用語の定義)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
主契約	この特約を付加することができる主たる保険契約のことをいいます。
総則規定	主契約の取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	主契約の取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	主契約の取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
免責事由	保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	特約の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の特約について、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

(特約の締結および責任開始期)

第2条 この特約は、保険契約者の申出により、保険契約締結の際、保険料払込方法（回数）が月払の主契約に付加して締結します。

- ② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を保険料払込方法（回数）が月払の主契約に付加することができます。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、保険料払込方法（回数）が月払の主契約の保険料払込期間中に、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。
- ④ 会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 第2項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の更新時
 - (3) 前項の規定によりこの特約を中途付加した場合
会社の定める方法により計算した金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ⑤ この特約を主契約に付加した場合には、総則規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。
- ⑥ 第1項から第3項までの規定にかかわらず、主契約に会社の定める他の特約が付加されている場合には、この特約を付加することはできません。

(保険料率)

第3条 この特約が付加される場合、主契約には、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。

- ② 前条第3項の規定によりこの特約を中途付加する場合には、主契約の保険料率は、主契約の契約日（更新が行われた保険契約の場合は、第17条（主契約が更新される場合の取扱）第1項に定める更新日）における被保険者の年齢にもとづいて、会社の定める方法により計算します。
- ③ 主契約の保険料払込期間が変更されたときは、この特約が付加される場合の主契約の保険料率を変更し、会社の定める方法により計算した金額を授受することがあります。

(保険料の払込免除)

第4条 この特約による保険料の払込免除はつぎのとおりです。ただし、主契約の各普通保険約款および総則規定に定める保険料の払込免除事由は適用しません。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）がこの特約の責任開始期以後、主契約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（総則別表12）に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。）	保険料期間の到来していない将来の主契約の保険料
(2) 被保険者が主契約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 急性心筋梗塞（総則別表12）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき イ. 脳卒中（総則別表12）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	
(3) 被保険者が主契約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾患病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. つぎの条件をすべて満たすことが、医師により診断確定されたとき a. 総則別表13に定める要生活介護状態（以下「会社所定の要生活介護状態」といいます。）に該当したこと b. 会社所定の要生活介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること イ. 公的介護保険制度（総則別表14）により、要介護2以上（総則別表14）に該当していると認定されたとき（以下「要介護2以上の状態」といいます。）	
(4) 被保険者が主契約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾患病を原因として、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	
(5) 被保険者が主契約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の疾病を直接の原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 疾病障害状態（総則別表15）の①に該当し、その疾病障害状態がその該当した日から起算して180日以上継続したと医師によって診断されたとき イ. 疾病障害状態（総則別表15）の②から⑤までのいずれかに該当したとき	
(6) 被保険者が主契約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾患病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	
(7) 被保険者が主契約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾患病を原因として、特定障害状態（総則別表32）に該当したとき	

- ② 前項の保険料の払込免除事由の第1号に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に総則別表12①のB中、基本分類コードC50の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。ただし、その後（乳房の悪性新生物については、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、被保険者が新たに悪性新生物（総則別表12）に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除します。
- ③ 第1項の保険料払込免除事由の第4号から第7号までのいずれかに該当した場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第1項の保険料払込免除事由の第4号の場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態（総則別表3）に該当したときを含みます。
 - (2) 第1項の保険料払込免除事由の第5号の場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない疾病にかぎります。）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって第1項の保険料払込免除事由の第5号に定めるいずれかの状態に該当したときを含みます。
 - (3) 第1項の保険料払込免除事由の第6号の場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害

状態（総則別表2）に該当したときを含みます。

- (4) 第1項の保険料払込免除事由の第7号の場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、特定障害状態（総則別表32）に該当したときを含みます。
- (4) 被保険者が身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害（以下本項において「複数障害」といいます。）に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が免責事由により保険料の払込の免除が行われないことまたはこの特約の責任開始期前に発生した傷害もしくは発病した疾病を直接の原因とすることにより保険料の払込の免除が行われないこととなる障害であり、その複数障害が身体障害者福祉法にもとづき、それぞれの障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、この特約の保険期間中に障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 免責事由により保険料の払込の免除が行われないことまたはこの特約の責任開始期前に発生した傷害もしくは発病した疾病を直接の原因とすることにより保険料の払込の免除が行われないこととなる障害以外の障害が、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当する場合は、その障害については、本条および次条の規定を適用します。
- (2) 免責事由により保険料の払込の免除が行われないことまたはこの特約の責任開始期前に発生した傷害もしくは発病した疾病を直接の原因とすることにより保険料の払込の免除が行われないこととなる障害以外の障害が、身体障害者福祉法に定める障害の級別が4級以下の障害に該当する場合は、会社は、保険料の払込を免除しません。
- (5) 被保険者が国民年金法にもとづく障害等級1級の第11号または2級の第17号に定める状態（以下本項において「併合障害」といいます。）に該当し、その併合障害につぎの各号のいずれかの状態が含まれる場合、つぎの各号の状態以外の障害が国民年金法にもとづき障害等級1級または2級の状態に該当するときは本条および次条の規定を適用し、つぎの各号の状態以外の障害が国民年金法にもとづき障害等級1級または2級の状態に該当しないときは会社は保険料の払込を免除しません。
- (1) 国民年金法にもとづく障害等級1級の第10号または2級の第16号に定める状態
- (2) 厚生年金保険法にもとづく障害等級3級の第13号または障害手当金の第22号に定める状態
- (3) 免責事由により保険料の払込の免除が行われないこととなる状態
- (4) この特約の責任開始期前に発生した傷害もしくは発病した疾病を直接の原因とすることにより保険料の払込の免除が行われないこととなる状態
- (6) 被保険者がこの特約の責任開始期前の傷害または疾病を原因として、この特約の責任開始期以後に第1項の保険料の払込免除事由の第2号から第7号までの規定に定めるいずれかの状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかつたことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。）
- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
ア. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
イ. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ウ. この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（保険料の払込を免除しない場合）

第5条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
会社所定の要生活介護状態 (総則別表13) または 要介護2以上の状態 (総則別表14)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 戦争その他の変乱

保険料の 払込免除事由	免責事由
身体障害状態（総則別表3）、 疾病障害状態（総則別表15） または 特定障害状態（総則別表32）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により会社所定の要生活介護状態、要介護2以上の状態、身体障害状態、疾病障害状態、高度障害状態または特定障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

第6条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①-12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、主契約の各普通保険約款の規定を準用します。

(特約の失効)

第7条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

第8条 主契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、総則規定の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第9条 告知義務および告知義務違反による解除については、総則規定の規定を準用します。

(重大事由による解除)

第10条 この特約の重大事由による解除については、総則規定の規定を準用します。

(特約の解約)

第11条 保険契約者は、保険料の払込免除事由が生じる前であれば、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

- ② この特約の解約を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②-2）に定める書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第12条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間が満了したとき
- ② 前項第3号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(特約の解約払戻金)

第13条 この特約には、解約払戻金はありません。

(契約者配当金)

第14条 この特約には、契約者配当金はありません。

(法令等の改正に伴う保険料の払込免除事由の変更)

- 第15条 会社は、公的介護保険制度（総則別表14）、身体障害者福祉法または国民年金法の改正が行われた場合等でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約条項の保険料の払込免除事由を変更することがあります。
- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「保険料の払込免除事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、この特約の保険料の払込免除事由を改めます。
 - ③ 本条の規定により、保険料の払込免除事由を変更する場合には、保険料の払込免除事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
 - ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、保険料の払込免除事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項の保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法
 - (2) 保険料の払込免除事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
 - ⑤ 前項の指定がなされないまま保険料の払込免除事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法を指定されたものとみなします。
 - ⑥ 保険料の払込免除事由の変更日までに保険料の払込免除事由が生じている場合については、本条の規定は適用しません。

(管轄裁判所)

第16条 この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、総則規定の管轄裁判所の規定を準用します。

(主契約が更新される場合の取扱)

- 第17条 この特約を付加した主契約が更新される場合、主契約の更新の申出の際に保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、この特約は、主契約の保険期間の満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新されます。
- ② つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、更新を取り扱いません。
 - (1) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
 - (2) 更新前のこの特約に特別条件が付加されているとき。ただし、更新前の主契約の保険期間の満了する日より前に、この特約の不担保期間が満了しているときを除きます。
 - ③ 更新後のこの特約については、更新日における特約条項および保険料率を適用します。
 - ④ 保険料の払込免除に関する規定を適用する際には、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとします。
 - ⑤ 第2項第1号の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の特約を更新時に付加します。
 - ⑥ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

(主契約が保険期間が有期の他の保険契約に変更される場合の特則)

第18条 この特約が付加される場合、つぎの各号の他の保険契約への変更に関する取扱については、前条の規定を準用します。

- (1) 無配当収入保障保険から無配当定期保険への変更
- (2) 無配当特定疾病保険から保険期間が有期の無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕への変更
- (3) つぎのいずれかの保険契約から保険期間が有期の無配当生活介護保険〔Ⅱ型〕への変更
 - ア. 無配当生活介護収入保障保険
 - イ. 無配当就業不能収入保障保険(001)
 - ウ. 無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕
- (4) 無配当就業不能収入保障保険〔Ⅰ型〕（無解約払戻金型）から保険期間が有期の無配当生活介護保険〔Ⅰ型〕（無解約払戻金型）への変更

(主契約が保険期間が終身の保険契約へ変更される場合の取扱)

- 第19条 この特約を付加した主契約が保険期間が終身の保険契約へ変更（以下「終身変更」といいます。）される場合、主契約の終身変更の申出の際に保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、この特約は、主契約の保険期間の満了する日の翌日（以下「終身変更日」といいます。）に終身変更されます。
- ② つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、終身変更を取り扱いません。
- (1) 終身変更時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- (2) 終身変更前のこの特約に特別条件が付加されているとき。ただし、終身変更前の主契約の保険期間の満了する日より前に、この特約の不担保期間が満了しているときを除きます。
- ③ 終身変更後のこの特約については、終身変更日における特約条項および保険料率を適用します。
- ④ 保険料の払込免除に関する規定を適用する際には、終身変更前のこの特約の保険期間と終身変更後のこの特約の保険期間は継続したものとします。
- ⑤ 第2項第1号の規定によりこの特約が終身変更されないときは、保険契約者からの申出により、終身変更の取扱に準じて会社の定める他の特約を終身変更時に付加します。
- ⑥ この特約が終身変更されたときは、保険契約者に通知します。

(主契約が保険期間が終身の他の保険契約に変更される場合の特則)

- 第20条 この特約が付加される場合、つぎの各号の他の保険契約への変更に関する取扱については、前条の規定を準用します。
- (1) つぎのいずれかの保険契約から無配当終身保険への変更
- ア. 無配定期保険
- イ. 無配当養老保険
- ウ. 無配当生存給付定期保険
- エ. 無配当収入保障保険
- (2) 無配当特定疾病保険から保険期間が終身の無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕への変更
- (3) つぎのいずれかの保険契約から保険期間が終身の無配当生活介護保険〔Ⅱ型〕への変更
- ア. 無配当生活介護収入保障保険
- イ. 無配当就業不能収入保障保険(001)
- ウ. 無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕

(特別条件を付加する場合の特則)

- 第21条 この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合は、その危険の種類および程度に応じて、特定疾病・部位不担保法により取り扱います。この場合、この特約を主契約に付加する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）の満了する日以前に発病した、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または総則別表16に定める身体部位のうちこの特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位に生じた疾病（総則別表4に定める感染症は除きます。）を直接の原因として保険料の払込免除事由に該当したときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
- ② 前項の規定により特別条件が付加された場合には、主契約の各普通保険約款および総則規定の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- ③ 第1項の規定により特別条件が付加された場合、第1項の特別条件を保険契約者が承諾した時に、会社は、この特約の責任開始期からこの特約上の責任を負います。ただし、保険契約者が、第1項の特別条件を承諾する際に、とくに申し出た場合には、保険契約者が承諾した時をこの特約上の責任開始期とすることができます。

(保険料の払込免除事由に該当した主契約を更新する場合の特則)

- 第22条 保険料の払込免除事由に該当した主契約が、総則規定の規定により更新する場合には、次項から第4項までに定めるとおりに取り扱い、更新後の主契約の保険料の払込を免除します。この場合、更新後の主契約の保険期間および保険料払込期間については、主契約の各普通保険約款および総則規定の規定にかかわらず、本条の規定を適用するものとします。
- ② 更新後の主契約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- ③ 主契約を更新する場合、更新後の主契約の保険期間の満了する日は、更新後の被保険者の年齢が80歳となる主契約の年単位の契約応当日の前日とします。
- ④ 主契約が健康祝金特則を付加した無配当入院保険の場合、健康祝金特則部分については更新されません。

(保険料の払込免除事由に該当した保険契約を更新または他の保険契約に変更する場合の特則)

- 第23条 保険料の払込免除事由に該当したつぎの各号の保険契約を更新する場合、前条第3項の規定にかかわらず、更新後の保険契約の保険期間の満了する日は、更新後の保険契約の被保険者の年齢が80歳または年金支払満了年齢のいずれか小さい年齢となる主契約の年単位の契約応当日の前日とします。
- (1) 無配当収入保障保険

- (2) 無配当生活介護収入保障保険
 - (3) 無配当就業不能収入保障保険(001)
 - (4) 無配当就業不能収入保障保険〔I型〕(無解約払戻金型)
 - (5) 無配当就業不能収入保障保険〔II型〕
- ② 保険料の払込免除事由に該当した保険契約からつぎの各号の他の保険契約への変更を取り扱う場合には、変更後の保険契約の保険料の払込を免除します。この場合、変更後の保険契約の保険期間については、変更前の保険契約および変更後の保険契約の各普通保険約款および総則規定の規定にかかわらず、変更後の保険契約の保険期間の満了する日は、変更後の保険契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の年単位の契約応当日の前日とします。
- (1) 無配当収入保障保険から無配定期保険への変更
 - (2) 無配当特定疾病保険から保険期間が有期の無配当特定疾病治療保険〔II型〕への変更
 - (3) つぎのいずれかの保険契約から保険期間が有期の無配当生活介護保険〔II型〕への変更
 - ア. 無配当生活介護収入保障保険
 - イ. 無配当就業不能収入保障保険(001)
 - ウ. 無配当就業不能収入保障保険〔II型〕
 - (4) 無配当就業不能収入保障保険〔I型〕(無解約払戻金型)から保険期間が有期の無配当生活介護保険〔I型〕(無解約払戻金型)への変更

(平成22年2月28日以前に締結された保険契約に中途付加する場合の特則)

第24条 この特約を平成22年2月28日以前に締結された保険契約に中途付加する場合、つぎの規定は、この特約の締結時の総則規定を準用するものとします。

- (1) 第9条（告知義務および告知義務違反による解除）

無配当生活介護保障保険料払込免除特約(001)

(平成27年4月1日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者がつぎのいずれかの状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除することを主な内容とするものです。

- (1) 所定の要生活介護状態に該当したときまたは公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当したとき
- (2) 不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したとき
- (3) 所定の高度障害状態に該当したとき（高度障害保険金等の支払により消滅する保険契約を除きます。）

特約

(用語の定義)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
主契約	この特約を付加することができる主たる保険契約のことをいいます。
総則規定	主契約の取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	主契約の取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	主契約の取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
免責事由	保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	特約の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

(特約の締結および責任開始期)

第2条 この特約は、保険契約者の申出により、保険契約締結の際、保険料払込方法（回数）が月払の主契約に付加して締結します。

- ② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を保険料払込方法（回数）が月払の主契約に付加することができます。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、保険料払込方法（回数）が月払の主契約の保険料払込期間中に、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。
- ④ 会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 第2項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の更新時
 - (3) 前項の規定によりこの特約を中途付加した場合
会社の定める方法により計算した金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ⑤ この特約を主契約に付加した場合には、総則規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。
- ⑥ 第1項から第3項までの規定にかかわらず、主契約に会社の定める他の特約が付加されている場合には、この特約を付加することはできません。

無配当生活介護保障保険料払込免除特約(001)

(保険料率)

第3条 この特約が付加される場合、主契約には、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。

- ② 前条第3項の規定によりこの特約を中途付加する場合には、主契約の保険料率は、主契約の契約日（更新が行われた保険契約の場合は更新日）における被保険者の年齢にもとづいて、会社の定める方法により計算します。
- ③ 主契約の保険料払込期間が変更されたときは、この特約が付加される場合の主契約の保険料率を変更し、会社の定める方法により計算した金額を授受することがあります。

(保険料の払込免除)

第4条 この特約による保険料の払込免除はつぎのとおりです。ただし、主契約の各普通保険約款および総則規定に定める保険料の払込免除事由は適用しません。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が主契約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. つぎの条件をすべて満たすことが、医師により診断確定されたとき a. 総則別表13に定める要生活介護状態（以下「会社所定の要生活介護状態」といいます。）に該当したこと b. 会社所定の要生活介護状態がその該当した日から起算して継続して180日であること イ. 公的介護保険制度（総則別表14）により、要介護2以上（総則別表14）に該当していると認定されたとき（以下「要介護2以上の状態」といいます。）	保険料期間の到来していない将来の主契約の保険料
(2) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の主契約の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	
(3) 被保険者が主契約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	

② 前項の保険料払込免除事由の第2号および第3号のいずれかに該当した場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 前項の保険料払込免除事由の第2号の場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害と因果関係のない傷害にかぎります。）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態（総則別表3）に該当したときを含みます。
- (2) 前項の保険料払込免除事由の第3号の場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態（総則別表2）に該当したときを含みます。
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始期前の傷害または疾病を原因として、この特約の責任開始期以後に第1項の保険料の払込免除事由の第1号の規定に定める状態または高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかつことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。）
 - (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（保険料の払込を免除しない場合）

第5条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
会社所定の要生活介護状態 (総則別表13) または 要介護2以上の状態 (総則別表14)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (総則別表3)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

- ② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により会社所定の要生活介護状態、要介護2以上の状態、身体障害状態または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。
- (1) 地震、噴火または津波
(2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

第6条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表(①-12)に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、主契約の各普通保険約款の規定を準用します。

(特約の失効)

第7条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

第8条 主契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。

- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、総則規定の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第9条 告知義務および告知義務違反による解除については、総則規定の規定を準用します。

(重大事由による解除)

第10条 この特約の重大事由による解除については、総則規定の規定を準用します。

(特約の解約)

第11条 保険契約者は、保険料の払込免除事由が生じる前であれば、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

- ② この特約の解約を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表(②-2)に定める書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第12条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間が満了したとき
- ② 前項第3号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(特約の解約払戻金)

第13条 この特約には、解約払戻金はありません。

(契約者配当金)

第14条 この特約には、契約者配当金はありません。

(法令等の改正に伴う保険料の払込免除事由の変更)

第15条 会社は、総則別表14に定める公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官

庁の認可を得て、この特約条項の保険料の払込免除事由を変更することができます。

- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「保険料の払込免除事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、この特約の保険料の払込免除事由を改めます。
- ③ 本条の規定により、保険料の払込免除事由を変更する場合には、保険料の払込免除事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、保険料の払込免除事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項の保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法
 - (2) 保険料の払込免除事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま保険料の払込免除事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法を指定されたものとみなします。
- ⑥ 保険料の払込免除事由の変更日までに保険料の払込免除事由が生じている場合については、本条の規定は適用しません。

（管轄裁判所）

第16条 この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、総則規定の管轄裁判所の規定を準用します。

（主契約が更新される場合の取扱）

- 第17条 この特約を付加した主契約が更新される場合、主契約の更新の申出の際に保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、この特約は、主契約の保険期間の満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新されます。
- ② つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、更新を取り扱いません。
 - (1) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
 - (2) 更新前のこの特約に特別条件が付加されているとき。ただし、更新前の主契約の保険期間の満了する日より前に、この特約の不担保期間が満了しているときを除きます。
 - ③ 更新後のこの特約については、更新日における特約条項および保険料率を適用します。
 - ④ 保険料の払込免除に関する規定を適用する際には、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとします。
 - ⑤ 第2項第1号の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の特約を更新時に付加します。
 - ⑥ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

（主契約が保険期間が有期の他の保険契約に変更される場合の特則）

第18条 この特約が付加される場合、つぎの各号の他の保険契約への変更に関する取扱については、前条の規定を準用します。

- (1) 無配当収入保障保険から無配当定期保険への変更
- (2) 無配当特定疾病保険から保険期間が有期の無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕への変更

（主契約が保険期間が終身の保険契約へ変更される場合の取扱）

- 第19条 この特約を付加した主契約が保険期間が終身の保険契約へ変更（以下「終身変更」といいます。）される場合、主契約の終身変更の申出の際に保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、この特約は、主契約の保険期間の満了する日の翌日（以下「終身変更日」といいます。）に終身変更されます。
- ② つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、終身変更を取り扱いません。
 - (1) 終身変更時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
 - (2) 終身変更前のこの特約に特別条件が付加されているとき。ただし、終身変更前の主契約の保険期間の満了する日より前に、この特約の不担保期間が満了しているときを除きます。
 - ③ 終身変更後のこの特約については、終身変更日における特約条項および保険料率を適用します。
 - ④ 保険料の払込免除に関する規定を適用する際には、終身変更前のこの特約の保険期間と終身変更後のこの特約の保険期間は継続したものとします。
 - ⑤ 第2項第1号の規定によりこの特約が終身変更されないときは、保険契約者からの申出により、終身変更の取扱に準じて会社の定める他の特約を終身変更時に付加します。
 - ⑥ この特約が終身変更されたときは、保険契約者に通知します。

（主契約が保険期間が終身の他の保険契約に変更される場合の特則）

第20条 この特約が付加される場合、つぎの各号の他の保険契約への変更に関する取扱については、前条の規定を準用します。

- (1) つぎのいずれかの保険契約から無配当終身保険への変更

- ア. 無配当定期保険
- イ. 無配当養老保険
- ウ. 無配当生存給付金付定期保険
- エ. 無配当収入保障保険

(2) 無配当特定疾病保険から保険期間が終身の無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕への変更

(保険料の払込免除事由に該当した主契約を更新する場合の特則)

第21条 保険料の払込免除事由に該当した主契約が、総則規定の規定により更新する場合には、次項から第4項までに定めるとおりに取り扱い、更新後の主契約の保険料の払込を免除します。この場合、更新後の主契約の保険期間および保険料払込期間については、主契約の各普通保険約款および総則規定の規定にかかわらず、本条の規定を適用するものとします。

- ② 更新後の主契約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- ③ 主契約を更新する場合、更新後の主契約の保険期間の満了する日は、更新後の被保険者の年齢が80歳となる主契約の年単位の契約応当日の前日とします。
- ④ 主契約が健康祝金特則を付加した無配当入院保険の場合、健康祝金特則部分については更新されません。

(保険料の払込免除事由に該当した保険契約を更新または他の保険契約に変更する場合の特則)

第22条 保険料の払込免除事由に該当した無配当収入保障保険を更新する場合、前条第3項の規定にかかわらず、更新後の保険契約の保険期間の満了する日は、更新後の保険契約の被保険者の年齢が80歳または年金支払満了年齢のいずれか小さい年齢となる主契約の年単位の契約応当日の前日とします。

- ② 保険料の払込免除事由に該当した保険契約からつぎの各号の他の保険契約への変更を取り扱う場合には、変更後の保険契約の保険料の払込を免除します。この場合、変更後の保険契約の保険期間については、変更前の保険契約および変更後の保険契約の各普通保険約款および総則規定の規定にかかわらず、変更後の保険契約の保険期間の満了する日は、変更後の保険契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の年単位の契約応当日の前日とします。

- (1) 無配当収入保障保険から無配当定期保険への変更
- (2) 無配当特定疾病保険から保険期間が有期の無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕への変更

(平成22年2月28日以前に締結された保険契約に中途付加する場合の特則)

第23条 この特約を平成22年2月28日以前に締結された保険契約に中途付加する場合、つぎの規定は、この特約の締結時の総則規定を準用するものとします。

- (1) 第9条（告知義務および告知義務違反による解除）

無配当保険料払込免除特約(001)

(平成27年4月1日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者がつぎのいずれかの状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除することを主な内容とするものです。

- (1) 悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中により所定の状態に該当したとき（特定疾病保険金の支払により消滅する保険契約を除きます。）
- (2) 所定の要介護状態に該当したときまたは公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当したとき（介護保険金の支払により消滅する保険契約を除きます。）
- (3) 所定の身体障害状態に該当したとき
- (4) 所定の疾病障害状態に該当したとき
- (5) 所定の高度障害状態に該当したとき（高度障害保険金等の支払により消滅する保険契約を除きます。）

(用語の定義)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
主契約	この特約を付加することができる主たる保険契約のことをいいます。
総則規定	主契約の取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	主契約の取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	主契約の取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
免責事由	保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	特約の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

(特約の締結および責任開始期)

第2条 この特約は、保険契約者の申出により、保険契約締結の際、保険料払込方法（回数）が月払の主契約に付加して締結します。

- ② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を保険料払込方法（回数）が月払の主契約に付加することができます。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、保険料払込方法（回数）が月払の主契約の保険料払込期間中に、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。
- ④ 会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 第2項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の更新時
 - (3) 前項の規定によりこの特約を中途付加した場合
会社の定める方法により計算した金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ⑤ この特約を主契約に付加した場合には、総則規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。
- ⑥ 第1項から第3項までの規定にかかわらず、主契約に会社の定める他の特約が付加されている場合には、この特約を付加することはできません。

(保険料率)

第3条 この特約が付加される場合、主契約には、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。

- ② 前条第3項の規定によりこの特約を中途付加する場合には、主契約の保険料率は、主契約の契約日（更新が行われた保険契約の場合は更新日）における被保険者の年齢にもとづいて、会社の定める方法により計算します。
- ③ 主契約の保険料払込期間が変更されたときは、この特約が付加される場合の主契約の保険料率を変更し、会社の定める方法により計算した金額を授受することがあります。

(保険料の払込免除)

第4条 この特約による保険料の払込免除はつぎのとおりです。ただし、主契約の各普通保険約款および総則規定に定める保険料の払込免除事由は適用しません。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）がこの特約の責任開始期以後、主契約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（総則別表12）に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。）	保険料期間の到来していない将来の主契約の保険料
(2) 被保険者が主契約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 急性心筋梗塞（総則別表12）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき イ. 脳卒中（総則別表12）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	
(3) 被保険者が主契約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. つぎの条件をすべて満たすことが、医師により診断確定されたとき a. 総則別表13に定める要介護状態（以下「会社所定の要介護状態」といいます。）に該当したこと b. 会社所定の要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること イ. 公的介護保険制度（総則別表14）により、要介護3以上（総則別表14）に該当していると認定されたとき（以下「要介護3以上の状態」といいます。）	
(4) 被保険者が主契約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	
(5) 被保険者が主契約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の疾病を直接の原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 疾病障害状態（総則別表15）の①に該当し、その疾病障害状態がその該当した日から起算して180日以上継続したと医師によって診断されたとき イ. 疾病障害状態（総則別表15）の②から⑤までのいずれかに該当したとき	
(6) 被保険者が主契約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	

- ② 前項の保険料の払込免除事由の(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に総則別表12の①B中、基本分類コードC50の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。ただし、その後（乳房の悪性新生物については、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、被保険者が新たに悪性新生物（総則別表12）に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除します。
- ③ 第1項の保険料払込免除事由の第4号から第6号までのいずれかに該当した場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第1項の保険料払込免除事由の第4号の場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態（総則別表3）に該当したときを含みます。
 - (2) 第1項の保険料払込免除事由の第5号の場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない疾病にかぎります。）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって第1項の保険料払込免除事由の第5号に定めるいずれかの状態に該当したときを含みます。
 - (3) 第1項の保険料払込免除事由の第6号の場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態（総則別表2）に該当したときを含みます。
- ④ 被保険者がこの特約の責任開始期前の傷害または疾病を原因として、この特約の責任開始期以後に第1項の保険料の払込免除事由の第2号から第6号までの規定に定めるいずれかの状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- ア. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（保険料の払込を免除しない場合）

第5条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
会社所定の要介護状態 (総則別表13) または 要介護3以上の状態 (総則別表14)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 戦争その他の変乱
身体障害状態 (総則別表3) または 疾病障害状態 (総則別表15)	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

- ② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により会社所定の要介護状態、要介護3以上の状態、身体障害状態、疾病障害状態または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。
- (1) 地震、噴火または津波
 - (2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

- 第6条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①－12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、主契約の各普通保険約款の規定を準用します。

（特約の失効）

第7条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

- 第8条 主契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、総則規定の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第9条 告知義務および告知義務違反による解除については、総則規定の規定を準用します。

(重大事由による解除)

第10条 この特約の重大事由による解除については、総則規定の規定を準用します。

(特約の解約)

第11条 保険契約者は、保険料の払込免除事由が生じる前であれば、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

- ② この特約の解約を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－2）に定める書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第12条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間が満了したとき
- ② 前項第3号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(特約の解約払戻金)

第13条 この特約には、解約払戻金はありません。

(契約者配当金)

第14条 この特約には、契約者配当金はありません。

(法令等の改正に伴う保険料の払込免除事由の変更)

第15条 会社は、総則別表14に定める公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約条項の保険料の払込免除事由を変更することができます。

- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「保険料の払込免除事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、この特約の保険料の払込免除事由を改めます。
- ③ 本条の規定により、保険料の払込免除事由を変更する場合には、保険料の払込免除事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、保険料の払込免除事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項の保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法
 - (2) 保険料の払込免除事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま保険料の払込免除事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法を指定されたものとみなします。
- ⑥ 保険料の払込免除事由の変更日までに保険料の払込免除事由が生じている場合については、本条の規定は適用しません。

(管轄裁判所)

第16条 この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、総則規定の管轄裁判所の規定を準用します。

(主契約が更新される場合の取扱)

第17条 この特約を付加した主契約が更新される場合、主契約の更新の申出の際に保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、この特約は、主契約の保険期間の満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新されます。

- ② つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、更新を取り扱いません。
 - (1) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
 - (2) 更新前のこの特約に特別条件が付加されているとき。ただし、更新前の主契約の保険期間の満了する日より前に、この特約の不担保期間が満了しているときを除きます。
- ③ 更新後のこの特約については、更新日における特約条項および保険料率を適用します。
- ④ 保険料の払込免除に関する規定を適用する際には、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとします。
- ⑤ 第2項第1号の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の特約を更新時に付加します。
- ⑥ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

(主契約が保険期間が有期の他の保険契約に変更される場合の特則)

第18条 この特約が付加される場合、つぎの各号の他の保険契約への変更に関する取扱については、前条の規定を準用します。

- (1) 無配当収入保障保険から無配当定期保険への変更
- (2) 無配当特定疾病収入保障保険から保険期間が有期の無配当特定疾病保険または無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕への変更
- (3) 無配当特定疾病保険から保険期間が有期の無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕への変更
- (4) 無配当介護収入保障保険から保険期間が有期の無配当介護保険への変更

(主契約が保険期間が終身の保険契約へ変更される場合の取扱)

第19条 この特約を付加した主契約が保険期間が終身の保険契約へ変更（以下「終身変更」といいます。）される場合、主契約の終身変更の申出の際に保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、この特約は、主契約の保険期間の満了する日の翌日（以下「終身変更日」といいます。）に終身変更されます。

- ② つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、終身変更を取り扱いません。
 - (1) 終身変更時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
 - (2) 終身変更前のこの特約に特別条件が付加されているとき。ただし、終身変更前の主契約の保険期間の満了する日より前に、この特約の不担保期間が満了しているときを除きます。
 - (3) 終身変更後のこの特約については、終身変更日における特約条項および保険料率を適用します。
 - (4) 保険料の払込免除に関する規定を適用する際には、終身変更前のこの特約の保険期間と終身変更後のこの特約の保険期間は継続したものとします。
 - (5) 第2項第1号の規定によりこの特約が終身変更されないときは、保険契約者からの申出により、終身変更の取扱に準じて会社の定める他の特約を終身変更時に付加します。
 - (6) この特約が終身変更されたときは、保険契約者に通知します。

(主契約が保険期間が終身の他の保険契約に変更される場合の特則)

第20条 この特約が付加される場合、つぎの各号の他の保険契約への変更に関する取扱については、前条の規定を準用します。

- (1) つぎのいずれかの保険契約から無配当終身保険への変更
 - ア. 無配当定期保険
 - イ. 無配当養老保険
 - ウ. 無配当生存給付金付定期保険
 - エ. 無配当収入保障保険
- (2) 無配当特定疾病収入保障保険から保険期間が終身の無配当特定疾病保険または無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕への変更
- (3) 無配当特定疾病保険から保険期間が終身の無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕への変更
- (4) 保険契約の型がⅡ型の無配当介護収入保障保険から保険期間が終身の無配当介護保険への変更

(特別条件を付加する場合の特則)

第21条 この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、特定疾病・部位不担保法により取り扱います。この場合、この特約を主契約に付加する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）の満了する日以前に発病した、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または総則別表16に定める身体部位のうちこの特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位に生じた疾病（総則別表4に定める感染症は除きます。）を直接の原因として保険料の払込免除事由に該当したときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

- ② 前項の規定により特別条件が付加された場合には、主契約の各普通保険約款および総則規定の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- ③ 第1項の規定により特別条件が付加された場合、第1項の特別条件を保険契約者が承諾した時に、会社は、この特約の責任開始期からこの特約上の責任を負います。ただし、保険契約者が、第1項の特別条件を承諾する際に、とくに申し出た場合には、保険契約者が承諾した時をこの特約上の責任開始期とすることができます。

(保険料の払込免除事由に該当した主契約を更新する場合の特則)

第22条 保険料の払込免除事由に該当した主契約が、総則規定の規定により更新する場合には、次項から第4項までに定めるとおりに取り扱い、更新後の主契約の保険料の払込を免除します。この場合、更新後の主契約の保険期間および保険料払込期間については、主契約の各普通保険約款および総則規定の規定にかかわらず、本条の規定を適用するものとします。

- ② 更新後の主契約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

- ③ 主契約を更新する場合、更新後の主契約の保険期間の満了する日は、更新後の被保険者の年齢が80歳となる主契約の年単位の契約応当日の前日とします。
- ④ 主契約が健康祝金特則を付加した無配当入院保険の場合、健康祝金特則部分については更新されません。

(保険料の払込免除事由に該当した保険契約を更新または他の保険契約に変更する場合の特則)

第23条 保険料の払込免除事由に該当したつぎの各号の保険契約を更新する場合、前条第3項の規定にかかわらず、更新後の保険契約の保険期間の満了する日は、更新後の保険契約の被保険者の年齢が80歳または年金支払満了年齢のいずれか小さい年齢となる主契約の年単位の契約応当日の前日とします。

- (1) 無配当収入保障保険
 - (2) 無配当特定疾病収入保障保険
 - (3) 無配当介護収入保障保険
- ② 保険料の払込免除事由に該当した保険契約からつぎの各号の他の保険契約への変更を取り扱う場合には、変更後の保険契約の保険料の払込を免除します。この場合、変更後の保険契約の保険期間については、変更前の保険契約および変更後の保険契約の各普通保険約款および総則規定の規定にかかわらず、変更後の保険契約の保険期間の満了する日は、変更後の保険契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の年単位の契約応当日の前日とします。
- (1) 無配当収入保障保険から無配定期保険への変更
 - (2) 無配当特定疾病収入保障保険から保険期間が有期の無配当特定疾病保険または無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕への変更
 - (3) 無配当特定疾病保険から保険期間が有期の無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕への変更
 - (4) 無配当介護収入保障保険から保険期間が有期の無配当介護保険への変更

(平成22年2月28日以前に締結された保険契約に中途付加する場合の特則)

第24条 この特約を平成22年2月28日以前に締結された保険契約に中途付加する場合、つぎの規定は、この特約の締結時の総則規定を準用するものとします。

- (1) 第9条（告知義務および告知義務違反による解除）

無配当介護保険料払込免除特約(001)

(平成27年4月1日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者がつぎのいずれかの状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除することを主な内容とするものです。

- (1) 所定の要介護状態に該当したときまたは公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当したとき
- (2) 不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したとき
- (3) 所定の高度障害状態に該当したとき（高度障害保険金等の支払により消滅する保険契約を除きます。）

(用語の定義)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
主契約	この特約を付加することができる主たる保険契約のことをいいます。
総則規定	主契約の取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	主契約の取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	主契約の取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
免責事由	保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	特約の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

(特約の締結および責任開始期)

第2条 この特約は、保険契約者の申出により、保険契約締結の際、保険料払込方法（回数）が月払の主契約に付加して締結します。

- ② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を保険料払込方法（回数）が月払の主契約に付加することができます。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、保険料払込方法（回数）が月払の主契約の保険料払込期間中に、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。
- ④ 会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 第2項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の更新時
 - (3) 前項の規定によりこの特約を中途付加した場合
会社の定める方法により計算した金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ⑤ この特約を主契約に付加した場合には、総則規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。
- ⑥ 第1項から第3項までの規定にかかわらず、主契約に会社の定める他の特約が付加されている場合には、この特約を付加することはできません。

(保険料率)

第3条 この特約が付加される場合、主契約には、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。

- ② 前条第3項の規定によりこの特約を中途付加する場合には、主契約の保険料率は、主契約の契約日（更新が行われた保険契約の場合は更新日）における被保険者の年齢にもとづいて、会社の定める方法により計算します。
- ③ 主契約の保険料払込期間が変更されたときは、この特約が付加される場合の主契約の保険料率を変更し、会社の定める方法により計算した金額を授受することがあります。

(保険料の払込免除)

第4条 この特約による保険料の払込免除はつぎのとおりです。ただし、主契約の各普通保険約款および総則規定に定める保険料の払込免除事由は適用しません。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が主契約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. つぎの条件をすべて満たすことが、医師により診断確定されたとき a. 総則別表13に定める要介護状態（以下「会社所定の要介護状態」といいます。）に該当したこと b. 会社所定の要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること イ. 公的介護保険制度（総則別表14）により、要介護3以上（総則別表14）に該当していると認定されたとき（以下「要介護3以上の状態」といいます。）	保険料期間の到来していない将来の主契約の保険料
(2) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の主契約の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	
(3) 被保険者が主契約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	

② 前項の保険料払込免除事由の第2号および第3号のいずれかに該当した場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 前項の保険料払込免除事由の第2号の場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害と因果関係のない傷害にかぎります。）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態（総則別表3）に該当したときを含みます。
- (2) 前項の保険料払込免除事由の第3号の場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態（総則別表2）に該当したときを含みます。
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始期前の傷害または疾病を原因として、この特約の責任開始期以後に第1項の保険料の払込免除事由の第1号の規定に定める状態または高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 - (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（保険料の払込を免除しない場合）

第5条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
会社所定の要介護状態（総則別表13）または要介護3以上の状態（総則別表14）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 戦争その他の変乱
身体障害状態（総則別表3）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 (総則別表2)	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

- ② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により会社所定の要介護状態、要介護3以上の状態、身体障害状態または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することができます。
- (1) 地震、噴火または津波
(2) 戦争その他の変乱

(保険料の払込免除の請求)

- 第6条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表(①-12)に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、主契約の各普通保険約款の規定を準用します。

(特約の失効)

- 第7条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

- 第8条 主契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、総則規定の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反による解除)

- 第9条 告知義務および告知義務違反による解除については、総則規定の規定を準用します。

(重大事由による解除)

- 第10条 この特約の重大事由による解除については、総則規定の規定を準用します。

(特約の解約)

- 第11条 保険契約者は、保険料の払込免除事由が生じる前であれば、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② この特約の解約を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表(②-2)に定める書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

- 第12条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
(2) 主契約が払済保険に変更されたとき
(3) 主契約の保険料払込期間が満了したとき
(2) 前項第3号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(特約の解約払戻金)

- 第13条 この特約には、解約払戻金はありません。

(契約者配当金)

- 第14条 この特約には、契約者配当金はありません。

(法令等の改正に伴う保険料の払込免除事由の変更)

- 第15条 会社は、総則別表14に定める公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官

- 庁の認可を得て、この特約条項の保険料の払込免除事由を変更することができます。
- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「保険料の払込免除事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、この特約の保険料の払込免除事由を改めます。
- ③ 本条の規定により、保険料の払込免除事由を変更する場合には、保険料の払込免除事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、保険料の払込免除事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
- (1) 第2項の保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法
- (2) 保険料の払込免除事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま保険料の払込免除事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法を指定されたものとみなします。
- ⑥ 保険料の払込免除事由の変更日までに保険料の払込免除事由が生じている場合については、本条の規定は適用しません。

（管轄裁判所）

第16条 この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、総則規定の管轄裁判所の規定を準用します。

（主契約が更新される場合の取扱）

- 第17条 この特約を付加した主契約が更新される場合、主契約の更新の申出の際に保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、この特約は、主契約の保険期間の満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新されます。
- ② つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、更新を取り扱いません。
- (1) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- (2) 更新前のこの特約に特別条件が付加されているとき。ただし、更新前の主契約の保険期間の満了する日より前に、この特約の不担保期間が満了しているときを除きます。
- ③ 更新後のこの特約については、更新日における特約条項および保険料率を適用します。
- ④ 保険料の払込免除に関する規定を適用する際には、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとします。
- ⑤ 第2項第1号の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の特約を更新時に付加します。
- ⑥ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

（主契約が保険期間が有期の他の保険契約に変更される場合の特則）

第18条 この特約が付加される場合、つぎの各号の他の保険契約への変更に関する取扱については、前条の規定を準用します。

- (1) 無配当収入保障保険から無配当定期保険への変更
- (2) 無配当特定疾病収入保障保険から保険期間が有期の無配当特定疾病保険または無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕への変更
- (3) 無配当特定疾病保険から保険期間が有期の無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕への変更

（主契約が保険期間が終身の保険契約へ変更される場合の取扱）

- 第19条 この特約を付加した主契約が保険期間が終身の保険契約へ変更（以下「終身変更」といいます。）される場合、主契約の終身変更の申出の際に保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、この特約は、主契約の保険期間の満了する日の翌日（以下「終身変更日」といいます。）に終身変更されます。
- ② つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、終身変更を取り扱いません。
- (1) 終身変更時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- (2) 終身変更前のこの特約に特別条件が付加されているとき。ただし、終身変更前の主契約の保険期間の満了する日より前に、この特約の不担保期間が満了しているときを除きます。
- ③ 終身変更後のこの特約については、終身変更日における特約条項および保険料率を適用します。
- ④ 保険料の払込免除に関する規定を適用する際には、終身変更前のこの特約の保険期間と終身変更後のこの特約の保険期間は継続したものとします。
- ⑤ 第2項第1号の規定によりこの特約が終身変更されないときは、保険契約者からの申出により、終身変更の取扱に準じて会社の定める他の特約を終身変更時に付加します。
- ⑥ この特約が終身変更されたときは、保険契約者に通知します。

（主契約が保険期間が終身の他の保険契約に変更される場合の特則）

第20条 この特約が付加される場合、つぎの各号の他の保険契約への変更に関する取扱については、前条の規定を準

用します。

(1) つぎのいずれかの保険契約から無配当終身保険への変更

- ア. 無配当定期保険
- イ. 無配当養老保険
- ウ. 無配当生存給付金付定期保険
- エ. 無配当収入保障保険

(2) 無配当特定疾病収入保障保険から保険期間が終身の無配当特定疾病保険または無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕

への変更

(3) 無配当特定疾病保険から保険期間が終身の無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕への変更

(保険料の払込免除事由に該当した主契約を更新する場合の特則)

第21条 保険料の払込免除事由に該当した主契約が、総則規定の規定により更新する場合には、次項から第4項までに定めるとおりに取り扱い、更新後の主契約の保険料の払込を免除します。この場合、更新後の主契約の保険期間および保険料払込期間については、主契約の各普通保険約款および総則規定の規定にかかわらず、本条の規定を適用するものとします。

② 更新後の主契約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

③ 主契約を更新する場合、更新後の主契約の保険期間の満了する日は、更新後の被保険者の年齢が80歳となる主契約の年単位の契約応当日の前日とします。

④ 主契約が健康祝金特則を附加した無配当入院保険の場合、健康祝金特則部分については更新されません。

(保険料の払込免除事由に該当した保険契約を更新または他の保険契約に変更する場合の特則)

第22条 保険料の払込免除事由に該当したつぎの各号の保険契約を更新する場合、前条第3項の規定にかかわらず、更新後の保険契約の保険期間の満了する日は、更新後の保険契約の被保険者の年齢が80歳または年金支払満了年齢のいずれか小さい年齢となる主契約の年単位の契約応当日の前日とします。

(1) 無配当収入保障保険

(2) 無配当特定疾病収入保障保険

② 保険料の払込免除事由に該当した保険契約からつぎの各号の他の保険契約への変更を取り扱う場合には、変更後の保険契約の保険料の払込を免除します。この場合、変更後の保険契約の保険期間については、変更前の保険契約および変更後の保険契約の各普通保険約款および総則規定の規定にかかわらず、変更後の保険契約の保険期間の満了する日は、変更後の保険契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の年単位の契約応当日の前日とします。

(1) 無配当収入保障保険から無配当定期保険への変更

(2) 無配当特定疾病収入保障保険から保険期間が有期の無配当特定疾病保険または無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕への変更

(3) 無配当特定疾病保険から保険期間が有期の無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕への変更

(平成22年2月28日以前に締結された保険契約に中途付加する場合の特則)

第23条 この特約を平成22年2月28日以前に締結された保険契約に中途付加する場合、つぎの規定は、この特約の締結時の総則規定を準用するものとします。

(1) 第9条（告知義務および告知義務違反による解除）

保険組立特約

(平成22年7月1日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、保険契約者が同一である1または2以上の主契約にそれぞれ付加することにより、付加された保険契約を指定契約とし、指定契約の取扱について定めることを主な内容とするものです。

(用語の定義)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
主契約	この特約を付加できる主たる保険契約のことをいいます。
指定契約	この特約が付加され指定された保険契約のことをいいます。
締結時指定契約	この特約の締結の際に指定契約に指定された保険契約のことをいいます。
被指定組立特約	締結時指定契約に付加したこの特約のことをいいます。
追加指定契約	被指定組立特約の締結後に指定契約として追加された保険契約のことをいいます。
契約基準日	指定契約の保険期間等の計算を行う基準日をいい、締結時指定契約の契約日を月日で示したときの日のことをいいます。
責任開始期・責任開始日	保険契約上の保障を開始する時期のことを「責任開始期」といい、責任開始期の属する日を「責任開始日」といいます。
給付金(額)等	主契約の各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金(額)、一時金(額)および年金(額)等を含み、名称の如何を問いません。
総則別表	主契約の取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	主契約の取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。

(特約の締結)

第2条 この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、次条の指定契約の資格を満たす1または2以上の主契約にそれぞれ付加して締結します。この場合、保険契約者の申出がある被指定組立特約については同じ取扱を行うものとします。

- ② 前項の規定によりすでに被指定組立特約を付加した保険契約があり、保険契約者から、新たな主契約の締結の際に指定契約の追加の申出がある場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 次条の指定契約の資格を満たす新たな主契約に新たなこの特約を付加します。
 - (2) 前号の新たなこの特約は、既存の被指定組立特約と同じ取扱をします。

(指定契約の資格)

第3条 指定契約の資格は、つぎのすべての要件を必要とします。

- (1) 会社の定める主契約であること
- (2) 各指定契約の保険契約者が同一であること
- (3) 各指定契約の契約基準日が同一であること
- (4) 各指定契約の第2回以後の保険料の払込方法(経路)は同一であり、払込期月を同一とする払込の要する保険料を合わせて払い込むこと
- (5) 1回に払い込まれる指定契約の保険料の合計額が会社の定める金額以上であること

(指定契約の指定または追加)

第4条 保険契約者は、主契約にこの特約を付加する際、つぎのとおり、指定契約の指定または追加を行うことを要します。

- (1) 被指定組立特約の締結時
指定契約の指定
 - (2) 被指定組立特約の締結後
指定契約の追加
- ② 指定契約の指定または追加を行うときは、保険契約者は、請求書類別表(②-9)に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 指定契約の指定または追加が行われたときは、保険契約者に通知します。

(追加指定契約の契約日)

第5条 追加指定契約の契約日は、つぎのとおりとします。

特約

保険組立特約

- (1) 追加指定契約の責任開始日と契約基準日の月単位の応当日（月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日のことをいい、以下、本条において「基準応当日」といいます。）が異なるとき
　　追加指定契約の責任開始日の直後に到来する基準応当日
- (2) 追加指定契約の責任開始日と基準応当日が一致するとき
　　追加指定契約の責任開始日
- ② 追加指定契約の契約基準日は、締結時指定契約の契約基準日と同一とします。
- ③ 追加指定契約の保険期間、保険料払込期間および保険料期間は、つぎのとおり取り扱います。
(1) 保険期間および保険料払込期間は、追加指定契約の契約日および契約基準日にもとづいて計算するものとします。
(2) 保険料期間は、契約基準日を起算日とした締結時指定契約の月ごとの保険料期間と同一期間として取り扱います。
- ④ 追加指定契約の月単位の契約応当日は、基準応当日とします。

(指定契約の保険料の払込)

- 第6条 月払の各指定契約の第2回以後の保険料は、各指定契約の保険料払込期間中、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 払込期月を同一とするすべての指定契約の保険料を合わせて払い込むことを要します。
- (2) 前号の保険料は、払込を要する指定契約にかぎります。
- ② 保険料の払込期月中または保険料払込の猶予期間中に、各指定契約に定める給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、つぎのとおりとします。
- (1) 給付金等の支払事由が生じた場合
　　支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引くときまたは未払込保険料を払い込むときは、すべての指定契約の未払込保険料を合わせて差し引くまたは払い込むことを要します。
- (2) 保険料の払込免除事由が生じた場合
　　未払込保険料を払い込むときは、すべての指定契約の未払込保険料を合わせて払い込むことを要します。
- ③ 指定契約の保険料払込期間中、払込を要する保険料期間が同一のすべての指定契約のうち、一部の指定契約の保険料が払い込まれ、他の指定契約の保険料が払い込まれないとときは、払い込まれない指定契約は、その保険料期間の初日に指定契約の撤回が行われたものとします。
- ④ つぎの各号により指定契約の保険料が第3条（指定契約の資格）第5号の要件を満たさなくなる場合、払い込まれる指定契約の保険料は、会社の定める方法による保険料の前納により払い込むことを要します。
- (1) 指定契約の保険契約内容の変更が行われたとき
(2) 指定契約の解約その他の事由により指定契約が消滅したとき
(3) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき
(4) 指定契約の撤回が行われたとき
(5) 指定契約の保険料払込期間が満了したとき
- ⑤ つぎの各号により指定契約の保険料が第3条（指定契約の資格）第5号の要件を満たさなくなる場合、前項第2号の規定に該当するときでも、前納により保険料を払い込むことを要しません。
- (1) 指定契約の被保険者が死亡したとき
(2) 指定契約が給付金等（満期保険金を除きます。）の支払により消滅したとき
(3) 指定契約の保険料の払込が免除されたとき
(4) 指定契約が給付金等の通算支払限度に達したことにより消滅したとき

(指定契約の失効)

- 第7条 すべての指定契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(指定契約の復活)

- 第8条 前条の規定により効力を失ったすべての指定契約を復活する場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 指定契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- (2) すべての指定契約を同時に復活することを要します。
- (3) 第1号および前号の規定による場合、この特約も同時に復活されたものとします。
- ② この特約が失効せずに、一部の指定契約の撤回が行われていない指定契約を復活する場合には、効力を失ったすべての指定契約（指定契約の撤回が行われていない指定契約にかぎります。）を同時に復活することを要します。
- ③ 第1項および前項の場合で、一部の指定契約が復活しないときは、復活しない指定契約は、指定契約の撤回が行われたものとします。

(指定契約の保険料の振替貸付)

- 第9条 指定契約の保険料の振替貸付を取り扱う場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、保険料の振替貸付の申出の際、貸付の原資となる指定契約を定めることとします。
- (2) 貸付を受ける指定契約は、払込を要するすべての指定契約とし、すべての指定契約の保険料を合わせて貸し付け、

保険料の払込に充当するものとします。

(指定契約の撤回)

- 第10条 保険契約者は申出により、指定契約について、指定契約の撤回を行うことができます。
- ② 指定契約の撤回を行った保険契約については、撤回以後この特約が付加されていない保険契約として取り扱います。
- ③ 指定契約の撤回を行うときは、保険契約者は、請求書類別表（②-9）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 指定契約の撤回が行われたときは、保険契約者に通知します。

(特約の解約)

- 第11条 すべての指定契約について、指定契約が解約された場合には、同時にこの特約も解約されたものとします。

(特約の解約払戻金)

- 第12条 この特約には、解約払戻金はありません。

(特約の消滅)

- 第13条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。
- (1) すべての指定契約が解約その他の事由により消滅したとき
(2) すべての指定契約について、指定契約の撤回が行われたとき

(保険契約者の変更)

- 第14条 指定契約の保険契約者を変更する場合は、つぎの方法により取り扱います。
- (1) すべての指定契約について、変更後の保険契約者を同一とする方法
(2) 保険契約者が申し出た指定契約について、変更後の保険契約者を同一とする方法
- ② 前項第2号の規定による変更後の指定契約については、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 付加されているこの特約については、同じ取扱を行います。
(2) 変更後の指定契約は、第3条（指定契約の資格）の要件を満たすことを要します。

(契約者配当金)

- 第15条 この特約には、契約者配当金はありません。

(追加指定契約の責任開始期から契約日の前日までの取扱)

- 第16条 追加指定契約の責任開始期から契約日の前日までの期間（以下本条において「特別期間」といいます。）におけるその追加指定契約については、本条の規定を適用して取り扱います。
- ② 特別期間中に追加指定契約の給付金等の支払事由が生じた場合、その追加指定契約については、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 責任開始日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
(2) 第5条（追加指定契約の契約日）の規定は適用しないものとし、第3条（指定契約の資格）の要件を満たしたものとします。
(3) 特別期間中、会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。
(4) 特別期間中に追加指定契約を解約するときは、その追加指定契約の解約払戻金額は、追加指定契約の契約日に解約したものとした金額とします。ただし、第2項の規定に該当する追加指定契約は除きます。

(指定契約が更新される場合の取扱)

- 第17条 指定契約が更新されるときは、この特約も同時に更新されます。
- ② 前項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
③ 更新後のこの特約については、更新日におけるこの特約条項を適用します。

リビング・ニーズ特約

(平成30年4月1日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の死亡保険金額の全部または一部について、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、保険金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

第1条 この特約は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、保険契約締結の際、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

③ 前2項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

④ 会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

(1) 第1項の規定によりこの特約を付加した場合

主契約の責任開始期

(2) 第2項の規定によりこの特約を付加した場合

主契約の更新時

(3) 前項の規定によりこの特約を付加した場合

会社がこの特約の付加を承諾した時

⑤ この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

(特約保険金の支払)

第2条 この特約において支払う特約保険金は、つぎのとおりです。

名 称	特約保険金を支払う 場合（以下「支払事 由」といいます。）	支 払 金 額	受 取 人	支払事由に該当しても特約保 険金を支払わない場合（以下 「免責事由」といいます。）
特 約 保 険 金	被保険者の余命が6 か月以内と判断され るとき	主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める範囲 内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指 定保険金額」といいます。）から、会社の定める 方法により計算した、別表1に定める書類が会社 に到着した日（以下「特約保険金の請求日」とい います。）から6か月間の指定保険金額に対応す る利息および保険料に相当する金額を差し引いた 金額	被 保 険 者	つぎのいずれかにより、左記の 支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 指定代理請求人の故意 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

(特約保険金の支払に関する補則)

第3条 前条の規定にかかわらず、別表1に定める書類が会社に到着しないかぎり、会社は、特約保険金を支払いません。また、特約保険金の請求日が主契約の保険期間満了（主契約が更新される場合を除きます。）前1年以内である場合にも、会社は、特約保険金を支払いません。

② 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、特約保険金の請求日に消滅したものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約条項の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。

③ 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。

④ 前項の規定により減額されたときは、保険契約者に通知します。

⑤ 特約保険金を支払う前に、主約款の規定による保険金の請求を受け、その保険金が支払われるときは、会社は、特約保険金を支払いません。

⑥ 主約款の規定による保険金が支払われたときは、その支払後に特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

⑦ 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、その原因により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その

程度に応じ、特約保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

- ⑧ 特約保険金を支払う際に、主約款の規定による保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。

(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

第4条 特約保険金を請求するときは、被保険者は、別表1に定める書類を提出してください。

- ② 被保険者が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎのいずれかの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、別表1に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、被保険者の代理人として特約保険金を請求することができます。

(1) 被保険者と同居したまま被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

(2) 被保険者と同居したまま被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- ③ 前項の請求の際、指定代理請求人に指定された者がその請求時において前項第1号および第2号のいずれにも該当していないときは、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。

- ④ 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

- ⑤ 特約保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

- ⑥ 特約保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、主約款に定める重大事由による解除の対象となる反社会的勢力その他に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは指定代理請求人のこの特約の締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関するこの特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- ⑦ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第5項および前項にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

(2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

- ⑧ 第6項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または指定代理請求人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

- ⑨ 第6項または第7項に掲げる事項の確認を行う場合、その特約保険金を請求した者に通知します。

(特約保険料の払込)

第5条 この特約は保険料の払込を要しません。

(特約の失効)

第6条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活および縛下復活)

第7条 主契約の復活または縛下復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活または縛下復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活または縛下復活を承諾したときは、主約款の復活または縛下復活の規定を準用して、この特約の復活または縛下復活の取扱をします。

(告知義務違反による解除)

第8条 告知義務違反による解除の通知については、主約款の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(重大事由による解除)

第9条 重大事由による解除の通知については、主約款の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(特約の解約)

第10条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第11条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）の規定により特約保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

(特約の復旧)

第12条 主契約について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、保険契約者から別段の申出がないかぎり、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定により請求された特約の復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の解約払戻金)

第13条 この特約には解約払戻金はありません。

(指定代理請求人の指定または変更)

第14条 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定または変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第2項第1号または第2号のいずれかに該当する者であることを要します。

② 指定代理請求人の指定または変更をするときは、保険契約者は、別表1に定める書類を会社に提出してください。

(契約者配当金)

第15条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(管轄裁判所)

第16条 特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第17条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

(主契約に契約者配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則)

第18条 主契約に契約者配当金特殊支払特則が適用されている場合で、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項の規定により主契約が消滅したときは、払済養老保険の死亡保険金を特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。

(主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則)

第19条 主契約に定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、終身保険買増特約、特定疾病保障定期保険特約、特約の型がⅡ型の介護特約（以下本条において「介護特約」といいます。）、特約の型がⅡ型の介護保障特約（以下本条において「介護保障特約」といいます。）、年金払定期保険特約または特約の型がⅡ型の年金払介護保障特約（以下本条において「年金払介護保障特約」といいます。）（以下「定期保険特約等」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、特定疾病保障定期保険特約、介護特約、介護保障特約、年金払定期保険特約および年金払介護保障特約については、各特約の保険期間満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年間は、本条の規定を適用しません。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、主契約および定期保険特約等の死亡保険金額（年金払定期保険特約の場合は、特約保険金の請求日の翌日から起算して6か月間の満了する日における年金支払期間の残存期間に対する特約年金の現価に相当する金額。以下本条において同様とします。）を合算した金額とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約および定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、主契約および定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (3) 特約保険金の支払にあたっては、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項から第8項までの規定を準用します。
 - イ. 生存給付金付定期保険特約の場合には、同条第3項の規定は、「特約死亡保険金の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約単位生存給付金額は、特約死亡保険金額に対する指定保険金額の割合だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、特約条項の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。」と読み替えます。
 - ウ. 年金払定期保険特約および年金払介護保障特約の場合には、同条第3項の規定は、「年金支払期間の残存期間に対する特約年金の現価に相当する金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約年金額は、死亡保険金額に対する指定保険金額の割合だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、特約条項の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。」と読み替えます。
- (4) 主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加され、特定疾病保障定期保険特約の特約特定疾病保険金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の特約保険金は支払いません。
- (5) 主契約に介護特約または介護保障特約が付加され、介護特約または介護保障特約の介護保険金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の特約保険金は支払いません。
- (6) 主契約に年金払介護保障特約が付加され、年金払介護保障特約の特約介護年金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の特約保険金は支払いません。

(主契約に年金払定期保険特約または年金払介護保障特約が付加されている場合の特則)

第20条 主契約に年金払定期保険特約または特約の型がⅡ型の年金払介護保障特約（以下本条において「年金払特約」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金の請求（死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定される場合にかぎります。）の際に特約保険金の受取人から申出があったときは、年金払特約のこの特約の特約保険金の請求日の翌日から起算して6か月間の満了する日における年金支払期間の残存期間に対する特約年金の現価に相当する金額を第2条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額に合算せず、前条第2号の規定を適用します。この場合、年金払特約は、前条第3号ウの規定にかかわらず、特約年金額を減額せずに継続するものとします。
- (2) 前号の規定により年金払特約が継続する場合、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が減額され、年金払特約の特約年金額が会社の定める限度をこえるに至ったときでも、年金払特約の特約年金額は減額されないものとします。

(主契約に介護保障特約等、災害割増特約等または災害入院特約等が付加されている場合の特則)

第21条 主契約につぎの介護保障特約等、災害割増特約等、災害入院特約等（以下本条において、それぞれ「介護保障特約等」、「災害割増特約等」、「災害入院特約等」といいます。）または通院特約が付加されている場合には、第2項から第4項のとおり取り扱います。

- (1) 介護保障特約等
介護保障特約、介護特約または年金払介護保障特約（特約の型がⅠ型である場合にかぎります。）
- (2) 災害割増特約等
災害割増特約または傷害特約
- (3) 灾害入院特約等
災害入院特約、疾病保障特約、成人病保障特約、女性特定疾病入院特約、ガン特約、ガン特約（無制限型）、生活習慣病入院特約、女性入院特約、入院一時金特約、終身災害入院特約、終身疾病保障特約、終身女性特定疾病入

院特約、終身ガン特約、終身ガン特約（無制限型）、終身生活習慣病入院特約、終身女性入院特約、ファミリー災害入院特約またはファミリー疾病保障特約

② 災害入院特約等または通院特約が第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項の規定により消滅したときは、つぎのとおり取り扱います。

(1) 特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している入院は災害入院特約等の有効中の入院とみなします。

(2) 通院特約の保険期間中に入院給付金の支払われる入院をしている場合、特約保険金の支払事由が生じた時を含んで通院期間中（入院中の場合、その入院の退院後の通院期間中）の通院は、通院特約の有効中の通院とみなします。

③ 被保険者が会社所定の要介護状態（要介護状態を含みます。以下本項において同様とします。）に該当し、会社所定の要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日を経過するまでの間にこの特約の特約保険金の支払事由が生じて介護保障特約等が第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項の規定により消滅した場合には、この特約の特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している会社所定の要介護状態は、介護保障特約等の保険期間中の会社所定の要介護状態とみなして介護保障特約等の介護保険金および介護年金の支払に関する規定を適用します。

④ 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が減額され、災害割増特約等または災害入院特約等の保険金額または入院給付金日額が会社の定める限度をこえるに至ったときでも、災害割増特約等または災害入院特約等の保険金額または入院給付金日額は減額されないものとします。

（主契約に特別扱保険契約特約が付加されている場合の特則）

第22条 主契約に特別扱保険契約特約が付加されている場合で、保険金削減法が適用され、削減期間中に特約保険金の請求があったときは、会社は、指定保険金額に、特約保険金の請求日における特別扱保険契約特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定める方法により計算した、特約保険金の請求日から6か月間の、この金額に対応する利息に相当する金額および指定保険金額に対応する保険料に相当する金額を差し引いた金額を支払います。

（5年ごと利差配当付終身保険または終身保険に付加する場合の特則）

第23条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または終身保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主契約の全部が年金保障または介護保障に移行されたときは、この特約は消滅します。

(2) 特約保険金が支払われるときは、増加生存保険については、つぎのとおり取り扱います。

ア. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項の規定により主契約が消滅したときは、増加生存保険は消滅します。この場合、増加生存保険の解約払戻金は支払いません。

イ. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が減額されたときは、増加生存保険についても同時に同じ割合だけ減額されたものとします。この場合、増加生存保険の解約払戻金は支払いません。

(3) 特約保険金が支払われるときは、増加終身保険については、つぎのとおり取り扱います。

ア. 第2条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、主契約および増加終身保険の死亡保険金額を合算した金額とします。

イ. 第2条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約および増加終身保険の死亡保険金額の割合に応じて、主契約および増加終身保険の死亡保険金額から指定されたものとします。

ウ. 特約保険金の支払にあたっては、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項から第8項までの規定を準用します。

（5年ごと利差配当付個人年金保険（I型）、5年ごと利差配当付個人年金保険（II型）、個人年金保険「ひまわり年金プラン」または個人年金保険（I型）に付加する場合の特則）

第24条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険（I型）、5年ごと利差配当付個人年金保険（II型）、個人年金保険「ひまわり年金プラン」または個人年金保険（I型）に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約は、定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、終身保険買増特約、特定疾病保障定期保険特約、年金払定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がII型である場合にかぎります。）とあわせて付加することを要します。

(2) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第5項および第6項中「主約款」とあるのは「定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、終身保険買増特約、特定疾病保障定期保険特約、年金払定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がII型である場合にかぎります。）の特約条項」と読み替えます。

(3) 第11条（特約の消滅）第2号の規定は「定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、終身保険買増特約、特定疾病保障定期保険特約、年金払定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がII型である場合にかぎります。）が解約その他の事由によりすべて消滅したとき」と読み替えます。

(4) 第11条（特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(5) 第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）第1号および第2号の規定にかかわらず、つぎ

のとおり取り扱います。

- ア. 第2条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額（年金払定期保険特約の場合は、特約保険金の請求日の翌日から起算して6か月間の満了する日における年金支払期間の残存期間に対する特約年金の現価に相当する金額。以下本条において同様とします。）を合算した金額とし、主契約の死亡保険金額（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険（I型）、5年ごと利差配当付個人年金保険（II型）または個人年金保険（I型）の場合は、死亡給付金額）は含めません。
- イ. 第2条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。

（5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険または災害死亡保障付特殊養老保険に付加する場合の特則）

第25条 この特約を5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険または災害死亡保障付特殊養老保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約は、無配当災害割増保障付定期保険特約、5年ごと利差配当付災害割増保障付定期保険特約または災害割増保障付定期保険特約とあわせて付加することを要します。
- (2) 第2条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、無配当災害割増保障付定期保険特約、5年ごと利差配当付災害割増保障付定期保険特約または災害割増保障付定期保険特約の死亡保険金額とし、主契約の死亡保険金額は含めません。
- (3) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「主契約の保険期間満了（主契約が更新される場合を除きます。）前1年以内」とあるのは「無配当災害割増保障付定期保険特約、5年ごと利差配当付災害割増保障付定期保険特約または災害割増保障付定期保険特約の保険期間満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年以内」と読み替えます。
- (4) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定については、つぎのとおりとします。

ア. 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に付加する場合

第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定については、「無配当災害割増保障付定期保険特約または5年ごと利差配当付災害割増保障付定期保険特約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約保険金額は、指定保険金額と同額だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、特約条項の解約払戻金の規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。」と読み替えます。

イ. 災害死亡保障付特殊養老保険に付加する場合

第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定は適用しません。

- (5) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第5項および第6項中「主約款」とあるのは「無配当災害割増保障付定期保険特約、5年ごと利差配当付災害割増保障付定期保険特約または災害割増保障付定期保険特約の特約条項」と読み替えます。
- (6) 第11条（特約の消滅）第2号の規定は「無配当災害割増保障付定期保険特約、5年ごと利差配当付災害割増保障付定期保険特約または災害割増保障付定期保険特約が解約その他の事由により消滅したとき」と読み替えます。
- (7) 第11条（特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

（5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険または生存給付金付定期保険に付加する場合の特則）

第26条 この特約を5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険または生存給付金付定期保険に付加する場合、特約保険金の支払にあたっては、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定は、「死亡保険金の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、単位生存給付金額は、死亡保険金額に対する指定保険金額の割合だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。」と読み替えます。

（5年ごと利差配当付終身介護保障保険等に付加する場合の特則）

第27条 この特約を5年ごと利差配当付終身介護保障保険、5年ごと利差配当付終身介護保険または終身介護保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約は、定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がII型である場合にかぎります。）とあわせて付加することを要します。
- (2) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第5項および第6項中「主約款」とあるのは「定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がII型である場合にかぎります。）の特約条項」と読み替えます。
- (3) 第11条（特約の消滅）第2号の規定は「定期保険特約ならびに介護特約および介護保障特約（特約の型がII型である場合にかぎります。）が解約その他の事由によりすべて消滅したとき」と読み替えます。
- (4) 第11条（特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。
- (5) 第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）第1号および第2号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

ア. 第2条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額を合算した金額とし、主契約の死亡給付金の金額は含めません。

イ. 第2条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。

(指定代理請求人に関する特則)

第28条 この特約を付加する場合、つぎの主契約または特約の指定代理請求人または被保険者の代理人は、この特約の指定代理請求人と同一とします。

(1) 主契約

- ア. 5年ごと利差配当付終身介護保険
- イ. 終身介護保険
- ウ. 5年ごと利差配当付終身介護保障保険

(2) 特約

- ア. 特定疾病保障定期保険特約
- イ. 介護特約
- ウ. 無配当介護初期給付特約
- エ. 介護保障移行特約
- オ. ガン特約
- カ. ガン特約（無制限型）
- キ. 終身ガン特約
- ク. 終身ガン特約（無制限型）
- ケ. 無配当ガン保障特約
- コ. ガン保障特約
- サ. 介護保障特約
- シ. 無配当介護保障初期給付特約
- ス. 年金払介護保障特約

(無配当医療保険に付加する場合の特則)

第29条 この特約を無配当医療保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約は、定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）とあわせて付加することを要します。

(2) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第5項および第6項中「主約款」とあるのは「定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）の特約条項」と読み替えます。

(3) 第11条（特約の消滅）第2号の規定は「定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）が解約その他の事由によりすべて消滅したとき」と読み替えます。

(4) 第11条（特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(5) 第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）第1号および第2号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

ア. 第2条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額を合算した金額とし、主契約の死亡保険金の金額は含めません。

イ. 第2条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第30条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項、第5項および第6項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」または「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。

(2) 第1条（特約の締結および責任開始期）第5項、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第8項、第7条（特約の復活および繰下復活）第2項、第8条（告知義務違反による解除）、第9条（重大事由による解除）、第16条（管轄裁判所）および第17条（主約款の規定の準用）中「主契約の普通保険約款」または「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

(無配当選択緩和型終身保険に付加する場合の特則)

第31条 この特約が無配当選択緩和型終身保険に付加されている場合、削減期間中はこの特約による特約保険金は支払いません。

(無配当収入保障保険、無配当特定疾病収入保障保険、無配当介護収入保障保険、無配当生活介護収入保障保険、無配当就業不能収入保障保険(001)または無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕に付加する場合の特則)

第32条 この特約を無配当収入保障保険、無配当特定疾病収入保障保険、保険契約の型がⅡ型の無配当介護収入保障保険、無配当生活介護収入保障保険、無配当就業不能収入保障保険(001)または無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕に付加する場合、第2条（特約保険金の支払）ならびに第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項および第3項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「特約保険金の請求日の翌日から起算して6か月を満了する日における、主契約の年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額」と読み替えます。

② この特約を無配当就業不能収入保障保険(001)または無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕に付加する場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項の規定により消滅したときは、特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している早期就業不能給付金の状態は、有効中の早期就業不能給付金の状態とみなします。

(2) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が減額された場合でも、特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している早期就業不能給付金の状態により支払われる年金月額は減額されないものとします。ただし、特約保険金の請求日から6か月間にかぎります。

(受取人の変更)

第33条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

(年払および半年払の保険契約における取扱)

第34条 この特約の特約保険金を支払う場合には、主約款または特約条項の年払および半年払の保険契約における取扱に関する規定は適用しません。

(平成22年2月28日以前に締結された保険契約に付加する場合の特則)

第35条 この特約を平成22年2月28日以前に締結された保険契約に付加する場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第5項の規定中「5営業日」とあるのは、「5日」と読み替えて適用します。

(無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕等に付加する場合の特則)

第36条 この特約を特定疾病ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕または特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕（以下本条において「特則」といいます。）が付加されている無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕または無配当特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕（以下本条において「本則」といいます。）に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第2条（特約保険金の支払）ならびに第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項および第3項に定める死亡保険金額は、本則の死亡保険金額および特則の死亡給付金額を合算した金額とします。

(2) 第2条（特約保険金の支払）ならびに第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項および第3項に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における本則の死亡保険金額および特則の死亡給付金額の割合に応じて、本則の死亡保険金額および特則の死亡給付金額から指定されたものとします。

(無配当遅増認知症治療終身保険〔Ⅱ型〕に付加する場合の特則)

第37条 この特約が無配当遅増認知症治療終身保険〔Ⅱ型〕に付加されている場合、遅増期間中はこの特約による特約保険金は支払いません。

別表1 請求書類

(1) 特約保険金の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 特約保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、特約保険金の受取人と同一の場合は不要） (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
2. 特約保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることができます。

(2) その他の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
1. 指定代理請求人の指定または 変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることができます。

個人年金保険料税制適格特約（H11）

(平成29年10月1日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、つぎの個人年金保険契約に付加することにより、付加された保険契約の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とするものです。

- (1) 5年ごと利差配当付個人年金保険（I型）
- (2) 5年ごと利差配当付個人年金保険（II型）
- (3) 無配当個人年金保険
- (4) 無配当利率変動型個人年金保険
- (5) 無配当長寿生存年金保険（低解約払戻金型）

なお、付加されている5年ごと利差配当付個人年金保険（I型）増額特約または5年ごと利差配当付個人年金保険（II型）増額特約以外の特約の保険料は、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当しません。

(特約の付加)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際または主契約の保険料払込期間中に、保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。ただし、主契約がつぎのいずれも満たす場合にかぎります。

- (1) 年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
- (2) 年金受取人は被保険者と同一人であること
- (3) 保険料分割払契約で、かつ、保険料払込期間が10年以上であること
- (4) 年金保障期間が有期であるときは、年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金保障期間が10年以上であること

(税制適格のための特別取扱)

第2条 この特約が付加されている保険契約については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定（とくに定めのあるときは、主契約に付加されているこの特約以外の特約の特約条項の規定を含みます。）にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) 年金支払開始日前に割り当てた契約者配当金の取扱

ア. 主約款の規定により割り当てた契約者配当金は、これを支払うべき日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金支払開始日前に保険契約が消滅したときは保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払い、年金支払開始日まで保険契約が継続したときは、年金支払開始日に保険契約の責任準備金に充当して基本年金額を増額します。

イ. 主約款の規定により、契約日から所定の年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。この場合、払済養老保険の一時払保険料に充当する方法で支払う契約者配当金については、主約款の契約者配当金特殊支払特則を適用します。ただし、同特則にもとづく買増保険の満期保険金については、年金支払開始日に保険契約の責任準備金に充当して基本年金額を増額します。

(2) 年金保障期間中に割り当てた契約者配当金の取扱

主約款の規定により、年金保障期間中に割り当てた契約者配当金は、その支払方法に応じてつぎのとおり支払います。ただし、支払保証期間中の年金の一括前払が行われた場合には、支払保証期間中、割当を行ったつぎの事業年度の年単位の契約応当日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、支払保証期間中に保険契約が消滅したときは年金受取人に支払い、被保険者が支払保証期間満了時に生存していたときは、支払保証期間経過直後に到来する年単位の契約応当日に増額年金の一時払保険料に充当します。

ア. 積立払

割当を行ったつぎの事業年度の年単位の契約応当日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、保険契約が消滅したときは、年金受取人に支払い、年金受取人からとくに申出があったときは、その申出の直後に到来する年単位の契約応当日に増額年金の一時払保険料に充当します。ただし、支払保証期間中の年金の一括前払が行われた場合には、支払保証期間中は、増額年金の一時払保険料への充当は取り扱いません。

イ. 即時払

割当を行ったつぎの事業年度の年単位の契約応当日に年金とともに年金受取人に支払います。ただし、年金の延期払が行われる場合には、割当を行ったつぎの事業年度の年単位の契約応当日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、その契約応当日直後に支払う年金とともに年金受取人に支払います。

ウ. 年金の増額

割当を行ったつぎの事業年度の年単位の契約応当日に、増額年金の一時払保険料に充当します。ただし、年金の種類が支払保証期間付終身年金または支払保証期間付有期年金の場合、割当を行ったつぎの事業年度の年単位の契約応当日に保険契約が支払保証期間中で、かつ、その契約応日前に被保険者が死亡しているときは、その

契約応当日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金を一括前払して保険契約が消滅したときまたは支払保証期間が満了したときに、年金受取人に支払います。

(3) 解約払戻金その他の払戻金の取扱

会社が支払うべきつぎの金銭があるときは、これを支払うべき日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金支払開始日前に保険契約が消滅したときは保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払い、年金支払開始日まで保険契約が継続したときは、年金支払開始日に保険契約の責任準備金に充当して年金の金額を増額します。

ア. 主契約または主契約に付加されている特約の契約内容の変更が行われた場合に支払うべき金銭

イ. 主契約に付加されている特約が解約された場合に支払うべき金銭

ウ. 保険料の払込を要しなくなった場合（保険料の払込免除事由が生じた場合を除きます。）に支払うべき前納保険料の残額

(4) 貸付金が年金支払開始日前に返済されない場合の取扱

主約款に定める貸付金があるまで年金支払開始日が到来したときは、保険契約者の申出により、つぎのいずれかの方法で貸付金の返済を取り扱います。ただし、貸付金の元利金が会社の定める金額をこえる場合には、保険契約の責任準備金から貸付元利金を差し引いた残額を支払い、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。

ア. 会社が支払うべき年金の全部または一部から貸付元利金を差し引く方法。この場合の返済金額は、会社の定める範囲内で保険契約者の申出により定めます。

イ. 年金の一括前払を請求し、支払額から貸付元利金を差し引く方法

(5) 保険契約内容の変更等の取扱

主契約または主契約に付加されている特約の契約内容の変更等については、つぎのとおり取り扱います。

ア. 第1条（特約の付加）第2号から第4号までに定めるこの特約の締結時の条件に反することとなる主契約の保険契約内容の変更等は取り扱いません。

イ. 契約日から10年間は、主約款に規定する払済年金保険および払済保険への変更は取り扱いません。

ウ. 主契約または主契約に付加されている特約の契約内容の変更等を行う場合には、支払うべき金額から貸付元利金を差し引かないものとし、主契約または主契約に付加されている特約の契約内容の変更等により、貸付元利金が解約払戻金（主契約に付加されている特約の解約払戻金を含みます。）をこえることとなるときは、主契約または主契約に付加されている特約の契約内容の変更等は取り扱いません。

(6) 複数の年金の種類等に変更された場合の年金の一括前払の取扱

複数の年金の種類、年金保障期間または年金の型に変更された場合には、一部の年金保障部分についての年金の一括前払は取り扱いません。

(7) 後継年金受取人の取扱

後継年金受取人は、年金受取人の法定相続人であることを要します。

(特約の消滅)

第3条 つぎの場合には、この特約は消滅します。

(1) 主契約が消滅したとき

(2) 主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたとき

(3) 保険契約者が変更され、第1条（特約の付加）第1号に定めるこの特約の締結時の条件に反することとなったとき

② 前項第2号または第3号によりこの特約が消滅した場合、前条第3号の規定により会社に積み立てられた金銭があるときは、これを保険契約者に支払います。この場合、主約款に定める貸付金があるときは、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。

(特約の解約)

第4条 この特約のみの解約はできません。

(主契約に夫婦年金特則が適用されている場合の特則)

第5条 主契約に夫婦年金特則が適用されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第1条（特約の付加）第2号および第4号中「被保険者」とあるのは「第1被保険者」と読み替えます。

(2) 第2条（税制適格のための特別取扱）第2号中「被保険者が支払保証期間満了時に生存していたとき」とあるのは「第1被保険者または第2被保険者が支払保証期間満了時に生存していたとき」と読み替えます。

(3) 第2条（税制適格のための特別取扱）第7号中「年金受取人の法定相続人」とあるのは「年金受取人の法定相続人（第2被保険者が生存している間は、第2被保険者と同一人）」と読み替えます。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第6条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第2条（税制適格のための特別取扱）柱書きの規定は「この特約が付加されている保険契約については、主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款の規定（とくに定めのあるときは、主契約に付加されているこの特約以外の特約の特約条項の規定を含みます。）にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。」と読み替えます。
- (2) 第2条（税制適格のための特別取扱）第4号および第3条（特約の消滅）第2項中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第2条（税制適格のための特別取扱）第5号および第3条（特約の消滅）第1項第2号中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。

（主契約が無配当長寿生存年金保険（低解約払戻金型）契約の場合の特則）

第7条 主契約が無配当長寿生存年金保険（低解約払戻金型）契約の場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 被保険者が死亡した場合、死亡払戻金受取人がいるときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 第2条（税制適格のための特別取扱）第3号の規定にかかわらず、会社は、第2条第3号の支払うべき金額を死亡払戻金受取人に支払います。ただし、死亡払戻金受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、会社は、これを保険契約者に支払います。
 - イ. 前ア. の規定にかかわらず、死亡払戻金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が一部の受取人であるときは、会社は、第2条（税制適格のための特別取扱）第3号の支払うべき金額をその他の死亡払戻金受取人に支払います。

指定代理請求特約

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。ただし、保険契約者が法人の場合を除きます。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) つぎのいずれかに該当する、会社の定める主契約または主契約に付加されるその他の特約（以下「主特約」といいます。）の保険金（給付金、一時金および年金を含み、名称の如何を問いません。以下同様とします。）
ア. 被保険者が受取人に指定されている保険金
イ. 被保険者が受け取ることとなる保険金
ウ. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金
- (2) 前号に定める保険金とともに支払われる金額
- ② 被保険者と保険契約者が同一人である場合の主契約または主特約の保険料の払込免除についても、この特約の対象とします。

(指定代理請求人の指定および変更)

第3条 この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を被保険者の代理人（以下「指定代理請求人」といいます。）として指定してください。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する者の場合、保険金等または保険料の払込免除の請求時に会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合、保険契約者）のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき相応の理由があると会社が認める者にかぎります。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族
(2) 被保険者と同居したまたは被保険者と生計を一にしている前号以外の者
(3) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
(4) 第2号および前号に掲げる者と同等の特別な事情がある者
- ② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
- ③ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、別表1に定める書類を会社に提出してください。

(指定代理請求人による保険金等の請求)

第4条 つぎの各号の場合、指定代理請求人が別表1に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、被保険者の代理人として保険金等または保険料の払込免除を請求することができます。

- (1) 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき
(2) 被保険者と同一人である保険契約者が保険料の払込免除を請求できない特別な事情があるとき
(3) 前項の請求の際、指定代理請求人に指定された者がその請求時において前条第1項のいずれにも該当していないときは、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
(4) 第1項の規定により会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
(5) 本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
(1) 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者
(2) 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
(3) 故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者
(4) 故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者
(5) 指定代理請求人が保険金等または保険料の払込免除を請求する場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の保険金等の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

(指定代理請求人への解除通知)

第5条 この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主約款または主特約条項の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

- (1) 告知義務違反による解除

(2) 重大事由による解除

(特約を付加した場合の取扱)

第6条 この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。

- ② 保険契約者が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

(主約款等の代理請求に関する規定の不適用)

第7条 この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

(保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則)

第8条 保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、被保険者が同一である複数の指定契約の指定代理請求人は同一人とします。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第9条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第5項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。
- (2) 第5条（指定代理請求人への解除通知）中「主約款または主特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約を付加した場合の取扱）中「主約款および主特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

別表1 請求書類

(1) 指定代理請求人による保険金等または保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 保険金等または保険料の払込免除の指定代理請求	(1) 主約款または主特約の特約条項に定める保険金等または保険料の払込免除の請求に関する必要書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領収証の写し (6) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し (7) 指定代理請求人が法律にもとづく保護者選任審判を受けているときは、保護者選任審判書の写し

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることができます。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることができます。

契約見直し特約

(平成30年4月1日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、すでにある保険契約（見直し前契約）を消滅させて新たな保険契約（見直し後契約）に見直す取扱について定めることを主な内容とするものです。

(用語の定義)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
保険契約の見直し (見直し)	すでにある保険契約を消滅させて新たな保険契約に見直すことをいいます。
見直し前契約	保険契約の見直しにより消滅する見直し前の保険契約のことをいいます。
見直し後契約	保険契約の見直しにより新たに締結する見直し後の保険契約のことをいいます。
見直し価格	充当保険料の原資となる見直し前契約の責任準備金等の金額のことをいいます。
充当期間	見直し後契約に充当保険料を充当する期間のことをいいます。
充当保険料	見直し後契約の保険料のうち、毎月の保険料の一部として見直し価格から充当される部分の保険料のことをいいます。
実払込保険料	見直し後契約の保険料のうち、充当期間中に保険契約者が払い込む部分のことをいい、見直し後契約の月払保険料から充当保険料を差し引いた金額とします。
見直し価格の残額	見直し価格のうち、見直し後契約に充当保険料として充当されていない金額のことをいいます。
給付金（額）等	支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。

(特約の締結および見直し日)

第2条 この特約は、保険契約者（主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の年金支払開始日以後または年金基金設定日以後においては年金受取人）の申出により、会社の定めた条件を満たす1または2以上の見直し前契約を消滅させ、見直し後契約に見直しする場合に、見直し後契約の締結時に、見直し後契約となる主契約に付加して締結します。この場合、被保険者の同意を得ることを要します。

- ② この特約は、保険契約者（主契約の年金支払開始日以後または年金基金設定日以後においては年金受取人）の申出により、保険組立特約を付加して同時に見直しを行う見直し後契約がある場合、見直し後契約となる主契約にそれぞれ付加して締結します。この場合、その見直し後契約については同じ取扱を行うものとします。
- ③ 会社が保険契約者（主契約の年金支払開始日以後または年金基金設定日以後においては年金受取人）からの見直しの申込を承諾した場合、見直し前契約は、見直し後契約の責任開始期と同時に消滅します。
- ④ 見直し後契約の契約日を見直し日とします。

(見直し価格)

第3条 保険契約の見直しを行う場合、保険契約者（主契約の年金支払開始日以後または年金基金設定日以後においては年金受取人）は、つぎの各号の事項について、会社の定める範囲内で指定してください。

- (1) 充当対象となる見直し後契約
 - (2) 見直し価格
 - (3) 充当期間
- ② 見直し価格は、見直し前契約についてつぎのとおり計算します。

$$(見直し価格) = (見直し価格加算額) - (見直し価格差引額)$$

項目	対象となる金額
(1) 見直し価格加算額	つぎの金額の合計額 ア. 責任準備金 イ. 前納保険料の残額 ウ. 会社の定める方法により計算した契約者配当金（積み立てられた契約者配当金または相殺されていない契約者配当金を含みます。） エ. その他、会社に積み立てられた金額

項目	対象となる金額
(2) 見直し価格差引額	つぎの金額の合計額 ア. 保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付の元利金 イ. 未払込保険料

③ 前項の見直し価格加算額のうち、前項第1号イ. から工.までの金額は、つぎの各号のとおり取り扱うことができます。この場合、つぎの各号の取扱をした金額は見直し価格加算額の対象となる金額には含みません。

(1) 前納保険料の残額は、保険契約者（主契約の年金支払開始日以後または年金基金設定日以後においては年金受取人）からの申出があったときは、見直し後契約の第1回保険料および前納保険料として見直し後契約に充当するものとします。この場合、前納保険料の残額が、見直し後契約の整数回分の保険料とならないときは、つぎのいずれかの方法で取り扱います。

ア. 見直し後契約の整数回分の保険料に不足する保険料を保険契約者（主契約の年金支払開始日以後または年金基金設定日以後においては年金受取人）が払い込む方法。この場合、不足する保険料が払い込まれた時に、見直し後契約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本項において同様とします。）が払い込まれたものとして、主契約の取扱総則規定約款（見直し時に付加した特約があるときはその特約条項を含みます。）に定める会社の責任開始期の規定（以下、本項において「責任開始期の規定」といいます。）を適用します。

イ. 前納保険料の残額の範囲内で最大の整数回分の保険料を見直し後契約の第1回保険料および前納保険料とし、その残額を前納保険料に含めて会社の定める利率により据え置く方法。この場合、見直し後契約の申込または保険者に関する告知のいずれか遅い時に、見直し後契約の第1回保険料が払い込まれたものとして、責任開始期の規定を適用します。

(2) 契約者配当金およびその他、会社に積み立てられた金額は、保険契約者（主契約の年金支払開始日以後または年金基金設定日以後においては年金受取人）から請求があったときは、その全部または一部を保険契約者（主契約の年金支払開始日以後または年金基金設定日以後においては年金受取人）に支払います。

④ 充当期間中、実払込保険料が払い込まれた時に充当保険料を見直し後契約に充当し、見直し後契約の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。ただし、実払込保険料の払込が不要である場合には、つぎの時に見直し後契約の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

(1) 見直し後契約の第1回保険料

保険契約の申込をした時

(2) 見直し後契約の第2回以後の保険料

当月の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）が到来した時

⑤ 見直し後契約が、つぎの各号のいずれかに該当した場合、見直し価格の残額があるときは、保険契約者（給付金等または死亡払戻金が支払われるときは、その受取人）にその見直し価格の残額を支払います。

(1) 消滅

(2) 保険料の払込免除

(3) 払済保険への変更

(4) つぎの保険種類の場合は、第1回の年金の支払

ア. 無配当収入保障保険

イ. 無配当特定疾病収入保障保険

ウ. 無配当介護収入保障保険

エ. 無配当生活介護収入保障保険

オ. 無配当終身生活介護年金保険（低解約払戻金型）

カ. 無配当就業不能収入保障保険(001)

キ. 無配当終身生活介護年金保険〔I型〕（無解約払戻金型）

ク. 無配当就業不能収入保障保険〔I型〕（無解約払戻金型）

ケ. 無配当就業不能収入保障保険〔II型〕

⑥ 見直し後契約が、見直し日以後1年以内の期間に対する保険料が払い込まれる前に、つぎの各号のいずれかに該当した場合、前項の見直し価格の残額は、会社の定める方法により計算した金額を差し引いた金額とします。

(1) 解約

(2) 解除

(3) 払済保険への変更

⑦ 見直し後契約の見直しにより消滅する場合、第5項の規定にかかわらず、見直し価格の残額は保険契約者に支払わざず見直し後契約の責任準備金に含めて新たな見直し価格に加算します。

⑧ 第2項の契約者配当金には、見直し前契約に対して、見直し日の直前の事業年度末に計算した契約者配当金を含みます。

⑨ 第2項の未払込保険料は、保険契約者（主契約の年金支払開始日以後または年金基金設定日以後においては年金受取人）の申出により、見直し前契約が消滅するまでに払い込むことができます。この場合、その払込がなかったときは、見直しの申込はなかったものとみなします。

(見直し後契約の取扱制限)

第4条 充當期間中は、見直し後契約について、つぎの条件に該当する保険契約内容の変更は取り扱いません。

(1) 納付金額等の減額

減額後の実払込保険料が会社の定める実払込保険料の最低限度を下回る場合

(2) 保険料払込期間の変更

ア. 保険料払込期間の満了が充當期間の満了前となる場合

イ. 変更後の実払込保険料が会社の定める実払込保険料の最低限度を下回る場合

(見直し前契約への復旧)

第5条 見直し後契約について、つぎの各号のいずれかの事由に該当し、保険契約者からの申出があった場合には、会社は、保険契約の見直しがなかったものとして、見直し前契約への復旧の取扱をします。ただし、見直し前契約の保険期間満了前（見直し前契約が更新できる場合、最終の更新後の保険期間満了前とします。）に当該事由が発生した場合（第1号の場合は会社が無効を主張した場合）にかぎります。

(1) 見直し後契約が無効のとき。ただし、主契約の取扱総則規定約款（見直し時に付加した特約があるときはその特約条項を含みます。）に定める不法取得目的による無効の規定に該当する場合を除きます。

(2) 保険契約の見直しを申し込む際の告知義務違反により、見直し後契約が解除されるとき、または見直し時に付加した特約のみが解除されるとき

(3) 被保険者がつぎのいずれかに該当したが、その原因が見直し後契約の責任開始期前に発生していたことにより、見直し後契約による給付または保険料の払込免除が行われないとき

ア. 高度障害保険金、高度障害給付金または高度障害年金の支払対象となる高度障害状態に該当したとき

イ. 特定疾病保険金、特定疾病ワイド給付金、特定疾病・疾病障害保険金、特定疾病・疾病障害ワイド給付金または特定疾病年金の支払対象となる身体の状態に該当したとき

ウ. 災害死亡保険金またはガン死亡保険金の支払対象となる死亡のとき

エ. 各普通保険約款に規定する保険料の払込免除となる高度障害状態、身体障害状態、要生活介護状態または要介護2以上の状態に該当したとき

オ. 障害給付金の支払対象となる身体障害状態に該当したとき

カ. 入院給付金、入院一時金、ガン診断給付金、特定疾病ワイド給付金または特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払対象となる入院をしたとき

キ. 手術給付金または放射線治療給付金の支払対象となる手術または放射線治療を受けたとき

ク. 介護保険金または介護年金の支払対象となる要介護状態または要介護3以上の状態に該当したとき

ケ. つぎの支払対象となる要生活介護状態、要介護2以上の状態、就業不能状態または早期就業不能給付金の状態に該当したとき

ア. 生活介護保険金

イ. 生活介護年金

ウ. 終身生活介護年金

エ. 就業不能年金

オ. 特定疾病・傷害早期就業不能給付金

カ. 早期就業不能給付金

コ. 軽度介護保険金の支払対象となる軽度要介護状態または要介護1以上の状態に該当したとき

サ. ガン先進医療給付金またはガン先進医療支援給付金の支払対象となる先進医療による療養を受けたとき

シ. 傷害骨折治療給付金の支払対象となる骨折に対する治療を受けたとき

ス. 認知症治療保険金または認知症治療給付金の支払対象となる器質性認知症による会社所定の状態に該当したとき

セ. 認知症診断保険金の支払対象となる器質性認知症に該当し、器質性認知症と医師によって診断確定されたとき

ソ. 無配当総合保険料払込免除特約、無配当生活介護保障保険料払込免除特約、無配当保険料払込免除特約、無配当介護保障保険料払込免除特約または無配当新総合保険料払込免除特約に規定する保険料の払込免除となる身体の状態に該当したとき

(4) 被保険者が見直し後契約の責任開始期の属する日から起算して2年以内に自殺したことにより、見直し後契約の給付金等が支払われないとき

② 前項第4号に該当する場合でも、被保険者が見直し前契約の自殺免責期間中に自殺したことにより、見直し前契約の給付金等が支払われないときは、前項による見直し前契約への復旧を取り扱いません。

③ 保険組立特約を付加して同時に見直しを行った見直し後契約がある場合、見直し前契約への復旧を取り扱うときは、そのすべての見直し後契約について保険契約の見直しがなかったものとして取り扱います。

④ 見直し前契約への復旧を取り扱う場合、会社は、つぎのとおり、既払込金額から復旧に必要な金額を差し引き、なおその残額があれば、その残額を保険契約者（ただし、見直し前契約において、給付金等の支払事由が発生し、かつ、その給付金等の支払が行われる場合には、その受取人）に支払います。

項目	対象となる金額
(1) 既払込金額	見直し後契約について、保険契約者から払い込まれた保険料の合計額（見直し時保険料充当貸付特則による保険料を含みます。）
(2) 復旧に必要な金額	つぎの金額の合計額 ア. 見直し時から見直し前契約への復旧の申出がなされた時までの保険期間中に、保険料期間の初日が到来した見直し前契約の保険料の合計額 イ. 見直しの際に精算した見直し前契約について、保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付がある場合にはそれらの元利合計額（見直し時保険料充当貸付特則による貸付金額を含みます。） ウ. 見直し後契約について、保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付による貸付がある場合には、それらの元利合計額

- ⑤ 既払込金額が復旧に必要な金額に不足するときは、その不足額についてつぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、会社の指定した日までにその不足額を払い込んでください。払込のないときは、見直し前契約への復旧を取り扱いません。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、見直し前契約において給付金等の支払事由が発生しているときは、会社は、その支払うべき給付金等の支払金額から不足額を差し引きます。ただし、その不足額がその支払金額より大きいときは、保険契約者は、会社の指定した日までにその差額を払い込んでください。払込のないときは、見直し前契約への復旧を取り扱いません。
- ⑥ 第1項の規定により見直し前契約への復旧を取り扱う場合、つぎの各号に該当したときは、それぞれに定めるとおりに取り扱います。
- (1) 見直し前契約の給付金等の受取人または指定代理請求人と見直し後契約の給付金等の受取人または指定代理請求人とが異なる場合には、見直し前契約の給付金等の受取人または指定代理請求人は、見直し後契約の給付金等の受取人または指定代理請求人に変更されていたものとします。
 - (2) 見直し後契約において、保険契約の承継が行われていたときは、見直し前契約においても同一の承継が行われていたものとします。
- ⑦ 見直し後契約について、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、本条の取扱は行いません。
- (1) 保険契約内容の変更が行われていたとき
 - (2) すでに給付金等が支払われていたとき
 - (3) すでに保険料の払込が免除されていたとき
 - (4) 復活の取扱が行われていたとき
 - (5) 保険組立特約を附加して同時に見直しを取り扱った見直し後契約が消滅しているとき

（見直し後契約の継続取扱）

第6条 見直し後契約の第1号に定める死亡保険金額が、見直し前契約（ファミリー定期保険特約、ファミリー災害入院特約およびファミリー疾病保障特約を除きます。以下本条において同様とします。）の第2号に定める死亡保険金額をこえない場合で、かつ、前条第1項第2号、第3号または第4号の規定に該当するときは、前条に規定する見直し前契約への復旧を取り扱わず、本条に規定する取扱を行います。ただし、見直し後契約について前条第7項に該当した場合を除きます。

項目	対象となる金額
(1) 見直し後契約の死亡保険金額	見直し時のつぎの金額の合計額 ア. 死亡保険金額 イ. 死亡給付金額（無配当終身生活介護年金保険（低解約払戻金型）の場合、基準死亡給付金額） ウ. つぎの保険種類の場合は、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額 a. 無配当収入保障保険 b. 無配当特定疾病収入保障保険 c. 保険契約の型がⅡ型の無配当介護収入保障保険 d. 無配当生活介護収入保障保険 e. 無配当就業不能収入保障保険(001) f. 無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕

項目	対象となる金額
(2) 見直し前契約の死亡保険金額	見直し時のつぎの金額の合計額 ア. 死亡保険金額 イ. 死亡給付金額（無配当終身生活介護年金保険（低解約払戻金型）の場合、基準死亡給付金額） ヲ. 年金払定期保険特約または特約の型がⅡ型の年金払介護保障特約の場合は、年金支払期間の残存期間に対する特約年金の現価に相当する金額 エ. つぎの保険種類の場合は、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額 a. 無配当収入保障保険 b. 無配当特定疾病収入保障保険 c. 保険契約の型がⅡ型の無配当介護収入保障保険 d. 無配当生活介護収入保障保険 e. 無配当就業不能収入保障保険(001) f. 無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕

② 見直し後契約の申込の際の告知義務違反による解除は行いません。ただし、見直し後契約の見直し時における給付金額等が、見直し前契約のそれぞれの給付金額等をこえるときは、そのこえる部分を解除します。この場合、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 生存のみを支払事由とする給付金等を除きます。
- (2) 見直し前契約に無配当総合保険料払込免除特約、無配当保険料払込免除特約、保険料払込免除特約または無配当新総合保険料払込免除特約が付加されていないときは、見直し後契約に付加された無配当総合保険料払込免除特約、無配当保険料払込免除特約または無配当新総合保険料払込免除特約は解除します。
- (3) 見直し前契約に無配当生活介護保障保険料払込免除特約、無配当介護保障保険料払込免除特約または介護保障保険料払込免除特約が付加されていないときは、見直し後契約に付加された無配当生活介護保障保険料払込免除特約または無配当介護保障保険料払込免除特約は解除します。
- ③ 見直し後契約の被保険者が見直し後契約の責任開始期以後に、つぎのいずれかに該当した場合で、その原因が、見直し前契約の責任開始期以後、見直し後契約の責任開始期前に発生していたものについては、その原因是見直し後契約の責任開始期以後に発生していたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約の給付金額等が見直し前契約の給付金額等をこえるときは、そのこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が発生していたものとして取り扱います。
 - (1) 高度障害保険金、高度障害給付金または高度障害年金の支払対象となる高度障害状態に該当したとき
 - (2) 特定疾病保険金、特定疾病ワイド給付金、特定疾病・疾病障害保険金、特定疾病・疾病障害ワイド給付金または特定疾病年金の支払対象となる身体の状態に該当したとき
 - (3) 災害死亡保険金またはガン死亡保険金の支払対象となる死亡のとき
 - (4) 各普通保険約款に規定する保険料の払込免除となる高度障害状態、身体障害状態、要生活介護状態または要介護2以上の状態に該当したとき
 - (5) 障害給付金の支払対象となる身体障害状態に該当したとき
 - (6) 入院給付金、入院一時金、ガン診断給付金、特定疾病ワイド給付金または特定疾病・疾病障害ワイド給付金の支払対象となる入院をしたとき
 - (7) 手術給付金または放射線治療給付金の支払対象となる手術または放射線治療を受けたとき
 - (8) 介護保険金または介護年金の支払対象となる要介護状態または要介護3以上の状態に該当したとき
 - (9) つぎの支払対象となる要生活介護状態、要介護2以上の状態、就業不能状態または早期就業不能給付金の状態に該当したとき（ただし、見直し前契約の支払事由に要生活介護状態、軽度要介護状態、就業不能状態または早期就業不能給付金の状態がある場合にかぎります。）
 - ア. 生活介護保険金
 - イ. 生活介護年金
 - ウ. 終身生活介護年金
 - エ. 就業不能年金
 - オ. 特定疾病・傷害早期就業不能給付金
 - カ. 早期就業不能給付金
 - (10) 軽度介護保険金の支払対象となる軽度要介護状態または要介護1以上の状態に該当したとき（ただし、見直し前契約の支払事由に軽度要介護状態がある場合にかぎります。）
 - (11) ガン先進医療給付金またはガン先進医療支援給付金の支払対象となる先進医療による療養を受けたとき
 - (12) 傷害骨折治療給付金の支払対象となる骨折に対する治療を受けたとき
 - (13) 認知症治療保険金、認知症治療給付金または認知症診断保険金の支払対象となる身体の状態に該当したとき
 - (14) 無配当総合保険料払込免除特約に規定する保険料の払込免除となる身体の状態に該当したとき（見直し前契約に無配当総合保険料払込免除特約が付加されているときにかぎります。）
 - (15) 無配当保険料払込免除特約に規定する保険料の払込免除となる身体の状態に該当したとき（見直し前契約に無配当保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加されているときにかぎります。）

- (16) 無配当生活介護保障保険料払込免除特約に規定する保険料の払込免除となる要生活介護状態または要介護2以上の状態に該当したとき（見直し前契約に無配当生活介護保障保険料払込免除特約が付加されているときにかぎります。）
- (17) 無配当介護保障保険料払込免除特約に規定する保険料の払込免除となる要介護状態または要介護3以上の状態に該当したとき（見直し前契約に無配当介護保障保険料払込免除特約または介護保障保険料払込免除特約が付加されているときにかぎります。）
- (18) 無配当新総合保険料払込免除特約に規定する保険料の払込免除となる身体の状態に該当したとき（見直し前契約に無配当新総合保険料払込免除特約が付加されているときにかぎります。）
- ④ 見直し後契約および見直し前契約に、前項第14号から第18号までのいずれかに該当する保険料の払込免除に関する特約が付加されている場合、見直し後契約の責任開始期以後に生じた状態が、見直し前契約の保障範囲に該当する場合には、前項第14号から第18号までの規定を準用して取り扱います。
- ⑤ 主契約の被保険者が見直し後契約の責任開始期の属する日から起算して2年以内に自殺した場合には、見直し後契約の死亡保険金、死亡給付金または遺族年金を支払います。ただし、被保険者が見直し前契約の自殺免責期間中に自殺したため、見直し前契約の給付金等が支払われないとときは、見直し後契約の死亡保険金、死亡給付金または遺族年金を支払いません。
- ⑥ 前項までの規定が適用される場合、会社は、保険契約者の申出によりつぎの各号の規定による取扱をすることができます。ただし、見直し後契約により死亡保険金または高度障害保険金が支払われる場合を除きます。
- (1) 見直し後契約の特定疾病保険金の金額（見直し時の、無配当特定疾病収入保障保険の年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額および特約の特定疾病保険金の金額を含み、以下本号において「特定疾病保険金額」といいます。）が、見直し前契約の特定疾病保険金額をこえるときは、つぎのとおり取り扱います。
- ア. 見直し後契約が保険期間終身の無配当特定疾病保険または無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕の場合
見直し前契約の特定疾病保険金額をこえる部分と同額の無配当終身保険に見直しされたものとして取り扱います。
- イ. 見直し後契約が保険期間有期の無配当特定疾病保険または無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕の場合
見直し前契約の特定疾病保険金額をこえる部分と同額の無配当定期保険に見直しされたものとして取り扱います。
- ウ. 見直し後契約が無配当特定疾病収入保障保険の場合
見直し前契約の特定疾病保険金額をこえる部分と同額の無配当収入保障保険に見直しされたものとして取り扱います。ただし、会社の定める範囲に満たない場合は、無配当定期保険に見直しされたものとして取り扱います。
- (2) 見直し後契約の特定疾病ワイド給付金の金額が、見直し前契約の特定疾病ワイド給付金の金額をこえるときは、つぎのとおり取り扱います。
- ア. 見直し後契約が保険期間終身の無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕の場合
見直し前契約の特定疾病ワイド給付金の金額をこえる部分と同額の無配当終身保険に見直しされたものとして取り扱います。
- イ. 見直し後契約が保険期間有期の無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕の場合
見直し前契約の特定疾病ワイド給付金の金額をこえる部分と同額の無配当定期保険に見直しされたものとして取り扱います。
- (3) 見直し後契約が無配当介護保険または無配当介護収入保障保険（それぞれ、保険契約の型がⅡ型の場合にかぎります。）の場合で、見直し後契約の介護保険金の金額（見直し時の、無配当介護収入保障保険および年金払介護保障特約の年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額ならびに介護一時金額を含み、以下本号において「介護保険金額」といいます。）が見直し前契約の介護保険金額をこえるときは、つぎのとおり取り扱います。
- ア. 見直し後契約が保険期間終身の無配当介護保険の場合
見直し前契約の介護保険金額をこえる部分と同額の無配当終身保険に見直しされたものとして取り扱います。
- イ. 見直し後契約が保険期間有期の無配当介護保険の場合
見直し前契約の介護保険金額をこえる部分と同額の無配当定期保険に見直しされたものとして取り扱います。
- ウ. 見直し後契約が無配当介護収入保障保険の場合
見直し前契約の介護保険金額をこえる部分と同額の無配当収入保障保険に見直しされたものとして取り扱います。ただし、会社の定める範囲に満たない場合は、無配当定期保険に見直しされたものとして取り扱います。
- (4) 見直し後契約が無配当生活介護保険〔Ⅱ型〕、無配当生活介護収入保障保険、無配当就業不能収入保障保険(001)または無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕の場合で、見直し後契約の生活介護保険金の金額（見直し時の、無配当生活介護収入保障保険、無配当就業不能収入保障保険(001)または無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕の年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を含み、以下本号において「生活介護保険金額等」といいます。）が見直し前契約の生活介護保険金額等をこえるときは、つぎのとおり取り扱います。
- ア. 見直し後契約が保険期間終身の無配当生活介護保険〔Ⅱ型〕の場合
見直し前契約の生活介護保険金額をこえる部分と同額の無配当終身保険に見直しされたものとして取り扱います。
- イ. 見直し後契約が保険期間有期の無配当生活介護保険〔Ⅱ型〕の場合

見直し前契約の生活介護保険金額をこえる部分と同額の無配定期保険に見直しされたものとして取り扱います。

ウ. 見直し後契約が無配当生活介護収入保障保険の場合

見直し前契約の生活介護保険金額をこえる部分と同額の無配当収入保障保険に見直しされたものとして取り扱います。ただし、会社の定める範囲に満たない場合は、無配定期保険に見直しされたものとして取り扱います。

エ. 見直し後契約が無配当就業不能収入保障保険(001)または無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕の場合

見直し前契約の生活介護保険金額等をこえる部分と同額の無配当収入保障保険に見直しされたものとして取り扱います。ただし、会社の定める範囲に満たない場合は、無配定期保険に見直しされたものとして取り扱います。

(5) 見直し後契約の特定疾病・疾病障害保険金の金額が、見直し前契約の特定疾病・疾病障害保険金額をこえるときは、つぎのとおり取り扱います。

ア. 見直し後契約が保険期間終身の無配当特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕の場合

見直し前契約の特定疾病・疾病障害保険金額をこえる部分と同額の無配当終身保険に見直しされたものとして取り扱います。

イ. 見直し後契約が保険期間有期の無配当特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕の場合

見直し前契約の特定疾病・疾病障害保険金額をこえる部分と同額の無配当定期保険に見直しされたものとして取り扱います。

(6) 見直し後契約の特定疾病・疾病障害ワイド給付金の金額が、見直し前契約の特定疾病・疾病障害ワイド給付金の金額をこえるときは、つぎのとおり取り扱います。

ア. 見直し後契約が保険期間終身の無配当特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕の場合

見直し前契約の特定疾病・疾病障害ワイド給付金の金額をこえる部分と同額の無配当終身保険に見直しされたものとして取り扱います。

イ. 見直し後契約が保険期間有期の無配当特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕の場合

見直し前契約の特定疾病・疾病障害ワイド給付金の金額をこえる部分と同額の無配当定期保険に見直しされたものとして取り扱います。

⑦ 前項に該当する場合には、会社の定める方法により計算した保険料および所定の金額の差額を授受します。

(告知義務違反に関する特別取扱)

第7条 見直し後契約の見直しの際の告知義務違反がない場合であっても、見直し前契約の告知から2年以内に見直しを行い、見直し前契約に告知義務違反があった場合は、会社は、見直し後契約について、告知義務違反による解除を行うことができます。

(責任開始期の属する日から起算して90日以内の乳房の悪性新生物等に関する特則)

第8条 この特則は、見直し後契約および見直し前契約がつぎの組み合わせに該当する場合に適用します。

見直し後契約	見直し前契約
(1) 無配当特定疾病保険、無配当特定疾病収入保障保険、無配当特定疾病治療保険または無配当特定疾病・疾病障害保険	ア. 無配当特定疾病保険 イ. 特定疾病保障定期保険特約 ウ. 無配当特定疾病一時金特約 エ. 無配当特定疾病収入保障保険 オ. 無配当特定疾病治療保険 カ. 無配当特定疾病・疾病障害保険
(2) 無配当ガン保険または無配当ガン入院保険	ア. 無配当ガン保険 イ. 無配当ガン入院保険 ウ. ガン保険 エ. ガン特約 オ. ガン特約（無制限型） カ. ガン保障特約 キ. 終身ガン特約 ク. 終身ガン特約（無制限型）
(3) 無配当ガン先進医療保険	ア. 無配当ガン先進医療保険
(4) 無配当保険料払込免除特約、無配当総合保険料払込免除特約または無配当新総合保険料払込免除特約	ア. 無配当保険料払込免除特約 イ. 保険料払込免除特約 ウ. 無配当総合保険料払込免除特約 エ. 無配当新総合保険料払込免除特約

② 前項第1号および第2号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 見直し後契約の給付金額等（無配当特定疾病収入保障保険の場合、見直し時の年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額とし、無配当特定疾病治療保険または無配当特定疾病・疾病障害保険の場合、本則の保

険金額と特則の給付金額の合計額とします。以下本条において同様とします。) のうち、見直し前契約の給付金額等をこえない部分については、見直し後契約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に取扱総則規定約款の別表11に定める乳房の悪性新生物(以下「乳房の悪性新生物」といいます。)に罹患したと医師により診断確定された場合でも、見直し後契約の責任開始期の属する日から起算して90日を経過した後に乳房の悪性新生物に罹患したと医師により診断確定されたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約について保険契約の復活があった場合を除きます。

- (2) 見直し後契約の給付金額等のうち、見直し前契約の給付金額等をこえる部分については、新たに保険契約を締結した場合と同様に取り扱います。
- (3) 見直し後契約が無配当特定疾病治療保険または無配当特定疾病・疾病障害保険の場合、本項の取扱が行われたことにより支払われる本則の保険金額および特則の給付金額の割合は、見直し後契約の本則の保険金額および特則の給付金額の割合と同一とします。
- (③) 見直し時に見直し後契約に付加した無配当総合保険料払込免除特約、無配当保険料払込免除特約または無配当新総合保険料払込免除特約については、見直し後契約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物に罹患したと医師により診断確定された場合でも、見直し後契約の責任開始期の属する日から起算して90日を経過した後に乳房の悪性新生物に罹患したと医師により診断確定されたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約について保険契約の復活があった場合を除きます。
- ④ 第2項および前項の規定に関わらず、被保険者が見直し前契約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物に罹患したと医師により診断確定されたため、見直し前契約の給付金等が支払われないときまたは保険料の払込免除が行われないときは、第2項および前項の規定は適用しません。
- ⑤ 見直し後契約が無配当特定疾病治療保険または無配当特定疾病・疾病障害保険の場合、第2項から前項までの規定のほか、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 見直し後契約の特定疾病ワイド給付金または特定疾病・疾病障害ワイド給付金(以下、本条において「特定疾病ワイド給付金等」といいます。)の金額のうち、見直し前契約の特定疾病ワイド給付金等の金額をこえない部分については、見直し後契約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に取扱総則規定約款の別表12に定める乳房の上皮内新生物(以下「乳房の上皮内癌」といいます。)に罹患したと医師により診断確定された場合でも、見直し後契約の責任開始期の属する日から起算して90日を経過した後に乳房の上皮内癌に罹患したと医師により診断確定されたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約について保険契約の復活があった場合を除きます。
 - (2) 見直し後契約の特定疾病ワイド給付金等の金額のうち、見直し前契約の特定疾病ワイド給付金等の金額をこえる部分については、新たに保険契約を締結した場合と同様に取り扱います。
- ⑥ 前項の規定に関わらず、被保険者が見直し前契約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の上皮内癌に罹患したと医師により診断確定されたため、見直し前契約の特定疾病ワイド給付金等の金額が支払われないときは、前項の規定は適用しません。
- ⑦ 見直し後契約が無配当ガン先進医療保険の場合、見直し後契約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物に罹患したと医師により診断確定された場合でも、見直し後契約の責任開始期の属する日から起算して90日を経過した後に乳房の悪性新生物に罹患したと医師により診断確定されたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約について保険契約の復活があった場合を除きます。

(見直し前契約が無解約払戻金型商品の特則)

第9条 この特則は、見直し前契約が、保険料払込期間中の解約払戻金がない会社の定める保険種類または特約(以下「無解約払戻金型商品」といいます。)の場合に適用します。ただし、見直し前契約が無解約払戻金型商品であり、解約払戻金がある特則を付加している場合には、その特則部分については本条の規定を適用しません。

- ② 無解約払戻金型商品の見直し価格はつぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第3条(見直し価格)第2項の規定にかかわらず、つぎのとおり計算します。

$$(見直し価格) = (責任準備金) - (未払込保険料)$$
 - (2) 前号の規定にかかわらず、見直し前契約の責任準備金のうち、見直し価格の残額がある場合、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 第3条(見直し価格)第2項の規定による見直し価格の残額があるときは、その見直し価格の残額は、第3条(見直し価格)第2項の見直し価格加算額に加えます。
 - イ. 第14条(見直し前契約が低解約払戻金型商品の特則)第2項第1号の規定による見直し価格の残額があるときは、その見直し価格の残額は、第14条(見直し前契約が低解約払戻金型商品の特則)第2項第1号の責任準備金に加えます。
 - (3) 第1号の見直し価格による充当保険料は、無解約払戻金型商品の見直し後契約に充当します。
 - (4) 第3条(見直し価格)第5項および第6項の規定にかかわらず、第1号の見直し価格については、充当を要しなくなった場合、その残額は、払い戻しません。
 - (5) 第1号の未払込保険料は、保険契約者の申出により、見直し前契約が消滅するまでに払い込むことができます。この場合、その払込がなかったときは、見直しの申込はなかつたものとみなします。

③ 見直し前契約に前納保険料の残額、契約者配当金またはその他、会社に積み立てられた金額がある場合、第3条（見直し価格）第3項の規定を適用する場合を除き、第3条（見直し価格）第2項の見直し価格加算額に加えます。

（見直し前契約が無配当こども保険(17)等の場合の特則）

第10条 この特則は、見直し前契約が無配当こども保険(17)、5年ごと利差配当付こども保険(07)、5年ごと利差配当付こども保険またはこども保険の場合に適用します。

② 第5条（見直し前契約への復旧）第7項に第6号をつぎのとおり規定を追加して適用します。

〔(6) 見直し後契約の保険契約者が見直し前契約の保険契約者と異なるとき。ただし、つぎの場合を除きます。

ア. 保険契約者を保障の対象とする給付金等の支払および保険料の払込免除の保障が無い保険契約に復旧する場合

イ. 復旧により被保険者の死亡給付金が支払われ保険契約が消滅する場合

ウ. 第5条（見直し前契約への復旧）第6項の規定にかかわらず、見直し後契約の保険契約者の申出により、復旧後の保険契約者を見直し前契約の保険契約者に戻して復旧する場合（この場合、被保険者および見直し前契約の保険契約者の同意を要するものとします。また、保険契約者が見直し時から変更されていなかったものとして取り扱います。）

〕

③ 見直し前契約が無配当こども保険(17)または5年ごと利差配当付こども保険(07)の場合、第3条（見直し価格）第2項中「責任準備金」とあるのは「責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には、死亡給付金額）」と読み替えます。

（責任開始期前のガン診断確定に関する特則）

第11条 この特則は、見直し後契約および見直し前契約がつぎの組み合わせに該当する場合に適用します。

見直し後契約	見直し前契約
無配当ガン保険または 無配当ガン入院保険	ア. 無配当ガン保険 イ. 無配当ガン入院保険 ウ. ガン保険 エ. ガン特約 オ. ガン特約（無制限型） カ. ガン保障特約 キ. 終身ガン特約 ク. 終身ガン特約（無制限型）

② 見直し後契約の規定中、「この保険契約の責任開始期の属する日から起算して5年以内」とある部分は、「見直し前契約の責任開始期の属する日から起算して5年以内」と読み替えて適用します。ただし、見直し後の保険契約で保険契約の復活を取り扱った場合または見直し前契約の入院給付金日額をこえる部分を除きます。

（保険料払込免除特約(001)等の見直しに関する特則）

第12条 この特則は、主契約を見直すことなく、主契約に付加する第1号に定める特約（以下「保険料払込免除特約(001)等」といいます。）を新たな保険料払込免除特約(001)等または第2号に定める特約（以下「保険料払込免除特約(003)等」）に見直す場合に適用します。

(1) 保険料払込免除特約(001)等

- ア. 無配当保険料払込免除特約(001)
- イ. 無配当総合保険料払込免除特約(001)
- ウ. 無配当介護保障保険料払込免除特約(001)
- エ. 無配当生活介護保障保険料払込免除特約(001)
- オ. 無配当新総合保険料払込免除特約(001)

(2) 保険料払込免除特約(003)等

- ア. 無配当保険料払込免除特約(003)
- イ. 無配当総合保険料払込免除特約(003)
- ウ. 無配当介護保障保険料払込免除特約(003)
- エ. 無配当生活介護保障保険料払込免除特約(003)
- オ. 無配当新総合保険料払込免除特約(003)

② 保険料払込免除特約(001)等を見直す場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第1条（用語の定義）の規定は、つぎのとおり読み替えて適用します。

〔（用語の定義）

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
保険契約の見直し (見直し)	すでにある保険料払込免除特約(001)等を消滅させて新たな保険料払込免除特約(001)等または保険料払込免除特約(003)等に見直すことをいいます。
見直し前特約	保険契約の見直しにより消滅する見直し前の保険料払込免除特約(001)等のことをいいます。
見直し後特約	保険契約の見直しにより新たに付加する保険料払込免除特約(001)等または保険料払込免除特約(003)等のことをいいます。

(2) 第2条(特約の締結および見直し日)の規定は、つぎのとおり読み替えて適用します。

「(特約の締結および見直し日)

- 第2条 この特約は、保険契約者の申出により、会社の定めた条件を満たす見直し前特約を消滅させ、見直し後特約に見直しする場合に、見直し後特約の締結時に、見直し後特約を付加する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に見直し後特約とともに付加して締結します。この場合、被保険者の同意を得ることを要します。
- ② この特約は、保険契約者の申出により、保険組立特約を付加して同じ取扱をする各指定契約に付加する保険料払込免除特約(001)等について同時に見直しをする場合、見直し後特約を付加する主契約にそれぞれ付加して締結します。この場合、その見直し後特約については同じ取扱を行うものとします。
- ③ 会社が保険契約者からの見直しの申込を承諾した場合、見直し前特約は、見直し後特約の責任開始期と同時に消滅します。
- ④ 見直し後特約の責任開始期の属する日を見直し日とします。ただし、保険組立特約を付加して同じ取扱をする他の指定契約の見直しを同時にする場合、その指定契約の契約日を見直し日とします。
- ⑤ 第12条(保険料払込免除特約(001)等の見直しに関する特則)に定める保険料払込免除特約(001)等の見直しと保険組立特約を付加して同じ取扱をする他の指定契約および特約の見直しを同時にする場合、第2項の規定を準用します。

(3) 第5条(見直し前特約への復旧)の規定は、つぎのとおり読み替えて適用します。

「(見直し前特約への復旧)

- 第5条 見直し後特約について、つぎの各号のいずれかの事由に該当し、保険契約者からの申出があった場合には、会社は、見直し後特約への見直しがなかったものとして、見直し前特約への復旧の取扱をします。

- (1) 見直し後特約が無効のとき。ただし、主契約の取扱総則規定約款に定める不法取得目的による無効の規定に該当する場合を除きます。
- (2) 見直し後特約への見直しを申し込む際の告知義務違反により、見直し後特約が解除されるとき
- (3) 被保険者が、見直し後特約に規定する保険料の払込免除となる身体の状態に該当したが、その原因が見直し後特約の責任開始期前に発生していたことにより、見直し後特約による保険料の払込免除が行われないとき
- ② 保険組立特約を付加して同じ取扱をする他の指定契約に同時に見直しを行った見直し後特約がある場合、見直し前特約への復旧を取り扱うときは、そのすべての見直し後特約について保険契約の見直しがなかったものとして取り扱います。この場合、保険組立特約を付加して同じ取扱をする他の指定契約および特約の見直しを同時にしていたときは、その指定契約および特約も同様に保険契約の見直しがなかったものとして取り扱います。
- ③ 見直し前特約への復旧を取り扱う場合、会社は、つぎのとおり、既払込金額から復旧に必要な金額を差し引き、なおその残額があれば、その残額を保険契約者(ただし、見直し前特約を付加した主契約または保険組立特約を付加して同じ取扱をする他の指定契約において、給付金等の支払事由が発生し、かつ、その給付金等の支払が行われる場合には、その受取人)に支払います。

項目	対象となる金額
(1) 既払込金額	ア. 見直し後特約が保険料払込免除特約(001)等の場合 見直し後特約を付加した主契約について、保険契約者から払い込まれた保険料の合計額 イ. 見直し後特約が保険料払込免除特約(003)等の場合 見直し後特約および見直し後特約を付加した主契約について、保険契約者から払い込まれた保険料の合計額
(2) 復旧に必要な金額	見直し時から見直し前特約への復旧の申出がなされた時までの保険期間中に、保険料期間の初日が到来した見直し前特約を付加した主契約の保険料の合計額

- ④ 既払込金額が復旧に必要な金額に不足するときは、その不足額についてつぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、会社の指定した日までにその不足額を払い込んでください。払込のないときは、見直し前特約への復旧を取り扱いません。

(2) 前号の規定にかかわらず、見直し前特約を付加した主契約または保険組立特約を付加して同じ取扱をする他の指定契約において給付金等の支払事由が発生しているときは、会社は、その支払うべき給付金等の支払金額から不足額を差し引きます。ただし、その不足額がその支払金額より大きいときは、保険契約者は、会社の指定した日までにその差額を払い込んでください。払込のないときは、見直し前特約への復旧を取り扱いません。

(5) 見直し後特約について復活の取扱が行われていたとき、または、見直し後特約が付加された主契約が解除その他の事由により消滅するときには、本条の取扱は行いません。

」

(4) 第6条（見直し後契約の継続取扱）の規定は、つぎのとおり読み替えて適用します。

「(見直し後契約の継続取扱)

第6条 見直し後特約で保険料の払込免除となる事由に該当する場合で、かつ、その事由が見直し前特約でも保険料の払込免除となる事由に該当するときは、前条に規定する見直し前特約への復旧を取り扱わず、本条に規定する取扱を行います。ただし、見直し後特約について前条第5項に該当した場合を除きます。

② 見直し後特約の申込の際の告知義務違反による解除は行いません。

③ 見直し後特約で保険料払込免除となる事由が生じた原因が、見直し前特約の責任開始期以後に生じていたものについては、見直し後特約の責任開始期以後に生じていたものとみなして取り扱います。

」

(5) 第7条（告知義務違反に関する特別取扱）の規定は、つぎのとおり読み替えて適用します。

「(告知義務違反に関する特別取扱)

第7条 見直し後特約の見直しの際の告知義務違反がない場合であっても、見直し前特約の告知から2年以内に見直しを行い、見直し前特約に告知義務違反があった場合は、会社は、見直し後特約について、告知義務違反による解除を行うことができます。

」

(6) 見直し前特約および見直し後特約の組み合わせが、第8条（責任開始期の属する日から起算して90日以内の乳房の悪性新生物等に関する特則）第1項第4号の規定に該当するときは、同条第3項および第4項の規定を準用します。

(7) つぎの規定は適用しません。

ア. 第3条（見直し価格）

イ. 第4条（見直し後契約の取扱制限）

ウ. 第9条（見直し前契約が無解約払戻金型商品の特則）

エ. 第10条（見直し前契約が無配当こども保険(17)等の場合の特則）

オ. 第11条（責任開始期前のガン診断確定に関する特則）

カ. 第14条（見直し前契約が低解約払戻金型商品の特則）

キ. 見直し時保険料充当貸付特則

（見直し後契約が選択緩和型商品の特別取扱）

第13条 見直し後契約が選択基準を緩和した告知書を利用した会社の定める保険種類（以下「選択緩和型商品」といいます。）の場合、保険契約者からの申出により、被保険者の同意および会社の承諾を得て、見直し後契約のうち会社の定める選択緩和型商品について、つぎのとおり取り扱うことができます。

(1) 給付金額等は削減期間がないものとみなして取り扱います。

(2) 保険料率は削減期間がないものとして会社の定める方法により計算した率を適用します。

（見直し前契約が低解約払戻金型商品の特則）

第14条 この特則は、見直し前契約が、保険料払込期間中の解約払戻金が保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算した金額の70%である、会社の定める保険種類（以下「低解約払戻金型商品」といいます。）の場合に適用します。

(2) 低解約払戻金型商品の見直し価格はつぎのとおり取り扱います。

(1) 第3条（見直し価格）第2項の規定にかかわらず、つぎのとおり計算します。ただし、見直し前契約の責任準備金のうち、第3条（見直し価格）第2項の規定による見直し価格の残額がある場合、その見直し価格の残額は、第3条（見直し価格）第2項の見直し価格加算額に加えます。

$$(\text{見直し価格}) = (\text{責任準備金}) - (\text{見直し価格差引額})$$

項目	対象となる金額
見直し価格差引額	つぎの金額の合計額 ア. 保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付の元利金 イ. 未払込保険料

(2) 前号の見直し価格による充当保険料は、保険契約者の申出により、会社の定める範囲内で無解約払戻金型商品ま

- たは低解約払戻金型商品の見直し後契約に充当します。
- (3) 第3条(見直し価格)第5項の規定中「その見直し価格の残額を支払います。」とあるのは「その見直し価格の残額の70%に相当する金額を支払います。」と読み替えて適用します。
- (4) 第3条(見直し価格)第6項の規定中「前項の見直し価格の残額」とあるのは「前項の規定により支払う見直し価格の残額の70%に相当する金額」と読み替えて適用します。
- (5) 第1号の未払込保険料は、保険契約者の申出により、見直し前契約が消滅するまでに払い込むことができます。この場合、その払込がなかったときは、見直しの申込はなかったものとみなします。
- ③ 見直し前契約に前納保険料の残額またはその他、会社に積み立てられた金額がある場合、第3条(見直し価格)第3項の規定を適用する場合を除き、第3条(見直し価格)第2項の見直し価格加算額に加えます。

(見直し後契約が保険料払込免除特約(003)等の場合の特則)

第15条 見直し後契約が、保険料払込免除特約(003)等の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、第12条(保険料払込免除特約等の見直しに関する特則)に定める保険料払込免除特約(001)等の見直しの場合を除きます。

- (1) 第2条(特約の締結および見直し日)第1項および第2項中「見直し後契約となる主契約」とあるのは「見直し後契約となる保険料払込免除特約(003)等を付加する主契約」と読み替えます。
- (2) 第2条(特約の締結および見直し日)第4項中「契約日」とあるのは「責任開始期の属する日」と読み替えます。

見直し時保険料充当貸付特則

(特則の内容)

第1条 この特則は、保険契約の見直しの際に、保険契約の見直しにより消滅する1または2以上の保険契約(特約が付加されている場合には、その特約を含み、以下「見直し前契約」といいます。)の責任準備金等の一部を限度に、保険契約者(主契約の年金支払開始日以後または年金基金設定日以後においては年金受取人)に貸し付け、その金額を見直し後契約の保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

(責任準備金等の一部を限度とする見直し時保険料充当貸付)

第2条 会社は、見直しの際に、保険契約者(主契約の年金支払開始日以後または年金基金設定日以後においては年金受取人)の申出があったときは、会社の定める範囲内で、見直し前契約の責任準備金等の一部を限度として、見直し後契約の実払込保険料に相当する金額を見直しの直前に貸し付け、その金額を見直し後契約の実払込保険料に充当することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本条の規定により貸し付けて、充当することのできる見直し後契約の実払込保険料に相当する金額は、見直し後契約の第1回の保険料相当額または見直し後契約の第1回と第2回の保険料相当額の合計額
- (2) 見直し後契約の責任開始期は、主たる保険契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款の規定にかかわらず、見直し後契約の申込または告知のいずれか遅い時とし、その責任開始期と同時に前号の保険料が充当されたものとします。
- (3) 第1号に規定の貸付金額は、契約見直し特約条項第3条(見直し価格)第2項の規定により、見直し時に精算するものとします。
- (4) この特則により見直し後契約の保険料の払込に充当する保険料期間中は、保険契約内容の変更の取扱は行いません。
- ② 本条の貸付金の利息はありません。

(見直し後契約に特別扱保険契約特約または特別条件が付加されている場合の特則)

第3条 見直し後契約に特別扱保険契約特約条項または特別条件が付加されている場合で、割増保険料法が適用されるときは、前条第1項第1号の保険料には、割増保険料を含めず、保険契約者(主契約の年金支払開始日以後または年金基金設定日以後においては年金受取人)が払い込むものとします。

集団月払特別取扱特約

(特約の締結)

第1条 この特約は、官公庁、会社、工場、組合、同業団体等の団体で保険料をとりまとめて払い込むことができる団体（以下「団体」といいます。）またはその団体に所属する者が保険契約者となり、つぎの各号のいずれかの条件を満たしている場合に、保険契約者の申出により主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

- (1) 団体に所属する者が保険契約者であるときは、その保険契約者が10名以上であること
- (2) 団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者を被保険者とし、かつ、被保険者が10名以上であること
(以下「事業保険」といいます。)

(契約日の特則)

第2条 この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前項に規定する契約日を基準とします。ただし、当会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、当会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、当会社がとくに認めた場合には、主約款の規定にもとづいて契約日を定め、本条の規定を適用しません。

(保険料の払込方法（回数）および保険料率)

第3条 保険料は毎月払とします。

- ② この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎの第1号の場合は準団体扱保険料率、第2号の場合は個人扱の保険料率とします。
 - (1) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号または第2号の条件を満たすとき
 - (2) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除くと、第1条（特約の締結）第1号および第2号の条件を満たさないとき
- ③ 前項の規定にかかわらず、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ④ 準団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第1号に該当しなくなった時から3か月を経過しても第2項第1号に復さないときは、個人扱の保険料率に変更されます。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて当会社の指定した日までに一括して払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社に払い込んだ時を保険料の払込のあった時とします。

- ② 前項の保険料については、当会社は、団体の保険料総額に対する領収証を団体の代表者に交付し、個々の保険契約者には交付しません。

(保険料の振替貸付)

第5条 主約款の保険料の振替貸付の規定は、この特約の有効期間中は適用しません。

(特約の失効)

第6条 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者（事業保険の場合は被保険者）が団体から脱退したとき
 - (2) 第1条（特約の締結）各号に規定する人数が10名未満となった時から3か月を経過しても10名以上に復さないとき
 - (3) 当会社と団体の代表者との協議により集団月払特別取扱を廃止したとき
- ② 前項の規定によりこの特約が効力を失った場合には、保険契約は将来に向かって個人扱となります。

(契約者配当金の割当および支払)

第7条 この特約により取扱を行う保険契約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金の支払に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の支払に関する規定を含みます。）にしたがって支払います。ただし、支払方法について団体ととくに取り決めがあるときは、その方法によります。

(主約款の規定の適用)

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

(無配当の保険契約に付加する場合の特則)

第9条 この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第7条（契約者配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

(第1回保険料の払込に関する特則)

第10条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同様とします。）の払込について、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回保険料を、団体に所属する者に支払う給与から控除したうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を控除した日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (2) 第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (3) 第1号および前号以外の場合には、第1回保険料を、当会社または当会社の指定した場所に払い込んだ時に、第1回保険料の払込があったものとします。
- ② 前項の規定および取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始期の規定にかかわらず、当会社の承諾を得て締結するつぎの各号の保険契約については、当会社の責任開始期をつぎの各号のとおり取り扱います。この場合、第2条（契約日の特則）第1項の規定にかかわらず、当会社の契約日は当会社の責任開始の日とします。
- (1) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があつた場合には、その告知をした日）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とします。
 - ア. 保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本条において「追加指定契約」といいます。）
 - イ. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約のうち一部の指定契約を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「部分見直し後契約」といいます。）
 - (2) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があつた場合には、その告知をした日）の属する月の翌月1日とします。ただし、当会社がとくに認めた場合には、主約款の当会社の責任開始期に関する規定を適用することができます。
 - ア. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約の全部を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「全部見直し後契約」といいます。）
 - (3) 追加指定契約、部分見直し後契約または全部見直し後契約（以下本条において「追加指定契約または見直し後契約」といいます。）の第1回保険料が払い込まれなかつたときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約または見直し後契約を無効とします。
 - (4) 追加指定契約または見直し後契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、当会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
 - イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、支払うべき金額を支払いません。
 - ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。
 - エ. 当会社は、追加指定契約または見直し後契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約または見直し後契約を解約した場合、解約払戻金はありません。
- ③ 第1項および前項の場合、第4条（保険料の払込）第2項の規定を準用します。
- ④ 第1項から前項までの規定にかかわらず、当会社が団体の代表者ととくに取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第11条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）第1項の規定は「この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款の規定にかかわらず、主契約の取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。」と読み替えます。
- (2) 第2条（契約日の特則）第3項、第7条（契約者配当金の割当および支払）および第8条（主約款の規定の適用）中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第5条（保険料の振替貸付）中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

団体月払特別取扱特約

(特約の締結)

第1条 この特約は、官公庁、会社、工場等の団体（以下「団体」といいます。）またはその団体に所属する者（団体から給与または役員報酬の支払を受ける者）にかぎります。以下同様とします。が保険契約者となり、つぎの各号のいずれかの条件を満たしている場合に、保険契約者の申出により主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

- (1) 団体に所属する者が保険契約者であるときは、その保険契約者が10名以上であること
- (2) 団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者を被保険者とし、かつ、被保険者が10名以上であること
(以下「事業保険」といいます。)

(契約日の特則)

第2条 この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前項に規定する契約日を基準とします。ただし、当会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、当会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、当会社がとくに認めた場合には、主約款の規定にもとづいて契約日を定め、本条の規定を適用しません。

(保険料の払込方法（回数）および保険料率)

第3条 保険料は毎月払とします。

- ② この特約を付加した保険契約の保険料率は、つぎの第1号または第2号の場合は団体扱保険料率、第3号の場合は準団体扱保険料率、第4号の場合は個人扱の保険料率とします。
 - (1) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号もしくは第2号に規定する人数が20名以上のとき、または、第1条（特約の締結）第1号および第2号に規定する人数を名寄せした上合算して20名以上になるとき
 - (2) 団体の事業所が2つ以上あり、保険料の一括払込が行われない場合で、いずれか1事業所において前号の条件を満たすとき
 - (3) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号または第2号に規定する人数が10名以上20名未満のとき
 - (4) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除くと、第1条（特約の締結）第1号および第2号の条件を満たさないとき
- ③ 前項の規定にかかわらず、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ④ 団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第1号および第2号のいずれにも該当しなくなった時から6か月を経過しても第2項第1号または第2号のいずれかに復さないときは、準団体扱保険料率または個人扱の保険料率に変更されます。
- ⑤ 準団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第3号の人数が10名未満となった時から3か月を経過しても第2項第3号に復さないときは、個人扱の保険料率に変更されます。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて当会社の指定した日までに一括して払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社に払い込んだ時を保険料の払込のあった時とします。

- ② 前項の保険料については、当会社は、団体の保険料総額に対する領収証を団体の代表者に交付し、個々の保険契約者には交付しません。

(保険料の振替貸付)

第5条 主約款の保険料の振替貸付の規定は、この特約の有効期間中は適用しません。

(特約の失効)

第6条 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者（事業保険の場合は被保険者）が団体から脱退したとき
- (2) 団体扱保険料率が適用されている団体については、第3条（保険料の払込方法（回数）および保険料率）第2項第1号および第2号のいずれにも該当しなくなった時から6か月を経過した時に、第1条（特約の締結）第1号および第2号のいずれの条件も満たしていないとき

- (3) 団体扱保険料率が適用されていない団体については、第1条（特約の締結）各号に規定する人数が10名未満となった時から3か月を経過しても10名以上に復さないとき
(4) 当会社と団体の代表者との協議により団体月払特別取扱を廃止したとき
(2) 前項の規定によりこの特約が効力を失った場合には、保険契約は将来に向かって個人扱となり、保険料は個人扱の保険料率に変更されます。

（契約者配当金の割当および支払）

第7条 この特約により取扱を行う保険契約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金の支払に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の支払に関する規定を含みます。）にしたがって支払います。ただし、支払方法について団体ととくに取り決めがあるときは、その方法によります。

（主約款の規定の適用）

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

（無配当の保険契約に付加する場合の特則）

第9条 この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第7条（契約者配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

（第1回保険料の払込に関する特則）

第10条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同様とします。）の払込について、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回保険料を、団体に所属する者に支払う給与から控除したうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を控除した日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
(2) 第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
(3) 第1号および前号以外の場合には、第1回保険料を、当会社または当会社の指定した場所に払い込んだ時に、第1回保険料の払込があったものとします。
(2) 前項の規定および取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始期の規定にかかわらず、当会社の承諾を得て締結するつぎの各号の保険契約については、当会社の責任開始期をつぎの各号のとおり取り扱います。この場合、第2条（契約日の特則）第1項の規定にかかわらず、当会社の契約日は当会社の責任開始の日とします。
(1) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とします。
ア. 保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本条において「追加指定契約」といいます。）
イ. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約のうち一部の指定契約を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「部分見直し後契約」といいます。）
(2) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）の属する月の翌月1日とします。ただし、当会社がとくに認めた場合には、主約款の当会社の責任開始期に関する規定を適用することができます。
ア. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約の全部を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「全部見直し後契約」といいます。）
(3) 追加指定契約、部分見直し後契約または全部見直し後契約（以下本条において「追加指定契約または見直し後契約」といいます。）の第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないとときは、追加指定契約または見直し後契約を無効とします。
(4) 追加指定契約または見直し後契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、当会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないとときは、当会社は、支払うべき金額を支払いません。
ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないとときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。
エ. 当会社は、追加指定契約または見直し後契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。
追加指定契約または見直し後契約を解約した場合、解約払戻金はありません。
(3) 第1項および前項の場合、第4条（保険料の払込）第2項の規定を準用します。

④ 第1項から前項までの規定にかかわらず、当会社が団体の代表者とともに取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第11条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）第1項の規定は「この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款の規定にかかわらず、主契約の取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。」と読み替えます。
- (2) 第2条（契約日の特則）第3項、第7条（契約者配当金の割当および支払）および第8条（主約款の規定の適用）中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第5条（保険料の振替貸付）中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

保険料口座振替扱特約

平成30年10月1日改定

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結または更新の際もしくは保険料払込期間中に保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

② この特約を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。

(1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替（保険料相当額を保険契約者の指定口座から会社の口座に振り替えることをいいます。以下同様とします。）の取扱について提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること

(2) 保険契約者が提携金融機関に対し、保険料口座振替を委任すること

(保険料率)

第2条 この特約を付加する月払契約の保険料率は、口座振替扱保険料率とします。

② 前項の規定にかかわらず、この特約が付加された5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の各保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。

③ 第1項の規定にかかわらず、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。

(保険料の払込)

第3条 保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日（以下この定めた日を「振替日」といいます。）に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。

② 前項の振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、保険料は振替日の翌営業日に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。

③ 第1項または第2項の規定により保険料口座振替が行われた場合には、振替日に保険料の払込があったものとします。

④ 第1項または第2項の規定により同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料口座振替を行う場合には、保険契約者は会社に対し、その振替順序を指定できないものとします。

⑤ 保険料口座振替により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

(繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込)

第4条 会社は、保険契約者からの申出により、つぎの保険料口座振替を会社の定める範囲内で取り扱うことができます。

(1) 月払契約の場合、繰り返し同一月数分（以下この月数を「振替月数」といいます。）の保険料（保険料払込期間満了までの月数が振替月数に満たないときは、その最終月までの保険料とします。）を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に保険料口座振替により一括して会社に払い込むことができます。

(2) まだ保険料期間の到来していない保険料（以下「前納保険料」といいます。）の全部または一部を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、前条第1項または第2項に規定する保険料と同時に保険料口座振替により会社に払い込むことができます。

(3) 前納保険料の全部または一部を、会社の定める日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、保険料口座振替により会社に払い込むことができます。

② 本条の規定による保険料口座振替を行う場合には、主約款の保険料の前納に関する規定および前条第3項から第5項までの規定を準用します。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 第3条（保険料の払込）の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険料の払込方法（回数）に応じ、つぎのとおり取り扱います。

(1) 月払契約の場合には、翌月の振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行います。

(2) 年払契約または半年払契約の場合には、振替日の翌月の応当日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に再度保険料口座振替を行います。

② 前条第1項第1号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、毎月払に変更した上で、前項第1号の規定を適用します。この場合、保険契約者からとくに申出のないかぎり、以後の保険料は毎月払で保険料口座振替を行います。

③ 前条第1項第2号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者か

ら前条第1項第2号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行いません。ただし、払込期月を過ぎた保険料については、第1項の規定を適用します。

- ④ 前条第1項第3号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者から前条第1項第3号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行いません。
- ⑤ 第1項から第3項までの規定による払込期月を過ぎた保険料の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

(保険料口座振替扱に関する諸変更)

- 第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。
- ② 第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第1項第1号による取扱を行っている保険契約について、振替月数の変更または毎月払への変更をする場合には、保険契約者は、あらかじめ会社に申し出てください。
- ③ 保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。この場合、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。
- ④ 提携金融機関が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するかまたは保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。
- ⑤ 会社は、会社または提携金融機関に止むを得ない事情が発生した場合には、振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第7条 つぎのいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約が失効したとき
- (3) 保険料の振替貸付が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 保険料の払込方法（経路）を他に変更したとき
- (6) 第1条（特約の適用）第2項の条件を満たさなくなったとき
- (7) 第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第5項の場合に該当したとき

(主約款の規定の適用)

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

(第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則)

第9条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同様とします。）から保険料口座振替を行う場合には、主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日は第1回保険料が指定口座から振り替えられた日とし、その日を契約日とします。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。

- (1) 会社の定める団体保険契約の普通保険約款またはこれに付加されている会社の定める特約の規定により、会社の定める同種の個人保険に加入するとき
- (2) 取扱総則規定約款に定める既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則を適用して、会社の定める個人保険に加入するとき
- ② 指定口座から振り替えられるべき第1回保険料については、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第3条（保険料の払込）第1項の規定中「払込期月中の会社の定めた日」とあるのは「会社の定めた日」と読み替えます。
- (2) この特約の第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）、第6条（保険料口座振替扱に関する諸変更）および第7条（特約の消滅）の規定は適用しません。
- ③ 第1回保険料が指定口座から振り替えられるべき日に保険料口座振替できなかったときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
- (2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ④ 第1項および前項の規定にかかわらず、保険契約者の申出により、保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本項において「追加指定契約」といいます。）の第1回保険料を保険料口座振替する場合には、つぎの各号のとおり取り扱うものとします。

- (1) 取扱総則規定約款に定める会社の責任開始期の規定にかかわらず、会社の責任開始期は、追加指定契約の申込をした時（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知の時。）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とし、責任開始期の属する日を契約日とします。ただし、会社が追加指定契約の申込を承諾した場合にかかります。
- (2) 追加指定契約の第1回保険料が保険料口座振替できなかつたときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約を無効とします。
- (3) 追加指定契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
- ア. 紹介金等の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
 - イ. 前ア.の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
 - ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
 - エ. 会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約を解約した場合、解約払戻金はありません。

(ボーナス併用払込方式が適用されている場合の特則)

第10条 保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合で、振替日に保険料口座振替不能となったときは、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第1項第1号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

- (1) ボーナス月直前の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の振替日にボーナス月直前の平常月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月の保険料については、次号の規定を準用します。
- (2) ボーナス月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の翌月の振替日にボーナス月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月直後の平常月の保険料については、次号の規定を準用します。
- (3) 第1号以外の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行います。
- ② 前項の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第5項の規定を準用します。
- ③ 保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合には、第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）の取扱は行いません。

(保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則)

第11条 保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、複数の指定契約を1契約として、この特約の規定を準用します。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第12条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険料率）第3項の規定は「第1項の規定にかかわらず、主契約の取扱総則規定約款の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。」と読み替えます。
- (2) 第3条（保険料の払込）第1項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第2項および第8条（主約款の規定の適用）中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (4) 第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第1項中「主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条）」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (5) 無配当保険料払込免除特約、無配当総合保険料払込免除特約、無配当介護保障保険料払込免除特約、無配当生活介護保障保険料払込免除特約または無配当新総合保険料払込免除特約を主契約に中途付加する際に、会社の定める方法により計算した金額を口座振替扱により払い込むことができます。この場合、第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第2項および第4項の規定を準用します。

(契約日の特則)

第13条 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾し

たときには、つぎのとおり取り扱うことができるものとします。

- (1) この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。
- (2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。

特別扱保険契約特約

(平成25年4月1日改正)

(特約の締結)

第1条 この特別扱保険契約の特約（以下「特約」といいます。）は、保険契約申込の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準の危険に適合しない場合に、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

(特別条件)

第2条 この特約により保険契約に付加する条件は、その危険の程度に応じて、つぎの各号の1または2以上とします。

(1) 年増法

被保険者の実際年齢に会社の定める範囲内の年数を加えた年齢により、払込保険料、責任準備金、払戻金等を計算します。

(2) 保険金削減法

契約日から会社の定める削減期間内に、死亡保険金等（この特約の対象となる主契約および主契約に付加されている他の特約の保険金等を含み、名称の如何を問いません。以下同様とします。）の支払事由が生じたときは、死亡保険金等につきの割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、死亡保険金等の支払事由が不慮の事故または別表1に定める感染症による場合には全額支払います。

保険年度	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	5割	3割	2割5分	2割	1割5分
第2年度	—	6割	5割	4割	3割
第3年度	—	—	7割5分	6割	4割5分
第4年度	—	—	—	8割	6割
第5年度	—	—	—	—	8割

(3) 割増保険料法

被保険者の実際年齢による普通保険料に会社の定める範囲内の割増保険料を加えたものを払込保険料とします。

② 前項の規定により保険契約に付加した条件は、保険証券に記載します。

(保険契約内容変更の制限)

第3条 この特約を付加した保険契約については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎの取扱はしません。ただし、保険金削減法のみが適用されている保険契約について削減期間が満了している場合には、第1号、第4号および第7号の取扱をすることができます。また、年増法もしくは割増保険料法が適用されている場合、または保険金削減法が適用されている保険契約について保険期間の満了する日より前に削減期間が満了している場合には、第5号の取扱をすることができます。

(1) 払済保険または払済終身保険への変更

(2) 保険期間および保険料払込期間の変更

(3) 保険金額の増額

(4) 保険契約の継下復活

(5) 保険契約の更新

(6) 無配当定期保険における他の保険契約への加入

(7) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険における生存給付金の形式の変更

(更新の取扱)

第4条 この特約を付加した保険契約が更新されるときは、更新後の保険契約に適用する条件は、更新直前の保険年度の条件と同一とします。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 更新前の保険契約に年増法が適用されている場合

更新日における被保険者の実際年齢に更新前と同じ年数を加えた年齢により、更新後の払込保険料、責任準備金、払戻金等を計算します。

(2) 更新前の保険契約に保険金削減法が適用され、保険期間の満了する日より前に削減期間が満了している場合

更新後は保険金削減法を適用せずに、更新します。

(3) 更新前の保険契約に割増保険料法が適用されている場合

更新日における被保険者の実際年齢により、更新後の割増保険料を計算します。

(特約の解約)

第5条 この特約だけの解約はできません。

(特約の責任開始期)

第6条 この特約を付加した保険契約については、第2条（特別条件）の特別条件を保険契約者が承諾した時（割増保険料（年増法の場合は増額部分の保険料。以下同様とします。）の払込が必要な場合は、会社がその第1回分を受け取った時）に、会社は、主約款または特約条項に規定する責任開始期から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約者が、第2条（特別条件）の特別条件を承諾する際に、とくに申し出た場合には、保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合で、承諾した後に、会社にその第1回分を払い込んだ場合には、その払い込んだ時）を保険契約上の責任開始期とすることができます。

(主約款の規定の適用)

第7条 この特約において別段の定めのない事項については、主約款および特約条項の規定を適用します。

(定期保険特約等が付加された場合の特則)

第8条 この特約を定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、終身保険買増特約、特定疾病保障定期保険特約、年金払定期保険特約、特約の型がⅡ型の介護保障特約または特約の型がⅡ型の年金払介護保障特約（以下「定期保険特約等」といいます。）が付加された保険契約に付加した場合には、定期保険特約等についてもこの特約の規定を準用します。

② 前項の場合、定期保険特約等については、特約条項の規定にかかわらず、つぎの各号の取扱はしません。ただし、保険金削減法のみが適用されている特約について削減期間が満了している場合には、第3号の取扱をすることができます。また、年増法もしくは割増保険料法が適用されている場合、または保険金削減法が適用されている特約についてその特約の保険期間の満了する日より前に削減期間が満了している場合には、第1号の取扱をすることができます。

- (1) 特約の更新
- (2) 定期保険特約から他の特約への変更
- (3) 生存給付金付定期保険特約における特約生存給付金の形式の変更

(割増保険料法が適用された場合の解約払戻金)

第9条 この特約を割増保険料法により付加した保険契約（付加されている定期保険特約等を含みます。以下「主契約」といいます。）が解約され、主契約の解約払戻金が支払われるときは、つぎに定めるところにより取り扱います。

- (1) 割増保険料部分について会社の定めるところにより計算した解約払戻金がある場合には、この特約の割増保険料部分の解約払戻金を支払います。
- (2) 前号のこの特約の割増保険料部分の解約払戻金は、主契約の解約払戻金の規定を準用し、主契約の解約払戻金に加えて支払います。

(無配当医療保険に付加する場合の特則)

第10条 この特約を無配当医療保険に付加する場合、第2条（特別条件）第1項第1号および第2号に定める方法を取り扱いません。

(保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則)

第11条 保険組立特約の複数の指定契約に同時にこの特約を付加する場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、同時に付加するすべての指定契約の特別条件について、同時に承諾することを要します。
- (2) 特別条件を付加した指定契約について、割増保険料の払込が必要な場合は、すべての指定契約の割増保険料を同時に払い込むことを要します。
- (3) 保険契約者の申出により、特別条件を付加した指定契約の責任開始期を保険契約者が特別条件を承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合で、承諾した後に、会社にその第1回分を払い込んだ場合には、その払い込んだ時）とする場合には、主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款の規定にかかわらず、他の指定契約の責任開始期も同一とします。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第12条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険契約内容変更の制限）中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (2) 第6条（特約の責任開始期）中「主約款または特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第7条（主約款の規定の適用）中「主約款」または「主約款および特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

別表1 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものにかぎります。)	U04

特約

特別保険契約特約

別表

1. 不慮の事故
2. 高度障害状態
3. 身体障害状態
4. 感染症
5. 病院または診療所および入院
8. 女性疾病
9. 女性特定疾病
10. 生活習慣病
11. 悪性新生物
12. 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等
13. 会社所定の要介護状態、会社所定の要生活介護状態、会社所定の軽度要介護状態
14. 公的介護保険制度または要介護 3 以上、要介護 2 以上および要介護 1 以上
15. 疾病障害状態
16. 身体部位一覧表
17. 異常分娩
18. 障害給付金額表および身体の同一部位
19. 公的医療保険制度
20. 診療報酬点数表
21. 先進医療
22. 造血幹細胞移植術
23. 造血幹細胞の採取手術
24. 薬物依存

31. 就業不能状態

32. 特定障害状態

保険組曲 Best の場合、適用されることのない「6～7、25～30 および 33」の規定について記載を省略しています。

別表

別表

1. 不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は①によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、②の事故は除外します。

① 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、①の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落 ・不慮の転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、①の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病における原因 ・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

② 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しましたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病的診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

2. 高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎの①から⑦までのいずれかに該当した場合をいいます。

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

3. 身体障害状態

対象となる身体障害状態とは、つぎの①から⑦までのいずれかに該当した場合をいいます。

- ① 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- ② 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- ③ 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- ④ 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 1手の5手指を失ったかもしくは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 10足指を失ったもの
- ⑦ 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

2. および3. の備考

① 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

② 眼の障害（視力障害）

- A 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- B 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- C 視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

③ 言語またはそしゃくの障害

- A 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ア 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - イ 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ウ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- B 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。

④ 耳の障害（聴力障害）

- A 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
- B 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

⑤ 上・下肢の障害

- A 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- B 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

⑥ 脊柱の障害

- A 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- B 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

⑦ 手指の障害

- A 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- B 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

⑧ 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

4. 感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものにかぎります。)	

5. 病院または診療所および入院

① 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- A 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。
- B 前Aの場合と同等の日本国外にある医療施設

② 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、前①に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

③ つぎの保険種類の場合は、前①および前②の規定について柔道整復師に関する規定は適用しません。

- A 無配当女性入院保険
- B 無配当女性特定疾病入院保険
- C 無配当ガン保険、無配当ガン入院保険
- D 無配当生活習慣病入院保険
- E 無配当女性入院一時金保険
- F 無配当生活習慣病入院一時金保険
- G 無配当特定疾病治療保険〔I型〕、無配当特定疾病治療保険〔II型〕
- H 無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険。ただし、傷害骨折治療給付金の支払の場合を除きます。
- I 無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険。ただし、傷害骨折治療給付金の支払の場合を除きます。
- J 無配当就業不能収入保障保険(001)。ただし、不慮の事故による場合を除きます。

8. 女性疾病

① 対象となる女性疾病とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記ア. およびイ. に定めるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 | CD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の女性疾病に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

ア. 対象となる女性疾病的うち、悪性新生物（本8.において上皮内新生物を含み、以下本8.において「悪性新生物」といいます。）は、つぎのとおりとします。

女性疾病的種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○□唇、口腔および咽頭の悪性新生物 ○消化器の悪性新生物 ○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ○骨および関節軟骨の悪性新生物 ○皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物 ○中皮および軟部組織の悪性新生物 ○乳房の悪性新生物 ○女性生殖器の悪性新生物 ○腎尿路の悪性新生物 ○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 ○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 ○独立した（原発性）多部位の悪性新生物 ○上皮内新生物 ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。 ・子宮頸（部）の上皮内癌（D06）中の ・子宮頸（部）上皮内腫瘍〔C1N〕、異型度Ⅲ ・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち ・外陰部（D07.1）中の ・外陰部上皮内腫瘍〔V1N〕、異型度Ⅲ ・膣（D07.2）中の ・膣上皮内腫瘍〔VA1N〕、異型度Ⅲ ○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・真正赤血球増加症<多血症> ・骨髄異形成症候群 ・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他 の新生物（D47）のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	C00～C14 C15～C26 C30～C39 C40～C41 C43～C44 C45～C49 C50 C51～C58 C64～C68 C69～C72 C73～C75 C76～C80 C81～C96 C97 D00～D09 D45 D46 D47.1 D47.3

イ. 対象となる女性疾患のうち、悪性新生物を除く他の疾患は、つぎのとおりとします。

女性疾患の種類	分類項目	基本分類コード
新生物 (悪性新生物を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ○上皮内新生物 (D00～D09) 中の <ul style="list-style-type: none"> つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるもの <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸(部)上皮内腫瘍 [CIN], 異型度Ⅲ ・外陰部上皮内腫瘍 [VIN], 異型度Ⅲ ・膣上皮内腫瘍 [VAIN], 異型度Ⅲ ○良性新生物 (D10～D36) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・乳房の良性新生物 ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物 ・卵巣の良性新生物 ・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 ・腎尿路の良性新生物 ・甲状腺の良性新生物 ○性状不詳または不明の新生物 (D37～D48) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 ・腎尿路の性状不詳または不明の新生物 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物 (D48) のうち <ul style="list-style-type: none"> ・乳房 	<ul style="list-style-type: none"> D06 D07.1 D07.2 D24 D25 D26 D27 D28 D30 D34 D39 D41 D48.6
血液および造血器の疾患	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養性貧血 ○溶血性貧血 (D55～D59) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・後天性溶血性貧血 ○無形成性貧血およびその他の貧血 ○凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態 (D65～D69) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・紫斑病およびその他の出血性病態 (劇症紫斑病 (D65) を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> D50～D53 D59 D60～D64 D69
内分泌、栄養および代謝疾患	<ul style="list-style-type: none"> ○甲状腺障害 (E00～E07) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態 ・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 ・その他の甲状腺機能低下症 (E03) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症 ・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症 ・感染後甲状腺機能低下症 ・甲状腺萎縮 (後天性) ・粘液水腫性昏睡 ・その他の明示された甲状腺機能低下症 ・甲状腺機能低下症、詳細不明 ・その他の非中毒性甲状腺腫 ・甲状腺中毒症 [甲状腺機能亢進症] ・甲状腺炎 ・その他の甲状腺障害 ○その他の内分泌腺障害 (E20～E35) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・クッシング症候群 ・卵巣機能障害 ○代謝障害 (E70～E90) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの (E89) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・治療後甲状腺機能低下症 ・治療後卵巣機能不全 (症) 	<ul style="list-style-type: none"> E01 E02 E03.0 E03.2 E03.3 E03.4 E03.5 E03.8 E03.9 E04 E05 E06 E07 E24 E28 E89.0 E89.4
糖尿病	○糖尿病	E10～E14

女性疾患の種類	分類項目	基本分類コード
心・血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> ○慢性リウマチ性心疾患 ○虚血性心疾患 ○肺性心疾患および肺循環疾患 ○その他の型の心疾患 ○動脈、細動脈および毛細血管の疾患（I 70～I 79）中の <ul style="list-style-type: none"> ・大動脈瘤および解離 ○循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95～I 99）中の <ul style="list-style-type: none"> ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の <ul style="list-style-type: none"> ・心（臓）切開後症候群 ・心臓手術に続発するその他の機能障害 	I 05～I 09 I 20～I 25 I 26～I 28 I 30～I 52 I 71 I 97.0 I 97.1
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I 10～I 15
脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> ○脳血管疾患 ○挿間性および発作性障害（G 40～G 47）中の <ul style="list-style-type: none"> ・一過性脳虚血発作および関連症候群（G 45）中の <ul style="list-style-type: none"> ・椎骨脳底動脈症候群 ・頸動脈症候群（半球性） ・多発性および両側性脳（実質）外動脈症候群 ・一過性全健忘 ・その他の一過性脳虚血発作および関連症候群 ・一過性脳虚血発作、詳細不明 	I 60～I 69 G 45.0 G 45.1 G 45.2 G 45.4 G 45.8 G 45.9
循環器系の疾患	<ul style="list-style-type: none"> ○静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I 80～I 89）中の <ul style="list-style-type: none"> ・下肢の静脈瘤 ・その他の部位の静脈瘤（I 86）中の <ul style="list-style-type: none"> ・外陰静脉瘤 ○循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95～I 99）中の <ul style="list-style-type: none"> ・低血圧（症） ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の <ul style="list-style-type: none"> ・乳房切断後リンパ浮腫症候群 	I 83 I 86.3 I 95 I 97.2
消化器系の疾患	<ul style="list-style-type: none"> ○胆のう＜囊＞、胆管および膵の障害（K 80～K 87）中の <ul style="list-style-type: none"> ・胆石症 ・胆のう＜囊＞炎 ・胆のう＜囊＞のその他の疾患 ・胆道のその他の疾患 ○消化器系のその他の疾患（K 90～K 93）中の <ul style="list-style-type: none"> ・消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K 91）中の <ul style="list-style-type: none"> ・胆のう＜囊＞摘出＜除＞後症候群 	K 80 K 81 K 82 K 83 K 91.5

女性疾患の種類	分類項目	基本分類コード
筋骨格系および結合組織の疾患	<ul style="list-style-type: none"> ○炎症性多発性関節障害 (M05～M14) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・血清反応陽性関節リウマチ M05 ・その他の関節リウマチ M06 ・若年性関節炎 M08 ・他に分類される疾患における若年性関節炎 M09 ・その他の明示された関節障害 (M12) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・リウマチ熱後慢性関節障害 [ジャクー病] M12.0 ○全身性結合組織障害 (M30～M36) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・その他のえく壊死性血管障害 (M31) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・大動脈弓症候群 [高安病] M31.4 ・全身性エリテマトーデス<紅斑性狼瘡><SL E> M32 ・皮膚（多発性）筋炎 M33 ・全身性硬化症 M34 ・その他の全身性結合組織疾患 (M35) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥症候群 [シェーグレン症候群] M35.0 ・その他の重複症候群 M35.1 ・リウマチ性多発筋痛症 M35.3 ・その他の明示された全身性結合組織疾患 M35.8 ・全身性結合組織疾患、詳細不明 M35.9 	
腎尿路生殖器系の疾患	<ul style="list-style-type: none"> ○糸球体疾患 ○腎尿細管間質性疾患 ○腎不全 (N17～N19) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・慢性腎不全 N18 ○尿路結石症 (N20～N23) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・腎結石および尿管結石 N20 ・下部尿路結石 N21 ・他に分類される疾患における尿路結石 N22 ○腎および尿管のその他の障害 (N25～N29) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの N28 ・他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害 N29 ○尿路系のその他の疾患 <ul style="list-style-type: none"> (馬尾症候群 (G83.4) 中の馬尾症候群による神経因性膀胱 (機能障害) およびその他の明示された脊髄疾患 (G95.8) 中の脊髄 (性) 膀胱 (機能障害) NO S を含む。) N30～N39 ○乳房の障害 ○女性骨盤臓器の炎症性疾患 ○女性生殖器の非炎症性障害 <ul style="list-style-type: none"> (下垂体機能低下症 (E23.0) に該当する女性不妊症を含む。) N60～N64 ○腎尿路生殖器系のその他の障害 N70～N77 N80～N98 N99 	N00～N08 N10～N16 N18 N20 N21 N22 N28 N29 N30～N39 N60～N64 N70～N77 N80～N98 N99
妊娠、分娩および産じょくく褥	<ul style="list-style-type: none"> ○流産に終わった妊娠 ○妊娠、分娩および産じょくく褥における浮腫、たんぱく蛋白尿および高血圧性障害 ○主として妊娠に関連するその他の母体障害 ○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 ○分娩の合併症 ○分娩 (O80～O84) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・単胎自然分娩 (O80) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・自然骨盤位分娩 O80.1 ・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 O81 ・帝王切開による単胎分娩 O82 ・その他の介助単胎分娩 O83 ・多胎分娩 O84 ○主として産じょくく褥に関連する合併症 O85～O92 ○他の産科的病態、他に分類されないもの O94～O99 ○他の細菌性疾患 (A30～A49) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・産科的破傷風 A34 	O00～O08 O10～O16 O20～O29 O30～O48 O60～O75 O80.1 O81 O82 O83 O84 O85～O92 O94～O99 A34

② 上記①ア.において、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2 ····· 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3 ····· 悪性、原発部位
／6 ····· 悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 ····· 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

8. の備考

① 悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者によりなされることを要します。

9. 女性特定疾病

① 対象となる女性特定疾病とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記ア. およびイ. に定めるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 | CD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の女性特定疾病に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

ア. 対象となる女性特定疾病的うち、悪性新生物（本9.において上皮内新生物を含み、以下本9.において「悪性新生物」といいます。）は、つぎのとおりとします。

女性特定疾病的種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 ○消化器の悪性新生物 ○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ○骨および関節軟骨の悪性新生物 ○皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物 ○中皮および軟部組織の悪性新生物 ○乳房の悪性新生物 ○女性生殖器の悪性新生物 ○腎尿路の悪性新生物 ○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 ○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 ○独立した（原発性）多部位の悪性新生物 ○上皮内新生物 ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。 ・子宮頸（部）の上皮内癌（D06）中の ・子宮頸（部）上皮内腫瘍〔C IN〕、異型度Ⅲ ・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち ・外陰部（D07.1）中の ・外陰部上皮内腫瘍〔V IN〕、異型度Ⅲ ・膣（D07.2）中の ・膣上皮内腫瘍〔VA IN〕、異型度Ⅲ ○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・真正赤血球増加症<多血症> ・骨髄異形成症候群 ・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他 の新生物（D47）のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	C00～C14 C15～C26 C30～C39 C40～C41 C43～C44 C45～C49 C50 C51～C58 C64～C68 C69～C72 C73～C75 C76～C80 C81～C96 C97 D00～D09 D45 D46 D47.1 D47.3

イ. 対象となる女性特定疾病のうち、悪性新生物を除く他の疾病は、つぎのとおりとします。

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
新生物 (悪性新生物を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ○上皮内新生物 (D00～D09) 中の つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるもの <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸(部) 上皮内腫瘍 [C I N], 異型度Ⅲ ・外陰部上皮内腫瘍 [V I N], 異型度Ⅲ ・膣上皮内腫瘍 [V A I N], 異型度Ⅲ ○良性新生物 (D10～D36) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・乳房の良性新生物 ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物 ・卵巣の良性新生物 ・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 ・腎尿路の良性新生物 ・甲状腺の良性新生物 ○性状不詳または不明の新生物 (D37～D48) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 ・腎尿路の性状不詳または不明の新生物 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物 (D48) のうち <ul style="list-style-type: none"> ・乳房 	D06 D07.1 D07.2 D24 D25 D26 D27 D28 D30 D34 D39 D41 D48.6
血液および造血器の疾患	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養性貧血 ○溶血性貧血 (D55～D59) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・後天性溶血性貧血 ○無形成性貧血およびその他の貧血 ○凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態 (D65～D69) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・紫斑病およびその他の出血性病態 (劇症紫斑病 (D65) を含む。) 	D50～D53 D59 D60～D64 D69
内分泌、栄養および代謝疾患	<ul style="list-style-type: none"> ○甲状腺障害 (E00～E07) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態 ・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 ・その他の甲状腺機能低下症 (E03) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症 ・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症 ・感染後甲状腺機能低下症 ・甲状腺萎縮 (後天性) ・粘液水腫性昏睡 ・他の明示された甲状腺機能低下症 ・甲状腺機能低下症、詳細不明 ・その他の非中毒性甲状腺腫 ・甲状腺中毒症 [甲状腺機能亢進症] ・甲状腺炎 ・他の甲状腺障害 ○その他の内分泌腺障害 (E20～E35) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・ワクシング症候群 ・卵巣機能障害 ○代謝障害 (E70～E90) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの (E89) 中の <ul style="list-style-type: none"> ・治療後甲状腺機能低下症 ・治療後卵巣機能不全 (症) 	E01 E02 E03.0 E03.2 E03.3 E03.4 E03.5 E03.8 E03.9 E04 E05 E06 E07 E24 E28 E89.0 E89.4

女性特定疾患の種類	分類項目	基本分類コード
循環器系の疾患	○慢性リウマチ性心疾患 ○静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I 80～I 89）中の ・下肢の静脈瘤 ・その他の部位の静脈瘤（I 86）中の ・外陰静脈瘤 ○循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95～I 99）中の ・低血圧（症） ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I 05～I 09 I 83 I 86.3 I 95 I 97.2
消化器系の疾患	○胆のう＜囊＞、胆管および膵の障害（K 80～K 87）中の ・胆石症 ・胆のう＜囊＞炎 ・胆のう＜囊＞のその他の疾患 ・胆道のその他の疾患 ○消化器系のその他の疾患（K 90～K 93）中の ・消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K 91）中の ・胆のう＜囊＞摘出＜除＞後症候群	K 80 K 81 K 82 K 83 K 91.5
筋骨格系および結合組織の疾患	○炎症性多発性関節障害（M05～M14）中の ・血清反応陽性関節リウマチ ・その他の関節リウマチ ・若年性関節炎 ・他に分類される疾患における若年性関節炎 ・その他の明示された関節障害（M12）中の ・リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー病〕 ○全身性結合組織障害（M30～M36）中の ・その他のえく壊死性血管障害（M31）中の ・大動脈弓症候群〔高安病〕 ・全身性エリテマトーデス＜紅斑性狼瘡＞< S L E > ・皮膚（多発性）筋炎 ・全身性硬化症 ・その他の全身性結合組織疾患（M35）中の ・乾燥症候群〔シェーグレン症候群〕 ・その他の重複症候群 ・リウマチ性多発筋痛症 ・その他の明示された全身性結合組織疾患 ・全身性結合組織疾患、詳細不明	M05 M06 M08 M09 M12.0 M31.4 M32 M33 M34 M35.0 M35.1 M35.3 M35.8 M35.9

女性特定疾患の種類	分類項目	基本分類コード
腎尿路生殖器系の疾患	○糸球体疾患 ○腎尿細管間質性疾患 ○腎不全 (N17～N19) 中の ・慢性腎不全 ○尿路結石症 (N20～N23) 中の ・腎結石および尿管結石 ・下部尿路結石 ・他に分類される疾患における尿路結石 ○腎および尿管のその他の障害 (N25～N29) 中の ・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの ・他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害 ○尿路系のその他の疾患 (馬尾症候群 (G83.4) 中の馬尾症候群による神経因性膀胱 (機能障害) およびその他の明示された脊髄疾患 (G95.8) 中の脊髄 (性) 膀胱 (機能障害) NO S を含む。) ○乳房の障害 ○女性骨盤臓器の炎症性疾患 ○女性生殖器の非炎症性障害 (下垂体機能低下症 (E23.0) に該当する女性不妊症を含む。) ○腎尿路生殖器系のその他の障害	N00～N08 N10～N16 N18 N20 N21 N22 N28 N29 N30～N39 N60～N64 N70～N77 N80～N98 N99
妊娠、分娩および産じょくく褥>	○流産に終わった妊娠 ○妊娠、分娩および産じょくく褥>における浮腫、たんぱくく蛋白>尿および高血圧性障害 ○主として妊娠に関連するその他の母体障害 ○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 ○分娩の合併症 ○分娩 (O80～O84) 中の ・単胎自然分娩 (O80) 中の ・自然骨盤位分娩 ・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 ・帝王切開による単胎分娩 ・その他の介助単胎分娩 ・多胎分娩 ○主として産じょくく褥>に関連する合併症 ○その他の産科的病態、他に分類されないもの ○その他の細菌性疾患 (A30～A49) 中の ・産科的破傷風	O00～O08 O10～O16 O20～O29 O30～O48 O60～O75 O80.1 O81 O82 O83 O84 O85～O92 O94～O99 A34

② 上記①ア.において、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
/2 · · · · 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/3 · · · · 悪性、原発部位
/6 · · · · 悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9 · · · · 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

9. の備考

① 悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床

学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者によりなされることを要します。

10. 生活習慣病

- ① 対象となる生活習慣病とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記ア. よびイ. に定めるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。
- なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の生活習慣病に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

ア. 対象となる生活習慣病のうち、悪性新生物（本10.において上皮内新生物を含み、以下本10.において「悪性新生物」といいます。）は、つぎのとおりとします。

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○□唇、口腔および咽頭の悪性新生物 ○消化器の悪性新生物 ○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ○骨および関節軟骨の悪性新生物 ○皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物 ○中皮および軟部組織の悪性新生物 ○乳房の悪性新生物 ○女性生殖器の悪性新生物 ○男性生殖器の悪性新生物 ○腎尿路の悪性新生物 ○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 ○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 ○独立した（原発性）多部位の悪性新生物 ○上皮内新生物 ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。 ・子宮頸（部）の上皮内癌（D06）中の ・子宮頸（部）上皮内腫瘍〔CIN〕、異型度Ⅲ ・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち ・外陰部（D07.1）中の ・外陰部上皮内腫瘍〔VIN〕、異型度Ⅲ ・膣（D07.2）中の ・膣上皮内腫瘍〔VAIN〕、異型度Ⅲ ○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・真正赤血球増加症<多血症> ・骨髄異形成症候群 ・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他 の新生物（D47）のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	C00～C14 C15～C26 C30～C39 C40～C41 C43～C44 C45～C49 C50 C51～C58 C60～C63 C64～C68 C69～C72 C73～C75 C76～C80 C81～C96 C97 D00～D09 D45 D46 D47.1 D47.3

イ. 対象となる生活習慣病のうち、悪性新生物を除く他の疾病は、つぎのとおりとします。

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
糖尿病	○糖尿病	E10～E14
心・血管疾患	○慢性リウマチ性心疾患 ○虚血性心疾患 ○肺性心疾患および肺循環疾患 ○その他の型の心疾患 ○動脈、細動脈および毛細血管の疾患（I70～I79）中の ・大動脈瘤および解離 ○循環器系のその他および詳細不明の障害（I95～I99）中の ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）中の ・心（臓）切開後症候群 ・心臓手術に続発するその他の機能障害	I05～I09 I20～I25 I26～I28 I30～I52 I71 I97.0 I97.1

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I 10～I 15
脳血管疾患	○脳血管疾患 ○挿間性および発作性障害 (G40～G47) 中の ・一過性脳虚血発作および関連症候群 (G45) 中の • 椎骨脳底動脈症候群 • 頸動脈症候群 (半球性) • 多発性および両側性脳 (実質) 外動脈症候群 • 一過性全健忘 • その他の一過性脳虚血発作および関連症候群 • 一過性脳虚血発作、詳細不明	I 60～I 69 G45.0 G45.1 G45.2 G45.4 G45.8 G45.9

② 上記①ア.において、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
/2 上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
/3 悪性、原発部位
/6 悪性、転移部位
悪性、続発部位
/9 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

10. の備考

① 悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者によりなされることを要します。

11. 悪性新生物

① 悪性新生物

対象となる悪性新生物（本11.において上皮内新生物を含み、以下本11.において「悪性新生物」といいます。）とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の悪性新生物に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
○消化器の悪性新生物	C15～C26
○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
○皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
○乳房の悪性新生物	C50
○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
○上皮内新生物	D00～D09
ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。	
・子宮頸（部）の上皮内癌（D06）中の	
・子宮頸（部）上皮内腫瘍〔CIN〕、異型度Ⅲ	
・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち	
・外陰部（D07.1）中の	
・外陰部上皮内腫瘍〔VIN〕、異型度Ⅲ	
・膣（D07.2）中の	
・膣上皮内腫瘍〔VAIN〕、異型度Ⅲ	
○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3

② 上記①において、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中の、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
/2 ····· 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/3 ····· 悪性、原発部位
/6 ····· 悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9 ····· 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

③ 手術および給付倍率表（無配当ガン保険(001)の場合）

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～5を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術の種類	給付倍率
1. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術 (検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10倍
2. 悪性新生物根治手術	40
3. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
4. 悪性新生物根治放射線照射 (悪性新生物の治療を目的とした50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
5. その他の悪性新生物手術	20

11. の備考

① 悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者によりなされることを要します。

② 悪性新生物根治手術（無配当ガン保険(001)の場合）

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物組織の完全な除去を目的として、悪性新生物の原発巣を含めてその周囲組織を広範に切除し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣に対する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

12. 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等

① 悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、下記Aにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記Bの基本分類コードに規定されるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要Ⅰ C D-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

A 対象となる悪性新生物の定義

定 義
悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌（D00～D09）、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌（C44）を除く。）

B 対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
○消化器の悪性新生物	C15～C26
○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
○皮膚の悪性黒色腫	C43
○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
○乳房の悪性新生物	C50
○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・真正赤血球増加症<多血症> ・骨髄異形成症候群 ・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	D45 D46 D47.1 D47.3

C 上記Bにおいて、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を示す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
/3 · · · · 悪性、原発部位
/6 · · · · 悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9 · · · · 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

①の備考

「上皮内癌」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を示す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2 · · · · 上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性

(注) 胃、結腸または直腸の粘膜癌を除きます。この場合、胃、結腸または直腸の粘膜癌は、前Bおよび前Cに該当するものとみなして取り扱います。

② 急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、下記Aにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記Bの基本分類コードに規定されるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

A 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾 病 の 定 義
1. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
2. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

B 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 急性心筋梗塞	○虚血性心疾患(I 20~ I 25)のうち ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I 21 I 22
2. 脳卒中	○脳血管疾患(I 60~ I 69)のうち ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I 60 I 61 I 63

③ 上皮内新生物等

対象となる上皮内新生物等とは、下記Aにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記Bの基本分類コードに規定されるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

A 対象となる上皮内新生物等の定義

定 義
悪性腫瘍細胞が存在するが、上皮内に限局しており、組織への浸潤的な増殖がないことで特徴付けられる疾病および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌 (C44)

B 対象となる上皮内新生物等の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
ア 上皮内癌	
○上皮内新生物（D00～D09）中の	
・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
・上皮内黒色腫	D03
・皮膚の上皮内癌	D04
・乳房の上皮内癌	D05
・子宮頸（部）の上皮内癌	D06
ただし、つぎに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。	
・子宮頸（部）上皮内腫瘍〔C1N〕、異型度Ⅲ	
・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌	D07
ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。	
・外陰部（D07.1）中の	
・外陰部上皮内腫瘍〔V1N〕、異型度Ⅲ	
・陰（D07.2）中の	
・陰上皮内腫瘍〔VA1N〕、異型度Ⅲ	
・その他および部位不明の上皮内癌	D09
イ 皮膚癌	
○皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物（C43～C44）中の	
・皮膚のその他の悪性新生物	C44

C 上記Bにおいて「上皮内新生物等」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

ア 上皮内癌

第5桁性状コード番号
/2 · · · · 上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性

(注) 胃、結腸または直腸の粘膜癌を除きます。この場合、胃、結腸または直腸の粘膜癌は、①悪性新生物のBおよびCに該当するものとみなして取り扱います。

イ 皮膚癌

第5桁性状コード番号
/3 · · · · 悪性、原発部位
/6 · · · · 悪性、転移部位
悪性、続発部位
/9 · · · · 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

13. 会社所定の要介護状態、会社所定の要生活介護状態、会社所定の軽度要介護状態

① 「会社所定の要介護状態」とは、つぎのAからCまでのいずれかに該当した場合をいいます。

- A ④に定める日常生活動作表の項目の1から5のうち1項目が全部介助の状態に該当し、かつ、他の1項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- B ④に定める日常生活動作表の項目の1から5のうち3項目が一部介助の状態に該当したとき
- C ⑤に定める器質性認知症による会社所定の状態に該当したとき

② 「会社所定の要生活介護状態」とは、つぎのAまたはBのいずれかに該当した場合をいいます。

- A ④に定める日常生活動作表の項目の1から5のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- B ⑤に定める器質性認知症による会社所定の状態に該当したとき

③ 「会社所定の軽度要介護状態」とは、つぎのAまたはBのいずれかに該当した場合をいいます。

- A ④に定める日常生活動作表の項目の1から5のうち1項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- B ⑤に定める器質性認知症による会社所定の状態に該当したとき

④日常生活動作表

項目	状態
1. 歩行 (立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか)	<p>(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまつても、誰かに支えてもらつても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。</p> <p>(2) 一部介助 補装具等を使用しても介助がなければ困難</p> <p>(3) ほぼ自立 補装具等を使用すれば自分でできる。</p> <p>(4) 自立 自分でできる。</p>
2. 衣服の着脱 (眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。)	<p>(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。</p> <p>(2) 一部介助 衣服を工夫しても介助がなければ困難</p> <p>(3) ほぼ自立 衣服を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。</p> <p>(4) 自立 自分でできる。</p>
3. 入浴 (浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。)	<p>(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。</p> <p>(2) 一部介助 浴槽などを工夫しても介助がなければ困難</p> <p>(3) ほぼ自立 浴槽などを工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。</p> <p>(4) 自立 自分でできる。</p>
4. 食物の摂取 (眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。)	<p>(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。</p> <p>(2) 一部介助 食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。</p> <p>(3) ほぼ自立 食器・食物等を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。</p> <p>(4) 自立 自分でできる。</p>

項目	状態
5. 排泄 (排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分でまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 (2) 一部介助 特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 特別の器具を使用すれば自分でできる。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。

⑤ 「器質性認知症による会社所定の状態」に該当したとき

器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたときをいいます。

13. ⑤の備考

① 器質性認知症

A 「器質性認知症と診断確定されたとき」とは、つぎのアおよびイのすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

ア 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

イ 正常に成熟した脳が、前アによる器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

B 前Aの「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

ア 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

コード番号	分類項目
F00	アルツハイマー病の認知症
F01	血管性認知症
F02.0	ピック病の認知症
F02.1	クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症
F02.2	ハンチントン病の認知症
F02.3	パーキンソン病の認知症
F02.4	ヒト免疫不全ウィルス[HIV]病の認知症
F02.8	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症
F03	詳細不明の認知症
F05.1	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの

(注) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

イ 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

② 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとて反応することのできる状態を意識がはつきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏睡(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態)にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動搖しやすいに加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

③ 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのAからCまでのいずれかに該当する場合をいいます。

- A 時間の見当識障害
季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- B 場所の見当識障害
今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- C 人物の見当識障害
日頃接している周囲の人の認識ができない。

14. 公的介護保険制度または要介護3以上、要介護2以上および要介護1以上

① 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）にもとづく介護保険制度をいいます。

② 要介護3以上

「要介護3以上」とは、公的介護保険制度で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護3から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

③ 要介護2以上

「要介護2以上」とは、公的介護保険制度で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

④ 要介護1以上

「要介護1以上」とは、公的介護保険制度で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

15. 疾病障害状態

- ① 呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病または高血圧症により日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの
- ② 心臓にペースメーカーもしくは植込み型除細動器を装着したものまたは心臓に人工弁を置換したもの
- ③ 永続的な人工透析療法を受けたもの
- ④ 膀胱を全摘出し、かつ、新膀胱を造設したものまたは尿路変更術を受けたもの
- ⑤ 人工肛門を造設したもの

15. の備考

① 日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態

「日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの」とは、疾患別に以下の程度のものをいいます。

なお、以下で使用する「一般状態区分」とは、つぎの区分をいいます。

〔一般状態区分〕

区分	一般状態
1	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
2	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例えは、軽い家事、事務など
3	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあります、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
4	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就寝しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの

区分	一般状態
5	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおむねベッド周辺に限られるもの

A 呼吸器疾患

呼吸器疾患は、肺結核、じん肺および呼吸不全に区分します。

ア 肺結核

肺結核により、つぎのいずれかに該当し、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合

a	空洞面積の合計が、第2肋骨前端上縁を通る水平線以上の肺野の面積を越し、肺病変の拡がりの合計が一側肺に達するもの
b	空洞を伴う病変があって、aに該当しないもの
c	直前の6か月以内に排菌があり、かつ、空洞は認められないが不安定な肺病変があるもの
d	直前の6か月以内に排菌がなく、かつ、空洞は認められないが不安定な肺病変があり、病巣の拡がりが一側肺野面積を越えるもの

イ じん肺

じん肺により、胸部X線所見が下記のエックス線写真の像の区分の第4型であり、大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以上のもので、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合

[エックス線写真の像の区分]

型	エックス線写真の像
第1型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が少數あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第2型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第3型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が極めて多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第4型	大陰影があると認められるもの

ウ 呼吸不全

呼吸不全により、つぎのいずれも満たし、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合

a	下記の動脈血ガス分析値の検査成績がいずれも中等度異常または高度異常に該当するもの
b	下記の予測肺活量1秒率の検査成績が中等度異常または高度異常に該当するもの

[動脈血ガス分析値]

区分	検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
1	動脈血O ₂ 分圧	Torr	70~61	60~56	55以下
2	動脈血CO ₂ 分圧	Torr	46~50	51~59	60以上

[予測肺活量1秒率]

検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
予測肺活量1秒率	%	40~31	30~21	20以下

B 心疾患

心疾患により、下記の心臓疾患検査所見区分のうち、いずれか1つ以上の異常所見等と浮腫、息切れ等の臨床所見があり、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合

[心臓疾患検査所見区分]

区分	異常所見等
a	LevineⅢ度以上の器質的雑音が認められるもの
b	心胸郭比60%以上のもの
c	胸部X線所見で、肺野に明らかにうつ血像のあるもの
d	心電図で、陳旧性心筋梗塞所見があり、かつ、今日まで狭心症状を有するもの
e	心電図で、脚ブロック所見があり、かつ、基礎疾患有するもの
f	心電図で、完全房室ブロック（第Ⅲ度房室ブロック）所見または第Ⅱ度（MobitzⅡ型）房室ブロック所見のあるもの

区分	異常所見等
g	安静時心電図で、0.2mV以上のSTの低下があるもの、もしくは、深い陰性T波所見のあるもの
h	負荷心電図で、明らかな陽性所見のあるもの
i	難治性の不整脈のあるもの
j	左室駆出率(EF)が50%以下(拡張型心筋症の場合は、40%以下)のもの
k	冠れん縮を証明されたもの

C 腎疾患

腎疾患によりつぎのいずれかに該当し、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合

ア 下記の腎疾患検査所見区分のaまたはbが中等度異常または高度異常の所見があるもの

イ 下記の腎疾患検査所見区分のcアおよびcイの所見があるもの

ウ 下記の腎疾患検査所見区分のcアおよびcウの所見があるもの

[腎疾患検査所見区分]

区分	検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
a	内因性クレアチニクリアランス値	ml/分	20以上30未満	10以上20未満	10未満
b	血清クレアチニン濃度	mg/dl	3以上5未満	5以上8未満	8以上
c	ア 1日尿蛋白量	g/日	3.5g以上を持続する		
	イ 血清アルブミン	g/dl	3.0g以下		
	ウ 血清総蛋白	g/dl	6.0g以下		

D 肝疾患

肝疾患により、下記の肝機能異常度指表の検査成績が中等度異常または高度異常を示すもので、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合

[肝機能異常度指表]

検査項目		基準値	中等度異常	高度異常
総ビリルビン(mg/dl)		0.3~1.2	2以上3未満	3以上
血清アルブミン(g/dl)		4.2~5.1	2.8以上3.5未満	2.8未満
血小板数(万/μl)		13~35	5以上10未満	5未満
プロトロンビン時間(PT) (秒)	(%)	70~130	40以上50未満	40未満
	(秒)	10~14	4以上6未満の延長	6以上の延長
アルカリ fosfataーゼ(ALP)(Bessey法)		0.8~2.3	3.5以上10未満	10以上
コレステラーゼ(CHE)		—	診療施設基準値に対して、明らかに病的な異常値のもの	
腹水		—	中等度 (*)	高度 (**)
脳症(下記の昏睡度分類による)		—	I度 (*)	II度以上 (**)

* 治療により軽快するもの

** 治療により軽快しないもの

[昏睡度分類]

昏睡度	精神症状	参考事項
I	睡眠-覚醒リズムに逆転。 多幸気分ときに抑うつ状態。 だらしなく、気にとめない態度。	あとで振り返ってみて判定できる。
II	指南力(時、場所)障害、物をとり違える(confusion)異常行動 (例:お金をまく、化粧品をゴミ箱に捨てるなど) ときに傾眠状態(普通のよびかけで開眼し会話ができる) 無礼な言動があつたりするが、他人の指示には従う態度を見せる。	興奮状態がない。 尿便失禁がない。 羽ばたき振戦あり。
III	しばしば興奮状態またはせん妄状態を伴い、反抗的態度をみせる。 嗜眠状態(ほとんど眠っている)。 外的刺激で開眼しうるが、他人の指示には従わない、または従えない(簡単な命令には応じえる)。	羽ばたき振戦あり。 (患者の協力がえられる場合) 指南力は高度に障害。
IV	昏睡(完全な意識の消失)。 痛み刺激に反応する。	刺激に対して、払いのける動作、顔をしかめるなどがみられる。

昏睡度	精神症状	参考事項
V	深昏睡 痛み刺激にも全く反応しない。	

E 血液・造血器疾患

血液・造血器疾患は、難治性貧血群、出血傾向群および造血器腫瘍群に区分します。

ア 難治性貧血群（再生不良性貧血、溶血性貧血等）

下記の難治性貧血群臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見および下記の難治性貧血群検査所見区分のうち3つ以上に該当（溶血性貧血の場合は、下記の難治性貧血群臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見および下記の難治性貧血群検査所見区分のアに該当）するもので、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合

〔難治性貧血群臨床所見区分〕

a	治療により貧血改善はやや認められるが、なお中度または高度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの
b	輸血を時々またはひんぱんに必要とするもの

〔難治性貧血群検査所見区分〕

ア	末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの (i)ヘモグロビン濃度が9.0g/dl未満のもの (ii)赤血球数が300万/ μ l未満のもの
イ	末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの (i)白血球数が2,000/ μ l未満のもの (ii)顆粒球数が1,000/ μ l未満のもの
ウ	末梢血液中の血小板数が5万/ μ l未満のもの
エ	骨髄像で、つぎのいずれかに該当するもの (i)有核細胞が5万/ μ l未満のもの (ii)巨核球数が30/ μ l未満のもの (iii)リンパ球が40%以上のもの (iv)赤芽球が10%未満のもの

イ 出血傾向群（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）

下記の出血傾向群臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見および下記の出血傾向群検査所見区分のいずれか1つ以上の所見があるので、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合

〔出血傾向群臨床所見区分〕

a	中度もしくは高度の出血傾向または関節症状のあるもの
b	凝固因子製剤を時々またはひんぱんに輸注しているもの

〔出血傾向群検査所見区分〕

ア	出血時間（デューク法）が8分以上のもの
イ	APTTが基準値の2倍以上のもの
ウ	血小板数が5万/ μ l未満のもの

ウ 造血器腫瘍群（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等）

下記の造血器腫瘍群臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見および下記の造血器腫瘍群検査所見区分のいずれか1つ以上の所見があり、かつ、一般状態区分の3、4または5に該当した場合

〔造血器腫瘍群臨床所見区分〕

a	発熱、骨・関節痛、るい痩、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染症、肝脾腫等のあるものまたは著しいもの
b	輸血を時々またはひんぱんに必要とするもの
c	容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの
d	急性転化の症状を示すもの

[造血器腫瘍群検査所見区分]

ア	病的細胞が出現しているもの
イ	C反応性タンパク(CRP)の陽性のもの
ウ	乳酸脱水酵素(LDH)の上昇を示すもの
エ	白血球数が正常化し難いもの
オ	末梢血液中の赤血球数が300万/ μl 未満のもの
カ	末梢血液中の血小板数が5万/ μl 未満のもの
キ	末梢血液中の正常顆粒球数が1,000/ μl 未満のもの
ク	末梢血液中の正常リンパ球数が600/ μl 未満のもの

F 糖尿病

糖尿病により、インスリン治療時におけるHbA1cおよび空腹時血糖値がつぎのいずれも満たす場合

ア HbA1cが8.0%以上であること

イ 空腹時血糖値が140mg/dL以上であること

G 高血压症

つぎのいずれかに該当した場合

ア つぎの条件を満たす「悪性高血压症」に該当したもの

a	高い拡張期高血压(通常最小血压が120mmHg以上)
b	眼底所見で、Keith-Wagener分類のⅢ群またはⅣ群のもの
c	腎機能障害が急激に進行し、放置すれば腎不全にいたる
d	全身症状の急激な悪化を示し、血压、腎障害の増悪とともに、脳症状や心不全を多く伴う

イ 1年内の一過性脳虚血発作、動脈硬化の所見のほかに出血、白斑を伴う高血压性網膜症を有するもの

② ペースメーカーまたは植込み型除細動器

「ペースメーカーもしくは植込み型除細動器を装着したもの」とは、ペースメーカーまたは植込み型除細動器の装着が永久に必要である場合をいいます。ただし、一時的に装着した場合およびすでに装着したペースメーカーもしくは植込み型除細動器またはその付属品を交換する場合を除きます。

③ 人工弁

「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。ただし、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

④ 人工透析療法

「永続的な人工透析療法」には、一時的な人工透析療法は含みません。また、「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。

⑤ 新膀胱

「新膀胱」とは、尿の貯留臓器として人工的に形成されたものをいいます。

⑥ 尿路変更術

「尿路変更術」とは、正常尿路を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。

⑦ 人工肛門

「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。また、「人工肛門を造設したもの」には、一時的に人工肛門を造設した場合は含みません。

16. 身体部位一覧表

① 身体部位一覧表

部位番号	身体部位の名称
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む）
4	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	咽頭および喉頭
7	胃および十二指腸（空腸を含む）
8	小腸
9	盲腸（虫様突起を含む）
10	大腸および直腸
11	肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	脾臓
14	肺臓、胸膜、気管および気管支
15	胸廓
16	腎臓および尿管
17	膀胱および尿道
18	鼠蹊部
19	睾丸および副睾丸
20	前立腺
21	乳房（乳腺を含む）
22	卵巣、卵管および子宮附属器
23	子宮
24	子宮体部
25	頸椎部（当該神経を含む）
26	胸椎部（当該神経を含む）
27	腰椎部（当該神経を含む）
28	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
29	左肩関節部
30	右肩関節部
31	左股関節部
32	右股関節部
33	左上肢（左肩関節部を除く）
34	右上肢（右肩関節部を除く）
35	左下肢（左股関節部を除く）
36	右下肢（右股関節部を除く）
37	皮膚（頭皮を含む）
38	食道

② つぎの保険種類の場合は、前①の規定にかかわらず部位番号19（睾丸および副睾丸）および20（前立腺）の規定は適用しません。

- A 無配当女性入院保険
- B 無配当女性特定疾病入院保険
- C 無配当女性入院一時金保険

17. 異常分娩

「異常分娩」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 | CD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	○00～○08
○妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	○10～○16
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	○20～○29
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	○30～○48
○分娩の合併症	○60～○75
○分娩（○80～○84）中の ・単胎自然分娩（○80）中の ・自然骨盤位分娩 ・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 ・帝王切開による単胎分娩 ・その他の介助単胎分娩 ・多胎分娩	○80.1 ○81 ○82 ○83 ○84
○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	○85～○92
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	○94～○99
○その他の細菌性疾患（A 30～A 49）中の ・産科的破傷風	A 34

18. 障害給付金額表および身体の同一部位

① 障害給付金額表

障害給付金額は、被保険者の災害保険金額にその身体障害が属する等級の給付割合を乗じて得られる金額とします。

等級	身体障害	給付割合
第1級	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9.10手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの 10.1肢に第3級の13.から15.までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13.から15.までまたは第4級の21.から25.までのいずれかの身体障害を生じたもの 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12.1眼の視力を全く永久に失ったもの 13.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16.10足指を失ったもの 17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24.1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26.10足指の用を全く永久に失ったもの 27.1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31.1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33.両耳の聴力を著しい障害を永久に残すもの 34.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36.脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%

等級	身体障害	給付割合
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

(注) A 身体障害の状態が上記の2種目以上に該当した場合には、その給付割合はそれぞれの身体障害の状態が属する等級の給付割合の合計の割合とします。ただし、②に定める身体の同一部位に生じた2種目以上の身体障害の状態に関しては、最も上位の種目に属する等級の給付割合をもって、その給付割合とします。

B すでに身体障害（その被保険者についての責任開始期前の身体障害を含みます。）のあった②に定める身体の同一部位に生じた身体障害については、その給付割合は、新たに身体障害の状態が属する等級の給付割合からすでにあった身体障害（その被保険者についての責任開始期前の身体障害を含みます。）の状態が属する等級の給付割合を差し引いて得られる割合とします。

② 身体の同一部位

- A 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- B 1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- C 眼については、両眼を同一部位とします。
- D 耳については、両耳を同一部位とします。
- E 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- F 前①の第1級の4. 5. 6. もしくは7. 第2級の8. 9. もしくは10. 第3級の16. または第4級の26. の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

18. の備考

① 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

② 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自分では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

③ 眼の障害（視力障害）

- A 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- B 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- C 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- D 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

④ 言語またはそしゃくの障害

- A 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ア 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - イ 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ウ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - B 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
 - C 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。
 - D 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

⑤ 耳の障害（聴力障害）

- A 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
- B 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

- C 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記Bの

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

⑥ 鼻の障害

- A 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- B 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

⑦ 上・下肢の障害

- A 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込がない場合をいいます。
- B 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- C 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

⑧ 脊柱の障害

- A 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- B 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- C 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

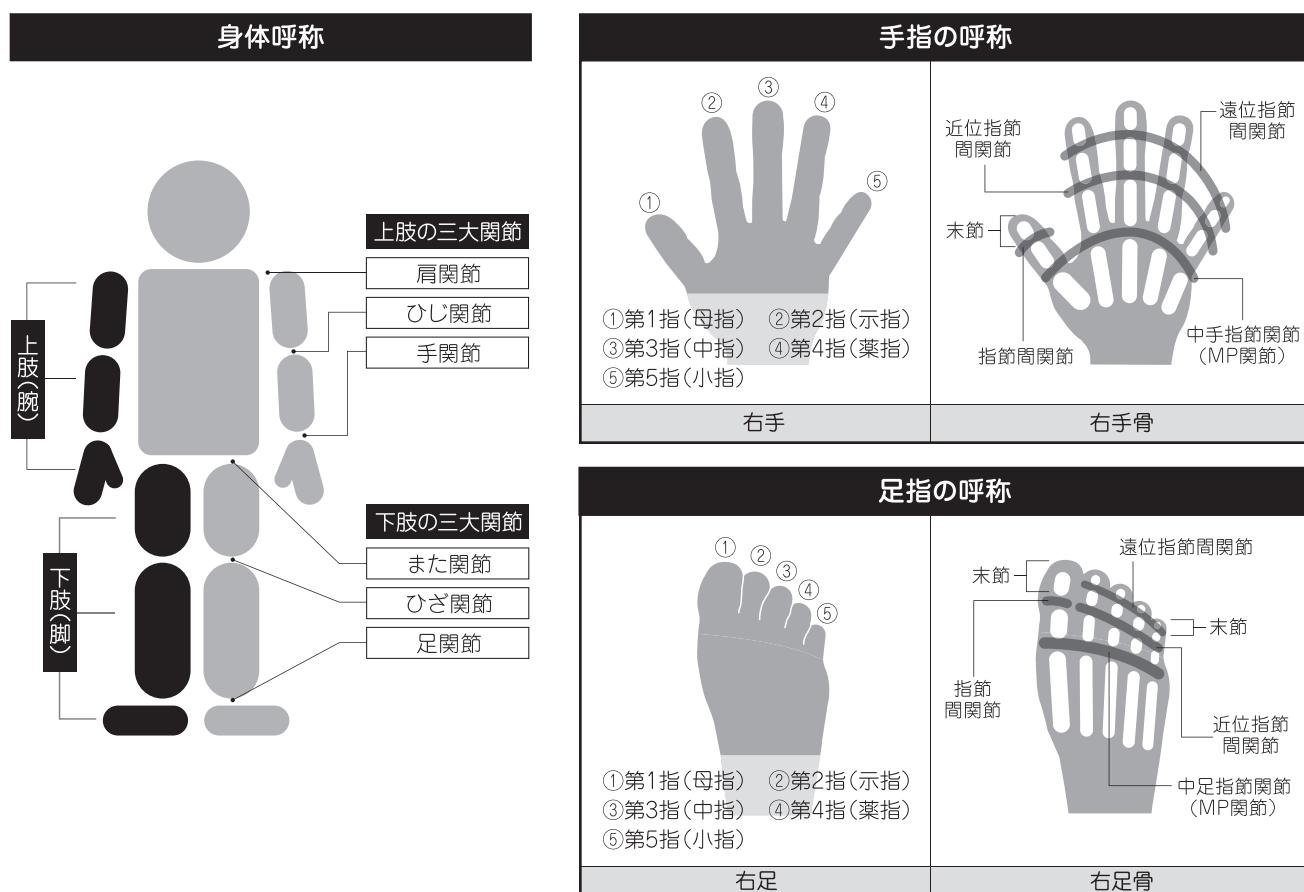
⑨ 手指の障害

- A 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- B 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- C 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

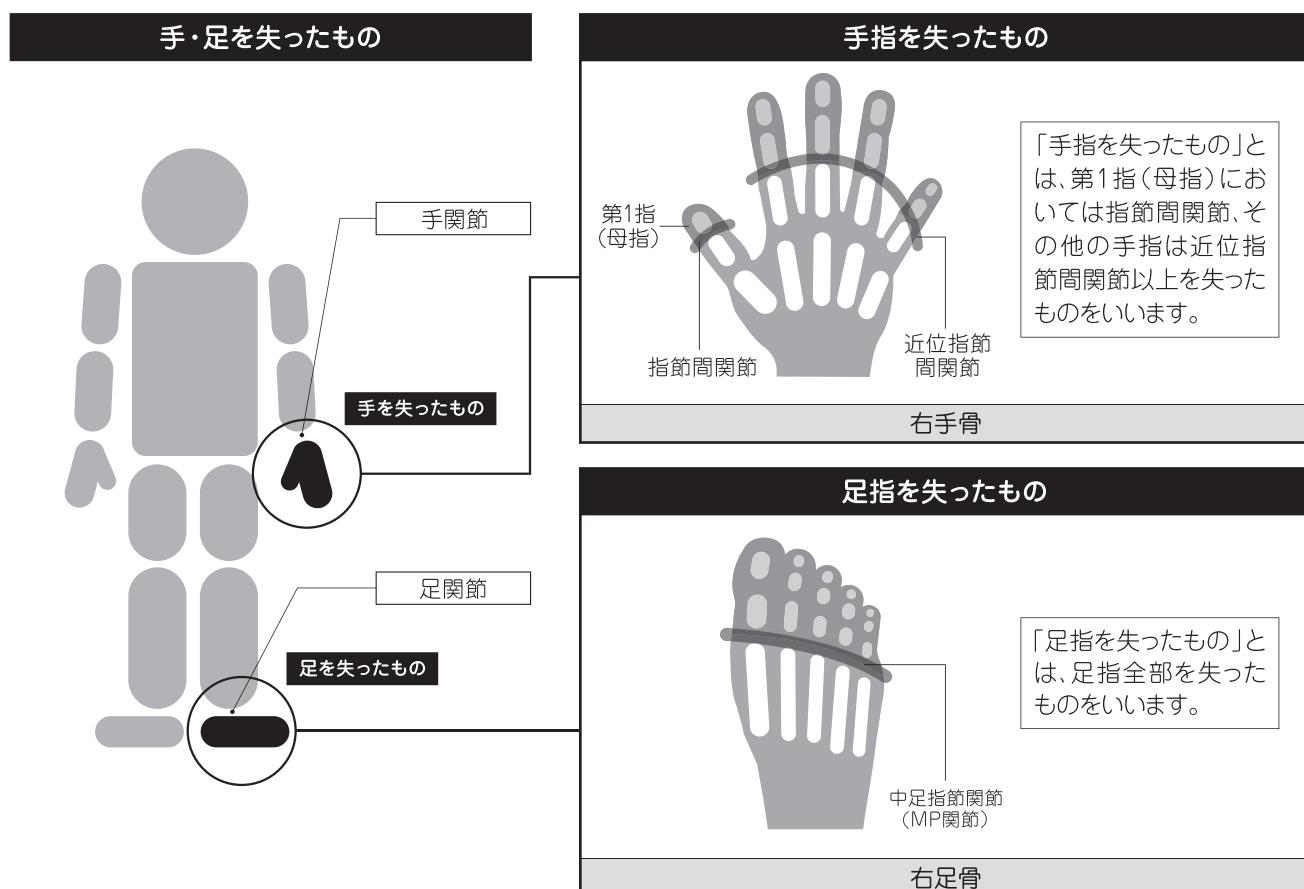
⑩ 足指の障害

- A 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- B 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

呼称



(身体)障害図解例



19. 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- ① 健康保険法
- ② 国民健康保険法
- ③ 国家公務員共済組合法
- ④ 地方公務員等共済組合法
- ⑤ 私立学校教職員共済法
- ⑥ 船員保険法
- ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律

20. 診療報酬点数表

「診療報酬点数表」とは、「医科診療報酬点数表」および「歯科診療報酬点数表」をいい、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている診療報酬点数表をいいます。

21. 先進医療

「先進医療」とは、手術、放射線治療または療養を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

22. 造血幹細胞移植術

「造血幹細胞移植術」とは、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的とした骨髄移植、末梢血幹細胞移植または臍帯血移植をいいます。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

23. 造血幹細胞の採取手術

「造血幹細胞の採取手術」とは、組織の機能に障害がある者に対して造血幹細胞を移植することを目的として骨髄から骨髄幹細胞を採取する手術または末梢血幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

24. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

31. 就業不能状態

① 「就業不能状態」とは、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態であり、つぎのAまたはBのいずれかに該当した場合をいいます。

A ②に定める日常生活動作表の項目の1から5のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき

B ③に定める器質性認知症による会社所定の状態に該当したとき

② 日常生活動作表

項目	状 態
1. 歩行 (立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまつても、誰かに支えてもらつても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。 (2) 一部介助 補装具等を使用しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 補装具等を使用すれば自分でできる。 (4) 自立 自分でできる。
2. 衣服の着脱 (眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助 衣服を工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 衣服を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
3. 入浴 (浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助 浴槽などを工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 浴槽などを工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
4. 食物の摂取 (眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 (2) 一部介助 食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 (3) ほぼ自立 食器・食物等を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
5. 排泄 (排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 (2) 一部介助 特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 特別の器具を使用すれば自分でできる。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。

③ 「器質性認知症による会社所定の状態」に該当したとき

器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたときをいいます。

31. ③の備考

① 器質性認知症

- A 「器質性認知症と診断確定されたとき」とは、つぎのアおよびイのすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
- ア 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- イ 正常に成熟した脳が、前アによる器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- B 前Aの「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。
- ア 「器質性認知症」
- 「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

コード番号	分類項目
F00	アルツハイマー病の認知症
F01	血管性認知症
F02.0	ピック病の認知症
F02.1	クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症
F02.2	ハンチントン病の認知症
F02.3	パーキンソン病の認知症
F02.4	ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病の認知症
F02.8	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症
F03	詳細不明の認知症
F05.1	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの

（注）厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

イ 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

② 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとて反応することができる状態を意識がはつきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏睡（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンシア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動搖しやすいーに加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

③ 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのAからCまでのいずれかに該当する場合をいいます。

A 時間の見当識障害

季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

B 場所の見当識障害

今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

C 人物の見当識障害

日頃接している周囲の人の認識ができない。

32. 特定障害状態

「特定障害状態」とは、つぎの①または②のいずれかに該当した状態をいいます。

① つぎのすべての条件を満たしたとき

A 身体障害者福祉法に定める障害の級別の1級、2級または3級の障害に該当したこと。この場合、身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害（以下本32.において「複数障害」といいます。）に重複して該当したことにより、その複数障害につき、身体障害者福祉法にもとづき、それぞれの障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級、2級または3級の障害に該当した場合も含みます。

B 前Aに定める障害に対して、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと

② 国民年金法にもとづき、障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され、その認定された障害基礎年金の受給権が主契約の保険料払込期間中に生じたとき。ただし、障害等級1級または2級の状態のうち、精神障害の状態に該当していると認定されたときを除きます。

32. の備考

① 国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態

「国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態」とは、国民年金法施行令に定める障害等級1級または2級の状態をいいます。

② 国民年金法にもとづく精神障害の状態

「国民年金法にもとづく精神障害の状態」とは、国民年金法にもとづく障害等級1級の第10号または2級の第16号に定める状態をいいます。



請求書類

- ① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類
- ② その他の請求に必要な書類
- ③ 同時に請求が行われたものとして取り扱うことができる給付金等

※以下の特約については各特約条項をご覧ください。

- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約

請求書類別表

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類	
1. 死亡保険金	・死亡保険金 ・死亡給付金 ・普通死亡保険金 ・ガン死亡保険金 ・第1回の遺族年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
	・第2回以後の遺族年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺族年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
	・死亡一時金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書
2. 災害死亡保険金		(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 災害死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3. 高度障害保険金	・高度障害保険金 ・高度障害給付金 ・第1回の高度障害年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、高度障害保険金の受取人と同一人の場合は不要） (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
	・第2回以後の高度障害年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 高度障害年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
4. 災害高度障害保険金		(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、災害高度障害保険金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 災害高度障害保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
5. 満期保険金（満期祝金を含みます。）		(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、満期保険金の受取人と同一人の場合は不要） (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券

項目	必要書類	
6. 入院給付金（女性疾病入院給付金、女性特定疾病入院給付金、ガン入院給付金、生活習慣病入院給付金、入院一時金、女性入院一時金、生活習慣病入院一時金、入院一時金（女性疾病プラス）または入院一時金（7大疾病プラス）を含みます。）	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、入院給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 不慮の事故による場合は、不慮の事故であることを証する書類 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券	
7. 健康祝金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券	
8. 手術給付金（入院時手術給付金、入院治療手術給付金、外来手術給付金、ガン手術給付金、手術給付金（女性疾病プラス）または手術給付金（7大疾病プラス）を含みます。）・放射線治療給付金（放射線治療給付金（女性疾病プラス）または放射線治療給付金（7大疾病プラス）を含みます。）	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書または放射線治療証明書 (4) 入院時手術給付金、入院治療手術給付金、入院治療手術給付金（女性疾病プラス）または入院治療手術給付金（7大疾病プラス）の場合は、会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5) 被保険者の住民票（ただし、手術給付金または放射線治療給付金の受取人と同一人の場合は不要） (6) 手術給付金または放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券 (9) 災害手術給付金、災害入院時手術給付金、災害入院治療手術給付金、災害外来手術給付金または災害放射線治療給付金の場合は、不慮の事故であることを証する書類	
9. ガン診断給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、ガン診断給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) ガン診断給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券	
10. 特定疾病保険金等	・特定疾病保険金 ・特定疾病・疾病障害保険金 ・第1回の特定疾病年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、特定疾病保険金等の受取人と同一人の場合は不要） (4) 特定疾病保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
	・第2回以後の特定疾病年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 特定疾病年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書

項目		必要書類
11. 介護保険金等	・介護保険金 ・第1回の介護年金 ・生活介護保険金 ・第1回の生活介護年金 ・第1回の終身生活介護年金 ・軽度介護保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、介護保険金等の受取人と同一人の場合は不要） (5) 介護保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
	・第2回以後の介護年金 ・第2回以後の生活介護年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 介護年金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
	・第2回以後の終身生活介護年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 終身生活介護年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書
12. 保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因として所定の状態に該当したことにより請求する場合にかぎります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを証する書類（公的介護保険制度による要介護認定を受けたことにより請求する場合にかぎります。） (5) 被保険者の身体障害者手帳の写し（身体障害者福祉法にもとづく所定の状態に該当したことにより請求する場合にかぎります。） (6) 被保険者の国民年金法にもとづく障害基礎年金の支給要件に該当する所定の状態に該当していることを証する書類（国民年金法にもとづく所定の状態に該当したことにより請求する場合にかぎります。） (7) 被保険者の住民票 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券	
13. 生存給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券	
14. 障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、障害給付金の受取人と同一の場合は不要） (5) 障害給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券	
15. 年金の一括前払・年金の年一括前払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書	

項目		必要書類
16. 年金	・支払保証期間付終身年金 ・元本保証付有期年金 ・確定年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書（ただし、第1回の年金を請求する場合は保険証券）
	・支払保証期間付夫婦終身年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 第1被保険者および第2被保険者の戸籍抄本 (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書（ただし、第1回の年金を請求する場合は保険証券）
17. 特定疾病ワイド給付金（特定疾病・疾病障害ワイド給付金を含みます。）		(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、特定疾病ワイド給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 特定疾病ワイド給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
18. ガン先進医療給付金（ガン先進医療支援給付金を含みます。）		(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 先進医療にかかる技術料の支出を証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、ガン先進医療給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) ガン先進医療給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
19. 骨折治療給付金		(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、骨折治療給付金の受取人と同一人の場合は不要） (4) 骨折治療給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 不慮の事故による場合は、不慮の事故であることを証する書類 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
20. 認知症治療保険金（認知症治療給付金または認知症診断保険金を含みます。）		(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、認知症治療保険金の受取人と同一人の場合は不要） (4) 認知症治療保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

項目	必要書類
21. 就業不能年金	・第1回の就業不能年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、就業不能年金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 就業不能年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
	・第2回以後の就業不能年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 就業不能年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
22. 早期就業不能給付金（特定疾病・傷害早期就業不能給付金を含みます。）	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、早期就業不能給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 早期就業不能給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 不慮の事故による場合は、不慮の事故であることを証する書類 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。
 2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることができます。

② その他の請求に必要な書類

項目	必要書類	
1. 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書 (3) 保険証券	
2. 解約および解約払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券	
3. 保険契約内容の変更	・給付金額等の減額 ・払済保険への変更 ・保険料払込期間の変更 ・年金支払開始日の変更 ・年金の種類等の変更 ・年金支払期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
	会社所定の請求書	
4. 保険料の振替貸付	(1) 会社所定の申込書または請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券	
5. 保険契約者に対する貸付	(1) 会社所定の申込書または請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券	
6. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券	

項目	必要書類	
7. 死亡保険金等の受取人もしくは年金受取人の変更 または後継年金受取人もしくは死亡払戻金受取人の指定および変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金支払証書	
	遺言による場合	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券または年金支払証書
8. 指定代理請求人の指定および変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券	
9. 指定契約の指定、追加および撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券	
10. 生存給付金の形式の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券	
11. 給付金等の受取人による保険契約の存続	(1) 給付金等の受取人が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証明できる書類	
12. 夫婦年金の選択	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 第2被保険者の戸籍抄本 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券	
13. 死亡払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡払戻金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券	

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることができます。

③ 同時に請求が行われたものとして取り扱うことができる給付金等

事由	給付金等
1. 死亡したこと	・死亡保険金 ・災害死亡保険金 ・死亡給付金 ・ガン死亡保険金 ・普通死亡保険金 ・第1回の遺族年金 ・死亡一時金 ・死亡払戻金
2. 高度障害状態に該当したこと	・高度障害保険金 ・災害高度障害保険金 ・高度障害給付金 ・第1回の高度障害年金

事由	給付金等
3. 特定疾病（総則別表12に定める悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中）により所定の状態に該当したこと	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾病保険金 ・特定疾病・疾病障害保険金 ・特定疾病ワイド給付金 ・特定疾病・疾病障害ワイド給付金 ・第1回の特定疾病年金
4. 会社所定の要介護状態または公的介護保険制度の要介護3以上に該当したこと	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険金 ・第1回の介護年金 ・生活介護保険金 ・第1回の生活介護年金 ・第1回の終身生活介護年金 ・軽度介護保険金 ・第1回の就業不能年金
5. 会社所定の要生活介護状態または公的介護保険制度の要介護2以上に該当したこと	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護保険金 ・第1回の生活介護年金 ・第1回の終身生活介護年金 ・軽度介護保険金 ・第1回の就業不能年金
6. 会社所定の軽度要介護状態または公的介護保険制度の要介護1以上に該当したこと	<ul style="list-style-type: none"> ・軽度介護保険金
7. 入院したこと	<ul style="list-style-type: none"> ・災害入院給付金 ・疾病入院給付金 ・女性疾病入院給付金 ・女性特定疾病入院給付金 ・ガン入院給付金 ・ガン診断給付金 ・生活習慣病入院給付金 ・入院一時金 ・女性入院一時金 ・生活習慣病入院一時金 ・入院一時金（女性疾病プラス） ・入院一時金（7大疾病プラス） ・特定疾病ワイド給付金または特定疾病・疾病障害ワイド給付金（急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とするものにかぎります。）
8. 手術（放射線治療を含みます。）を受けたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・手術給付金 ・ガン手術給付金 ・災害手術給付金 ・疾病手術給付金 ・入院時手術給付金 ・災害入院時手術給付金 ・疾病入院時手術給付金 ・手術給付金（女性疾病プラス） ・手術給付金（7大疾病プラス） ・放射線治療給付金 ・放射線治療給付金（女性疾病プラス） ・放射線治療給付金（7大疾病プラス）
9. 悪性新生物により所定の先進医療を受けたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ガン先進医療給付金 ・ガン先進医療支援給付金

事由	給付金等
10. 器質性認知症による会社所定の状態に該当したこと	<ul style="list-style-type: none">・介護保険金・第1回の介護年金・生活介護保険金・第1回の生活介護年金・第1回の終身生活介護年金・軽度介護保険金・認知症治療保険金・認知症治療給付金・認知症診断保険金・第1回の就業不能年金



各種例表

無配当終身保険 (001) 払済保険金額例表

無配当特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕(001) 払済保険金額・給付金額例表

無配当生活介護保険〔Ⅱ型〕(002) 払済保険金額例表

無配当積立保険 (001) 払済保険金額例表

無配当個人年金保険 (001) 払済保険変更後の年金原資例表

契約見直し特約 見直し価格の残額例表

無配当終身保険(001) 払済保険金額例表

(保険金額 1万円につき)

保険料 払込期間	性別 契約年齢 経過年数(払込)	男性					女性				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
60歳	年	1	87	178	349	841	85	174	345	842	
		2	358	535	869	1,850	360	531	864	1,855	
		3	629	891	1,389	2,858	633	887	1,385	2,868	
		4	901	1,248	1,908	3,869	906	1,243	1,903	3,882	
		5	1,172	1,603	2,425	4,881	1,180	1,597	2,422	4,897	
		7	1,716	2,312	3,456	6,913	1,724	2,305	3,455	6,932	
		10	2,530	3,371	4,998		2,539	3,362	5,002		
		15	3,794	5,035	7,480		3,797	5,027	7,491		
		20	5,048	6,684			5,048	6,683			
		30	7,523				7,524				
70歳	1	41	101	190	352	832	38	94	181	346	843
	2	266	380	552	868	1,827	264	370	538	861	1,852
	3	492	658	912	1,384	2,826	490	645	895	1,376	2,862
	4	717	937	1,271	1,897	3,827	716	920	1,250	1,891	3,872
	5	943	1,214	1,629	2,408	4,832	940	1,194	1,605	2,404	4,885
	7	1,394	1,768	2,339	3,428	6,862	1,390	1,741	2,310	3,432	6,916
	10	2,070	2,592	3,393	4,954		2,061	2,556	3,362	4,976	
	15	3,103	3,862	5,038	7,432		3,080	3,815	5,014	7,471	
	20	4,126	5,106	6,666			4,089	5,058	6,665		
	30	6,119	7,530				6,076	7,517			
80歳	40	8,041					8,029				
	1		61	121	205	363		49	104	188	356
	2		300	413	575	886		279	383	545	876
	3		539	704	942	1,406		509	663	901	1,396
	4		776	994	1,307	1,921		738	941	1,256	1,912
	5		1,014	1,281	1,669	2,432		967	1,218	1,610	2,428
	7		1,488	1,851	2,387	3,442		1,422	1,769	2,317	3,452
	10		2,192	2,692	3,446	4,931		2,101	2,587	3,375	4,981
	15		3,258	3,972	5,092	7,343		3,132	3,842	5,037	7,444
	20		4,294	5,210	6,678			4,143	5,088	6,675	
終身	30		6,259	7,571				6,120	7,534		
	40		8,103					8,052			
	1	2	42	91	150	238	0	18	56	107	188
	2	189	262	352	464	633	163	218	290	383	540
	3	376	482	613	775	1,023	337	418	522	658	890
	4	563	701	872	1,084	1,409	512	617	754	932	1,236
	5	749	919	1,129	1,389	1,787	686	815	983	1,204	1,580
	7	1,124	1,355	1,637	1,991	2,523	1,034	1,210	1,440	1,748	2,258
	10	1,683	2,002	2,386	2,874	3,570	1,552	1,797	2,115	2,557	3,249
	15	2,521	2,973	3,505	4,204	5,089	2,316	2,675	3,131	3,793	4,742
	20	3,348	3,909	4,573	5,417	6,406	3,070	3,532	4,131	4,974	6,088
	30	4,934	5,658	6,509	7,437	8,319	4,535	5,184	6,036	7,087	8,167
	40	6,388	7,207	8,047	8,801		5,931	6,747	7,701	8,635	
	50	7,676	8,436	9,084			7,252	8,113	8,922		
	60	8,698	9,266				8,404	9,113			
	70	9,388					9,250				

無配当特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕(001) 払済保険金額例表

(本則・保険期間が終身の場合)

(保険金額 1万円につき)

保険料 払込期間	性別 契約年齢 経過年数(払込)	男性					女性				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
		年	円	円	円	円	円	円	円	円	円
60歳	1	71	160	323	794		69	153	313	788	
	2	349	521	841	1,781		352	510	822	1,774	
	3	628	883	1,358	2,771		632	865	1,329	2,767	
	4	906	1,242	1,871	3,765		911	1,220	1,835	3,768	
	5	1,184	1,602	2,385	4,766		1,190	1,572	2,341	4,778	
	7	1,738	2,317	3,407	6,804		1,743	2,276	3,351	6,830	
	10	2,565	3,379	4,935			2,564	3,323	4,874		
	15	3,830	5,022	7,397			3,808	4,950	7,372		
	20	5,076	6,646				5,034	6,576			
	30	7,506					7,454				
70歳	1	32	94	182	330	750	28	80	158	303	775
	2	274	389	557	848	1,692	267	363	512	799	1,743
	3	514	683	931	1,359	2,640	505	645	863	1,294	2,717
	4	755	978	1,300	1,865	3,601	742	924	1,211	1,792	3,701
	5	995	1,270	1,667	2,367	4,578	977	1,202	1,557	2,292	4,698
	7	1,472	1,850	2,394	3,360	6,608	1,446	1,755	2,244	3,295	6,745
	10	2,184	2,707	3,460	4,839		2,138	2,573	3,265	4,810	
	15	3,254	3,994	5,069	7,249		3,162	3,800	4,871	7,296	
	20	4,299	5,230	6,624			4,159	4,996	6,503		
	30	6,271	7,537	10,000			6,065	7,401			
80歳	1		68	134	218	333		43	94	163	310
	2		338	462	621	843		291	382	515	804
	3		607	787	1,017	1,342		536	667	866	1,293
	4		875	1,107	1,404	1,831		779	949	1,218	1,779
	5		1,142	1,425	1,785	2,308		1,020	1,228	1,568	2,263
	7		1,671	2,052	2,525	3,238		1,498	1,779	2,267	3,230
	10		2,449	2,962	3,587	4,596		2,203	2,589	3,301	4,694
	15		3,599	4,284	5,126	6,892		3,236	3,819	4,878	7,139
	20		4,685	5,486	6,533			4,219	5,032	6,443	
	30		6,590	7,559				6,125	7,363		
終身	40		8,155					7,942			
	1	13	62	122	193	262	0	27	67	111	189
	2	235	326	438	571	698	200	258	328	411	558
	3	455	588	752	940	1,120	406	487	585	711	921
	4	676	849	1,061	1,303	1,529	610	713	840	1,008	1,277
	5	896	1,110	1,367	1,656	1,921	811	939	1,091	1,305	1,626
	7	1,334	1,625	1,969	2,341	2,662	1,212	1,384	1,585	1,891	2,310
	10	1,986	2,383	2,841	3,310	3,674	1,803	2,038	2,307	2,750	3,308
	15	2,955	3,498	4,095	4,656	5,071	2,656	2,982	3,381	3,995	4,765
	20	3,894	4,547	5,210	5,766	6,303	3,474	3,872	4,418	5,144	6,125
	30	5,628	6,350	6,967	7,524	8,158	4,976	5,554	6,261	7,188	8,284
	40	7,073	7,688	8,226	8,764		6,354	7,021	7,833	8,753	
	50	8,145	8,646	9,113			7,557	8,273	9,038		
	60	8,913	9,321				8,582	9,232			
	70	9,454					9,368				

(注) 本則とは、死亡保険金、高度障害保険金、特定疾病・疾病障害保険金を保障する部分をいいます。

無配当特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕(001) 払済給付金額例表

(特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕・保険期間が終身の場合)

(給付金額 1万円につき)

保険料 払込期間	性別 契約年齢 経過年数(払込)	男性					女性				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
		年	円	円	円	円	円	円	円	円	円
60歳	1	73	163	325	789		71	153	313	787	
	2	352	525	843	1,770		352	509	820	1,771	
	3	632	889	1,359	2,755		633	863	1,326	2,762	
	4	912	1,250	1,874	3,744		912	1,215	1,831	3,762	
	5	1,190	1,610	2,386	4,742		1,190	1,568	2,336	4,772	
	7	1,745	2,327	3,406	6,779		1,742	2,268	3,345	6,822	
	10	2,576	3,390	4,929			2,561	3,313	4,865		
	15	3,845	5,032	7,382			3,801	4,939	7,364		
	20	5,092	6,647				5,025	6,565			
	30	7,511					7,444				
70歳	1	36	99	186	331	737	29	80	160	305	773
	2	280	398	567	845	1,667	270	363	513	800	1,738
	3	523	697	944	1,355	2,606	509	644	864	1,296	2,708
	4	766	994	1,317	1,856	3,558	745	923	1,213	1,794	3,688
	5	1,008	1,290	1,687	2,354	4,530	981	1,201	1,559	2,294	4,681
	7	1,491	1,878	2,415	3,336	6,561	1,449	1,752	2,247	3,297	6,726
	10	2,212	2,741	3,481	4,801		2,140	2,569	3,268	4,810	
	15	3,294	4,036	5,076	7,204		3,164	3,799	4,875	7,287	
	20	4,346	5,267	6,609			4,159	4,996	6,504		
	30	6,313	7,539				6,066	7,401			
	40	8,082					7,956				
80歳	1		75	143	224	332		46	98	168	316
	2		352	479	632	842		294	388	525	813
	3		628	811	1,031	1,339		540	676	881	1,303
	4		902	1,139	1,421	1,826		785	961	1,237	1,789
	5		1,174	1,463	1,802	2,301		1,027	1,243	1,592	2,271
	7		1,714	2,100	2,541	3,224		1,508	1,799	2,299	3,233
	10		2,507	3,021	3,599	4,566		2,218	2,618	3,340	4,684
	15		3,676	4,344	5,131	6,829		3,259	3,861	4,914	7,107
	20		4,770	5,532	6,521			4,251	5,080	6,458	
	30		6,651	7,570				6,169	7,383		
	40		8,178					7,961			
終身	1	20	71	134	205	273	0	32	74	123	207
	2	246	342	461	592	720	209	267	342	436	593
	3	473	613	784	970	1,154	418	499	607	747	970
	4	699	883	1,104	1,339	1,571	624	731	868	1,055	1,339
	5	924	1,150	1,418	1,698	1,974	830	960	1,126	1,364	1,701
	7	1,373	1,680	2,037	2,393	2,734	1,237	1,413	1,634	1,974	2,407
	10	2,041	2,458	2,927	3,375	3,768	1,835	2,079	2,378	2,862	3,426
	15	3,035	3,600	4,195	4,743	5,190	2,701	3,047	3,487	4,141	4,907
	20	3,997	4,664	5,313	5,869	6,434	3,532	3,959	4,555	5,303	6,263
	30	5,752	6,463	7,077	7,635	8,254	5,066	5,684	6,417	7,330	8,336
	40	7,183	7,794	8,325	8,840		6,475	7,159	7,961	8,809	
	50	8,242	8,734	9,177			7,679	8,383	9,089		
	60	8,991	9,376				8,677	9,276			
	70	9,502					9,407				

(注) 特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕のみを払済保険に変更することはできません。

無配当生活介護保険（Ⅱ型）(002) 払済保険金額例表

(保険期間が終身の場合)

(保険金額 1万円につき)

保険料 払込期間	性別 契約年齢 経過年数(払込)	男性					女性				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
		年	円	円	円	円	円	円	円	円	円
60歳	1		67	159	330	821		66	155	326	823
	2		342	519	854	1,831		343	515	850	1,838
	3		616	878	1,376	2,841		619	873	1,372	2,853
	4		891	1,238	1,897	3,853		895	1,232	1,894	3,868
	5		1,165	1,596	2,416	4,865		1,171	1,590	2,414	4,886
	7		1,713	2,310	3,452	6,901		1,722	2,303	3,454	6,923
	10		2,536	3,376	4,999			2,544	3,368	5,005	
	15		3,802	5,041	7,478			3,805	5,034	7,492	
	20		5,056	6,687				5,055	6,688		
	30		7,528					7,531			
70歳	1		22	83	174	335	810	19	76	164	330
	2		251	366	539	856	1,805	248	356	526	850
	3		480	649	904	1,374	2,801	477	635	886	1,368
	4		709	932	1,267	1,891	3,800	706	913	1,246	1,886
	5		939	1,213	1,629	2,404	4,804	935	1,191	1,604	2,404
	7		1,397	1,774	2,347	3,429	6,835	1,391	1,745	2,318	3,436
	10		2,085	2,610	3,411	4,957		2,072	2,570	3,379	4,983
	15		3,124	3,884	5,056	7,425		3,096	3,834	5,032	7,469
	20		4,151	5,130	6,677			4,109	5,081	6,678	
	30		6,145	7,545				6,099	7,531		
	40		8,056					8,042			
80歳	1			46	108	196	354		32	92	179
	2			292	410	576	886		269	380	546
	3			537	709	953	1,414		506	667	912
	4			782	1,006	1,328	1,936		742	952	1,277
	5			1,026	1,303	1,699	2,452		977	1,236	1,640
	7			1,514	1,887	2,432	3,468		1,444	1,803	2,363
	10			2,236	2,751	3,511	4,950		2,141	2,641	3,440
	15			3,321	4,049	5,161	7,321		3,189	3,917	5,106
	20			4,371	5,296	6,722			4,216	5,172	6,723
	30			6,347	7,624				6,205	7,588	
	40			8,154					8,104		
終身	1		0	32	84	153	251	0	11	57	118
	2		185	264	363	489	679	162	226	311	425
	3		381	495	640	823	1,100	349	441	565	731
	4		576	726	914	1,153	1,514	535	656	817	1,035
	5		772	957	1,187	1,480	1,921	722	870	1,068	1,338
	7		1,164	1,414	1,725	2,123	2,707	1,092	1,295	1,566	1,938
	10		1,750	2,094	2,518	3,061	3,810	1,645	1,926	2,301	2,829
	15		2,620	3,108	3,693	4,456	5,366	2,456	2,867	3,404	4,172
	20		3,477	4,084	4,808	5,703	6,645	3,254	3,783	4,478	5,427
	30		5,119	5,893	6,784	7,670	8,368	4,806	5,541	6,478	7,524
	40		6,611	7,456	8,255	8,865		6,273	7,156	8,092	8,785
	50		7,900	8,618	9,149			7,622	8,457	9,063	
	60		8,859	9,325				8,710	9,241		
	70		9,441					9,365			

無配当積立保険(001) 払済保険金額例表

(保険金額 1万円の場合)

保険期間	性別 契約年齢 経過年数(払込) 年	男性					女性				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
		1	868	868	867	867	866	868	868	867	868
10年	2	1,901	1,901	1,900	1,900	1,898	1,902	1,902	1,902	1,902	1,901
	3	3,048	3,048	3,047	3,046	3,043	3,050	3,049	3,049	3,049	3,048
	4	4,056	4,056	4,055	4,053	4,050	4,057	4,057	4,056	4,057	4,055
	5	5,058	5,058	5,057	5,055	5,052	5,059	5,059	5,059	5,058	5,057
	7	7,049	7,049	7,049	7,047	7,045	7,050	7,050	7,050	7,050	7,048
	9	9,021	9,021	9,020	9,020	9,019	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021

(注) 上記の表は、無配当積立保険(001)普通保険約款第14条第2項第3号にもとづく払済保険金額を表します。払済保険に変更した場合、同号にもとづき計算した金額があるときは、保険契約者に払い戻します。

無配当個人年金保険(001) 払済保険変更後の年金原資例表

(払済保険変更前の年金原資 1万円につき)

年金支払 開始年齢	性別 契約年齢 経過年数(払込) 年	男性			女性		
		20歳	30歳	40歳	20歳	30歳	40歳
		円	円	円	円	円	円
60歳	1	219			217		
	2	498			497		
	3	776			775		
	4	1,053			1,051		
	5	1,328			1,327		
	7	1,874			1,874		
	10	2,685			2,683		
	15	3,980			3,977		
	20	5,243			5,241		
	30	7,679			7,676		
70歳	1	162	221		161	219	
	2	393	500		391	498	
	3	622	780		620	776	
	4	851	1,056		848	1,053	
	5	1,078	1,332		1,075	1,329	
	7	1,530	1,881		1,526	1,876	
	10	2,199	2,692		2,194	2,686	
	15	3,262	3,989		3,254	3,981	
	20	4,300	5,253		4,290	5,245	
	30	6,298	7,684		6,286	7,678	
80歳	40	8,192			8,184		
	1	125	167	226	121	164	221
	2	323	399	507	319	394	501
	3	522	630	787	515	623	781
	4	719	860	1,066	713	852	1,057
	5	916	1,087	1,343	907	1,079	1,333
	7	1,304	1,542	1,893	1,296	1,531	1,881
	10	1,884	2,216	2,707	1,871	2,201	2,693
	15	2,795	3,286	4,011	2,777	3,264	3,990
	20	3,687	4,329	5,278	3,661	4,301	5,254
	30	5,407	6,331	7,700	5,370	6,299	7,685
	40	7,031	8,211		6,992	8,194	

契約見直し特約 見直し価格の残額例表

(充当保険料 1万円につき)

充当期間 経過年数(払込)＼ 年	10年	15年	20年	30年	40年	50年
1	1,054,458	1,630,107	2,198,619	3,314,565	4,402,993	5,464,578
2	938,462	1,515,553	2,085,484	3,204,220	4,295,368	5,359,610
3	822,176	1,400,710	1,972,064	3,093,600	4,187,476	5,254,376
4	705,601	1,285,577	1,858,365	2,982,700	4,079,309	5,148,881
5	588,732	1,170,160	1,744,381	2,871,525	3,970,877	5,043,120
7	354,120	938,462	1,515,553	2,648,345	3,753,201	4,830,810
10	0	588,732	1,170,160	2,311,469	3,424,634	4,510,348
15		0	588,732	1,744,381	2,871,525	3,970,877
20			0	1,170,160	2,311,469	3,424,634
30				0	1,170,160	2,311,469
40					0	1,170,160
50						0

(注)

- ・上表は、契約見直し特約条項第3条第5項にもとづく金額を表します。同条第6項が適用される場合には、上表例示の金額より下回ることがあります。
- ・上表は、見直し後契約ごとに適用します。

全国支社一覧

(2018年8月現在)

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
旭川	070-0031	旭川市一条通9-右10	0166-23-4024
札幌北	001-0908	札幌市北区新琴似8条1-1-41	011-709-5526
札幌	060-0002	札幌市中央区北2条西3-1	011-231-5533
札幌東	004-0052	札幌市厚別区厚別中央2条5-4-18	011-896-1410
札幌南	005-0003	札幌市南区澄川3条5-2-13	011-842-1711
札幌西	063-0812	札幌市西区琴似2条7-2-3	011-612-5501
小樽	047-0032	小樽市稻穂2-6-3	0134-25-7060
函館	040-0011	函館市本町12-2	0138-51-8550
青森	030-0861	青森市長島2-25-1	017-776-2413
八戸	031-0081	八戸市柏崎1-10-12	0178-46-1181
盛岡	020-0878	盛岡市肴町3-9	019-653-3102
秋田	010-0951	秋田市山王3-1-12	018-863-8111
石巻	986-0825	石巻市穀町3-15	0225-23-0206
塩釜	985-0021	塩釜市尾島町16-10	022-363-0527
仙台	980-0811	仙台市青葉区一番町2-8-15	022-225-3111
仙台南	982-0011	仙台市太白区長町5-1-15 エイ・エヌ ステーションビル	022-249-3271
山形	990-0039	山形市香澄町2-2-31 カーニープレイス山形	023-632-2761
*新庄	996-0023	新庄市沖の町2-4 ビーンズ新庄ビル	0233-28-0155
郡山	963-8004	郡山市中町1-22 大同生命ビル	024-923-5447
*牛久	300-1234	牛久市中央4-24-2 アルシェビル	029-830-8282
水戸	310-0805	水戸市中央1-2-19	029-227-1101
宇都宮	320-0035	宇都宮市伝馬町2-11	028-634-0121
*小山	323-0022	小山市駅東通り2-24-18	0285-22-8441
高崎	370-0824	高崎市田町57-1	027-322-5554
熊谷	360-0043	熊谷市星川2-75	048-521-1285
大宮	330-0846	さいたま市大宮区大門町3-42-5	048-641-3786
所沢	359-1123	所沢市日吉町18-1 ARAI-181ビル	04-2922-5191
浦和	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-4-9	048-829-2921
朝霞	351-0005	朝霞市根岸台5-3-18	048-463-6099
川越	350-1123	川越市脇田本町26-4	049-247-3451
春日部	344-0061	春日部市粕壁2-8-13	048-754-6560
越谷	343-0845	越谷市南越谷1-19-6 越谷ビル	048-961-6730
千葉	260-0014	千葉市中央区本千葉町10-5	043-222-4121
船橋	273-0005	船橋市本町2-27-25	047-432-2711
市川	272-0021	市川市八幡1-11-4	047-334-3244
柏	277-0842	柏市末広町6-3	04-7145-4155

*印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
松戸	271-0092	松戸市松戸 1331-10	047-368-1288
小岩	133-0057	江戸川区西小岩1-29- 7	03-3671-7581
千住	120-0036	足立区千住仲町 19- 8	03-3882-7638
青戸	125-0062	葛飾区青戸3-41- 8	03-3602-5106
赤羽	115-0045	北区赤羽2-17- 4	03-3903-9881
江東	136-0071	江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル	03-5836-1568
東京	101-0032	千代田区岩本町 2-4-3	03-3862-1821
池袋	171-0022	豊島区南池袋2-49- 4	03-3987-4321
渋谷	150-0002	渋谷区渋谷2-17- 2	03-3409-7841
中野	165-0026	中野区新井2-30- 5	03-3387-4441
烏山	157-0062	世田谷区南烏山5-17- 8	03-3305-6061
大森	143-0016	大田区大森北1-17- 4	03-3762-5728
田無	188-0012	西東京市南町3-25- 2	042-461-7609
立川	190-0023	立川市柴崎町3-11- 2	042-523-0251
八王子	192-0083	八王子市旭町9- 1 八王子スクエアビル	042-642-1741
町田	194-0022	町田市森野1-32-17	042-722-2603
登戸	214-0013	川崎市多摩区登戸新町 445- 1	044-911-4217
川崎	210-0004	川崎市川崎区宮本町2-24	044-244-1337
藤が丘	227-0043	横浜市青葉区藤が丘2- 9- 2	045-971-6901
横浜北	222-0011	横浜市港北区菊名6- 3-14	045-401-1761
横浜	231-0047	横浜市中区羽衣町1- 3- 1	045-261-8381
*横浜西	241-0821	横浜市旭区二俣川2-50-14 コプレニ俣川オフィス	045-273-1042
横須賀	238-0008	横須賀市大滝町1-20- 1	046-822-2322
湘南	236-0028	横浜市金沢区洲崎町 6-5	045-781-2081
戸塚	244-0002	横浜市戸塚区矢部町 17- 4	045-871-1101
藤沢	251-0054	藤沢市朝日町 13- 2	0466-23-4150
大和	242-0017	大和市大和東3-15- 4	046-264-8265
厚木	243-0018	厚木市中町4-16-22	046-222-1178
平塚	254-0042	平塚市明石町1-24	0463-21-2085
*小田原	250-0012	小田原市本町1- 1-38 あいおいニッセイ同和損保小田原ビル	0465-24-5681
松本	390-0815	松本市深志2- 4-26	0263-36-5291
長野	380-0935	長野市中御所1-16-20	026-268-0227
新潟	950-0088	新潟市中央区万代4- 1-11	025-243-3618
富山	930-0007	富山市宝町1- 3-14	076-432-1534
金沢	920-0902	金沢市尾張町2- 8-23	076-263-0541
福井	910-0004	福井市宝永2- 1	0776-22-6630
沼津	410-0056	沼津市高島町 11-13	055-921-5325

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
*富士	417-0047	富士市青島町 192- 2 サン・アイ富士ビル	0545-52-8761
清水	424-0815	静岡市清水区江尻東2- 1- 5	054-365-2919
静岡	420-0852	静岡市葵区紺屋町 11- 4	054-254-2551
*藤枝	426-0034	藤枝市駅前2-14-20 第2フラワービル	054-645-7600
浜松	430-0926	浜松市中区砂山町 353- 8	053-454-2501
豊橋	440-0888	豊橋市駅前大通3-53	0532-54-0515
岡崎	444-0044	岡崎市康生通南2- 3	0564-21-4822
熱田	456-0034	名古屋市熱田区伝馬2- 2- 4	052-681-8538
春日井	486-0916	春日井市八光町 1-20-2	0568-31-2866
名古屋	460-0003	名古屋市中区錦3- 6-34	052-962-8911
名古屋東	465-0093	名古屋市名東区一社2-25	052-705-3522
名古屋西	453-0054	名古屋市中村区鳥居西通1-13	052-413-2821
一宮	491-0904	一宮市神山1- 4- 6	0586-45-5230
四日市	510-0074	四日市市鵜の森1- 1-18	059-351-1065
*津	514-0033	津市丸之内 34- 5 津中央ビル	059-229-2881
岐阜	500-8175	岐阜市長住町2-16- 3	058-265-6811
大津	520-0042	大津市島の閑2- 2	077-524-1580
京都	600-8099	京都市下京区仏光寺通烏丸東入	075-361-8111
京都西	615-8073	京都市西京区桂野里町 41-73	075-392-3992
京都南	612-8362	京都市伏見区西大手町 307-60	075-621-5633
奈良	631-0823	奈良市西大寺国見町1- 3- 7	0742-43-8011
高槻	569-0072	高槻市京口町9- 5	072-671-8815
豊中	561-0884	豊中市岡町北1- 2-17	06-6853-6565
寝屋川	572-0837	寝屋川市早子町 10-21	072-820-2850
大阪	541-0048	大阪市中央区瓦町3- 6- 5 銀泉備後町ビル	06-4706-1090
大阪西	551-0002	大阪市大正区三軒家東1-19-14	06-6554-8561
大阪南	558-0013	大阪市住吉区我孫子東1-10- 6	06-6691-3551
大阪東	546-0002	大阪市東住吉区杭全1-16-27	06-4301-8585
大阪北	532-0023	大阪市淀川区十三東1-10-26	06-6302-7798
布施	577-0056	東大阪市長堂3- 4-24	06-6784-6121
堺	590-0048	堺市堺区一条通16-1	072-238-3848
藤井寺	583-0027	藤井寺市岡2-10-15	072-952-1410
岸和田	596-0054	岸和田市宮本町 29-26	072-431-3732
和歌山	640-8331	和歌山市美園町2- 1	073-436-7311
川西	666-0033	川西市栄町 10-16	072-758-1516
尼崎	660-0881	尼崎市昭和通2-7-1 ニューアルカイックビル	06-6482-7611
西宮	662-0918	西宮市六湛寺町 14- 5	0798-35-5335

*印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
神戸	650-0004	神戸市中央区中山手通2-1-8	078-391-5401
神戸西	654-0024	神戸市須磨区大田町3-1-4	078-732-3557
明石	673-0016	明石市松の内2-8-3	078-927-0202
姫路	670-0947	姫路市北条432-14	079-225-2006
岡山	700-0821	岡山市北区中山下1-2-3	086-225-1908
倉敷	710-0826	倉敷市老松町2-7-2	086-425-7815
松江	690-0006	松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル	0852-22-4380
福山	720-0812	福山市霞町1-2-11	084-923-2426
呉	737-0045	呉市本通2-1-23 大同生命呉ビル	0823-24-3390
広島	732-0826	広島市南区松川町1-19	082-262-1141
広島西	733-0812	広島市西区己斐本町2-12-28	082-272-8346
徳山	745-0073	周南市代々木通2-47	0834-21-0787
宇部	755-0042	宇部市松島町18-10	0836-31-3709
下関	750-0012	下関市観音崎町12-10	083-223-8266
高松	760-0056	高松市中新町2-5	087-861-0795
松山	790-0003	松山市三番町6-8-1	089-941-2270
徳島	770-0923	徳島市大道1-62 中筋ビル	088-626-0151
高知	780-0053	高知市駅前町2-16	088-824-0353
小倉	802-0005	北九州市小倉北区堺町2-3-20	093-531-1835
八幡	806-0028	北九州市八幡西区熊手2-3-13	093-631-1731
福岡東	813-0013	福岡市東区香椎駅前2-1-21	092-672-1911
福岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-26-23	092-474-1971
福岡西	814-0021	福岡市早良区荒江3-11-32	092-831-6781
福岡南	812-0879	福岡市博多区銀天町3-6-21	092-571-3318
久留米	830-0018	久留米市通町8-6	0942-35-6161
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8	0952-26-7313
佐世保	857-0864	佐世保市戸尾町3-5	0956-24-2264
長崎	850-0032	長崎市興善町2-31	095-826-5231
熊本	860-0806	熊本市中央区花畠町4-3	096-353-1281
大分	870-0034	大分市都町1-1-1	097-534-0054
宮崎	880-0806	宮崎市広島2-12-11	0985-28-1811
鹿児島	892-0844	鹿児島市山之口町12-14	099-224-3835
*那覇	900-0006	那覇市おもろまち1-3-31 那覇新都心メディアビル 西棟	098-941-3313

=MEMO=

=MEMO=

=MEMO=

太陽生命からのお願い

- つぎのようなときには、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までお知らせください。
 - ・ご転居、住所表示変更などのとき
 - ・名義変更（契約者変更、死亡保険金受取人変更、改姓・改名等）、保険証券紛失などのとき
- 当社の経営についてのご意見、ご契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までお気軽にご連絡ください。
※当社の経営についてのご意見は、太陽生命ホームページでも受付しております。
- ご契約に関するご照会やご通知の際、あるいは当社経営に関するご意見の際には、保険証券の記号・番号、ご契約者と被保険者のお名前およびご住所を必ずお知らせください。
- 保険証券は各種お手続きに必要なものです。大切に保管してください。

お願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことからを記載したものです。

内容を十分ご確認いただきますようお願いいたします。

特に、

1. 保険金・給付金などのお支払いについて
2. 保険料のお払い込みの免除について
3. 保険金・給付金などをお支払いできない場合について
4. 責任開始期について
5. 告知に関するご注意点について
6. クーリング・オフ制度について
7. 保険料の払込方法について
8. 払込猶予期間とご契約の効力について
9. 効力を失ったご契約の復活について
10. ご解約と解約払戻金について

などは、ご契約に関してぜひご理解いただきたいことからです。

わかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

ご契約に関する照会やご相談につきましては、
下記お客様サービスセンターへお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター



0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時
(祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)

※お客様サービスセンターとのお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、
あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱については、当社ホームページをご覧ください。



●「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。本保険契約の締結については、太陽生命保険株式会社が引受保険会社となります。

 太陽生命保険株式会社

ホームページ <http://www.taiyo-seimeい.co.jp/>
(本社) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

※この冊子と同じ内容をホームページでもご覧になれます。
(表紙に記載されたしおり約款閲覧コードで検索できます。)